**投資信託説明書**
**（請求目論見書）**
使用開始日 2023.12.9

# 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2030／2035／2040／2045／2050／2055／2060／2065（確定拠出年金）

## 〈愛称：あすへのそなえ〉

**追加型投信／内外／資産複合**

この目論見書により行う「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2030（確定拠出年金）、同 2035（確定拠出年金）、同 2040（確定拠出年金）、同 2045（確定拠出年金）、同 2050（確定拠出年金）、同 2055（確定拠出年金）、同 2060（確定拠出年金）、同 2065（確定拠出年金）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2023 年 12 月 8 日に関東財務局長に提出しており、2023 年 12 月 9 日に効力が生じております。

**本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。**

| | |
|---|---|
| 発行者名 | ：三菱UFJアセットマネジメント株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | ：取締役社長 横川 直 |
| 本店の所在の場所 | ：東京都港区東新橋一丁目９番１号 |
| 縦覧に供する場所 | ：該当事項はありません。 |

MUFG 三菱UFJアセットマネジメント

◇MSM-252367-00PA-20231209◇

## ◆◆◆ファンドの設定にあたって◆◆◆

退職後の資産形成に一層の自助努力が求められるなか、確定拠出年金の活用も進んできています。長寿化が進行するなかで、退職後に資金不足に陥らないためにも、現役時における資産運用の必要性が高まっています。

一方で、多忙な現役世代の方々にとって、自力でポートフォリオを構築し、管理することは難しいと感じることもあると思います。

そこで、投資家のみなさまの退職時期などの目標年次をターゲット・イヤーとし、**その年まで資産配分の変更をファンド側で計画的に実施する**ソリューションをご提供いたします。

当ファンドは日本を含む先進国の株式・債券に分散投資を行いますが、基本資産配分の設計においては、個人のライフサイクル等を勘案し、ターゲット・イヤーに向けて、資産配分の推移を設定しています。ファンドの設定当初は、より大きな値上がり期待を享受するために、値動きの大きい株式などの組み入れ比率を高めた運用を行います。しかしながら、値動きの大きい資産は、不意の大幅な下落の影響も受けやすいため、ターゲット・イヤーが近づくにつれ、不意の値下がりを避けるための運用がより重要になってきます。そこで、ターゲット・イヤーが近づくにつれて株式の組み入れ比率を徐々に引き下げ、値動きの小さな資産である債券の組み入れ比率を引き上げていく運用を行います。

また、長期間の運用ではコスト抑制のメリットが大きくなります。当ファンドは日本を含む世界の株式、公社債への投資にあたり、インデックスファンドを活用することにより運用コストの抑制を図っております。

投資家のみなさまのゆとりある老後に向けた資産形成に貢献すべく、当ファンドを設定・運用いたします。

2015年12月

三菱UFJアセットマネジメント

**目次**

第一部【証券情報】 ..... 1
（１）【ファンドの名称】 ..... 1
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 ..... 1
（３）【発行（売出）価額の総額】 ..... 1
（４）【発行（売出）価格】 ..... 1
（５）【申込手数料】 ..... 2
（６）【申込単位】 ..... 2
（７）【申込期間】 ..... 2
（８）【申込取扱場所】 ..... 2
（９）【払込期日】 ..... 2
（１０）【払込取扱場所】 ..... 2
（１１）【振替機関に関する事項】 ..... 2
（１２）【その他】 ..... 2
第二部【ファンド情報】 ..... 3
第１【ファンドの状況】 ..... 3
第２【管理及び運営】 ..... 80
第３【ファンドの経理状況】 ..... 86
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 ..... 332
第三部【委託会社等の情報】 ..... 332
第１【委託会社等の概況】 ..... 332
約款 ..... 363

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2030（確定拠出年金）（ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2030」とします。）
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2035（確定拠出年金）（ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2035」とします。）
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2040（確定拠出年金）（ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2040」とします。）
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2045（確定拠出年金）（ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2045」とします。）
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2050（確定拠出年金）（ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2050」とします。）
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2055（確定拠出年金）（ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2055」とします。）
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2060（確定拠出年金）（ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2060」とします。）
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2065（確定拠出年金）（ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2065」とします。）
（上記８ファンドの愛称を「あすへのそなえ」とします。また、以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、１兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の 9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/
（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

１円以上１円単位

（７）【申込期間】

2023年12月 9日から2024年12月 9日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みに限り取り扱うものとします。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000 億円です。
＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 |
|---|---|---|---|---|
| 単位型 | 国内 | 株式 | MMF | インデックス型 |
| | | 債券 | | |
| | 海外 | 不動産投信 | MRF | |
| 追加型 | | その他資産<br>( ) | | 特殊型<br>( ) |
| | 内外 | | ETF | |
| | | 資産複合 | | |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替<br>ヘッジ | 対象<br>インデックス | 特殊型 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 株式 | 年１回 | グローバル<br>(日本を含む) | ファミリー<br>ファンド | あり<br>( ) | 日経２２５ | ブル・ベア型 |
| 一般 | 年２回 | | | | | |
| 大型株 | 年４回 | 日本 | | | TOPIX | 条件付運用型 |
| 中小型株 | 年６回 | 北米 | ファンド・<br>オブ・<br>ファンズ | なし | | |
| 債券 | (隔月) | 欧州 | | | その他<br>( ) | ロング・<br>ショート型／<br>絶対収益<br>追求型 |
| 一般 | 年 12 回 | アジア | | | | |
| 公債 | (毎月) | オセアニア | | | | |
| 社債 | 日々 | 中南米 | | | | |
| その他債券 | その他 | アフリカ | | | | |
| クレジット属性 | ( ) | 中近東<br>(中東) | | | | その他<br>( ) |
| 不動産投信 | | エマージング | | | | |
| その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、短期金融資産）資産配分変更型)) | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 資産複合<br>（　　） | | | | | | |

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

| | | |
|---|---|---|
| 単位型・追加型 | 単位型 | 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。 |
| | 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 国内 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 海外 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 内外 | 信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 | 株式 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 債券 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 不動産投信（リート） | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他資産 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 資産複合 | 信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 独立区分 | ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。 |
| | ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。 |
| | ＥＴＦ | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | 特殊型 | 信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

| | | | |
|---|---|---|---|
| 投資対象資産 | 株式 | 一般 | 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 大型株 | 信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | 中小型株 | 信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 債券 | 一般 | 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | | 公債 | 信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | 社債 | 信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | その他債券 | 信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | クレジット属性 | 目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。 |
| | 不動産投信 | | 信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他資産 | | 信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 資産複合 | | 信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 決算頻度 | 年１回 | | 信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年２回 | | 信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年４回 | | 信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年６回（隔月） | | 信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年 12 回（毎月） | | 信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 日々 | | 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他 | | 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| 投資対象地域 | グローバル | | 信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 日本 | | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 北米 | | 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 欧州 | | 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アジア | | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | オセアニア | | 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中南米 | | 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アフリカ | 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中近東（中東） | 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | エマージング | 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資形態 | ファミリーファンド | 信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 |
| | ファンド・オブ・ファンズ | 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 |
| 為替ヘッジ | あり | 信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 |
| | なし | 信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |
| 対象インデックス | 日経２２５ | 信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | ＴＯＰＩＸ | 信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| 特殊型 | ブル・ベア型 | 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | 条件付運用型 | 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 |
| | ロング・ショート型／絶対収益追求型 | 信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

［ファンドの目的・特色］

## ファンドの目的

**日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産を実質的な主要投資対象とし、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざします。**

## ファンドの特色

### 投資対象

**日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。**

● マザーファンドへの投資を通じて各資産に実質的な投資を行います。

**<マザーファンドの主要投資対象と運用目標>**

| | 主要投資対象 | 運用目標 |
|---|---|---|
| TOPIXマザーファンド | 国内株式 | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。 |
| 外国株式インデックスマザーファンド | 外国株式 | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。 |
| 日本債券インデックスマザーファンド | 国内債券 | NOMURA-BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。 |
| 外国債券インデックスマザーファンド | 外国債券 | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。 |
| マネー・マーケット・マザーファンド | 国内短期公社債等 | 安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。 |

### 運用方法 運用プロセス

**投資家のみなさまの退職時期等の目標年次を「ターゲット・イヤー」とし、2030年、2035年、2040年、2045年、2050年、2055年、2060年、2065年をターゲット・イヤーとする8つのファンドからお選びいただけます。**

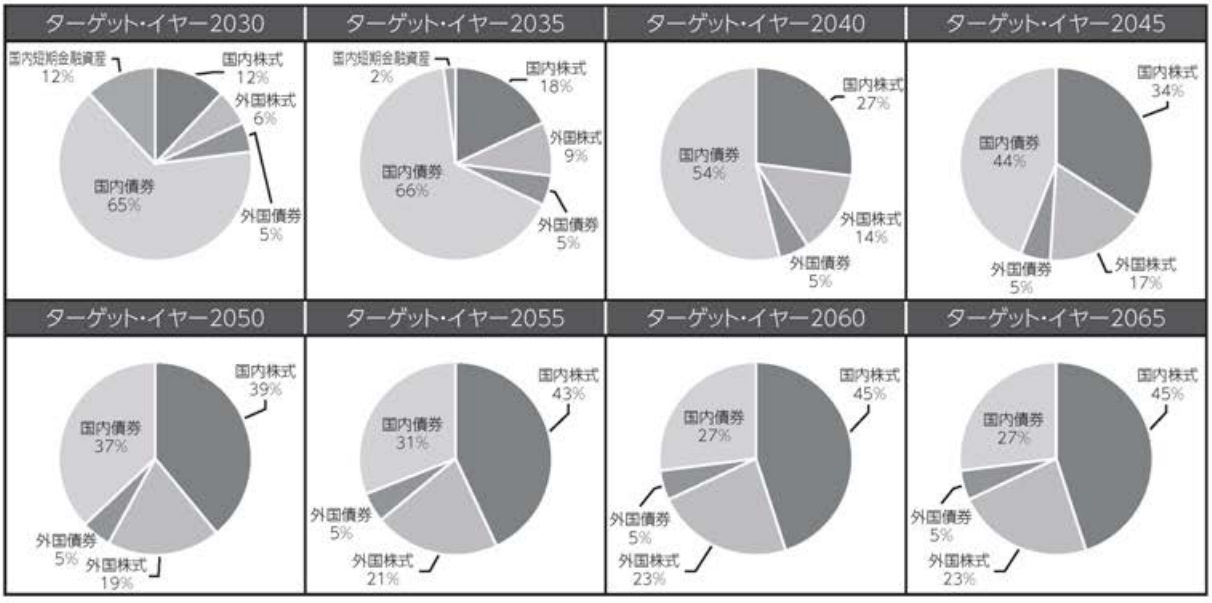

❗ 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065(確定拠出年金)をそれぞれ「ターゲット・イヤー2030」、「ターゲット・イヤー2035」、「ターゲット・イヤー2040」、「ターゲット・イヤー2045」、「ターゲット・イヤー2050」、「ターゲット・イヤー2055」、「ターゲット・イヤー2060」、「ターゲット・イヤー2065」といいます。

❗ 四捨五入の関係で上記の数値を合計しても100%にならないことがあります。

❗ 2023年9月末現在の基本資産配分です。

運用方法
運用プロセス

## ターゲット・イヤーが近づくにしたがいリスクを漸減させ、ターゲット・イヤー到達後は投資比率を一定にすることを基本とします。

- 各ファンドにおいて、ターゲット・イヤーに接近する(運用期間が経過する)にしたがい安定性資産の比率を引き上げてリスクを漸減させます。
- 各ファンドにおいて、ターゲット・イヤー到達後は、安定性資産等を中心に各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

❗ 安定性資産とは、国内債券および国内短期金融資産をいいます。

<ターゲット・イヤー2030の基本資産配分の推移>

<ターゲット・イヤー2035の基本資産配分の推移>

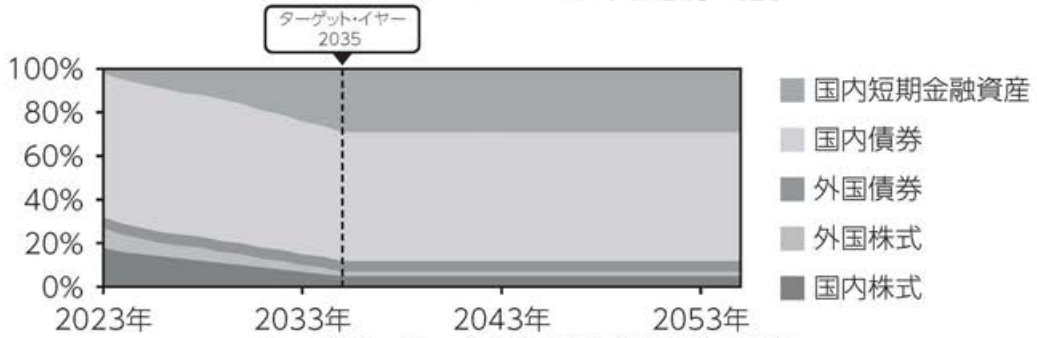


<ターゲット・イヤー2040の基本資産配分の推移>

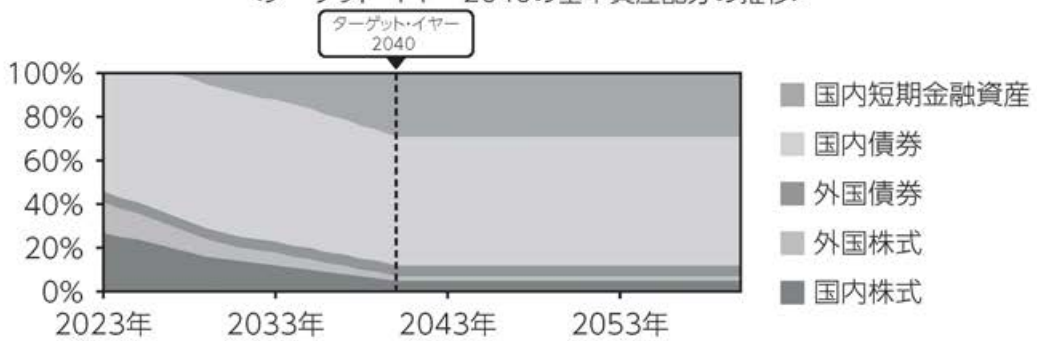


❗ 2023年9月末現在に計画している基本資産配分の推移であり、市況動向等によって組入比率が変更される場合があります。

<ターゲット・イヤー2045の基本資産配分の推移>

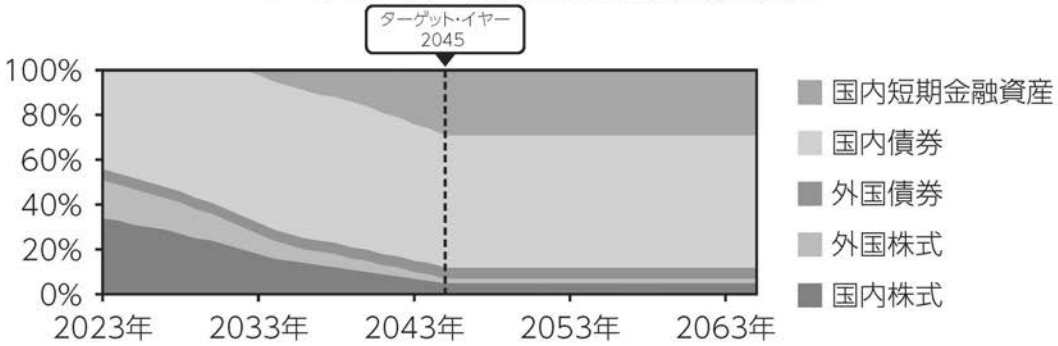


<ターゲット・イヤー2050の基本資産配分の推移>

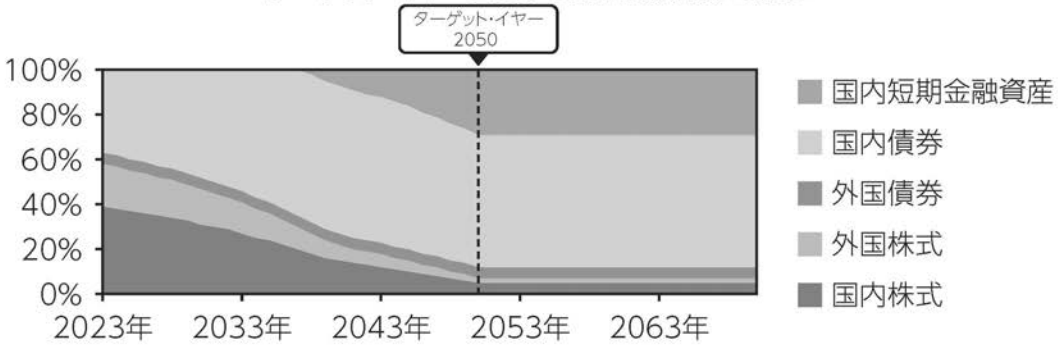


<ターゲット・イヤー2055の基本資産配分の推移>

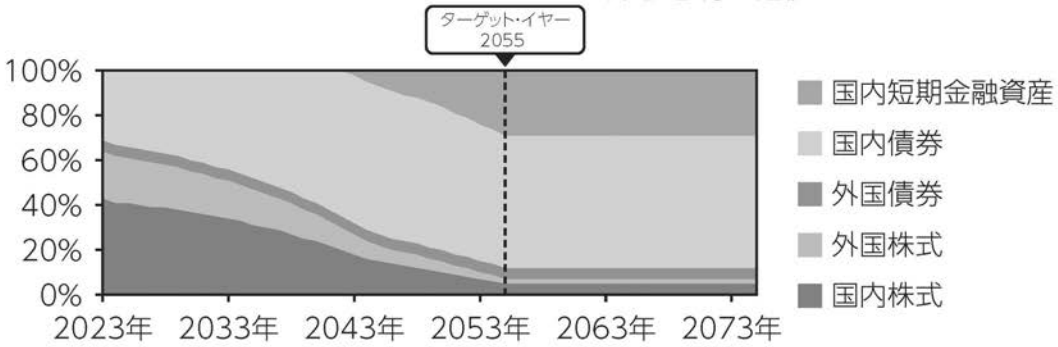


<ターゲット・イヤー2060の基本資産配分の推移>

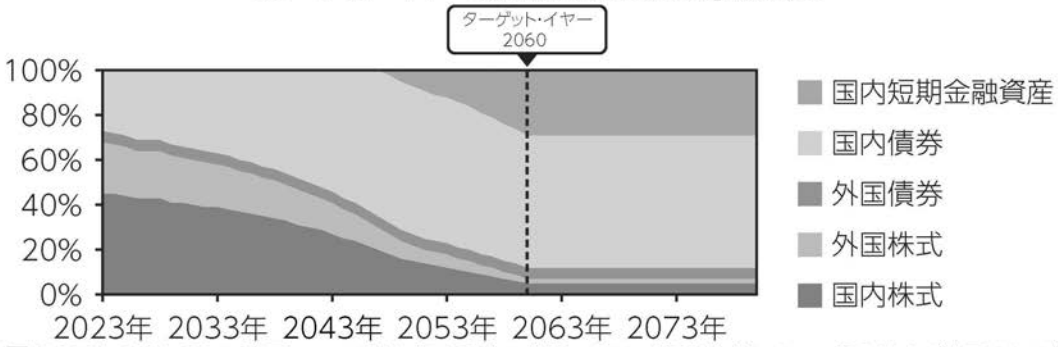


2023年9月末現在に計画している基本資産配分の推移であり、市況動向等によって組入比率が変更される場合があります。

<ターゲット・イヤー2065の基本資産配分の推移>

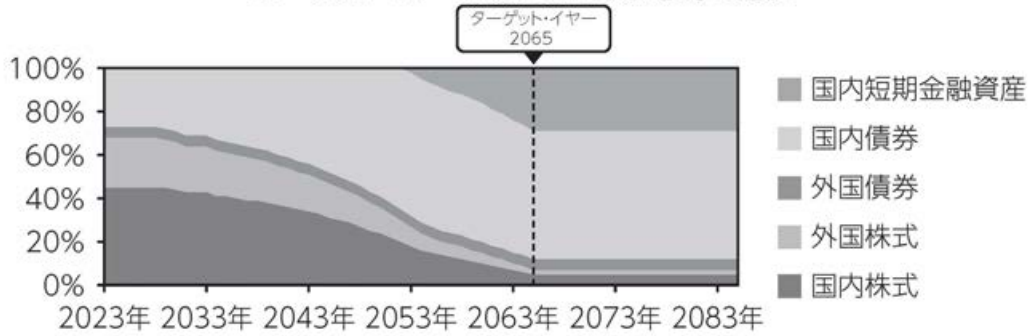


❗ 2023年9月末現在に計画している基本資産配分の推移であり、市況動向等によって組入比率が変更される場合があります。

**<マザーファンドの運用プロセス>**

（マネー・マーケット・マザーファンドを除きます。）

**ステップ1：投資対象ユニバースの作成**

ベンチマーク採用銘柄を主要投資対象とします。

**ステップ2：ポートフォリオ案の作成**

モニタリング結果に加えて、ファンドの資金動向やベンチマーク構成の変動などを考慮してポートフォリオ案を作成します。

**ステップ3：売買執行**

売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

**ステップ4：モニタリング**

一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、運用の継続的な改善に努めます。

❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html)

為替対応方針

**実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。**

## ■ファンドの仕組み

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。

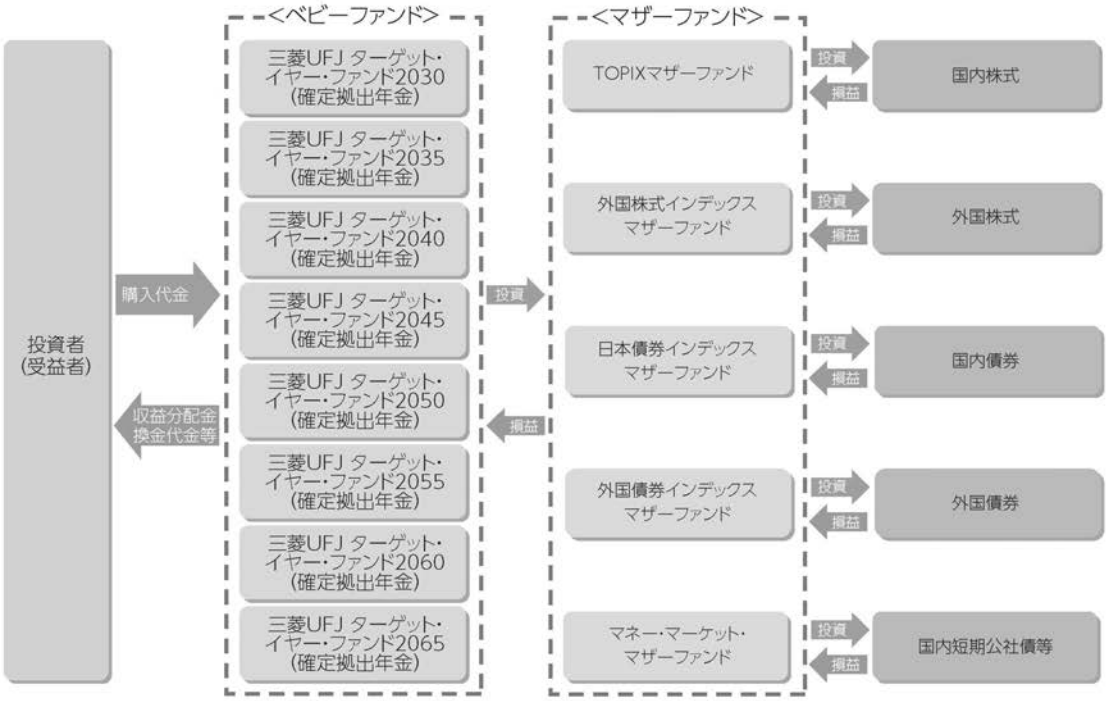


! 確定拠出年金プランによっては、取り扱わないファンドがある場合があります。

## ■主な投資制限

| | |
|---|---|
| 株式 | 株式への実質投資割合に制限を設けません。 |
| 外貨建資産 | 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 |
| デリバティブ | デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 |

## ■分配方針

・年1回の決算時(9月10日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 指数について

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。
TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。

・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。
MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）」
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）」
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）」
2015年12月18日　　設定日、信託契約締結、運用開始

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）」
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）」
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）」
2017年12月11日　　設定日、信託契約締結、運用開始

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）」
2018年12月11日　　設定日、信託契約締結、運用開始

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）」
2020年９月30日　　設定日、信託契約締結、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

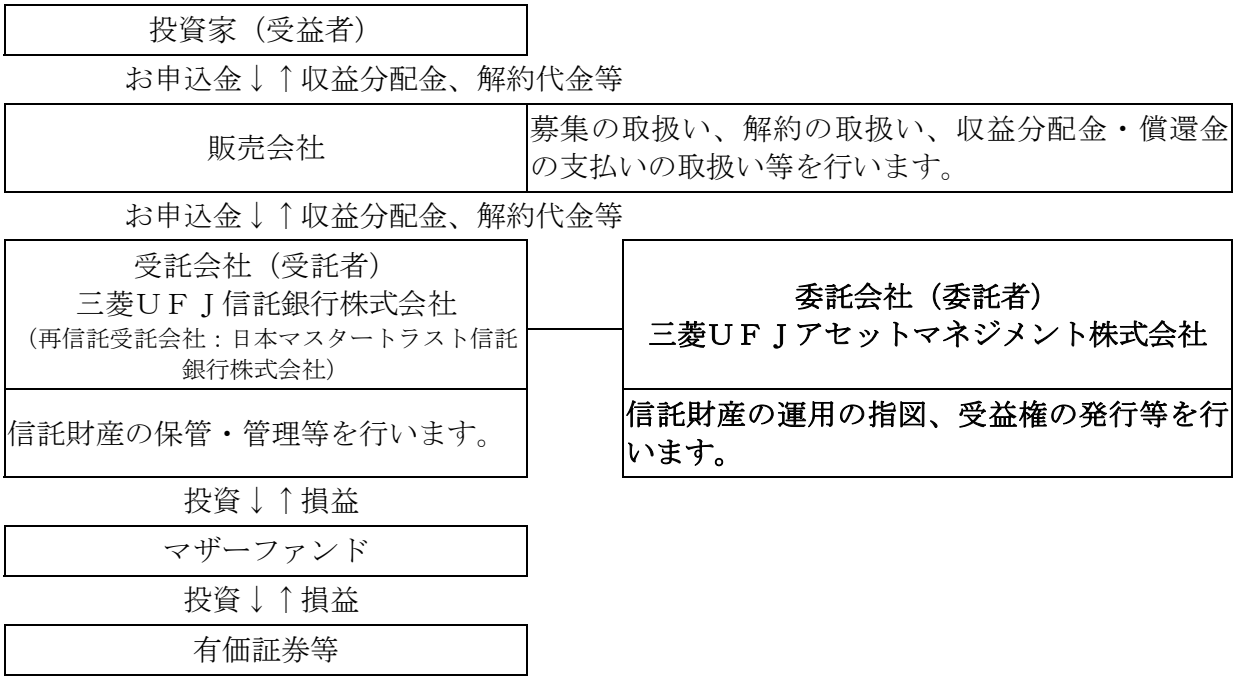


②委託会社と関係法人との契約の概要

| | 概要 |
|---|---|
| 委託会社と受託会社との契約<br>「信託契約」 | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。<br>なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約<br>「投資信託受益権の取扱に関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容 |

| | |
|---|---|
| | 等が定められています。 |

③委託会社の概況（2023 年 10 月 1 日現在）

・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 404 号

・設立年月日
1985 年 8 月 1 日

・資本金
2,000 百万円

・沿革

| | |
|---|---|
| 1997 年 5 月 | 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始 |
| 2004 年 10 月 | 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更 |
| 2005 年 10 月 | 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更 |
| 2015 年 7 月 | 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更 |
| 2023 年 10 月 | エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更 |

・大株主の状況

| 株　主　名 | 住　　所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|---|---|---|---|
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 | 211,581 株 | 100.0% |

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2030（確定拠出年金）」
2030 年の決算日（第 15 計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。
当初設定時の基本資産配分は、国内株式 24%、外国株式 12%、国内債券 59%および外国債券５％とします。
2030 年の決算日の翌日（第 16 計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2035（確定拠出年金）」
2035 年の決算日（第 18 計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。
当初設定時の基本資産配分は、国内株式 29%、外国株式 14%、国内債券 52%および外国債券５％と

します。
2035 年の決算日の翌日（第 19 計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2040（確定拠出年金）」
2040 年の決算日（第 25 計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。
当初設定時の基本資産配分は、国内株式 37%、外国株式 18%、国内債券 40%および外国債券５％とします。
2040 年の決算日の翌日（第 26 計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2045（確定拠出年金）」
2045 年の決算日（第 28 計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。
当初設定時の基本資産配分は、国内株式 39%、外国株式 20%、国内債券 36%および外国債券５％とします。
2045 年の決算日の翌日（第 29 計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2050（確定拠出年金）」
2050 年の決算日（第 35 計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。
当初設定時の基本資産配分は、国内株式 44%、外国株式 22%、国内債券 29%および外国債券５％とします。
2050 年の決算日の翌日（第 36 計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2055（確定拠出年金）」
2055 年の決算日（第 38 計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。
当初設定時の基本資産配分は、国内株式 45%、外国株式 23%、国内債券 27%および外国債券５％とします。
2055 年の決算日の翌日（第 39 計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2060（確定拠出年金）」
2060 年の決算日（第 42 計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短

期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。
当初設定時の基本資産配分は、国内株式 45%、外国株式 23%、国内債券 27%および外国債券５%とします。
2060 年の決算日の翌日（第 43 計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2065（確定拠出年金）」
2065 年の決算日（第 45 計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。
当初設定時の基本資産配分は、国内株式 45%、外国株式 23%、国内債券 27%および外国債券５%とします。
2065 年の決算日の翌日（第 46 計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とするＴＯＰＩＸマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で

定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 13 号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から 12．の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で 16．で定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。以下 16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定めるものをいいます。）
22．外国の者に対する権利で 21．の有価証券の性質を有するもの
23．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）
なお、１．の証券または証書ならびに 13．および 19．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに 16．の証券ならびに 13．および 19．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および 15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2030（確定拠出年金）」
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2040（確定拠出年金）」
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2050（確定拠出年金）」

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．信託の受益権（金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるものをいい、１．から５．に該当するものを除きます。）
７．投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第２条第２項第５号に該当するものをいいます。）
８．外国の者に対する権利で５．から７．の権利の性質を有するもの

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2035（確定拠出年金）」
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2045（確定拠出年金）」
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2055（確定拠出年金）」
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2060（確定拠出年金）」
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2065（確定拠出年金）」

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの
７．信託の受益権（金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるものをいい、１．から６．に該当するものを除きます。）
８．外国の者に対する権利で７．の権利の性質を有するもの
９．合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第２条第２項第３号で定めるものをいいます。）
10．外国法人の社員権で９．の権利の性質を有するもの
11．投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第２条第２項第５号で定めるものをいいます。）
12．外国の法令に基づく権利であって、11．の権利に類するもの

④その他の投資対象
信託約款に定める次に掲げるもの。
・外国為替予約取引

＜マザーファンドの概要＞
ＴＯＰＩＸマザーファンド
（基本方針）
この投資信託は、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
（運用方法）
①投資対象
東京証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。
②投資態度
主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。
対象インデックスからカイ離するリスクと運用コストの極小化を目的として、定量的なリスク管理に基づいたポートフォリオ構築と適切な売買執行を行います。
株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を 100％以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（投資制限）
①株式への投資割合に制限を設けません。
②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20％以下とします。
③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10％以下とします。
⑤外貨建資産への投資は行いません。
⑥有価証券先物取引等を行うことができます。
⑦スワップ取引を行うことができます。
⑧デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国株式インデックスマザーファンド
（基本方針）

この投資信託は、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

・株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を 100％以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20％以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑤外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引を行うことができます。

⑧外国為替予約取引を行うことができます。

⑨デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

日本債券インデックスマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている公社債に投資を行い、信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

・公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を 100％以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10％以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑦外貨建資産への投資は行いません。
⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
⑨スワップ取引を行うことができます。
⑩デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国債券インデックスマザーファンド
（基本方針）
この投資信託は、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
（運用方法）
①投資対象
ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。
②投資態度
主として対象インデックスに採用されている国債に投資を行い、信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。
投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。
・公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を 100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。
・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。
組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（投資制限）
①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
⑨スワップ取引を行うことができます。
⑩外国為替予約取引を行うことができます。
⑪デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
⑫外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

マネー・マーケット・マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

わが国の公社債等を主要投資対象とします。

②投資態度

わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

①株式への投資は行いません。

②外貨建資産への投資は行いません。

③有価証券先物取引等を行うことができます。

④スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑤金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑥デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（3）【運用体制】

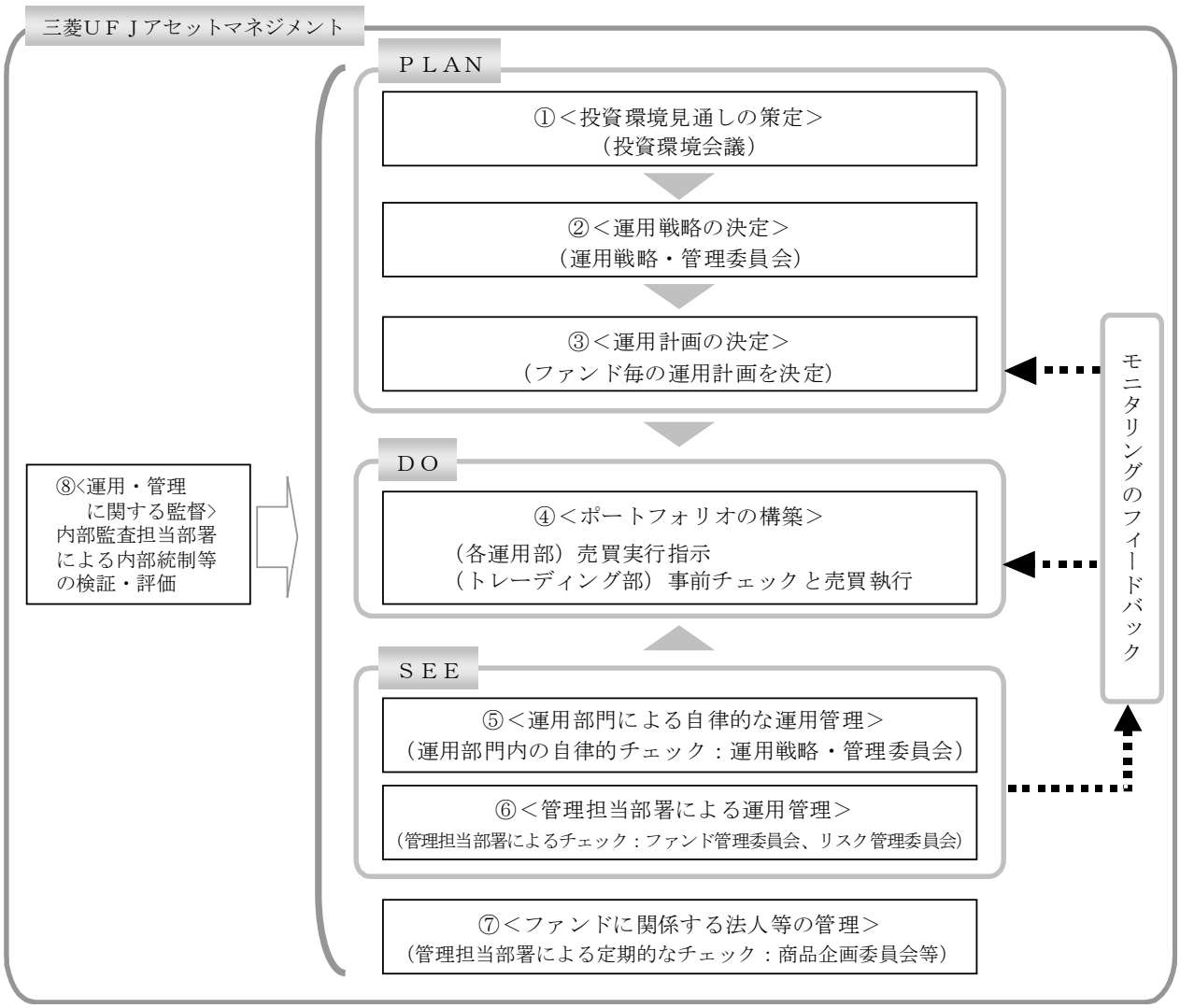


①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投

資環境見通しを策定します。
②運用戦略の決定
運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。
③運用計画の決定
②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。
⑤運用部門による自律的な運用管理
運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。
⑥管理担当部署による運用管理
運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。
⑦ファンドに関係する法人等の管理
受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。
⑧運用・管理に関する監督
内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。
なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
「運用担当者に係る事項」　https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞
①新株引受権証券および新株予約権証券
ａ．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。
ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券

の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②投資信託証券

ａ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下ａ．およびｂ．において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③同一銘柄の転換社債等

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第 341 条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④スワップ取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤信用取引

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

ｂ．ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（③に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥外国為替予約取引

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ．ａ．の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につ

き円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ．ｂ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

ｄ．ｂ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑦公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑧資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑨投資する株式等の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑩金利先渡取引および為替先渡取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪有価証券の貸付

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑬デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑭信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

## 3【投資リスク】

### （1）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

| | |
|---|---|
| **価格変動リスク** | 一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式や組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。 |
| **為替変動リスク** | 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。 |
| **信用リスク** | 組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。 |
| **流動性リスク** | 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。 |

※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、当ファンドが損失を被る可能性があります。

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

**下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。**

### 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

（2018年10月末～2023年9月末）

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2018年10月末～2023年9月末）

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

ファンドの年間騰落率は、2018年12月～2023年9月です。
基準価額（分配金再投資）は、2018年10月末～2023年9月末です。

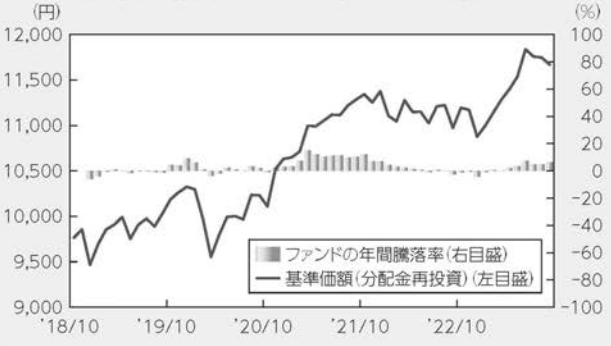


● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2018年10月末～2023年9月末）
ファンドの年間騰落率は、2018年12月～2023年9月です。

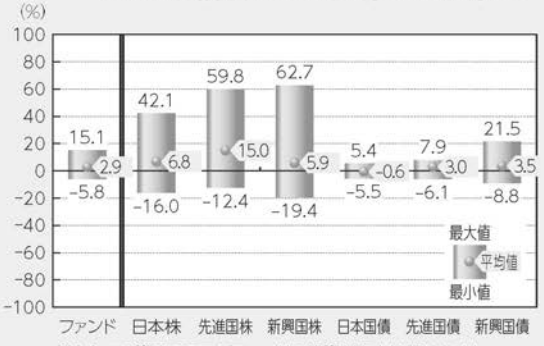


(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

**上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。**

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

（2018年10月末～2023年9月末）

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2018年10月末～2023年9月末）

（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

ファンドの年間騰落率は、2018年12月～2023年9月です。
基準価額（分配金再投資）は、2018年10月末～2023年9月末です。

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2018年10月末～2023年9月末）
ファンドの年間騰落率は、2018年12月～2023年9月です。

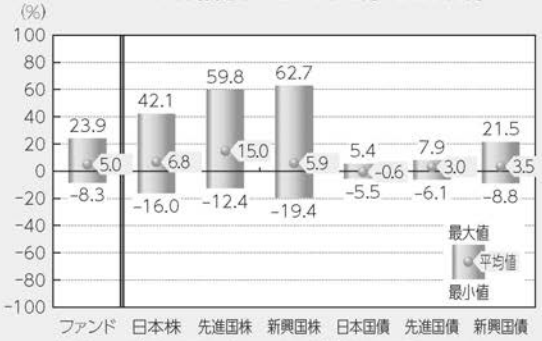


（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

**上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。**

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

（2018年10月末～2023年9月末）

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2018年10月末～2023年9月末）

（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

ファンドの年間騰落率は、2018年12月～2023年9月です。
基準価額（分配金再投資）は、2018年10月末～2023年9月末です。

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2018年10月末～2023年9月末）
ファンドの年間騰落率は、2018年12月～2023年9月です。

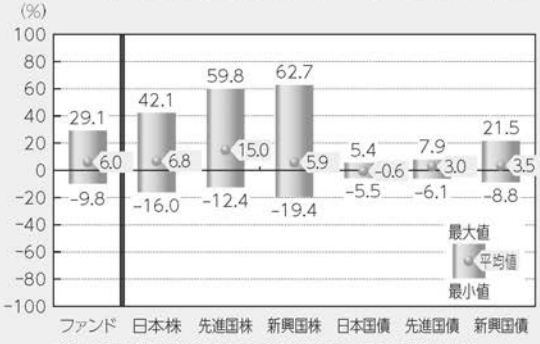


（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

**上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。**

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

ファンドの年間騰落率は、2019年12月～2023年9月です。
基準価額（分配金再投資）は、2018年12月末～2023年9月末です。

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2018年10月末～2023年9月末）
ファンドの年間騰落率は、2019年12月～2023年9月です。

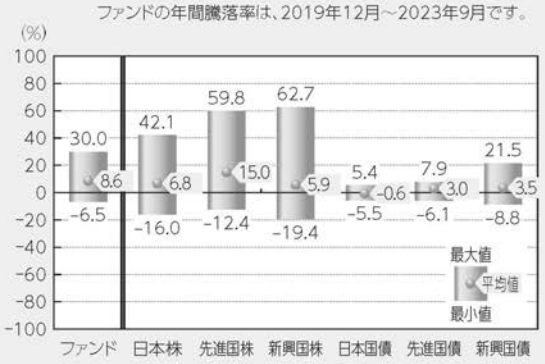


(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

ファンドの年間騰落率は、2021年9月～2023年9月です。
基準価額（分配金再投資）は、2020年9月末～2023年9月末です。

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2018年10月末～2023年9月末）
ファンドの年間騰落率は、2021年9月～2023年9月です。

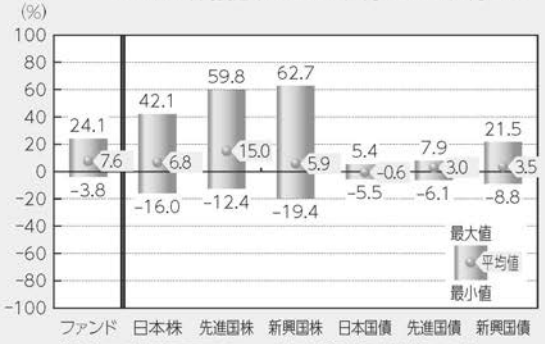


(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

**上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。**

## 代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|---|---|---|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み) | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA−BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA−BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス(除く日本) | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（3）【信託報酬等】

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）」

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

| 計算期間(注) | 信託報酬率 |
|---|---|
| 2025年9月10日までの場合 | 年0.374%<br>（税抜 年0.34%） |
| 2025年9月11日から2030年9月10日の場合 | 年0.308%<br>（税抜 年0.28%） |
| 2030年9月11日以降の場合 | 年0.242%<br>（税抜 年0.22%） |

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 計算期間(注) | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---|---|---|---|
| 2025年9月10日までの場合 | 0.15% | 0.15% | 0.04% |
| 2025年9月11日から<br>2030年9月10日の場合 | 0.12% | 0.12% | 0.04% |
| 2030年9月11日以降の場合 | 0.09% | 0.09% | 0.04% |

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

| 支払先 | 対価として提供する役務の内容 |
|---|---|
| 委託会社 | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）」

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

| 計算期間(注) | 信託報酬率 |
|---|---|
| 2020年9月11日から2030年9月10日の場合 | 年0.374%<br>（税抜 年0.34%） |
| 2030年9月11日から2035年9月10日の場合 | 年0.308%<br>（税抜 年0.28%） |
| 2035年9月11日以降の場合 | 年0.242%<br>（税抜 年0.22%） |

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 計算期間(注) | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---|---|---|---|
| 2020年9月11日から<br>2030年9月10日の場合 | 0.15% | 0.15% | 0.04% |
| 2030年9月11日から<br>2035年9月10日の場合 | 0.12% | 0.12% | 0.04% |
| 2035年9月11日以降の場合 | 0.09% | 0.09% | 0.04% |

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

| 支払先 | 対価として提供する役務の内容 |
|---|---|
| 委託会社 | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）」

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

| 計算期間(注) | 信託報酬率 |
|---|---|
| 2025年9月10日までの場合 | 年0.396%<br>（税抜 年0.36%） |
| 2025年9月11日から2035年9月10日の場合 | 年0.374%<br>（税抜 年0.34%） |
| 2035年9月11日から2040年9月10日の場合 | 年0.308%<br>（税抜 年0.28%） |
| 2040年9月11日以降の場合 | 年0.242%<br>（税抜 年0.22%） |

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 計算期間(注) | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---|---|---|---|
| 2025年9月10日までの場合 | 0.16% | 0.16% | 0.04% |
| 2025年9月11日から<br>2035年9月10日の場合 | 0.15% | 0.15% | 0.04% |
| 2035年9月11日から<br>2040年9月10日の場合 | 0.12% | 0.12% | 0.04% |
| 2040年9月11日以降の場合 | 0.09% | 0.09% | 0.04% |

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

| 支払先 | 対価として提供する役務の内容 |
|---|---|
| 委託会社 | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）」

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

| 計算期間(注) | 信託報酬率 |
|---|---|
| 2030年9月10日までの場合 | 年0.396%<br>（税抜 年0.36%） |
| 2030年9月11日から2040年9月10日の場合 | 年0.374%<br>（税抜 年0.34%） |
| 2040年9月11日から2045年9月11日の場合 | 年0.308%<br>（税抜 年0.28%） |
| 2045年9月12日以降の場合 | 年0.242%<br>（税抜 年0.22%） |

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 計算期間(注) | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---|---|---|---|
| 2030年9月10日までの場合 | 0.16% | 0.16% | 0.04% |
| 2030年9月11日から<br>2040年9月10日の場合 | 0.15% | 0.15% | 0.04% |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2040年9月11日から<br>2045年9月11日の場合 | 0.12% | 0.12% | 0.04% |
| 2045年9月12日以降の場合 | 0.09% | 0.09% | 0.04% |

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

| 支払先 | 対価として提供する役務の内容 |
|---|---|
| 委託会社 | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）」

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

| 計算期間(注) | 信託報酬率 |
|---|---|
| 2035年9月10日までの場合 | 年0.396%<br>（税抜 年0.36%） |
| 2035年9月11日から2045年9月11日の場合 | 年0.374%<br>（税抜 年0.34%） |
| 2045年9月12日から2050年9月12日の場合 | 年0.308%<br>（税抜 年0.28%） |
| 2050年9月13日以降の場合 | 年0.242%<br>（税抜 年0.22%） |

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 計算期間(注) | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---|---|---|---|
| 2035年9月10日までの場合 | 0.16% | 0.16% | 0.04% |
| 2035年9月11日から<br>2045年9月11日の場合 | 0.15% | 0.15% | 0.04% |
| 2045年9月12日から<br>2050年9月12日の場合 | 0.12% | 0.12% | 0.04% |
| 2050年9月13日以降の場合 | 0.09% | 0.09% | 0.04% |

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

| 支払先 | 対価として提供する役務の内容 |
|---|---|
| 委託会社 | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |

| | |
|---|---|
| 販売会社 | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）」

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

| 計算期間(注) | 信託報酬率 |
|---|---|
| 2040年9月10日までの場合 | 年0.396%<br>（税抜 年0.36%） |
| 2040年9月11日から2050年9月12日の場合 | 年0.374%<br>（税抜 年0.34%） |
| 2050年9月13日から2055年9月10日の場合 | 年0.308%<br>（税抜 年0.28%） |
| 2055年9月11日以降の場合 | 年0.242%<br>（税抜 年0.22%） |

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 計算期間(注) | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---|---|---|---|
| 2040年9月10日までの場合 | 0.16% | 0.16% | 0.04% |
| 2040年9月11日から<br>2050年9月12日の場合 | 0.15% | 0.15% | 0.04% |
| 2050年9月13日から<br>2055年9月10日の場合 | 0.12% | 0.12% | 0.04% |
| 2055年9月11日以降の場合 | 0.09% | 0.09% | 0.04% |

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

| 支払先 | 対価として提供する役務の内容 |
|---|---|
| 委託会社 | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）」

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

| 計算期間(注) | 信託報酬率 |
|---|---|
| 2045年9月11日までの場合 | 年0.396%<br>（税抜 年0.36%） |
| 2045年9月12日から2055年9月10日の場合 | 年0.374% |

| | |
|---|---|
| | （税抜 年0.34%） |
| 2055年9月11日から2060年9月10日の場合 | 年0.308%<br>（税抜 年0.28%） |
| 2060年9月11日以降の場合 | 年0.242%<br>（税抜 年0.22%） |

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 計算期間(注) | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---|---|---|---|
| 2045年9月11日までの場合 | 0.16% | 0.16% | 0.04% |
| 2045年9月12日から<br>2055年9月10日の場合 | 0.15% | 0.15% | 0.04% |
| 2055年9月11日から<br>2060年9月10日の場合 | 0.12% | 0.12% | 0.04% |
| 2060年9月11日以降の場合 | 0.09% | 0.09% | 0.04% |

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

| 支払先 | 対価として提供する役務の内容 |
|---|---|
| 委託会社 | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）」

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

| 計算期間(注) | 信託報酬率 |
|---|---|
| 2050年9月12日までの場合 | 年0.396%<br>（税抜 年0.36%） |
| 2050年9月13日から2060年9月10日の場合 | 年0.374%<br>（税抜 年0.34%） |
| 2060年9月11日から2065年9月10日の場合 | 年0.308%<br>（税抜 年0.28%） |
| 2065年9月11日以降の場合 | 年0.242%<br>（税抜 年0.22%） |

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 計算期間(注) | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---|---|---|---|
| 2050年9月12日までの場合 | 0.16% | 0.16% | 0.04% |
| 2050年9月13日から<br>2060年9月10日の場合 | 0.15% | 0.15% | 0.04% |
| 2060年9月11日から<br>2065年9月10日の場合 | 0.12% | 0.12% | 0.04% |
| 2065年9月11日以降の場合 | 0.09% | 0.09% | 0.04% |

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

| 支払先 | 対価として提供する役務の内容 |
|---|---|
| 委託会社 | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

（注）休日が変更となった場合は、日付が変更になることがあります。

（4）【その他の手数料等】

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国株式インデックスマザーファンドおよび外国債券インデックスマザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％、地方税５％）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％、地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％、地方税５％）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2023 年 9 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金）】

（1）【投資状況】

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 20,251,658,285 | 99.00 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | ― | 204,747,556 | 1.00 |
| 純資産総額 | | 20,456,405,841 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

2023年 9月 29日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価（円） | 簿価金額（円） | 評価単価（円） | 評価金額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 日本債券インデックスマザーファンド | 10,469,402,166 | 1.2748 | 13,346,393,882 | 1.2714 | 13,310,797,913 | 65.07 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | ＴＯＰＩＸマザーファンド | 863,262,720 | 2.8346 | 2,447,004,507 | 2.8145 | 2,429,652,925 | 11.88 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | マネー・マーケット・マザーファンド | 2,217,675,588 | 1.0180 | 2,257,594,655 | 1.0181 | 2,257,815,516 | 11.04 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 外国株式インデックスマザーファンド | 220,241,245 | 5.6591 | 1,246,386,851 | 5.5794 | 1,228,814,002 | 6.01 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 外国債券インデックスマザーファンド | 418,485,451 | 2.4636 | 1,031,012,509 | 2.4483 | 1,024,577,929 | 5.01 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年 9月 29日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 99.00 |
| 合計 | 99.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年９月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

| | 純資産総額 | | 基準価額（1万口当たりの純資産価額） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1計算期間末日（2016年 9月12日） | 3,163,282 | 3,163,282 | 9,680 | 9,680 |
| 第2計算期間末日（2017年 9月11日） | 147,711,428 | 147,711,428 | 10,395 | 10,395 |
| 第3計算期間末日（2018年 9月10日） | 222,991,141 | 222,991,141 | 10,638 | 10,638 |
| 第4計算期間末日（2019年 9月10日） | 490,650,770 | 490,650,770 | 10,851 | 10,851 |
| 第5計算期間末日（2020年 9月10日） | 2,093,920,696 | 2,093,920,696 | 10,965 | 10,965 |
| 第6計算期間末日（2021年 9月10日） | 4,325,256,541 | 4,325,256,541 | 11,706 | 11,706 |
| 第7計算期間末日（2022年 9月12日） | 11,034,738,990 | 11,034,738,990 | 11,518 | 11,518 |
| 第8計算期間末日（2023年 9月11日） | 20,231,746,829 | 20,231,746,829 | 11,731 | 11,731 |
| 2022年 9月末日 | 14,961,172,270 | — | 11,303 | — |
| 10月末日 | 15,402,728,526 | — | 11,447 | — |
| 11月末日 | 16,126,734,529 | — | 11,413 | — |
| 12月末日 | 16,269,827,847 | — | 11,175 | — |
| 2023年 1月末日 | 16,578,013,366 | — | 11,246 | — |
| 2月末日 | 16,892,577,675 | — | 11,370 | — |
| 3月末日 | 18,010,573,640 | — | 11,502 | — |
| 4月末日 | 18,306,171,675 | — | 11,585 | — |
| 5月末日 | 18,699,868,366 | — | 11,677 | — |
| 6月末日 | 19,534,408,299 | — | 11,884 | — |
| 7月末日 | 19,928,823,240 | — | 11,782 | — |
| 8月末日 | 20,256,751,176 | — | 11,758 | — |
| 9月末日 | 20,456,405,841 | — | 11,685 | — |

②【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金 |
|---|---|
| 第1計算期間 | 0円 |
| 第2計算期間 | 0円 |
| 第3計算期間 | 0円 |
| 第4計算期間 | 0円 |
| 第5計算期間 | 0円 |
| 第6計算期間 | 0円 |

| | |
|---|---|
| 第7計算期間 | 0円 |
| 第8計算期間 | 0円 |

③【収益率の推移】

| | 収益率（%） |
|---|---|
| 第1計算期間 | △3.20 |
| 第2計算期間 | 7.38 |
| 第3計算期間 | 2.33 |
| 第4計算期間 | 2.00 |
| 第5計算期間 | 1.05 |
| 第6計算期間 | 6.75 |
| 第7計算期間 | △1.60 |
| 第8計算期間 | 1.84 |

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（4）【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|
| 第1計算期間 | 3,267,919 | — | 3,267,919 |
| 第2計算期間 | 154,321,239 | 15,489,854 | 142,099,304 |
| 第3計算期間 | 106,482,794 | 38,973,089 | 209,609,009 |
| 第4計算期間 | 279,403,656 | 36,857,847 | 452,154,818 |
| 第5計算期間 | 1,576,441,133 | 118,989,891 | 1,909,606,060 |
| 第6計算期間 | 2,064,865,967 | 279,640,003 | 3,694,832,024 |
| 第7計算期間 | 6,582,833,915 | 697,472,199 | 9,580,193,740 |
| 第8計算期間 | 9,131,654,510 | 1,464,860,330 | 17,246,987,920 |

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３５（確定拠出年金）】

（1）【投資状況】

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 10,897,459,384 | 99.00 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | — | 110,231,328 | 1.00 |
| 純資産総額 | | 11,007,690,712 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

2023 年 9 月 29 日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 日本債券インデックスマザーファンド | 5,723,463,955 | 1.2748 | 7,296,818,158 | 1.2714 | 7,276,812,072 | 66.11 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | ＴＯＰＩＸマザーファンド | 698,420,720 | 2.8346 | 1,979,793,440 | 2.8145 | 1,965,705,116 | 17.86 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 外国株式インデックスマザーファンド | 177,994,858 | 5.6590 | 1,007,289,191 | 5.5794 | 993,104,510 | 9.02 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 外国債券インデックスマザーファンド | 225,185,993 | 2.4636 | 554,777,986 | 2.4483 | 551,322,866 | 5.01 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | マネー・マーケット・マザーファンド | 108,550,064 | 1.0180 | 110,504,040 | 1.0181 | 110,514,820 | 1.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023 年 9 月 29 日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 99.00 |
| 合計 | 99.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および 2023 年 9 月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

| | 純資産総額 | | 基準価額（1 万口当たりの純資産価額） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第 1 計算期間末日（2018 年 9 月 10 日） | 23,478,202 | 23,478,202 | 9,865 | 9,865 |
| 第 2 計算期間末日（2019 年 9 月 10 日） | 159,571,075 | 159,571,075 | 9,970 | 9,970 |
| 第 3 計算期間末日（2020 年 9 月 10 日） | 992,543,936 | 992,543,936 | 10,232 | 10,232 |
| 第 4 計算期間末日（2021 年 9 月 10 日） | 2,107,539,807 | 2,107,539,807 | 11,376 | 11,376 |
| 第 5 計算期間末日（2022 年 9 月 12 日） | 5,695,674,755 | 5,695,674,755 | 11,276 | 11,276 |
| 第 6 計算期間末日（2023 年 9 月 11 日） | 10,864,890,645 | 10,864,890,645 | 11,725 | 11,725 |
| 2022 年 9 月末日 | 7,377,669,075 | — | 10,973 | — |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 10月末日 | 7,663,099,696 | — | 11,194 | — |
| 11月末日 | 8,081,619,788 | — | 11,171 | — |
| 12月末日 | 8,150,623,169 | — | 10,877 | — |
| 2023年 1月末日 | 8,394,652,419 | — | 10,996 | — |
| 2月末日 | 8,581,126,901 | — | 11,139 | — |
| 3月末日 | 9,106,342,613 | — | 11,282 | — |
| 4月末日 | 9,339,591,343 | — | 11,398 | — |
| 5月末日 | 9,636,823,675 | — | 11,537 | — |
| 6月末日 | 10,301,803,965 | — | 11,837 | — |
| 7月末日 | 10,605,723,914 | — | 11,757 | — |
| 8月末日 | 10,851,881,685 | — | 11,747 | — |
| 9月末日 | 11,007,690,712 | — | 11,670 | — |

②【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金 |
|---|---|
| 第1計算期間 | 0円 |
| 第2計算期間 | 0円 |
| 第3計算期間 | 0円 |
| 第4計算期間 | 0円 |
| 第5計算期間 | 0円 |
| 第6計算期間 | 0円 |

③【収益率の推移】

| | 収益率（%） |
|---|---|
| 第1計算期間 | △1.35 |
| 第2計算期間 | 1.06 |
| 第3計算期間 | 2.62 |
| 第4計算期間 | 11.18 |
| 第5計算期間 | △0.87 |
| 第6計算期間 | 3.98 |

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（4）【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|
| 第1計算期間 | 24,925,133 | 1,126,259 | 23,798,874 |
| 第2計算期間 | 150,328,384 | 14,074,610 | 160,052,648 |
| 第3計算期間 | 892,830,669 | 82,870,310 | 970,013,007 |
| 第4計算期間 | 997,597,903 | 114,979,045 | 1,852,631,865 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第5計算期間 | 3,473,234,760 | 274,626,465 | 5,051,240,160 |
| 第6計算期間 | 4,786,643,246 | 571,243,117 | 9,266,640,289 |

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０４０（確定拠出年金）】

（1）【投資状況】

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 11,081,362,603 | 99.00 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | ― | 112,144,232 | 1.00 |
| 純資産総額 | | 11,193,506,835 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

2023年 9月 29日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価（円） | 簿価金額（円） | 評価単価（円） | 評価金額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 日本債券インデックスマザーファンド | 4,676,468,166 | 1.2748 | 5,962,021,056 | 1.2714 | 5,945,661,626 | 53.12 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | ＴＯＰＩＸマザーファンド | 1,065,927,090 | 2.8349 | 3,021,798,336 | 2.8145 | 3,000,051,794 | 26.80 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 外国株式インデックスマザーファンド | 282,218,736 | 5.6584 | 1,596,914,041 | 5.5794 | 1,574,611,215 | 14.07 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 外国債券インデックスマザーファンド | 229,154,094 | 2.4636 | 564,555,123 | 2.4483 | 561,037,968 | 5.01 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年 9月 29日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 99.00 |
| 合計 | 99.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年９月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

| | 純資産総額 | | 基準価額（1万口当たりの純資産価額） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1計算期間末日　（2016年 9月12日） | 1,689,104 | 1,689,104 | 9,342 | 9,342 |
| 第2計算期間末日　（2017年 9月11日） | 120,459,324 | 120,459,324 | 10,519 | 10,519 |
| 第3計算期間末日　（2018年 9月10日） | 211,100,530 | 211,100,530 | 10,984 | 10,984 |
| 第4計算期間末日　（2019年 9月10日） | 485,276,001 | 485,276,001 | 11,020 | 11,020 |
| 第5計算期間末日　（2020年 9月10日） | 1,551,166,416 | 1,551,166,416 | 11,439 | 11,439 |
| 第6計算期間末日　（2021年 9月10日） | 2,964,237,261 | 2,964,237,261 | 13,127 | 13,127 |
| 第7計算期間末日　（2022年 9月12日） | 5,968,772,026 | 5,968,772,026 | 13,107 | 13,107 |
| 第8計算期間末日　（2023年 9月11日） | 11,052,475,352 | 11,052,475,352 | 14,004 | 14,004 |
| 2022年 9月末日 | 7,475,712,084 | — | 12,641 | — |
| 10月末日 | 7,856,804,030 | — | 13,001 | — |
| 11月末日 | 8,149,645,941 | — | 13,002 | — |
| 12月末日 | 8,108,886,631 | — | 12,596 | — |
| 2023年 1月末日 | 8,413,719,847 | — | 12,808 | — |
| 2月末日 | 8,649,729,084 | — | 12,984 | — |
| 3月末日 | 9,136,782,337 | — | 13,146 | — |
| 4月末日 | 9,419,346,264 | — | 13,321 | — |
| 5月末日 | 9,774,196,427 | — | 13,553 | — |
| 6月末日 | 10,505,460,727 | — | 14,035 | — |
| 7月末日 | 10,835,450,392 | — | 13,996 | — |
| 8月末日 | 11,063,894,311 | — | 14,012 | — |
| 9月末日 | 11,193,506,835 | — | 13,925 | — |

②【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金 |
|---|---|
| 第1計算期間 | 0円 |
| 第2計算期間 | 0円 |
| 第3計算期間 | 0円 |
| 第4計算期間 | 0円 |
| 第5計算期間 | 0円 |
| 第6計算期間 | 0円 |
| 第7計算期間 | 0円 |

| | |
|---|---|
| 第８計算期間 | ０円 |

③【収益率の推移】

| | 収益率（％） |
|---|---|
| 第１計算期間 | △6.58 |
| 第２計算期間 | 12.59 |
| 第３計算期間 | 4.42 |
| 第４計算期間 | 0.32 |
| 第５計算期間 | 3.80 |
| 第６計算期間 | 14.75 |
| 第７計算期間 | △0.15 |
| 第８計算期間 | 6.84 |

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|
| 第１計算期間 | 1,808,058 | ― | 1,808,058 |
| 第２計算期間 | 116,582,341 | 3,871,416 | 114,518,983 |
| 第３計算期間 | 102,928,864 | 25,265,473 | 192,182,374 |
| 第４計算期間 | 273,481,532 | 25,316,670 | 440,347,236 |
| 第５計算期間 | 987,113,947 | 71,382,507 | 1,356,078,676 |
| 第６計算期間 | 1,030,313,262 | 128,197,385 | 2,258,194,553 |
| 第７計算期間 | 2,595,476,935 | 299,959,924 | 4,553,711,564 |
| 第８計算期間 | 3,887,707,289 | 548,785,071 | 7,892,633,782 |

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０４５（確定拠出年金）】

（１）【投資状況】

2023 年 9 月 29 日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 7,194,810,605 | 99.00 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | ― | 72,865,404 | 1.00 |
| 純資産総額 | | 7,267,676,009 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

2023 年 9 月 29 日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 日本債券インデックスマザーファンド | 2,466,349,080 | 1.2748 | 3,144,101,808 | 1.2714 | 3,135,716,220 | 43.15 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | ＴＯＰＩＸマザーファンド | 872,452,972 | 2.8348 | 2,473,229,686 | 2.8145 | 2,455,518,889 | 33.79 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 外国株式インデックスマザーファンド | 222,058,463 | 5.6591 | 1,256,653,825 | 5.5794 | 1,238,952,988 | 17.05 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 外国債券インデックスマザーファンド | 148,928,852 | 2.4636 | 366,914,820 | 2.4483 | 364,622,508 | 5.02 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023 年 9 月 29 日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 99.00 |
| 合計 | 99.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および 2023 年 9 月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

| | 純資産総額 | | 基準価額（1 万口当たりの純資産価額） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第 1 計算期間末日 （2018 年 9 月 10 日） | 15,108,774 | 15,108,774 | 9,837 | 9,837 |
| 第 2 計算期間末日 （2019 年 9 月 10 日） | 77,621,673 | 77,621,673 | 9,816 | 9,816 |
| 第 3 計算期間末日 （2020 年 9 月 10 日） | 550,251,454 | 550,251,454 | 10,269 | 10,269 |
| 第 4 計算期間末日 （2021 年 9 月 10 日） | 1,295,870,947 | 1,295,870,947 | 12,057 | 12,057 |
| 第 5 計算期間末日 （2022 年 9 月 12 日） | 2,974,637,281 | 2,974,637,281 | 12,104 | 12,104 |
| 第 6 計算期間末日 （2023 年 9 月 11 日） | 7,143,322,620 | 7,143,322,620 | 13,176 | 13,176 |
| 2022 年 9 月末日 | 4,534,963,174 | — | 11,599 | — |
| 10 月末日 | 4,799,928,403 | — | 12,000 | — |
| 11 月末日 | 4,995,677,496 | — | 12,016 | — |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 12月末日 | 5,008,306,775 | — | 11,600 | — |
| 2023年 1月末日 | 5,218,030,576 | — | 11,842 | — |
| 2月末日 | 5,376,412,897 | — | 12,012 | — |
| 3月末日 | 5,740,502,177 | — | 12,158 | — |
| 4月末日 | 5,944,967,724 | — | 12,346 | — |
| 5月末日 | 6,248,452,472 | — | 12,607 | — |
| 6月末日 | 6,753,846,070 | — | 13,139 | — |
| 7月末日 | 6,978,351,017 | — | 13,139 | — |
| 8月末日 | 7,146,434,148 | — | 13,172 | — |
| 9月末日 | 7,267,676,009 | — | 13,091 | — |

②【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金 |
|---|---|
| 第1計算期間 | 0円 |
| 第2計算期間 | 0円 |
| 第3計算期間 | 0円 |
| 第4計算期間 | 0円 |
| 第5計算期間 | 0円 |
| 第6計算期間 | 0円 |

③【収益率の推移】

| | 収益率（%） |
|---|---|
| 第1計算期間 | △1.63 |
| 第2計算期間 | △0.21 |
| 第3計算期間 | 4.61 |
| 第4計算期間 | 17.41 |
| 第5計算期間 | 0.38 |
| 第6計算期間 | 8.85 |

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（4）【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|
| 第1計算期間 | 15,849,641 | 491,195 | 15,358,446 |
| 第2計算期間 | 77,368,247 | 13,652,892 | 79,073,801 |
| 第3計算期間 | 480,167,932 | 23,415,332 | 535,826,401 |
| 第4計算期間 | 610,955,955 | 72,024,430 | 1,074,757,926 |
| 第5計算期間 | 1,528,725,272 | 145,872,001 | 2,457,611,197 |
| 第6計算期間 | 3,369,838,329 | 405,790,113 | 5,421,659,413 |

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０５０（確定拠出年金）】

（１）【投資状況】

2023 年 9 月 29 日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 7,258,989,505 | 99.00 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | ― | 73,532,775 | 1.00 |
| 純資産総額 | | 7,332,522,280 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2023 年 9 月 29 日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価（円） | 簿価金額（円） | 評価単価（円） | 評価金額（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | ＴＯＰＩＸマザーファンド | 1,010,031,629 | 2.8347 | 2,863,235,860 | 2.8145 | 2,842,734,019 | 38.77 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 日本債券インデックスマザーファンド | 2,083,753,949 | 1.2748 | 2,656,569,647 | 1.2714 | 2,649,284,770 | 36.13 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 外国株式インデックスマザーファンド | 250,745,138 | 5.6592 | 1,419,016,913 | 5.5794 | 1,399,007,422 | 19.08 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 外国債券インデックスマザーファンド | 150,293,385 | 2.4637 | 370,285,133 | 2.4483 | 367,963,294 | 5.02 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2023 年 9 月 29 日現在

| 種類 | 投資比率（％） |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 99.00 |
| 合計 | 99.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

| | 純資産総額 | | 基準価額（1万口当たりの純資産価額） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1計算期間末日（2016年 9月12日） | 2,174,386 | 2,174,386 | 9,145 | 9,145 |
| 第2計算期間末日（2017年 9月11日） | 68,939,089 | 68,939,089 | 10,530 | 10,530 |
| 第3計算期間末日（2018年 9月10日） | 139,517,902 | 139,517,902 | 11,113 | 11,113 |
| 第4計算期間末日（2019年 9月10日） | 279,142,420 | 279,142,420 | 11,040 | 11,040 |
| 第5計算期間末日（2020年 9月10日） | 850,896,790 | 850,896,790 | 11,608 | 11,608 |
| 第6計算期間末日（2021年 9月10日） | 1,767,070,146 | 1,767,070,146 | 13,863 | 13,863 |
| 第7計算期間末日（2022年 9月12日） | 3,374,627,164 | 3,374,627,164 | 13,965 | 13,965 |
| 第8計算期間末日（2023年 9月11日） | 7,223,161,691 | 7,223,161,691 | 15,411 | 15,411 |
| 2022年 9月末日 | 4,651,341,943 | — | 13,312 | — |
| 10月末日 | 4,946,686,646 | — | 13,836 | — |
| 11月末日 | 5,113,660,814 | — | 13,863 | — |
| 12月末日 | 5,130,909,324 | — | 13,345 | — |
| 2023年 1月末日 | 5,366,429,767 | — | 13,665 | — |
| 2月末日 | 5,557,597,872 | — | 13,871 | — |
| 3月末日 | 5,862,914,571 | — | 14,032 | — |
| 4月末日 | 6,071,667,663 | — | 14,273 | — |
| 5月末日 | 6,360,968,619 | — | 14,617 | — |
| 6月末日 | 6,843,169,108 | — | 15,310 | — |
| 7月末日 | 7,043,342,506 | — | 15,342 | — |
| 8月末日 | 7,212,695,358 | — | 15,399 | — |
| 9月末日 | 7,332,522,280 | — | 15,305 | — |

②【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金 |
|---|---|
| 第1計算期間 | 0円 |
| 第2計算期間 | 0円 |
| 第3計算期間 | 0円 |
| 第4計算期間 | 0円 |
| 第5計算期間 | 0円 |
| 第6計算期間 | 0円 |
| 第7計算期間 | 0円 |
| 第8計算期間 | 0円 |

③【収益率の推移】

| | 収益率（%） |
|---|---|
| 第1計算期間 | △8.55 |
| 第2計算期間 | 15.14 |
| 第3計算期間 | 5.53 |
| 第4計算期間 | △0.65 |
| 第5計算期間 | 5.14 |
| 第6計算期間 | 19.42 |
| 第7計算期間 | 0.73 |
| 第8計算期間 | 10.35 |

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（4）【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|
| 第1計算期間 | 2,377,795 | — | 2,377,795 |
| 第2計算期間 | 67,846,488 | 4,753,439 | 65,470,844 |
| 第3計算期間 | 89,621,216 | 29,550,834 | 125,541,226 |
| 第4計算期間 | 152,123,052 | 24,819,648 | 252,844,630 |
| 第5計算期間 | 531,772,622 | 51,604,031 | 733,013,221 |
| 第6計算期間 | 654,011,397 | 112,385,606 | 1,274,639,012 |
| 第7計算期間 | 1,332,368,887 | 190,514,733 | 2,416,493,166 |
| 第8計算期間 | 2,641,700,715 | 371,050,768 | 4,687,143,113 |

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０５５（確定拠出年金）】

（1）【投資状況】

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 3,868,698,198 | 99.00 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | — | 39,199,312 | 1.00 |
| 純資産総額 | | 3,907,897,510 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

2023年 9月 29日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | ＴＯＰＩＸマザーファンド | 593,454,010 | 2.8349 | 1,682,393,541 | 2.8145 | 1,670,276,311 | 42.74 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 日本債券インデックスマザーファンド | 925,380,377 | 1.2749 | 1,179,785,210 | 1.2714 | 1,176,528,611 | 30.11 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 外国株式インデックスマザーファンド | 148,002,416 | 5.6585 | 837,478,235 | 5.5794 | 825,764,679 | 21.13 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 外国債券インデックスマザーファンド | 80,108,074 | 2.4637 | 197,365,785 | 2.4483 | 196,128,597 | 5.02 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023 年 9 月 29 日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 99.00 |
| 合計 | 99.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および 2023 年 9 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

| | 純資産総額 | | 基準価額（1 万口当たりの純資産価額） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第 1 計算期間末日 （2018 年 9 月 10 日） | 15,351,502 | 15,351,502 | 9,816 | 9,816 |
| 第 2 計算期間末日 （2019 年 9 月 10 日） | 64,536,551 | 64,536,551 | 9,725 | 9,725 |
| 第 3 計算期間末日 （2020 年 9 月 10 日） | 228,684,116 | 228,684,116 | 10,265 | 10,265 |
| 第 4 計算期間末日 （2021 年 9 月 10 日） | 636,036,250 | 636,036,250 | 12,441 | 12,441 |
| 第 5 計算期間末日 （2022 年 9 月 12 日） | 1,508,952,369 | 1,508,952,369 | 12,546 | 12,546 |
| 第 6 計算期間末日 （2023 年 9 月 11 日） | 3,827,375,687 | 3,827,375,687 | 13,993 | 13,993 |
| 2022 年 9 月末日 | 2,225,114,491 | — | 11,919 | — |
| 10 月末日 | 2,385,529,071 | — | 12,426 | — |
| 11 月末日 | 2,519,337,489 | — | 12,463 | — |
| 12 月末日 | 2,543,303,191 | — | 11,975 | — |
| 2023 年 1 月末日 | 2,681,505,499 | — | 12,291 | — |
| 2 月末日 | 2,807,980,544 | — | 12,478 | — |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3月末日 | 3,022,087,476 | — | 12,620 | — |
| 4月末日 | 3,150,744,683 | — | 12,853 | — |
| 5月末日 | 3,312,658,515 | — | 13,187 | — |
| 6月末日 | 3,592,814,304 | — | 13,861 | — |
| 7月末日 | 3,724,499,723 | — | 13,912 | — |
| 8月末日 | 3,825,257,251 | — | 13,974 | — |
| 9月末日 | 3,907,897,510 | — | 13,891 | — |

②【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金 |
|---|---|
| 第1計算期間 | 0円 |
| 第2計算期間 | 0円 |
| 第3計算期間 | 0円 |
| 第4計算期間 | 0円 |
| 第5計算期間 | 0円 |
| 第6計算期間 | 0円 |

③【収益率の推移】

| | 収益率（%） |
|---|---|
| 第1計算期間 | △1.84 |
| 第2計算期間 | △0.92 |
| 第3計算期間 | 5.55 |
| 第4計算期間 | 21.19 |
| 第5計算期間 | 0.84 |
| 第6計算期間 | 11.53 |

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（4）【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|
| 第1計算期間 | 15,807,601 | 167,683 | 15,639,918 |
| 第2計算期間 | 59,246,242 | 8,521,526 | 66,364,634 |
| 第3計算期間 | 199,107,241 | 42,682,941 | 222,788,934 |
| 第4計算期間 | 358,434,404 | 69,973,636 | 511,249,702 |
| 第5計算期間 | 814,434,627 | 122,952,012 | 1,202,732,317 |
| 第6計算期間 | 1,774,499,929 | 242,018,540 | 2,735,213,706 |

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６０（確定拠出年金）】

（1）【投資状況】

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 3,254,725,748 | 99.00 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | ― | 32,980,228 | 1.00 |
| 純資産総額 | | 3,287,705,976 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

2023年 9月 29日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価（円） | 簿価金額（円） | 評価単価（円） | 評価金額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | ＴＯＰＩＸマザーファンド | 522,732,959 | 2.8350 | 1,481,953,495 | 2.8145 | 1,471,231,913 | 44.75 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 日本債券インデックスマザーファンド | 675,031,016 | 1.2748 | 860,591,853 | 1.2714 | 858,234,433 | 26.10 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 外国株式インデックスマザーファンド | 136,252,535 | 5.6590 | 771,057,868 | 5.5794 | 760,207,393 | 23.12 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 外国債券インデックスマザーファンド | 67,414,945 | 2.4636 | 166,089,757 | 2.4483 | 165,052,009 | 5.02 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年 9月 29日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 99.00 |
| 合計 | 99.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年9月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

| | | 純資産総額 | | 基準価額<br>(1万口当たりの純資産価額) | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1計算期間末日 | (2019年 9月10日) | 22,238,624 | 22,238,624 | 10,270 | 10,270 |
| 第2計算期間末日 | (2020年 9月10日) | 230,757,139 | 230,757,139 | 10,857 | 10,857 |
| 第3計算期間末日 | (2021年 9月10日) | 707,449,557 | 707,449,557 | 13,237 | 13,237 |
| 第4計算期間末日 | (2022年 9月12日) | 1,574,416,271 | 1,574,416,271 | 13,400 | 13,400 |
| 第5計算期間末日 | (2023年 9月11日) | 3,201,843,329 | 3,201,843,329 | 15,064 | 15,064 |
| | 2022年 9月末日 | 1,712,178,087 | — | 12,692 | — |
| | 10月末日 | 1,877,212,759 | — | 13,271 | — |
| | 11月末日 | 2,027,096,750 | — | 13,313 | — |
| | 12月末日 | 2,067,395,054 | — | 12,770 | — |
| | 2023年 1月末日 | 2,188,522,529 | — | 13,129 | — |
| | 2月末日 | 2,231,274,238 | — | 13,334 | — |
| | 3月末日 | 2,405,929,015 | — | 13,481 | — |
| | 4月末日 | 2,540,402,577 | — | 13,743 | — |
| | 5月末日 | 2,691,703,693 | — | 14,124 | — |
| | 6月末日 | 2,993,132,819 | — | 14,890 | — |
| | 7月末日 | 3,118,772,420 | — | 14,962 | — |
| | 8月末日 | 3,203,299,672 | — | 15,040 | — |
| | 9月末日 | 3,287,705,976 | — | 14,950 | — |

②【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金 |
|---|---|
| 第1計算期間 | 0円 |
| 第2計算期間 | 0円 |
| 第3計算期間 | 0円 |
| 第4計算期間 | 0円 |
| 第5計算期間 | 0円 |

③【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|---|---|
| 第1計算期間 | 2.70 |
| 第2計算期間 | 5.71 |
| 第3計算期間 | 21.92 |
| 第4計算期間 | 1.23 |
| 第5計算期間 | 12.41 |

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|
| 第１計算期間 | 22,173,546 | 519,382 | 21,654,164 |
| 第２計算期間 | 268,459,553 | 77,568,532 | 212,545,185 |
| 第３計算期間 | 498,496,575 | 176,601,883 | 534,439,877 |
| 第４計算期間 | 919,249,973 | 278,728,272 | 1,174,961,578 |
| 第５計算期間 | 1,356,833,433 | 406,355,357 | 2,125,439,654 |

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６５（確定拠出年金）】

（１）【投資状況】

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 1,415,535,681 | 99.00 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | ― | 14,343,528 | 1.00 |
| 純資産総額 | | 1,429,879,209 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2023年 9月 29日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価（円） | 簿価金額（円） | 評価単価（円） | 評価金額（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | ＴＯＰＩＸマザーファンド | 227,020,744 | 2.8359 | 643,808,903 | 2.8145 | 638,949,883 | 44.69 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 日本債券インデックスマザーファンド | 293,229,633 | 1.2748 | 373,836,466 | 1.2714 | 372,812,155 | 26.07 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 外国株式インデックスマザーファンド | 59,508,037 | 5.6593 | 336,776,611 | 5.5794 | 332,019,141 | 23.22 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 外国債券インデックスマザーファンド | 29,307,888 | 2.4636 | 72,205,047 | 2.4483 | 71,754,502 | 5.02 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年 9月 29日現在

| 種類 | 投資比率（％） |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 99.00 |
| 合計 | 99.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

| | 純資産総額 | | 基準価額（1万口当たりの純資産価額） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1計算期間末日（2021年 9月10日） | 111,124,543 | 111,124,543 | 12,098 | 12,098 |
| 第2計算期間末日（2022年 9月12日） | 631,651,379 | 631,651,379 | 12,247 | 12,247 |
| 第3計算期間末日（2023年 9月11日） | 1,380,852,348 | 1,380,852,348 | 13,769 | 13,769 |
| 2022年 9月末日 | 645,692,244 | — | 11,599 | — |
| 10月末日 | 711,334,969 | — | 12,129 | — |
| 11月末日 | 777,964,249 | — | 12,167 | — |
| 12月末日 | 773,905,931 | — | 11,671 | — |
| 2023年 1月末日 | 820,141,184 | — | 11,999 | — |
| 2月末日 | 879,392,635 | — | 12,187 | — |
| 3月末日 | 934,854,340 | — | 12,323 | — |
| 4月末日 | 987,370,276 | — | 12,562 | — |
| 5月末日 | 1,088,940,486 | — | 12,910 | — |
| 6月末日 | 1,263,949,209 | — | 13,610 | — |
| 7月末日 | 1,330,733,955 | — | 13,676 | — |
| 8月末日 | 1,399,086,252 | — | 13,747 | — |
| 9月末日 | 1,429,879,209 | — | 13,664 | — |

②【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金 |
|---|---|
| 第1計算期間 | 0円 |
| 第2計算期間 | 0円 |
| 第3計算期間 | 0円 |

③【収益率の推移】

| | 収益率（%） |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 第1計算期間 | 20.98 |
| 第2計算期間 | 1.23 |
| 第3計算期間 | 12.42 |

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（4）【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|
| 第1計算期間 | 129,136,747 | 37,284,043 | 91,852,704 |
| 第2計算期間 | 529,051,503 | 105,126,812 | 515,777,395 |
| 第3計算期間 | 757,309,637 | 270,238,882 | 1,002,848,150 |

（参考）

ＴＯＰＩＸマザーファンド

投資状況

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 株式 | 日本 | 1,137,984,604,510 | 98.00 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | ― | 23,238,179,214 | 2.00 |
| 純資産総額 | | 1,161,222,783,724 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 建別 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|
| 株価指数先物取引 | 買建 | 日本 | 15,451,275,000 | 1.33 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

2023年 9月 29日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 株式 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 18,972,900 | 1,856.95 | 35,231,875,956 | 2,677.50 | 50,799,939,750 | 4.37 |
| 日本 | 株式 | ソニーグループ | 電気機器 | 2,444,200 | 11,665.98 | 28,513,999,531 | 12,240.00 | 29,917,008,000 | 2.58 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 株式 | 三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ | 銀行業 | 21,312,300 | 857.68 | 18,279,237,978 | 1,268.50 | 27,034,652,550 | 2.33 |
| 日本 | 株式 | 日本電信電話 | 情報・通信業 | 111,011,000 | 160.55 | 17,823,528,816 | 176.60 | 19,604,542,600 | 1.69 |
| 日本 | 株式 | キーエンス | 電気機器 | 345,700 | 62,411.38 | 21,575,617,192 | 55,500.00 | 19,186,350,000 | 1.65 |
| 日本 | 株式 | 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業 | 2,418,500 | 5,293.20 | 12,801,612,599 | 7,347.00 | 17,768,719,500 | 1.53 |
| 日本 | 株式 | 三菱商事 | 卸売業 | 2,228,900 | 4,908.15 | 10,939,778,024 | 7,128.00 | 15,887,599,200 | 1.37 |
| 日本 | 株式 | 日立製作所 | 電気機器 | 1,697,000 | 7,259.91 | 12,320,081,512 | 9,275.00 | 15,739,675,000 | 1.36 |
| 日本 | 株式 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 731,300 | 16,679.27 | 12,197,555,892 | 20,440.00 | 14,947,772,000 | 1.29 |
| 日本 | 株式 | 武田薬品工業 | 医薬品 | 3,066,900 | 4,328.17 | 13,274,069,143 | 4,641.00 | 14,233,482,900 | 1.23 |
| 日本 | 株式 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 8,426,100 | 1,175.88 | 9,908,141,348 | 1,682.00 | 14,172,700,200 | 1.22 |
| 日本 | 株式 | 三井物産 | 卸売業 | 2,557,200 | 3,964.94 | 10,139,164,970 | 5,423.00 | 13,867,695,600 | 1.19 |
| 日本 | 株式 | 任天堂 | その他製品 | 2,181,500 | 5,243.75 | 11,439,252,632 | 6,230.00 | 13,590,745,000 | 1.17 |
| 日本 | 株式 | みずほフィナンシャルグループ | 銀行業 | 4,921,500 | 1,900.26 | 9,352,175,766 | 2,541.00 | 12,505,531,500 | 1.08 |
| 日本 | 株式 | 信越化学工業 | 化学 | 2,877,000 | 4,236.45 | 12,188,274,120 | 4,343.00 | 12,494,811,000 | 1.08 |
| 日本 | 株式 | 第一三共 | 医薬品 | 3,019,000 | 4,671.83 | 14,104,275,000 | 4,106.00 | 12,396,014,000 | 1.07 |
| 日本 | 株式 | ＫＤＤＩ | 情報・通信業 | 2,677,900 | 4,128.69 | 11,056,241,237 | 4,577.00 | 12,256,748,300 | 1.06 |
| 日本 | 株式 | 伊藤忠商事 | 卸売業 | 2,252,700 | 4,345.07 | 9,788,140,916 | 5,406.00 | 12,178,096,200 | 1.05 |
| 日本 | 株式 | リクルートホールディングス | サービス業 | 2,629,700 | 3,828.54 | 10,067,934,953 | 4,609.00 | 12,120,287,300 | 1.04 |
| 日本 | 株式 | 東京海上ホールディングス | 保険業 | 3,363,700 | 2,614.77 | 8,795,311,791 | 3,465.00 | 11,655,220,500 | 1.00 |
| 日本 | 株式 | ＨＯＹＡ | 精密機器 | 732,000 | 14,265.81 | 10,442,576,676 | 15,325.00 | 11,217,900,000 | 0.97 |
| 日本 | 株式 | ソフトバンクグループ | 情報・通信業 | 1,709,500 | 5,140.48 | 8,787,657,500 | 6,335.00 | 10,829,682,500 | 0.93 |
| 日本 | 株式 | ダイキン工業 | 機械 | 416,600 | 23,559.25 | 9,814,786,411 | 23,475.00 | 9,779,685,000 | 0.84 |
| 日本 | 株式 | ソフトバンク | 情報・通信業 | 5,570,700 | 1,557.12 | 8,674,289,306 | 1,690.50 | 9,417,268,350 | 0.81 |
| 日本 | 株式 | オリエンタルランド | サービス業 | 1,879,700 | 4,499.99 | 8,458,633,048 | 4,909.00 | 9,227,447,300 | 0.79 |
| 日本 | 株式 | 村田製作所 | 電気機器 | 3,143,700 | 2,617.11 | 8,227,416,810 | 2,734.00 | 8,594,875,800 | 0.74 |
| 日本 | 株式 | ＳＭＣ | 機械 | 113,200 | 69,273.72 | 7,841,786,080 | 66,980.00 | 7,582,136,000 | 0.65 |
| 日本 | 株式 | セブン＆アイ・ホールディングス | 小売業 | 1,259,900 | 5,881.08 | 7,409,575,204 | 5,855.00 | 7,376,714,500 | 0.64 |
| 日本 | 株式 | 日本たばこ産業 | 食料品 | 2,067,400 | 2,791.80 | 5,771,787,632 | 3,440.00 | 7,111,856,000 | 0.61 |
| 日本 | 株式 | パナソニック　ホールディングス | 電気機器 | 4,121,900 | 1,211.34 | 4,993,035,280 | 1,682.00 | 6,933,035,800 | 0.60 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023 年 9 月 29 日現在

| 種類 | 業種 | 投資比率（%） |
|---|---|---|
| 株式 | 水産・農林業 | 0.09 |
| | 鉱業 | 0.40 |
| | 建設業 | 2.10 |
| | 食料品 | 3.33 |
| | 繊維製品 | 0.41 |

| | | |
|---|---|---|
| | パルプ・紙 | 0.18 |
| | 化学 | 5.67 |
| | 医薬品 | 5.00 |
| | 石油・石炭製品 | 0.49 |
| | ゴム製品 | 0.70 |
| | ガラス・土石製品 | 0.67 |
| | 鉄鋼 | 0.99 |
| | 非鉄金属 | 0.65 |
| | 金属製品 | 0.50 |
| | 機械 | 5.23 |
| | 電気機器 | 16.34 |
| | 輸送用機器 | 8.67 |
| | 精密機器 | 2.24 |
| | その他製品 | 2.20 |
| | 電気・ガス業 | 1.37 |
| | 陸運業 | 2.86 |
| | 海運業 | 0.66 |
| | 空運業 | 0.47 |
| | 倉庫・運輸関連業 | 0.14 |
| | 情報・通信業 | 7.91 |
| | 卸売業 | 6.65 |
| | 小売業 | 4.24 |
| | 銀行業 | 6.99 |
| | 証券、商品先物取引業 | 0.77 |
| | 保険業 | 2.39 |
| | その他金融業 | 1.19 |
| | 不動産業 | 1.90 |
| | サービス業 | 4.61 |
| | 小計 | 98.00 |
| 合計 | | 98.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

2023年 9月 29日現在

| 資産の種類 | 取引所名 | 資産の名称 | 建別 | 数量 | 通貨 | 簿価金額（円） | 評価金額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株価指数先物取引 | 大阪取引所 | ＴＯＰＩＸ　２３年１２月限 | 買建 | 665 | 円 | 15,684,595,750 | 15,451,275,000 | 1.33 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

外国株式インデックスマザーファンド

投資状況

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 株式 | アメリカ | 2,232,545,422,164 | 71.28 |
| | イギリス | 134,196,102,826 | 4.28 |
| | カナダ | 104,413,396,554 | 3.33 |
| | フランス | 96,517,832,085 | 3.08 |
| | スイス | 88,279,865,014 | 2.82 |
| | ドイツ | 72,306,393,635 | 2.31 |
| | オーストラリア | 60,867,254,722 | 1.94 |
| | オランダ | 50,729,736,658 | 1.62 |
| | デンマーク | 28,596,236,354 | 0.91 |
| | スウェーデン | 27,346,995,278 | 0.87 |
| | スペイン | 22,658,409,026 | 0.72 |
| | 香港 | 18,363,464,670 | 0.59 |
| | イタリア | 16,524,201,645 | 0.53 |
| | シンガポール | 10,215,844,364 | 0.33 |
| | フィンランド | 7,614,065,904 | 0.24 |
| | ベルギー | 6,636,053,529 | 0.21 |
| | ノルウェー | 6,234,369,424 | 0.20 |
| | アイルランド | 4,765,211,703 | 0.15 |
| | イスラエル | 3,402,598,782 | 0.11 |
| | オーストリア | 1,672,156,876 | 0.05 |
| | ニュージーランド | 1,660,159,741 | 0.05 |
| | ルクセンブルグ | 1,648,082,183 | 0.05 |
| | ポルトガル | 1,605,363,708 | 0.05 |
| | 小計 | 2,998,799,216,845 | 95.74 |
| 投資証券 | アメリカ | 51,038,671,070 | 1.63 |
| | オーストラリア | 3,566,115,990 | 0.11 |
| | シンガポール | 1,246,708,418 | 0.04 |
| | フランス | 1,080,116,822 | 0.03 |
| | イギリス | 867,920,601 | 0.03 |
| | 香港 | 705,549,608 | 0.02 |
| | カナダ | 297,170,347 | 0.01 |
| | ベルギー | 255,973,752 | 0.01 |
| | 小計 | 59,058,226,608 | 1.89 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| コール・ローン、その他資産<br>（負債控除後） | ― | 74,294,737,327 | 2.37 |
| 純資産総額 | | 3,132,152,180,780 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 建別 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|
| 株価指数先物取引 | 買建 | アメリカ | 59,787,219,487 | 1.91 |
| | 買建 | カナダ | 2,874,079,516 | 0.09 |
| | 買建 | ドイツ | 9,790,476,320 | 0.31 |
| | 買建 | オーストラリア | 2,337,082,164 | 0.07 |
| | 買建 | イギリス | 3,687,098,698 | 0.12 |
| | 買建 | スイス | 2,202,164,177 | 0.07 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

2023年 9月 29日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| アメリカ | 株式 | APPLE INC | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 6,287,334 | 26,223.62 | 164,876,659,833 | 25,531.81 | 160,527,018,352 | 5.13 |
| アメリカ | 株式 | MICROSOFT CORP | ソフトウェア・サービス | 2,823,327 | 46,781.78 | 132,080,284,142 | 46,914.27 | 132,454,328,564 | 4.23 |
| アメリカ | 株式 | AMAZON.COM INC | 一般消費財・サービス流通・小売り | 3,691,361 | 17,157.60 | 63,334,905,265 | 18,844.08 | 69,560,333,000 | 2.22 |
| アメリカ | 株式 | NVIDIA CORP | 半導体・半導体製造装置 | 987,425 | 45,593.62 | 45,020,289,069 | 64,452.52 | 63,642,035,683 | 2.03 |
| アメリカ | 株式 | ALPHABET INC-CL A | メディア・娯楽 | 2,373,602 | 17,652.61 | 41,900,278,310 | 19,790.92 | 46,975,790,555 | 1.50 |
| アメリカ | 株式 | ALPHABET INC-CL C | メディア・娯楽 | 2,114,297 | 17,710.83 | 37,445,972,940 | 19,913.58 | 42,103,233,870 | 1.34 |
| アメリカ | 株式 | TESLA INC | 自動車・自動車部品 | 1,140,272 | 27,596.52 | 31,467,544,150 | 36,853.52 | 42,023,037,414 | 1.34 |
| アメリカ | 株式 | META PLATFORMS INC-CLASS A | メディア・娯楽 | 884,258 | 36,399.93 | 32,186,929,531 | 45,466.33 | 40,203,972,046 | 1.28 |
| アメリカ | 株式 | EXXON MOBIL CORP | エネルギー | 1,614,445 | 15,877.13 | 25,632,764,762 | 17,870.32 | 28,850,652,970 | 0.92 |
| アメリカ | 株式 | UNITEDHEALTH GROUP INC | ヘルスケ | 371,819 | 73,099.87 | 27,179,921,836 | 76,300.75 | 28,370,071,539 | 0.91 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ア機器・サービス | | | | | | |
| アメリカ | 株式 | BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B | 金融サービス | 517,751 | 48,789.88 | 25,261,009,481 | 53,409.03 | 27,652,581,177 | 0.88 |
| アメリカ | 株式 | ELI LILLY & CO | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 322,518 | 66,311.73 | 21,386,728,732 | 81,438.83 | 26,265,488,896 | 0.84 |
| アメリカ | 株式 | JPMORGAN CHASE & CO | 銀行 | 1,168,319 | 20,553.37 | 24,012,902,969 | 22,076.51 | 25,792,408,657 | 0.82 |
| アメリカ | 株式 | JOHNSON & JOHNSON | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 962,197 | 24,146.05 | 23,233,258,980 | 23,466.11 | 22,579,021,029 | 0.72 |
| アメリカ | 株式 | VISA INC-CLASS A SHARES | 金融サービス | 646,843 | 34,691.87 | 22,440,196,438 | 34,651.70 | 22,414,211,394 | 0.72 |
| アメリカ | 株式 | PROCTER & GAMBLE CO/THE | 家庭用品・パーソナル用品 | 941,875 | 23,079.41 | 21,737,921,504 | 21,889.53 | 20,617,207,850 | 0.66 |
| アメリカ | 株式 | BROADCOM INC | 半導体・半導体製造装置 | 165,020 | 98,305.60 | 16,222,391,538 | 124,450.55 | 20,536,831,411 | 0.66 |
| アメリカ | 株式 | MASTERCARD INC - A | 金融サービス | 338,256 | 57,553.65 | 19,467,870,398 | 59,748.23 | 20,210,199,046 | 0.65 |
| アメリカ | 株式 | CHEVRON CORP | エネルギー | 724,356 | 23,447.06 | 16,984,025,108 | 25,516.85 | 18,483,284,992 | 0.59 |
| アメリカ | 株式 | HOME DEPOT INC | 一般消費財・サービス流通・小売り | 401,968 | 43,643.21 | 17,543,177,009 | 45,396.03 | 18,247,753,075 | 0.58 |
| スイス | 株式 | NESTLE SA-REG | 食品・飲料・タバコ | 1,067,157 | 18,642.73 | 19,894,721,253 | 16,820.03 | 17,949,617,023 | 0.57 |
| デンマーク | 株式 | NOVO NORDISK A/S-B | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 1,283,454 | 12,251.28 | 15,723,959,958 | 13,805.28 | 17,718,448,255 | 0.57 |
| アメリカ | 株式 | ABBVIE INC | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 705,314 | 21,886.19 | 15,436,640,337 | 22,773.55 | 16,062,507,171 | 0.51 |
| アメリカ | 株式 | MERCK & CO. INC. | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 1,014,150 | 17,422.09 | 17,668,618,305 | 15,601.19 | 15,821,950,895 | 0.51 |
| アメリカ | 株式 | COSTCO WHOLESALE CORP | 生活必需品流通・小売り | 177,058 | 75,862.51 | 13,432,065,657 | 85,055.67 | 15,059,787,775 | 0.48 |
| アメリカ | 株式 | WALMART INC | 生活必需品流通・小売り | 591,934 | 23,006.59 | 13,618,384,359 | 24,312.73 | 14,391,533,414 | 0.46 |
| オランダ | 株式 | ASML HOLDING NV | 半導体・半導体製造装置 | 161,204 | 94,534.76 | 15,239,381,517 | 87,026.40 | 14,029,003,786 | 0.45 |
| アメリカ | 株式 | PEPSICO INC | 食品・飲料・タバコ | 549,843 | 28,993.82 | 15,942,049,353 | 25,353.81 | 13,940,614,952 | 0.45 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| アメリカ | 株式 | ADOBE INC | ソフトウェア・サービス | 182,047 | 54,238.19 | 9,873,899,941 | 75,488.53 | 13,742,461,987 | 0.44 |
| アメリカ | 株式 | COCA-COLA CO/THE | 食品・飲料・タバコ | 1,640,790 | 9,489.11 | 15,569,649,757 | 8,348.05 | 13,697,413,039 | 0.44 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023 年 9 月 29 日現在

| 種類 | 業種 | 投資比率（%） |
|---|---|---|
| 株式 | エネルギー | 5.46 |
| | 素材 | 3.94 |
| | 資本財 | 6.50 |
| | 商業・専門サービス | 1.54 |
| | 運輸 | 1.78 |
| | 自動車・自動車部品 | 2.17 |
| | 耐久消費財・アパレル | 1.47 |
| | 消費者サービス | 2.05 |
| | メディア・娯楽 | 6.03 |
| | 一般消費財・サービス流通・小売り | 4.31 |
| | 生活必需品流通・小売り | 1.69 |
| | 食品・飲料・タバコ | 3.71 |
| | 家庭用品・パーソナル用品 | 1.69 |
| | ヘルスケア機器・サービス | 4.42 |
| | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 8.43 |
| | 銀行 | 5.26 |
| | 金融サービス | 6.44 |
| | 保険 | 3.10 |
| | ソフトウェア・サービス | 9.20 |
| | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 6.59 |
| | 電気通信サービス | 1.15 |
| | 公益事業 | 2.64 |
| | 半導体・半導体製造装置 | 5.84 |
| | 不動産管理・開発 | 0.33 |
| | 小計 | 95.74 |
| 投資証券 | — | 1.89 |
| 合計 | | 97.63 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2023年 9月 29日現在

| 資産の種類 | 地域 | 取引所名 | 資産の名称 | 建別 | 数量 | 通貨 | 簿価金額 | 簿価金額（円） | 評価金額 | 評価金額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株価指数先物取引 | アメリカ | シカゴ商業取引所 | SP EMINI2312 | 買建 | 1,843 | アメリカドル | 411,834,843.44 | 61,602,255,881 | 399,700,625 | 59,787,219,487 | 1.91 |
| | カナダ | モントリオール取引所 | SP/TSE602312 | 買建 | 110 | カナダドル | 26,564,382.5 | 2,941,739,718 | 25,953,400 | 2,874,079,516 | 0.09 |
| | ドイツ | ユーレックス・ドイツ金融先物取引所 | EURO ST 2312 | 買建 | 1,481 | ユーロ | 62,892,802.83 | 9,937,062,847 | 61,965,040 | 9,790,476,320 | 0.31 |
| | オーストラリア | シドニー先物取引所 | SPI 200 2312 | 買建 | 138 | オーストラリアドル | 25,042,879.5 | 2,405,619,005 | 24,329,400 | 2,337,082,164 | 0.07 |
| | イギリス | インターコンチネンタル取引所 | FTSE100 2312 | 買建 | 264 | イギリスポンド | 20,329,210 | 3,710,690,701 | 20,199,960 | 3,687,098,698 | 0.12 |
| | スイス | ユーレックス・チューリッヒ取引所 | SWISS IX2312 | 買建 | 123 | スイスフラン | 13,619,167.55 | 2,226,189,127 | 13,472,190 | 2,202,164,177 | 0.07 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

日本債券インデックスマザーファンド

投資状況

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 国債証券 | 日本 | 636,745,851,520 | 83.66 |
| 地方債証券 | 日本 | 41,606,317,184 | 5.47 |
| 特殊債券 | 日本 | 35,397,453,490 | 4.65 |
| 社債券 | 日本 | 44,808,865,000 | 5.89 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | — | 2,558,371,567 | 0.33 |
| 純資産総額 | | 761,116,858,761 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 建別 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|
| 債券先物取引 | 買建 | 日本 | 579,840,000 | 0.08 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

2023年 9月 29日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価（円） | 簿価金額（円） | 評価単価（円） | 評価金額（円） | 利率（%） | 償還期限（年/月/日） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 国債証券 | 第１６０回利付国債（５年） | 9,720,000,000 | 99.74 | 9,695,588,200 | 99.48 | 9,670,233,600 | 0.200000 | 2028/6/20 | 1.27 |
| 日本 | 国債証券 | 第３５９回利付国債（１０年） | 8,150,000,000 | 99.39 | 8,100,848,000 | 97.43 | 7,940,708,000 | 0.100000 | 2030/6/20 | 1.04 |
| 日本 | 国債証券 | 第３６５回利付国債（１０年） | 8,080,000,000 | 98.12 | 7,928,654,600 | 95.63 | 7,727,308,000 | 0.100000 | 2031/12/20 | 1.02 |
| 日本 | 国債証券 | 第３５６回利付国債（１０年） | 7,740,000,000 | 99.65 | 7,713,526,400 | 98.19 | 7,600,215,600 | 0.100000 | 2029/9/20 | 1.00 |
| 日本 | 国債証券 | 第３６３回利付国債（１０年） | 7,780,000,000 | 98.61 | 7,672,062,000 | 96.20 | 7,484,826,800 | 0.100000 | 2031/6/20 | 0.98 |
| 日本 | 国債証券 | 第３６４回利付国債（１０年） | 7,220,000,000 | 98.38 | 7,103,699,600 | 95.90 | 6,924,413,200 | 0.100000 | 2031/9/20 | 0.91 |
| 日本 | 国債証券 | 第３５８回利付国債（１０年） | 6,790,000,000 | 99.55 | 6,760,056,100 | 97.70 | 6,634,441,100 | 0.100000 | 2030/3/20 | 0.87 |
| 日本 | 国債証券 | 第３５０回利付国債（１０年） | 6,530,000,000 | 100.02 | 6,531,567,200 | 99.22 | 6,479,588,400 | 0.100000 | 2028/3/20 | 0.85 |
| 日本 | 国債証券 | 第３５４回利付国債（１０年） | 6,570,000,000 | 99.79 | 6,556,730,100 | 98.60 | 6,478,479,900 | 0.100000 | 2029/3/20 | 0.85 |
| 日本 | 国債証券 | 第１４５回利付国債（５年） | 6,410,000,000 | 100.38 | 6,434,942,800 | 100.14 | 6,419,422,700 | 0.100000 | 2025/9/20 | 0.84 |
| 日本 | 国債証券 | 第３５７回利付国債（１０年） | 6,550,000,000 | 99.50 | 6,517,307,000 | 97.97 | 6,417,166,000 | 0.100000 | 2029/12/20 | 0.84 |
| 日本 | 国債証券 | 第３６２回利付国債（１０年） | 6,640,000,000 | 98.74 | 6,556,616,000 | 96.49 | 6,407,400,800 | 0.100000 | 2031/3/20 | 0.84 |
| 日本 | 国債証券 | 第１４４回利付国債（５年） | 6,380,000,000 | 100.34 | 6,402,074,800 | 100.15 | 6,389,825,200 | 0.100000 | 2025/6/20 | 0.84 |
| 日本 | 国債証券 | 第３６１回利付国債（１０年） | 6,560,000,000 | 98.86 | 6,485,822,500 | 96.80 | 6,350,670,400 | 0.100000 | 2030/12/20 | 0.83 |
| 日本 | 国債証券 | 第３４５回利付国債（１０年） | 6,340,000,000 | 100.43 | 6,367,388,800 | 99.90 | 6,333,850,200 | 0.100000 | 2026/12/20 | 0.83 |
| 日本 | 国債証券 | 第３７０回利付国債（１０年） | 6,370,000,000 | 100.86 | 6,424,931,800 | 97.83 | 6,232,025,800 | 0.500000 | 2033/3/20 | 0.82 |
| 日本 | 国債証券 | 第３４６回利付国債（１０年） | 6,130,000,000 | 100.40 | 6,154,703,900 | 99.81 | 6,118,353,000 | 0.100000 | 2027/3/20 | 0.80 |
| 日本 | 国債証券 | 第３４９回利付国債（１０年） | 6,090,000,000 | 100.16 | 6,099,744,000 | 99.39 | 6,053,094,600 | 0.100000 | 2027/12/20 | 0.80 |
| 日本 | 国債証券 | 第３７１回利付国債（１０年） | 6,210,000,000 | 97.51 | 6,055,564,700 | 96.69 | 6,005,007,900 | 0.400000 | 2033/6/20 | 0.79 |
| 日本 | 国債証券 | 第１５４回利付国債（５年） | 6,030,000,000 | 100.22 | 6,043,527,000 | 99.54 | 6,002,684,100 | 0.100000 | 2027/9/20 | 0.79 |
| 日本 | 国債証券 | 第１５３回利付国債（５年） | 6,040,000,000 | 99.95 | 6,037,523,600 | 99.33 | 5,999,834,000 | 0.005000 | 2027/6/20 | 0.79 |
| 日本 | 国債証券 | 第３６０回利付国債（１０年） | 6,030,000,000 | 99.20 | 5,981,760,000 | 97.14 | 5,857,722,900 | 0.100000 | 2030/9/20 | 0.77 |
| 日本 | 国債証券 | 第１４９回利付国債（５年） | 5,850,000,000 | 100.13 | 5,857,609,800 | 99.70 | 5,832,684,000 | 0.005000 | 2026/9/20 | 0.77 |
| 日本 | 国債証券 | 第３６８回利付国債（１０年） | 6,080,000,000 | 98.37 | 5,981,028,500 | 95.66 | 5,816,128,000 | 0.200000 | 2032/9/20 | 0.76 |
| 日本 | 国債証券 | 第３６９回利付国債（１０年） | 5,890,000,000 | 100.89 | 5,942,673,300 | 98.05 | 5,775,498,400 | 0.500000 | 2032/12/20 | 0.76 |
| 日本 | 国債証券 | 第３４７回利付国債（１０年） | 5,700,000,000 | 100.34 | 5,719,836,000 | 99.68 | 5,682,102,000 | 0.100000 | 2027/6/20 | 0.75 |
| 日本 | 国債証券 | 第１４８回利付国 | 5,550,000,000 | 99.97 | 5,548,762,000 | 99.78 | 5,537,956,500 | 0.005000 | 2026/6/20 | 0.73 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 債（５年） | | | | | | | | |
| 日本 | 国債証券 | 第１４３回利付国債（５年） | 5,380,000,000 | 100.32 | 5,397,377,400 | 100.16 | 5,388,608,000 | 0.100000 | 2025/3/20 | 0.71 |
| 日本 | 国債証券 | 第３５５回利付国債（１０年） | 5,420,000,000 | 99.76 | 5,407,127,200 | 98.40 | 5,333,605,200 | 0.100000 | 2029/6/20 | 0.70 |
| 日本 | 国債証券 | 第１４６回利付国債（５年） | 5,150,000,000 | 100.37 | 5,169,555,600 | 100.12 | 5,156,231,500 | 0.100000 | 2025/12/20 | 0.68 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023 年 9 月 29 日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 国債証券 | 83.66 |
| 地方債証券 | 5.47 |
| 特殊債券 | 4.65 |
| 社債券 | 5.89 |
| 合計 | 99.66 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2023 年 9 月 29 日現在

| 資産の種類 | 取引所名 | 資産の名称 | 建別 | 数量 | 通貨 | 簿価金額（円） | 評価金額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 債券先物取引 | 大阪取引所 | 長期国債先物２３年１２月限 | 買建 | 4 | 円 | 584,003,740 | 579,840,000 | 0.08 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

外国債券インデックスマザーファンド

投資状況

2023 年 9 月 29 日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 国債証券 | アメリカ | 228,673,701,864 | 48.01 |
| | フランス | 38,681,620,624 | 8.12 |
| | イタリア | 34,709,175,354 | 7.29 |
| | 中国 | 31,021,125,712 | 6.51 |
| | ドイツ | 28,590,071,947 | 6.00 |
| | スペイン | 24,136,323,815 | 5.07 |
| | イギリス | 22,890,532,719 | 4.81 |
| | カナダ | 9,447,547,157 | 1.98 |
| | ベルギー | 8,393,167,247 | 1.76 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | オーストラリア | 6,910,300,634 | 1.45 |
| | オランダ | 6,704,647,707 | 1.41 |
| | オーストリア | 5,692,704,499 | 1.20 |
| | メキシコ | 4,627,422,023 | 0.97 |
| | アイルランド | 2,735,167,818 | 0.57 |
| | マレーシア | 2,516,251,720 | 0.53 |
| | フィンランド | 2,448,965,078 | 0.51 |
| | ポーランド | 2,279,223,256 | 0.48 |
| | シンガポール | 2,099,500,714 | 0.44 |
| | デンマーク | 1,410,347,419 | 0.30 |
| | イスラエル | 1,382,634,668 | 0.29 |
| | ニュージーランド | 1,053,754,276 | 0.22 |
| | スウェーデン | 896,361,511 | 0.19 |
| | ノルウェー | 764,349,742 | 0.16 |
| | 小計 | 468,064,897,504 | 98.27 |
| コール・ローン、その他資産<br>（負債控除後） | — | 8,219,078,902 | 1.73 |
| 純資産総額 | | 476,283,976,406 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

2023年 9月 29日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価（円） | 簿価金額（円） | 評価単価（円） | 評価金額（円） | 利率（%） | 償還期限（年/月/日） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| アメリカ | 国債証券 | 4.125 T-NOTE 321115 | 15,100,000 | 15,829.30 | 2,390,224,881 | 14,425.70 | 2,178,281,530 | 4.125000 | 2032/11/15 | 0.46 |
| アメリカ | 国債証券 | 3.5 T-NOTE 330215 | 15,100,000 | 15,090.05 | 2,278,597,702 | 13,726.30 | 2,072,671,630 | 3.500000 | 2033/2/15 | 0.44 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.25 T-NOTE 310815 | 17,720,000 | 12,724.23 | 2,254,734,089 | 11,685.93 | 2,070,748,125 | 1.250000 | 2031/8/15 | 0.43 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.75 T-NOTE 320815 | 15,810,000 | 14,136.87 | 2,235,040,515 | 12,951.52 | 2,047,636,039 | 2.750000 | 2032/8/15 | 0.43 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.875 T-NOTE 320515 | 15,480,000 | 14,356.25 | 2,222,347,773 | 13,128.56 | 2,032,302,084 | 2.875000 | 2032/5/15 | 0.43 |
| アメリカ | 国債証券 | 3.375 T-NOTE 330515 | 14,900,000 | 14,423.98 | 2,149,174,486 | 13,567.37 | 2,021,538,640 | 3.375000 | 2033/5/15 | 0.42 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.875 T-NOTE 320215 | 16,260,000 | 13,254.63 | 2,155,204,195 | 12,148.11 | 1,975,283,720 | 1.875000 | 2032/2/15 | 0.41 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.375 T-NOTE 311115 | 16,700,000 | 12,786.16 | 2,135,290,148 | 11,718.65 | 1,957,015,907 | 1.375000 | 2031/11/15 | 0.41 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.125 T-NOTE 310215 | 16,560,000 | 12,700.44 | 2,103,194,503 | 11,792.86 | 1,952,898,255 | 1.125000 | 2031/2/15 | 0.41 |
| アメリカ | 国債証券 | 0.875 T-NOTE 301115 | 16,730,000 | 12,572.19 | 2,103,328,893 | 11,632.18 | 1,946,064,080 | 0.875000 | 2030/11/15 | 0.41 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.625 T-NOTE 310515 | 15,460,000 | 13,191.08 | 2,039,341,934 | 12,139.93 | 1,876,834,125 | 1.625000 | 2031/5/15 | 0.39 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| アメリカ | 国債証券 | 0.625 T-NOTE 300815 | 16,160,000 | 12,322.62 | 1,991,336,810 | 11,474.42 | 1,854,266,612 | 0.625000 | 2030/8/15 | 0.39 |
| アメリカ | 国債証券 | 2 T-NOTE 250815 | 11,490,000 | 14,380.71 | 1,652,344,118 | 14,129.46 | 1,623,475,770 | 2.000000 | 2025/8/15 | 0.34 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.5 T-NOTE 270131 | 11,540,000 | 13,934.31 | 1,608,019,590 | 13,462.20 | 1,553,537,880 | 1.500000 | 2027/1/31 | 0.33 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.25 T-NOTE 251115 | 10,290,000 | 14,435.05 | 1,485,367,082 | 14,127.71 | 1,453,741,788 | 2.250000 | 2025/11/15 | 0.31 |
| フランス | 国債証券 | 2.5 O.A.T 300525 | 9,590,000 | 15,731.93 | 1,508,692,432 | 15,031.17 | 1,441,489,227 | 2.500000 | 2030/5/25 | 0.30 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.125 T-NOTE 280229 | 11,160,000 | 13,331.25 | 1,487,768,319 | 12,859.78 | 1,435,152,550 | 1.125000 | 2028/2/29 | 0.30 |
| アメリカ | 国債証券 | 0.375 T-NOTE 240915 | 10,000,000 | 14,193.64 | 1,419,364,620 | 14,246.99 | 1,424,699,241 | 0.375000 | 2024/9/15 | 0.30 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.875 T-NOTE 280815 | 10,310,000 | 14,514.26 | 1,496,420,538 | 13,803.13 | 1,423,103,448 | 2.875000 | 2028/8/15 | 0.30 |
| アメリカ | 国債証券 | 0.625 T-NOTE 300515 | 12,090,000 | 12,432.08 | 1,503,039,023 | 11,569.66 | 1,398,772,182 | 0.625000 | 2030/5/15 | 0.29 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.875 T-NOTE 280515 | 10,090,000 | 14,579.33 | 1,471,055,321 | 13,854.26 | 1,397,895,160 | 2.875000 | 2028/5/15 | 0.29 |
| アメリカ | 国債証券 | 0.25 T-NOTE 251031 | 10,300,000 | 13,746.46 | 1,415,885,429 | 13,553.35 | 1,395,995,081 | 0.250000 | 2025/10/31 | 0.29 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.75 T-NOTE 280215 | 9,990,000 | 14,540.22 | 1,452,568,745 | 13,824.46 | 1,381,063,959 | 2.750000 | 2028/2/15 | 0.29 |
| アメリカ | 国債証券 | 0.375 T-NOTE 251130 | 10,150,000 | 13,763.11 | 1,396,955,961 | 13,544.00 | 1,374,716,158 | 0.375000 | 2025/11/30 | 0.29 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.25 T-NOTE 280930 | 10,700,000 | 13,384.41 | 1,432,132,769 | 12,703.49 | 1,359,273,477 | 1.250000 | 2028/9/30 | 0.29 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.625 T-NOTE 260215 | 9,760,000 | 14,173.28 | 1,383,313,031 | 13,851.34 | 1,351,890,944 | 1.625000 | 2026/2/15 | 0.28 |
| アメリカ | 国債証券 | 0.75 T-NOTE 260831 | 10,100,000 | 13,579.69 | 1,371,549,503 | 13,312.62 | 1,344,574,620 | 0.750000 | 2026/8/31 | 0.28 |
| アメリカ | 国債証券 | 0.875 T-NOTE 260930 | 10,000,000 | 13,713.44 | 1,371,344,773 | 13,338.91 | 1,333,891,332 | 0.875000 | 2026/9/30 | 0.28 |
| アメリカ | 国債証券 | 0.5 T-NOTE 260228 | 9,900,000 | 13,672.61 | 1,353,588,537 | 13,457.52 | 1,332,295,037 | 0.500000 | 2026/2/28 | 0.28 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.5 T-NOTE 260815 | 9,740,000 | 14,024.87 | 1,366,023,110 | 13,621.12 | 1,326,697,940 | 1.500000 | 2026/8/15 | 0.28 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023 年 9 月 29 日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 国債証券 | 98.27 |
| 合計 | 98.27 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | ― | 3,442,047,842 | 100.00 |
| 純資産総額 | | 3,442,047,842 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

該当事項はありません。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

# 運用実績

2023年9月29日現在

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)

### ■基準価額・純資産の推移　2015年12月18日(設定日)～2023年9月29日

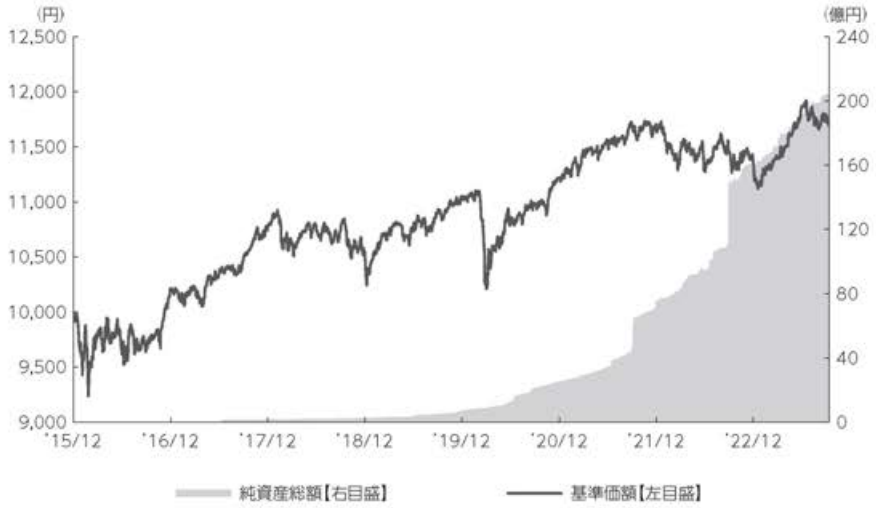


•基準価額は10,000を起点として表示
•基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■基準価額・純資産

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 11,685円 |
| 純資産総額 | 204.5億円 |

•純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■分配の推移

| | |
|---|---|
| 2023 年 9月 | 0円 |
| 2022 年 9月 | 0円 |
| 2021 年 9月 | 0円 |
| 2020 年 9月 | 0円 |
| 2019 年 9月 | 0円 |
| 2018 年 9月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

•分配金は1万口当たり、税引前

### ■主要な資産の状況

| 資産別構成 | 比率 |
|---|---|
| 国内株式 | 11.6% |
| 国内債券 | 64.9% |
| 外国株式 | 5.9% |
| 外国債券 | 4.9% |
| | |
| | |
| | |
| コールローン他(負債控除後) | 12.7% |
| 合計 | 100.0% |

| | 組入上位通貨 | 比率 |
|---|---|---|
| 1 | 円 | 89.0% |
| 2 | アメリカドル | 6.9% |
| 3 | ユーロ | 2.2% |
| 4 | イギリスポンド | 0.5% |
| 5 | 中国元 | 0.3% |
| 6 | カナダドル | 0.3% |
| 7 | オーストラリアドル | 0.2% |
| 8 | スイスフラン | 0.2% |
| 9 | デンマーククローネ | 0.1% |
| 10 | スウェーデンクローネ | 0.1% |

| 組入上位銘柄 | 種類 | 業種／種別 | 国・地域 | 比率 |
|---|---|---|---|---|
| トヨタ自動車 | 株式 | 輸送用機器 | 日本 | 0.5% |
| APPLE INC | 株式 | ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾊｰﾄﾞｳｪｱおよび機器 | アメリカ | 0.3% |
| ソニーグループ | 株式 | 電気機器 | 日本 | 0.3% |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 株式 | 銀行業 | 日本 | 0.3% |
| MICROSOFT CORP | 株式 | ソフトウェア・サービス | アメリカ | 0.3% |
| 第160回利付国債(5年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.8% |
| 第359回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.7% |
| 第365回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.7% |
| 第356回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.6% |
| 第363回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.6% |

| その他資産の状況 | 比率 |
|---|---|
| 株価指数先物取引　(買建) | 0.3% |
| 債券先物取引　(買建) | 0.0% |

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
•国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
•外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
•「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

### ■年間収益率の推移

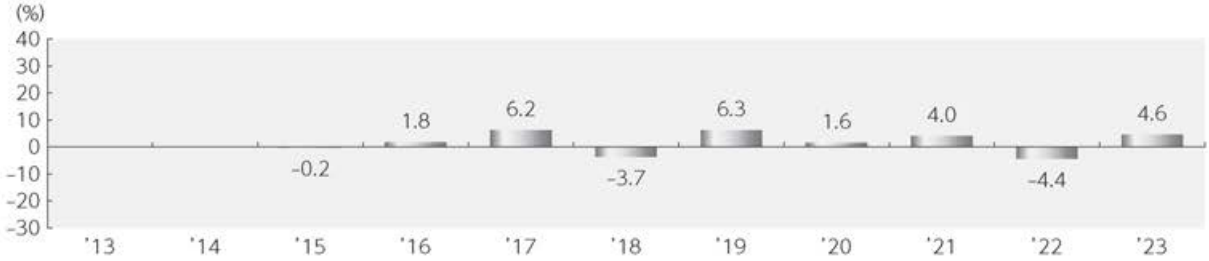


•収益率は基準価額で計算
•2015年は設定日から年末までの、2023年は年初から9月29日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

**上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。**
**運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。**

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)

### ■基準価額・純資産の推移　2017年12月11日(設定日)～2023年9月29日

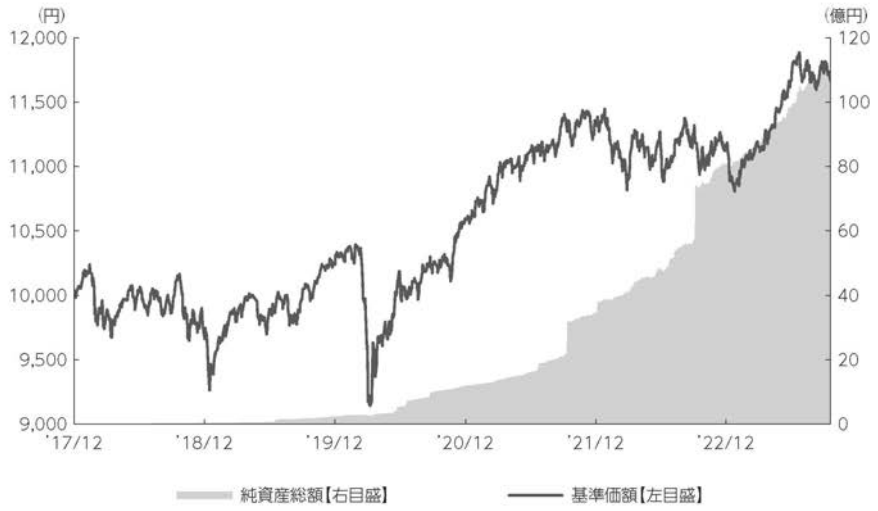


•基準価額は10,000を起点として表示
•基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■基準価額・純資産

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 11,670円 |
| 純資産総額 | 110.0億円 |

•純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■分配の推移

| | |
|---|---|
| 2023 年 9月 | 0円 |
| 2022 年 9月 | 0円 |
| 2021 年 9月 | 0円 |
| 2020 年 9月 | 0円 |
| 2019 年 9月 | 0円 |
| 2018 年 9月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

•分配金は1万口当たり、税引前

### ■主要な資産の状況

| 資産別構成 | 比率 |
|---|---|
| 国内株式 | 17.5% |
| 国内債券 | 65.9% |
| 外国株式 | 8.8% |
| 外国債券 | 4.9% |
| | |
| | |
| | |
| コールローン他(負債控除後) | 2.9% |
| 合計 | 100.0% |

| | 組入上位通貨 | 比率 |
|---|---|---|
| 1 | 円 | 85.9% |
| 2 | アメリカドル | 9.2% |
| 3 | ユーロ | 2.5% |
| 4 | イギリスポンド | 0.6% |
| 5 | カナダドル | 0.4% |
| 6 | 中国元 | 0.3% |
| 7 | オーストラリアドル | 0.3% |
| 8 | スイスフラン | 0.3% |
| 9 | デンマーククローネ | 0.1% |
| 10 | スウェーデンクローネ | 0.1% |

| 組入上位銘柄 | 種類 | 業種／種別 | 国・地域 | 比率 |
|---|---|---|---|---|
| トヨタ自動車 | 株式 | 輸送用機器 | 日本 | 0.8% |
| APPLE INC | 株式 | ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ･ﾊｰﾄﾞｳｪｱおよび機器 | アメリカ | 0.5% |
| ソニーグループ | 株式 | 電気機器 | 日本 | 0.5% |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 株式 | 銀行業 | 日本 | 0.4% |
| MICROSOFT CORP | 株式 | ソフトウェア・サービス | アメリカ | 0.4% |
| 第160回利付国債(5年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.8% |
| 第359回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.7% |
| 第365回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.7% |
| 第356回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.7% |
| 第363回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.7% |

| その他資産の状況 | 比率 |
|---|---|
| 株価指数先物取引　(買建) | 0.5% |
| 債券先物取引　(買建) | 0.1% |

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
•国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
•外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
•「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

### ■年間収益率の推移

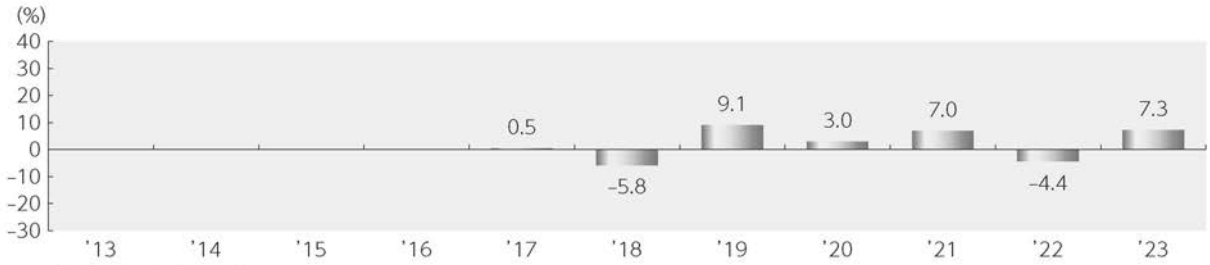


•収益率は基準価額で計算
•2017年は設定日から年末までの、2023年は年初から9月29日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

**上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。**
**運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。**

# 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）

## ■基準価額・純資産の推移　2015年12月18日（設定日）～2023年9月29日

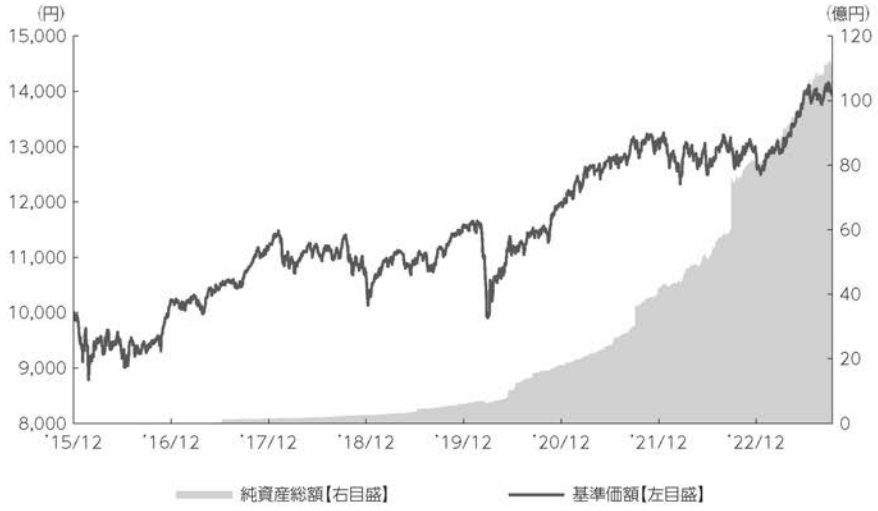


- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬（信託報酬）控除後です。

## ■基準価額・純資産

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 13,925円 |
| 純資産総額 | 111.9億円 |

- 純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

| | |
|---|---|
| 2023 年 9月 | 0円 |
| 2022 年 9月 | 0円 |
| 2021 年 9月 | 0円 |
| 2020 年 9月 | 0円 |
| 2019 年 9月 | 0円 |
| 2018 年 9月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

- 分配金は1万口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

| 資産別構成 | 比率 |
|---|---|
| 国内株式 | 26.3% |
| 国内債券 | 52.9% |
| 外国株式 | 13.7% |
| 外国債券 | 4.9% |
| | |
| | |
| コールローン他（負債控除後） | 2.2% |
| 合計 | 100.0% |

| | 組入上位通貨 | 比率 |
|---|---|---|
| 1 | 円 | 80.9% |
| 2 | アメリカドル | 13.0% |
| 3 | ユーロ | 2.9% |
| 4 | イギリスポンド | 0.9% |
| 5 | カナダドル | 0.6% |
| 6 | スイスフラン | 0.4% |
| 7 | オーストラリアドル | 0.4% |
| 8 | 中国元 | 0.3% |
| 9 | デンマーククローネ | 0.1% |
| 10 | スウェーデンクローネ | 0.1% |

| 組入上位銘柄 | 種類 | 業種／種別 | 国・地域 | 比率 |
|---|---|---|---|---|
| トヨタ自動車 | 株式 | 輸送用機器 | 日本 | 1.2% |
| APPLE INC | 株式 | ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ･ﾊｰﾄﾞｳｪｱおよび機器 | アメリカ | 0.7% |
| ソニーグループ | 株式 | 電気機器 | 日本 | 0.7% |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 株式 | 銀行業 | 日本 | 0.6% |
| MICROSOFT CORP | 株式 | ソフトウェア・サービス | アメリカ | 0.6% |
| 第160回利付国債(5年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.7% |
| 第359回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.6% |
| 第365回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.5% |
| 第356回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.5% |
| 第363回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.5% |

| その他資産の状況 | 比率 |
|---|---|
| 株価指数先物取引　(買建) | 0.7% |
| 債券先物取引　(買建) | 0.0% |

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
- 投資信託証券（リートを含む）の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS（世界産業分類基準）によるもの。Global Industry Classification Standard（"GICS"）は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。（ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地）

## ■年間収益率の推移

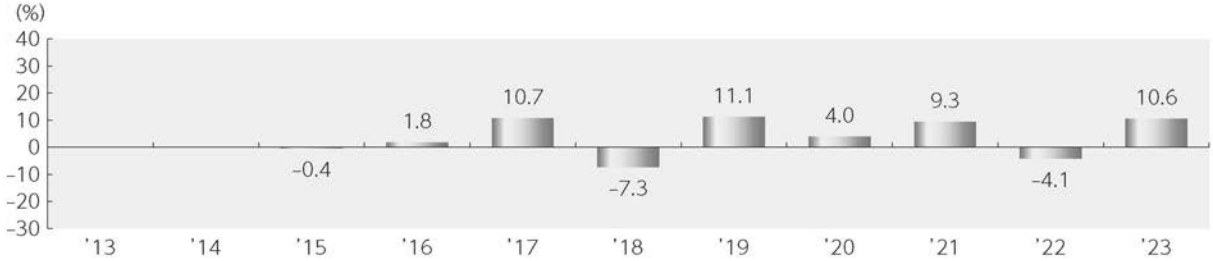


- 収益率は基準価額で計算
- 2015年は設定日から年末までの、2023年は年初から9月29日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

**上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。**
**運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。**

# 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)

## ■基準価額・純資産の推移　2017年12月11日(設定日)～2023年9月29日

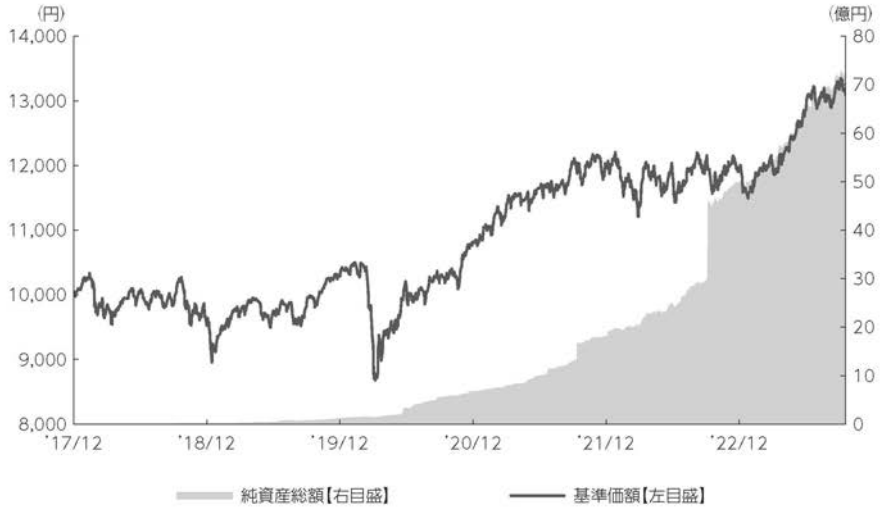


•基準価額は10,000を起点として表示
•基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 13,091円 |
| 純資産総額 | 72.6億円 |

•純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

| | |
|---|---|
| 2023 年 9月 | 0円 |
| 2022 年 9月 | 0円 |
| 2021 年 9月 | 0円 |
| 2020 年 9月 | 0円 |
| 2019 年 9月 | 0円 |
| 2018 年 9月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

•分配金は1万口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

| 資産別構成 | 比率 |
|---|---|
| 国内株式 | 33.1% |
| 国内債券 | 43.0% |
| 外国株式 | 16.6% |
| 外国債券 | 4.9% |
| | |
| | |
| コールローン他(負債控除後) | 2.4% |
| 合計 | 100.0% |

| | 組入上位通貨 | 比率 |
|---|---|---|
| 1 | 円 | 77.9% |
| 2 | アメリカドル | 15.2% |
| 3 | ユーロ | 3.2% |
| 4 | イギリスポンド | 1.0% |
| 5 | カナダドル | 0.7% |
| 6 | スイスフラン | 0.5% |
| 7 | オーストラリアドル | 0.4% |
| 8 | 中国元 | 0.3% |
| 9 | デンマーククローネ | 0.2% |
| 10 | スウェーデンクローネ | 0.2% |

| 組入上位銘柄 | 種類 | 業種／種別 | 国・地域 | 比率 |
|---|---|---|---|---|
| トヨタ自動車 | 株式 | 輸送用機器 | 日本 | 1.5% |
| APPLE INC | 株式 | ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ･ﾊｰﾄﾞｳｪｱおよび機器 | アメリカ | 0.9% |
| ソニーグループ | 株式 | 電気機器 | 日本 | 0.9% |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 株式 | 銀行業 | 日本 | 0.8% |
| MICROSOFT CORP | 株式 | ソフトウェア・サービス | アメリカ | 0.7% |
| 第160回利付国債(5年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.5% |
| 第359回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.5% |
| 第365回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.4% |
| 第356回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.4% |
| 第363回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.4% |

| その他資産の状況 | 比率 |
|---|---|
| 株価指数先物取引　(買建) | 0.9% |
| 債券先物取引　(買建) | 0.0% |

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
•国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
•外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
•「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

## ■年間収益率の推移

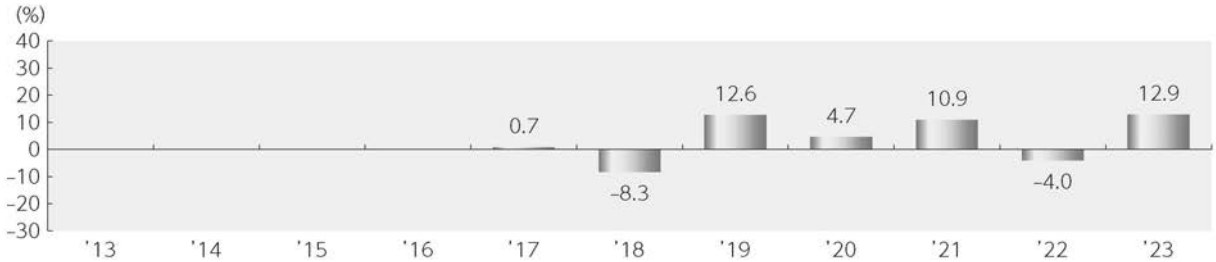


•収益率は基準価額で計算
•2017年は設定日から年末までの、2023年は年初から9月29日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

**上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。**
**運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。**

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)

### ■基準価額・純資産の推移　2015年12月18日(設定日)～2023年9月29日

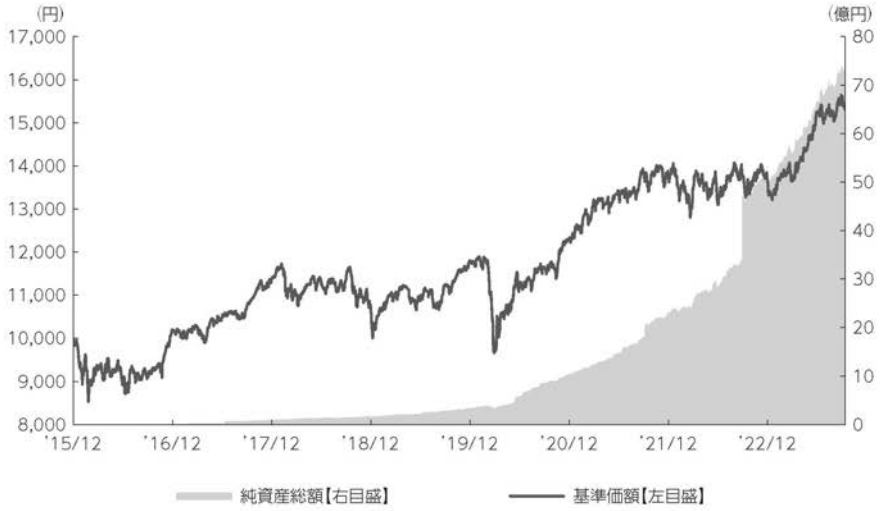


•基準価額は10,000を起点として表示
•基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■基準価額・純資産

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 15,305円 |
| 純資産総額 | 73.3億円 |

•純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■分配の推移

| | |
|---|---|
| 2023 年 9月 | 0円 |
| 2022 年 9月 | 0円 |
| 2021 年 9月 | 0円 |
| 2020 年 9月 | 0円 |
| 2019 年 9月 | 0円 |
| 2018 年 9月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

•分配金は1万口当たり、税引前

### ■主要な資産の状況

| 資産別構成 | 比率 |
|---|---|
| 国内株式 | 38.0% |
| 国内債券 | 36.0% |
| 外国株式 | 18.6% |
| 外国債券 | 4.9% |
| | |
| | |
| | |
| コールローン他(負債控除後) | 2.5% |
| 合計 | 100.0% |

| | 組入上位通貨 | 比率 |
|---|---|---|
| 1 | 円 | 75.9% |
| 2 | アメリカドル | 16.7% |
| 3 | ユーロ | 3.4% |
| 4 | イギリスポンド | 1.1% |
| 5 | カナダドル | 0.8% |
| 6 | スイスフラン | 0.5% |
| 7 | オーストラリアドル | 0.5% |
| 8 | 中国元 | 0.3% |
| 9 | デンマーククローネ | 0.2% |
| 10 | スウェーデンクローネ | 0.2% |

| 組入上位銘柄 | 種類 | 業種／種別 | 国・地域 | 比率 |
|---|---|---|---|---|
| トヨタ自動車 | 株式 | 輸送用機器 | 日本 | 1.7% |
| ソニーグループ | 株式 | 電気機器 | 日本 | 1.0% |
| APPLE INC | 株式 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | アメリカ | 1.0% |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 株式 | 銀行業 | 日本 | 0.9% |
| MICROSOFT CORP | 株式 | ソフトウェア・サービス | アメリカ | 0.8% |
| 第160回利付国債(5年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.5% |
| 第359回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.4% |
| 第365回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.4% |
| 第356回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.4% |
| 第363回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.4% |

| その他資産の状況 | 比率 |
|---|---|
| 株価指数先物取引　(買建) | 1.0% |
| 債券先物取引　(買建) | 0.0% |

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
•国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
•外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
•「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

### ■年間収益率の推移

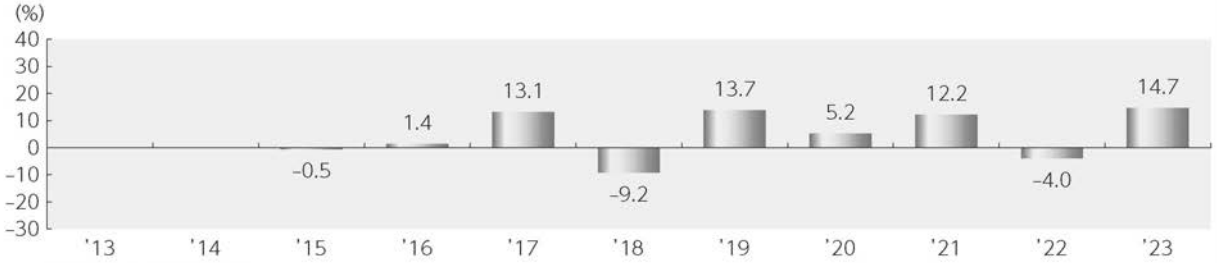


•収益率は基準価額で計算
•2015年は設定日から年末までの、2023年は年初から9月29日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

**上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。**
**運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。**

# 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)

## ■基準価額・純資産の推移　2017年12月11日(設定日)～2023年9月29日

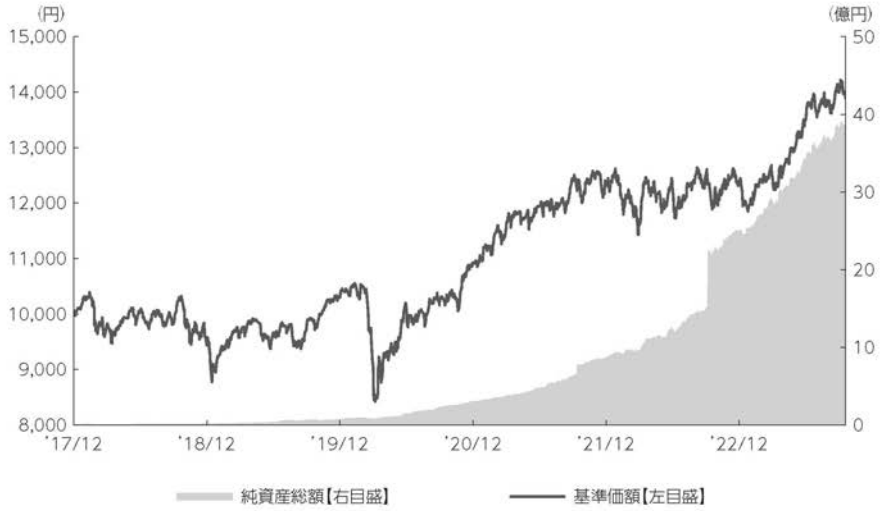


•基準価額は10,000を起点として表示
•基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 13,891円 |
| 純資産総額 | 39.0億円 |

•純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

| | |
|---|---|
| 2023 年 9月 | 0円 |
| 2022 年 9月 | 0円 |
| 2021 年 9月 | 0円 |
| 2020 年 9月 | 0円 |
| 2019 年 9月 | 0円 |
| 2018 年 9月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

•分配金は1万口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

| 資産別構成 | 比率 |
|---|---|
| 国内株式 | 41.9% |
| 国内債券 | 30.0% |
| 外国株式 | 20.6% |
| 外国債券 | 4.9% |
| | |
| | |
| | |
| コールローン他(負債控除後) | 2.6% |
| 合計 | 100.0% |

| | 組入上位通貨 | 比率 |
|---|---|---|
| 1 | 円 | 73.8% |
| 2 | アメリカドル | 18.3% |
| 3 | ユーロ | 3.6% |
| 4 | イギリスポンド | 1.2% |
| 5 | カナダドル | 0.8% |
| 6 | スイスフラン | 0.6% |
| 7 | オーストラリアドル | 0.5% |
| 8 | 中国元 | 0.3% |
| 9 | デンマーククローネ | 0.2% |
| 10 | スウェーデンクローネ | 0.2% |

| 組入上位銘柄 | 種類 | 業種／種別 | 国・地域 | 比率 |
|---|---|---|---|---|
| トヨタ自動車 | 株式 | 輸送用機器 | 日本 | 1.9% |
| ソニーグループ | 株式 | 電気機器 | 日本 | 1.1% |
| APPLE INC | 株式 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | アメリカ | 1.1% |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 株式 | 銀行業 | 日本 | 1.0% |
| MICROSOFT CORP | 株式 | ソフトウェア・サービス | アメリカ | 0.9% |
| 第160回利付国債(5年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.4% |
| 第359回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.3% |
| 第365回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.3% |
| 第356回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.3% |
| 第363回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.3% |

| その他資産の状況 | 比率 |
|---|---|
| 株価指数先物取引　(買建) | 1.1% |
| 債券先物取引　(買建) | 0.0% |

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
•国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
•外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
•「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

## ■年間収益率の推移

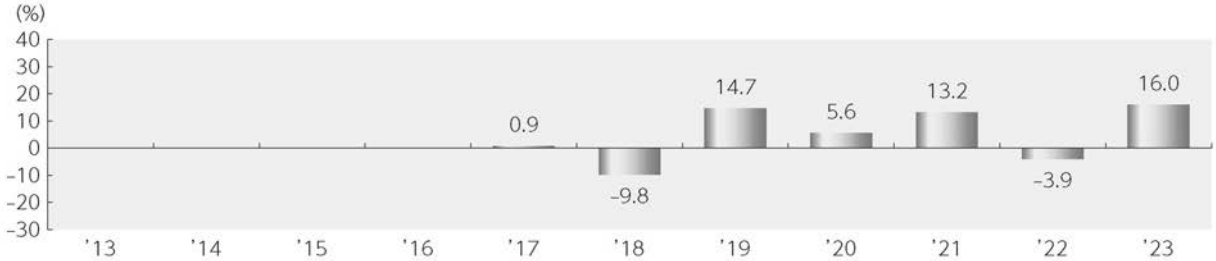


•収益率は基準価額で計算
•2017年は設定日から年末までの、2023年は年初から9月29日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

**上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。**
**運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。**

# 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）

## ■基準価額・純資産の推移　2018年12月11日（設定日）～2023年9月29日

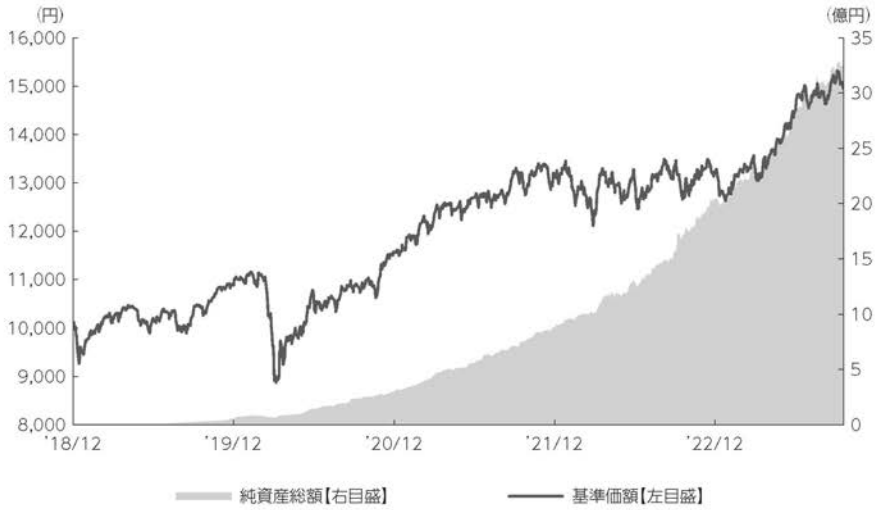


- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬（信託報酬）控除後です。

## ■基準価額・純資産

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 14,950円 |
| 純資産総額 | 32.8億円 |

- 純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

| | |
|---|---|
| 2023 年 9月 | 0円 |
| 2022 年 9月 | 0円 |
| 2021 年 9月 | 0円 |
| 2020 年 9月 | 0円 |
| 2019 年 9月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

- 分配金は1万口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

| 資産別構成 | 比率 |
|---|---|
| 国内株式 | 43.9% |
| 国内債券 | 26.0% |
| 外国株式 | 22.6% |
| 外国債券 | 4.9% |
| | |
| | |
| コールローン他（負債控除後） | 2.6% |
| 合計 | 100.0% |

| | 組入上位通貨 | 比率 |
|---|---|---|
| 1 | 円 | 71.8% |
| 2 | アメリカドル | 19.7% |
| 3 | ユーロ | 3.8% |
| 4 | イギリスポンド | 1.3% |
| 5 | カナダドル | 0.9% |
| 6 | スイスフラン | 0.7% |
| 7 | オーストラリアドル | 0.6% |
| 8 | 中国元 | 0.3% |
| 9 | デンマーククローネ | 0.2% |
| 10 | スウェーデンクローネ | 0.2% |

| 組入上位銘柄 | 種類 | 業種／種別 | 国・地域 | 比率 |
|---|---|---|---|---|
| トヨタ自動車 | 株式 | 輸送用機器 | 日本 | 2.0% |
| APPLE INC | 株式 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | アメリカ | 1.2% |
| ソニーグループ | 株式 | 電気機器 | 日本 | 1.2% |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 株式 | 銀行業 | 日本 | 1.0% |
| MICROSOFT CORP | 株式 | ソフトウェア・サービス | アメリカ | 1.0% |
| 第160回利付国債（5年） | 債券 | 国債 | 日本 | 0.3% |
| 第359回利付国債（10年） | 債券 | 国債 | 日本 | 0.3% |
| 第365回利付国債（10年） | 債券 | 国債 | 日本 | 0.3% |
| 第356回利付国債（10年） | 債券 | 国債 | 日本 | 0.3% |
| 第363回利付国債（10年） | 債券 | 国債 | 日本 | 0.3% |

| その他資産の状況 | 比率 |
|---|---|
| 株価指数先物取引　（買建） | 1.2% |
| 債券先物取引　（買建） | 0.0% |

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
- 投資信託証券（リートを含む）の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS（世界産業分類基準）によるもの。Global Industry Classification Standard（"GICS"）は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。（ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地）

## ■年間収益率の推移

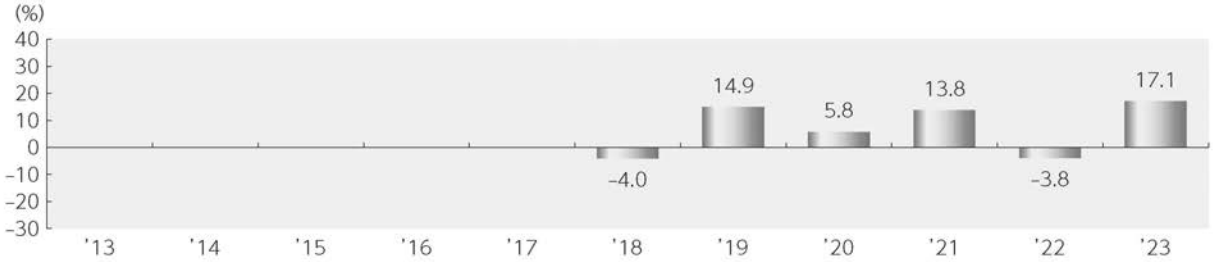


- 収益率は基準価額で計算
- 2018年は設定日から年末までの、2023年は年初から9月29日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

**上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。**
**運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。**

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065(確定拠出年金)

### ■基準価額・純資産の推移　2020年9月30日(設定日)～2023年9月29日

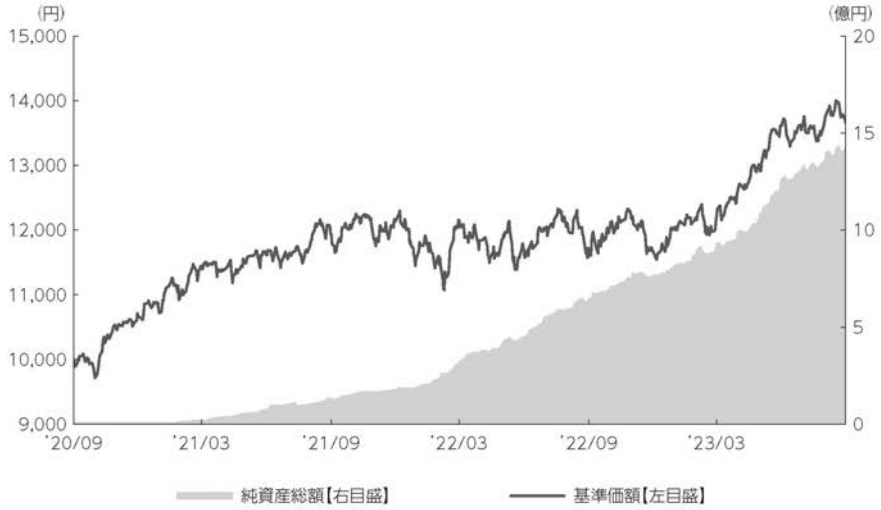


•基準価額は10,000を起点として表示
•基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■基準価額・純資産

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 13,664円 |
| 純資産総額 | 14.2億円 |

•純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■分配の推移

| | |
|---|---|
| 2023 年 9月 | 0円 |
| 2022 年 9月 | 0円 |
| 2021 年 9月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

•分配金は1万口当たり、税引前

### ■主要な資産の状況

| 資産別構成 | 比率 |
|---|---|
| 国内株式 | 43.8% |
| 国内債券 | 26.0% |
| 外国株式 | 22.7% |
| 外国債券 | 4.9% |
| | |
| | |
| コールローン他(負債控除後) | 2.6% |
| 合計 | 100.0% |

| | 組入上位通貨 | 比率 |
|---|---|---|
| 1 | 円 | 71.7% |
| 2 | アメリカドル | 19.8% |
| 3 | ユーロ | 3.8% |
| 4 | イギリスポンド | 1.3% |
| 5 | カナダドル | 0.9% |
| 6 | スイスフラン | 0.7% |
| 7 | オーストラリアドル | 0.6% |
| 8 | 中国元 | 0.3% |
| 9 | デンマーククローネ | 0.2% |
| 10 | スウェーデンクローネ | 0.2% |

| 組入上位銘柄 | 種類 | 業種／種別 | 国・地域 | 比率 |
|---|---|---|---|---|
| トヨタ自動車 | 株式 | 輸送用機器 | 日本 | 2.0% |
| APPLE INC | 株式 | ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ･ﾊｰﾄﾞｳｪｱおよび機器 | アメリカ | 1.2% |
| ソニーグループ | 株式 | 電気機器 | 日本 | 1.2% |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 株式 | 銀行業 | 日本 | 1.0% |
| MICROSOFT CORP | 株式 | ソフトウェア・サービス | アメリカ | 1.0% |
| 第160回利付国債(5年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.3% |
| 第359回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.3% |
| 第365回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.3% |
| 第356回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.3% |
| 第363回利付国債(10年) | 債券 | 国債 | 日本 | 0.3% |

| その他資産の状況 | 比率 |
|---|---|
| 株価指数先物取引　(買建) | 1.2% |
| 債券先物取引　(買建) | 0.0% |

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
•国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
•外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
•「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

### ■年間収益率の推移

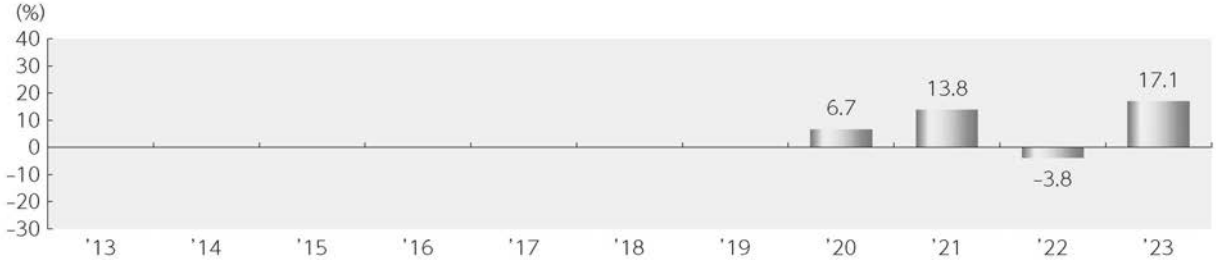


•収益率は基準価額で計算
•2020年は設定日から年末までの、2023年は年初から9月29日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

**上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。**
**運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。**

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

１円以上１円単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込価額の照会方法

申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル　0120-151034

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑥申込手数料

ありません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

１口単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル　0120-151034

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル　0120-151034

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）」
2050年9月9日まで（2015年12月18日設定）
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）」
2055年9月10日まで（2017年12月11日設定）
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）」
2060年9月10日まで（2015年12月18日設定）
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）」
2065年9月10日まで（2017年12月11日設定）
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）」
2070年9月10日まで（2015年12月18日設定）
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）」
2075年9月10日まで（2017年12月11日設定）
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）」
2080年9月10日まで（2018年12月11日設定）
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）」
2085年9月10日まで（2020年9月30日設定）
ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

毎年9月11日から翌年9月10日まで
ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

①ファンドの償還条件等
委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）
・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等
委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法
委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により

同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。)、信託約款の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用
委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改
委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書
委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託
受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告
委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.am.mufg.jp/
なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告

は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（1）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（2）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（3）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」を参照してください。

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（2022 年 9 月 13 日から 2023 年 9 月 11 日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年11月15日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大畑　茂

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2030（確定拠出年金）の 2022 年９月 13 日から 2023 年９月 11 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2030（確定拠出年金）の 2023 年９月 11 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第7期<br>［2022年 9月12日現在］ | 第8期<br>［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 131,449,684 | 245,599,855 |
| 親投資信託受益証券 | 10,925,047,866 | 20,029,240,614 |
| 未収入金 | － | 6,386,522 |
| 流動資産合計 | 11,056,497,550 | 20,281,226,991 |
| 資産合計 | 11,056,497,550 | 20,281,226,991 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 3,161,954 | 13,615,754 |
| 未払受託者報酬 | 2,164,913 | 4,175,085 |
| 未払委託者報酬 | 16,236,780 | 31,313,111 |
| 未払利息 | 135 | 516 |
| その他未払費用 | 194,778 | 375,696 |
| 流動負債合計 | 21,758,560 | 49,480,162 |
| 負債合計 | 21,758,560 | 49,480,162 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 9,580,193,740 | 17,246,987,920 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 1,454,545,250 | 2,984,758,909 |
| （分配準備積立金） | 246,128,852 | 472,348,830 |
| 元本等合計 | 11,034,738,990 | 20,231,746,829 |
| 純資産合計 | 11,034,738,990 | 20,231,746,829 |
| 負債純資産合計 | 11,056,497,550 | 20,281,226,991 |

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第7期<br>自　2021年 9月11日<br>至　2022年 9月12日 | 第8期<br>自　2022年 9月13日<br>至　2023年 9月11日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 171 | 1,713 |
| 有価証券売買等損益 | △61,404,959 | 445,100,904 |
| 営業収益合計 | △61,404,788 | 445,102,617 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 19,082 | 105,822 |
| 受託者報酬 | 3,711,942 | 7,640,153 |

| | | |
|---|---|---|
| 委託者報酬 | 27,839,423 | 57,301,103 |
| その他費用 | 333,950 | 687,490 |
| 営業費用合計 | 31,904,397 | 65,734,568 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △93,309,185 | 379,368,049 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △93,309,185 | 379,368,049 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △93,309,185 | 379,368,049 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △10,962,943 | 8,606,480 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 630,424,517 | 1,454,545,250 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,021,713,693 | 1,378,050,639 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,021,713,693 | 1,378,050,639 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 115,246,718 | 218,598,549 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 115,246,718 | 218,598,549 |
| 分配金 | － | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 1,454,545,250 | 2,984,758,909 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １.有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
| ２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | ファンドの計算期間<br>当ファンドは、原則として毎年９月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2022年９月13日から2023年９月11日までとなっております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| | 第７期<br>[2022年９月12日現在] | 第８期<br>[2023年９月11日現在] |
|---|---|---|
| １．期首元本額 | 3,694,832,024円 | 9,580,193,740円 |
| 期中追加設定元本額 | 6,582,833,915円 | 9,131,654,510円 |
| 期中一部解約元本額 | 697,472,199円 | 1,464,860,330円 |
| ２．受益権の総数 | 9,580,193,740口 | 17,246,987,920口 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第７期
自 2021年９月11日
至 2022年９月12日

１.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 51,956,351円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | —円 |
| 収益調整金額 | C | 1,208,416,398円 |
| 分配準備積立金額 | D | 194,172,501円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,454,545,250円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 9,580,193,740口 |

第８期
自 2022年９月13日
至 2023年９月11日

１.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 154,352,412円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 94,403,527円 |
| 収益調整金額 | C | 2,512,410,079円 |
| 分配準備積立金額 | D | 223,592,891円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 2,984,758,909円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 17,246,987,920口 |

| | | |
|---|---|---|
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 1,518円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | —円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | —円 |

| | | |
|---|---|---|
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 1,730円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | —円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | —円 |

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 第7期<br>自 2021年 9月 11日<br>至 2022年 9月 12日 | 第8期<br>自 2022年 9月 13日<br>至 2023年 9月 11日 |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 |

2　金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 第7期<br>［2022年 9月 12日現在］ | 第8期<br>［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | （1）有価証券<br>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 | （1）有価証券<br>同左 |
| | （2）デリバティブ取引<br>デリバティブ取引は、該当事項はありません。 | （2）デリバティブ取引<br>同左 |
| | （3）上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | （3）上記以外の金融商品<br>同左 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第7期<br>[2022年 9月12日現在] | 第8期<br>[2023年 9月11日現在] |
|---|---|---|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額<br>(円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額<br>(円) |
| 親投資信託受益証券 | △61,972,604 | 409,679,750 |
| 合計 | △61,972,604 | 409,679,750 |

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| | 第7期<br>[2022年 9月12日現在] | 第8期<br>[2023年 9月11日現在] |
|---|---|---|
| 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 1.1518円<br>(11,518円) | 1.1731円<br>(11,731円) |

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種　類 | 銘　柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | ＴＯＰＩＸマザーファンド | 947,630,870 | 2,685,775,411 | |
| | 外国株式インデックスマザーファンド | 215,186,425 | 1,218,234,907 | |
| | 日本債券インデックスマザーファンド | 10,268,398,582 | 13,091,181,352 | |
| | 外国債券インデックスマザーファンド | 409,394,801 | 1,008,666,910 | |
| | マネー・マーケット・マザーファンド | 1,989,374,359 | 2,025,382,034 | |
| 合計 | | 13,829,985,037 | 20,029,240,614 | |

第2　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年11月15日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大畑　茂

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2035（確定拠出年金）の 2022 年９月 13 日から 2023 年９月 11 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2035（確定拠出年金）の 2023 年９月 11 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３５（確定拠出年金）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第５期<br>［ 2022年 9月12日現在 ］ | 第６期<br>［ 2023年 9月11日現在 ］ |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 40,832,645 | 132,702,144 |
| 親投資信託受益証券 | 5,639,140,799 | 10,756,048,341 |
| 未収入金 | 26,056,385 | － |
| 流動資産合計 | 5,706,029,829 | 10,888,750,485 |
| 資産合計 | 5,706,029,829 | 10,888,750,485 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 950,812 | 5,189,850 |
| 未払受託者報酬 | 1,094,798 | 2,173,444 |
| 未払委託者報酬 | 8,210,951 | 16,300,723 |
| 未払利息 | 41 | 278 |
| その他未払費用 | 98,472 | 195,545 |
| 流動負債合計 | 10,355,074 | 23,859,840 |
| 負債合計 | 10,355,074 | 23,859,840 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 5,051,240,160 | 9,266,640,289 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 644,434,595 | 1,598,250,356 |
| （分配準備積立金） | 186,848,092 | 540,113,125 |
| 元本等合計 | 5,695,674,755 | 10,864,890,645 |
| 純資産合計 | 5,695,674,755 | 10,864,890,645 |
| 負債純資産合計 | 5,706,029,829 | 10,888,750,485 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第５期<br>自　2021年 9月11日<br>至　2022年 9月12日 | 第６期<br>自　2022年 9月13日<br>至　2023年 9月11日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 83 | 844 |
| 有価証券売買等損益 | 18,269,892 | 435,559,037 |
| 営業収益合計 | 18,269,975 | 435,559,881 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 8,645 | 51,054 |
| 受託者報酬 | 1,860,662 | 3,910,010 |
| 委託者報酬 | 13,954,872 | 29,324,936 |
| その他費用 | 167,345 | 351,777 |

| | | |
|---|---|---|
| 営業費用合計 | 15,991,524 | 33,637,777 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 2,278,451 | 401,922,104 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 2,278,451 | 401,922,104 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 2,278,451 | 401,922,104 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △3,908,747 | 8,090,463 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 254,907,942 | 644,434,595 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 419,328,981 | 631,379,954 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 419,328,981 | 631,379,954 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 35,989,526 | 71,395,834 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 35,989,526 | 71,395,834 |
| 分配金 | － | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 644,434,595 | 1,598,250,356 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １.有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
| ２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | ファンドの計算期間<br>当ファンドは、原則として毎年９月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2022年９月13日から2023年９月11日までとなっております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| | 第５期<br>[2022年９月12日現在] | 第６期<br>[2023年９月11日現在] |
|---|---|---|
| １． 期首元本額 | 1,852,631,865円 | 5,051,240,160円 |
| 期中追加設定元本額 | 3,473,234,760円 | 4,786,643,246円 |
| 期中一部解約元本額 | 274,626,465円 | 571,243,117円 |
| ２． 受益権の総数 | 5,051,240,160口 | 9,266,640,289口 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第５期
自 2021年９月11日
至 2022年９月12日

１.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 35,844,452円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | —円 |
| 収益調整金額 | C | 457,586,503円 |
| 分配準備積立金額 | D | 151,003,640円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 644,434,595円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 5,051,240,160口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 1,275円 |
| １万口当たり分配金額 | H | —円 |

第６期
自 2022年９月13日
至 2023年９月11日

１.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 105,603,277円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 260,629,383円 |
| 収益調整金額 | C | 1,058,137,231円 |
| 分配準備積立金額 | D | 173,880,465円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,598,250,356円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 9,266,640,289口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 1,724円 |
| １万口当たり分配金額 | H | —円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | —円 | 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | —円 |

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 第5期<br>自 2021年 9月 11日<br>至 2022年 9月 12日 | 第6期<br>自 2022年 9月 13日<br>至 2023年 9月 11日 |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 |

2　金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 第5期<br>［2022年 9月 12日現在］ | 第6期<br>［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | （1）有価証券<br>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 | （1）有価証券<br>同左 |
| | （2）デリバティブ取引<br>デリバティブ取引は、該当事項はありません。 | （2）デリバティブ取引<br>同左 |
| | （3）上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | （3）上記以外の金融商品<br>同左 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第5期 | 第6期 |
|---|---|---|

| | ［2022年 9月12日現在］ | ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|---|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 15,035,074 | 388,221,535 |
| 合計 | 15,035,074 | 388,221,535 |

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

| | 第5期 ［2022年 9月12日現在］ | 第6期 ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|---|
| 1口当たり純資産額 | 1.1276円 | 1.1725円 |
| (1万口当たり純資産額) | (11,276円) | (11,725円) |

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | ＴＯＰＩＸマザーファンド | 765,684,654 | 2,170,103,446 | |
| | 外国株式インデックスマザーファンド | 191,670,335 | 1,085,103,267 | |
| | 日本債券インデックスマザーファンド | 5,457,524,538 | 6,957,798,033 | |
| | 外国債券インデックスマザーファンド | 220,408,960 | 543,043,595 | |
| 合計 | | 6,635,288,487 | 10,756,048,341 | |

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年11月15日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大畑　茂

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2040（確定拠出年金）の 2022 年９月 13 日から 2023 年９月 11 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2040（確定拠出年金）の 2023 年９月 11 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０４０（確定拠出年金）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第７期<br>［ 2022年 9月 12日現在 ］ | 第８期<br>［ 2023年 9月 11日現在 ］ |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 47,791,863 | 97,901,587 |
| 親投資信託受益証券 | 5,909,628,343 | 10,941,709,295 |
| 未収入金 | 22,429,488 | 37,265,492 |
| 流動資産合計 | 5,979,849,694 | 11,076,876,374 |
| 資産合計 | 5,979,849,694 | 11,076,876,374 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 496,055 | 4,379,774 |
| 未払受託者報酬 | 1,164,097 | 2,202,544 |
| 未払委託者報酬 | 9,312,763 | 17,620,329 |
| 未払利息 | 49 | 205 |
| その他未払費用 | 104,704 | 198,170 |
| 流動負債合計 | 11,077,668 | 24,401,022 |
| 負債合計 | 11,077,668 | 24,401,022 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 4,553,711,564 | 7,892,633,782 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 1,415,060,462 | 3,159,841,570 |
| （分配準備積立金） | 342,639,980 | 984,050,159 |
| 元本等合計 | 5,968,772,026 | 11,052,475,352 |
| 純資産合計 | 5,968,772,026 | 11,052,475,352 |
| 負債純資産合計 | 5,979,849,694 | 11,076,876,374 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第７期<br>自　2021年 9月 11日<br>至　2022年 9月 12日 | 第８期<br>自　2022年 9月 13日<br>至　2023年 9月 11日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 92 | 780 |
| 有価証券売買等損益 | 57,125,108 | 717,283,492 |
| 営業収益合計 | 57,125,200 | 717,284,272 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 9,356 | 51,754 |
| 受託者報酬 | 2,031,395 | 3,952,754 |
| 委託者報酬 | 16,251,045 | 31,622,003 |
| その他費用 | 182,703 | 355,629 |

| | | |
|---|---|---|
| 営業費用合計 | 18,474,499 | 35,982,140 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 38,650,701 | 681,302,132 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 38,650,701 | 681,302,132 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 38,650,701 | 681,302,132 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △4,935,504 | 11,056,814 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 706,042,708 | 1,415,060,462 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 757,188,626 | 1,243,242,100 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 757,188,626 | 1,243,242,100 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 91,757,077 | 168,706,310 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 91,757,077 | 168,706,310 |
| 分配金 | － | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 1,415,060,462 | 3,159,841,570 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １.有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
| ２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | ファンドの計算期間<br>当ファンドは、原則として毎年９月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2022年９月13日から2023年９月11日までとなっております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| | 第７期<br>[2022年９月12日現在] | 第８期<br>[2023年９月11日現在] |
|---|---|---|
| １．期首元本額 | 2,258,194,553円 | 4,553,711,564円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,595,476,935円 | 3,887,707,289円 |
| 期中一部解約元本額 | 299,959,924円 | 548,785,071円 |
| ２．受益権の総数 | 4,553,711,564口 | 7,892,633,782口 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第７期
自 2021年９月11日
至 2022年９月12日

１.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 45,831,054円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | —円 |
| 収益調整金額 | C | 1,072,420,482円 |
| 分配準備積立金額 | D | 296,808,926円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,415,060,462円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 4,553,711,564口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 3,107円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | —円 |

第８期
自 2022年９月13日
至 2023年９月11日

１.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 127,668,737円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 540,507,093円 |
| 収益調整金額 | C | 2,175,791,411円 |
| 分配準備積立金額 | D | 315,874,329円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 3,159,841,570円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 7,892,633,782口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 4,003円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | —円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | —円 | 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | —円 |

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 第7期<br>自 2021年 9月 11日<br>至 2022年 9月 12日 | 第8期<br>自 2022年 9月 13日<br>至 2023年 9月 11日 |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 |

2　金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 第7期<br>［2022年 9月 12日現在］ | 第8期<br>［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | （1）有価証券<br>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 | （1）有価証券<br>同左 |
| | （2）デリバティブ取引<br>デリバティブ取引は、該当事項はありません。 | （2）デリバティブ取引<br>同左 |
| | （3）上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | （3）上記以外の金融商品<br>同左 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第7期 | 第8期 |
|---|---|---|

| | ［2022年 9月12日現在］ | ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|---|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 58,060,218 | 663,843,443 |
| 合計 | 58,060,218 | 663,843,443 |

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

| | 第7期 ［2022年 9月12日現在］ | 第8期 ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|---|
| 1口当たり純資産額 | 1.3107円 | 1.4004円 |
| (1万口当たり純資産額) | (13,107円) | (14,004円) |

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | ＴＯＰＩＸマザーファンド | 1,129,525,971 | 3,201,302,507 | |
| | 外国株式インデックスマザーファンド | 271,015,573 | 1,534,300,463 | |
| | 日本債券インデックスマザーファンド | 4,437,650,300 | 5,657,560,367 | |
| | 外国債券インデックスマザーファンド | 222,642,243 | 548,545,958 | |
| 合計 | | 6,060,834,087 | 10,941,709,295 | |

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年11月15日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大畑　茂

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2045（確定拠出年金）の 2022 年９月 13 日から 2023 年９月 11 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2045（確定拠出年金）の 2023 年９月 11 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０４５（確定拠出年金）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第５期<br>［ 2022年 9月 12日現在 ］ | 第６期<br>［ 2023年 9月 11日現在 ］ |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 31,387,387 | 66,762,814 |
| 親投資信託受益証券 | 2,945,194,827 | 7,071,695,797 |
| 未収入金 | 6,462,483 | 23,157,023 |
| 流動資産合計 | 2,983,044,697 | 7,161,615,634 |
| 資産合計 | 2,983,044,697 | 7,161,615,634 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 3,300,671 | 5,531,422 |
| 未払受託者報酬 | 561,806 | 1,403,914 |
| 未払委託者報酬 | 4,494,406 | 11,231,247 |
| 未払利息 | 32 | 140 |
| その他未払費用 | 50,501 | 126,291 |
| 流動負債合計 | 8,407,416 | 18,293,014 |
| 負債合計 | 8,407,416 | 18,293,014 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,457,611,197 | 5,421,659,413 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 517,026,084 | 1,721,663,207 |
| （分配準備積立金） | 174,629,909 | 710,039,718 |
| 元本等合計 | 2,974,637,281 | 7,143,322,620 |
| 純資産合計 | 2,974,637,281 | 7,143,322,620 |
| 負債純資産合計 | 2,983,044,697 | 7,161,615,634 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第５期<br>自　2021年 9月 11日<br>至　2022年 9月 12日 | 第６期<br>自　2022年 9月 13日<br>至　2023年 9月 11日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 42 | 493 |
| 有価証券売買等損益 | 49,395,998 | 584,950,359 |
| 営業収益合計 | 49,396,040 | 584,950,852 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 4,450 | 32,942 |
| 受託者報酬 | 959,945 | 2,475,735 |
| 委託者報酬 | 7,679,454 | 19,805,767 |
| その他費用 | 86,272 | 222,697 |

| | | |
|---|---|---|
| 営業費用合計 | 8,730,121 | 22,537,141 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 40,665,919 | 562,413,711 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 40,665,919 | 562,413,711 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 40,665,919 | 562,413,711 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △1,623,532 | 12,036,222 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 221,113,021 | 517,026,084 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 282,462,202 | 738,033,051 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 282,462,202 | 738,033,051 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 28,838,590 | 83,773,417 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 28,838,590 | 83,773,417 |
| 分配金 | － | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 517,026,084 | 1,721,663,207 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １.有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
| ２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | ファンドの計算期間<br>当ファンドは、原則として毎年９月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2022年９月13日から2023年９月11日までとなっております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| | 第５期<br>[2022年９月12日現在] | 第６期<br>[2023年９月11日現在] |
|---|---|---|
| １． 期首元本額 | 1,074,757,926円 | 2,457,611,197円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,528,725,272円 | 3,369,838,329円 |
| 期中一部解約元本額 | 145,872,001円 | 405,790,113円 |
| ２． 受益権の総数 | 2,457,611,197口 | 5,421,659,413口 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第５期
自 2021年９月11日
至 2022年９月12日

１.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 27,430,856円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 14,858,595円 |
| 収益調整金額 | C | 342,396,175円 |
| 分配準備積立金額 | D | 132,340,458円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 517,026,084円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 2,457,611,197口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 2,103円 |
| １万口当たり分配金額 | H | —円 |

第６期
自 2022年９月13日
至 2023年９月11日

１.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 88,402,325円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 461,975,164円 |
| 収益調整金額 | C | 1,011,623,489円 |
| 分配準備積立金額 | D | 159,662,229円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,721,663,207円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 5,421,659,413口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 3,175円 |
| １万口当たり分配金額 | H | —円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | ―円 | 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | ―円 |

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 第5期<br>自 2021年 9月 11日<br>至 2022年 9月 12日 | 第6期<br>自 2022年 9月 13日<br>至 2023年 9月 11日 |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 |

2　金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 第5期<br>［2022年 9月 12日現在］ | 第6期<br>［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | （１）有価証券<br>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 | （１）有価証券<br>同左 |
| | （２）デリバティブ取引<br>デリバティブ取引は、該当事項はありません。 | （２）デリバティブ取引<br>同左 |
| | （３）上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | （３）上記以外の金融商品<br>同左 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第5期 | 第6期 |
|---|---|---|

| | ［2022年 9月12日現在］ | ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|---|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 48,501,834 | 549,539,513 |
| 合計 | 48,501,834 | 549,539,513 |

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

| | 第5期 ［2022年 9月12日現在］ | 第6期 ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|---|
| 1口当たり純資産額 | 1.2104円 | 1.3176円 |
| (1万口当たり純資産額) | (12,104円) | (13,176円) |

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | ＴＯＰＩＸマザーファンド | 882,540,489 | 2,501,296,253 | |
| | 外国株式インデックスマザーファンド | 212,483,370 | 1,202,932,102 | |
| | 日本債券インデックスマザーファンド | 2,363,834,251 | 3,013,652,286 | |
| | 外国債券インデックスマザーファンド | 143,605,470 | 353,815,156 | |
| 合計 | | 3,602,463,580 | 7,071,695,797 | |

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年11月15日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大畑　茂

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2050（確定拠出年金）の 2022 年９月 13 日から 2023 年９月 11 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2050（確定拠出年金）の 2023 年９月 11 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０５０（確定拠出年金）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第７期<br>［ 2022年 9月 12日現在 ］ | 第８期<br>［ 2023年 9月 11日現在 ］ |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 43,035,570 | 68,678,022 |
| 親投資信託受益証券 | 3,341,253,035 | 7,150,707,026 |
| 未収入金 | － | 21,353,953 |
| 流動資産合計 | 3,384,288,605 | 7,240,739,001 |
| 資産合計 | 3,384,288,605 | 7,240,739,001 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 3,719,377 | 4,621,710 |
| 未払受託者報酬 | 653,701 | 1,425,258 |
| 未払委託者報酬 | 5,229,550 | 11,401,985 |
| 未払利息 | 44 | 144 |
| その他未払費用 | 58,769 | 128,213 |
| 流動負債合計 | 9,661,441 | 17,577,310 |
| 負債合計 | 9,661,441 | 17,577,310 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,416,493,166 | 4,687,143,113 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 958,133,998 | 2,536,018,578 |
| （分配準備積立金） | 269,254,150 | 891,821,898 |
| 元本等合計 | 3,374,627,164 | 7,223,161,691 |
| 純資産合計 | 3,374,627,164 | 7,223,161,691 |
| 負債純資産合計 | 3,384,288,605 | 7,240,739,001 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第７期<br>自　2021年 9月 11日<br>至　2022年 9月 12日 | 第８期<br>自　2022年 9月 13日<br>至　2023年 9月 11日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 51 | 501 |
| 有価証券売買等損益 | 62,205,258 | 685,397,537 |
| 営業収益合計 | 62,205,309 | 685,398,038 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 5,286 | 33,890 |
| 受託者報酬 | 1,140,134 | 2,528,537 |
| 委託者報酬 | 9,120,950 | 20,228,163 |
| その他費用 | 102,487 | 227,446 |

| | | |
|---|---|---|
| 営業費用合計 | 10,368,857 | 23,018,036 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 51,836,452 | 662,380,002 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 51,836,452 | 662,380,002 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 51,836,452 | 662,380,002 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △3,658,835 | 16,218,356 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 492,431,134 | 958,133,998 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 482,252,810 | 1,076,963,600 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 482,252,810 | 1,076,963,600 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 72,045,233 | 145,240,666 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 72,045,233 | 145,240,666 |
| 分配金 | － | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 958,133,998 | 2,536,018,578 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １.有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
| ２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | ファンドの計算期間<br>当ファンドは、原則として毎年９月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2022年９月13日から2023年９月11日までとなっております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| | 第７期<br>[2022年９月12日現在] | 第８期<br>[2023年９月11日現在] |
|---|---|---|
| １． 期首元本額 | 1,274,639,012円 | 2,416,493,166円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,332,368,887円 | 2,641,700,715円 |
| 期中一部解約元本額 | 190,514,733円 | 371,050,768円 |
| ２． 受益権の総数 | 2,416,493,166口 | 4,687,143,113口 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第７期
自 2021年９月11日
至 2022年９月12日

１.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 35,068,862円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 20,426,425円 |
| 収益調整金額 | C | 688,879,848円 |
| 分配準備積立金額 | D | 213,758,863円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 958,133,998円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 2,416,493,166口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 3,964円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | —円 |

第８期
自 2022年９月13日
至 2023年９月11日

１.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 96,703,168円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 549,458,478円 |
| 収益調整金額 | C | 1,644,196,680円 |
| 分配準備積立金額 | D | 245,660,252円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 2,536,018,578円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 4,687,143,113口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 5,410円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | —円 |

| | | |
|---|---|---|
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | —円 |

| | | |
|---|---|---|
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | —円 |

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 第7期<br>自 2021年 9月 11日<br>至 2022年 9月 12日 | 第8期<br>自 2022年 9月 13日<br>至 2023年 9月 11日 |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 |

2　金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 第7期<br>［2022年 9月 12日現在］ | 第8期<br>［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | （1）有価証券<br>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 | （1）有価証券<br>同左 |
| | （2）デリバティブ取引<br>デリバティブ取引は、該当事項はありません。 | （2）デリバティブ取引<br>同左 |
| | （3）上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | （3）上記以外の金融商品<br>同左 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第7期 | 第8期 |
|---|---|---|

| | ［2022年 9月12日現在］ | ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|---|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 63,613,362 | 652,341,454 |
| 合計 | 63,613,362 | 652,341,454 |

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

| | 第7期 ［2022年 9月12日現在］ | 第8期 ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|---|
| 1口当たり純資産額 | 1.3965円 | 1.5411円 |
| (1万口当たり純資産額) | (13,965円) | (15,411円) |

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | ＴＯＰＩＸマザーファンド | 996,789,237 | 2,825,100,055 | |
| | 外国株式インデックスマザーファンド | 252,424,270 | 1,429,049,519 | |
| | 日本債券インデックスマザーファンド | 1,991,993,455 | 2,539,592,455 | |
| | 外国債券インデックスマザーファンド | 144,883,918 | 356,964,997 | |
| 合計 | | 3,386,090,880 | 7,150,707,026 | |

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年11月15日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大畑　茂

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2055（確定拠出年金）の 2022 年９月 13 日から 2023 年９月 11 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2055（確定拠出年金）の 2023 年９月 11 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０５５（確定拠出年金）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第５期<br>［ 2022年 9月 12日現在 ］ | 第６期<br>［ 2023年 9月 11日現在 ］ |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 13,689,197 | 46,010,380 |
| 親投資信託受益証券 | 1,494,035,916 | 3,788,979,551 |
| 未収入金 | 4,345,308 | 2,154,415 |
| 流動資産合計 | 1,512,070,421 | 3,837,144,346 |
| 資産合計 | 1,512,070,421 | 3,837,144,346 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 588,957 | 2,995,891 |
| 未払受託者報酬 | 278,242 | 745,080 |
| 未払委託者報酬 | 2,225,863 | 5,960,598 |
| 未払利息 | 14 | 96 |
| その他未払費用 | 24,976 | 66,994 |
| 流動負債合計 | 3,118,052 | 9,768,659 |
| 負債合計 | 3,118,052 | 9,768,659 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,202,732,317 | 2,735,213,706 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 306,220,052 | 1,092,161,981 |
| （分配準備積立金） | 96,365,389 | 460,675,790 |
| 元本等合計 | 1,508,952,369 | 3,827,375,687 |
| 純資産合計 | 1,508,952,369 | 3,827,375,687 |
| 負債純資産合計 | 1,512,070,421 | 3,837,144,346 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第５期<br>自　2021年 9月 11日<br>至　2022年 9月 12日 | 第６期<br>自　2022年 9月 13日<br>至　2023年 9月 11日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 20 | 283 |
| 有価証券売買等損益 | 33,748,183 | 398,276,273 |
| 営業収益合計 | 33,748,203 | 398,276,556 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 2,194 | 17,341 |
| 受託者報酬 | 466,520 | 1,286,104 |
| 委託者報酬 | 3,732,024 | 10,288,718 |
| その他費用 | 41,862 | 115,626 |

| | | |
|---|---|---|
| 営業費用合計 | 4,242,600 | 11,707,789 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 29,505,603 | 386,568,767 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 29,505,603 | 386,568,767 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 29,505,603 | 386,568,767 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △1,849,331 | 12,702,710 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 124,786,548 | 306,220,052 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 178,963,760 | 472,444,187 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 178,963,760 | 472,444,187 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 28,885,190 | 60,368,315 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 28,885,190 | 60,368,315 |
| 分配金 | － | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 306,220,052 | 1,092,161,981 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １.有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
| ２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | ファンドの計算期間<br>当ファンドは、原則として毎年９月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2022年９月13日から2023年９月11日までとなっております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| | 第５期<br>[2022年９月12日現在] | 第６期<br>[2023年９月11日現在] |
|---|---|---|
| １． 期首元本額 | 511,249,702円 | 1,202,732,317円 |
| 期中追加設定元本額 | 814,434,627円 | 1,774,499,929円 |
| 期中一部解約元本額 | 122,952,012円 | 242,018,540円 |
| ２． 受益権の総数 | 1,202,732,317口 | 2,735,213,706口 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第５期
自 2021年９月11日
至 2022年９月12日

１.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 15,444,808円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 15,910,126円 |
| 収益調整金額 | C | 209,854,663円 |
| 分配準備積立金額 | D | 65,010,455円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 306,220,052円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 1,202,732,317口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 2,546円 |
| １万口当たり分配金額 | H | —円 |

第６期
自 2022年９月13日
至 2023年９月11日

１.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 51,440,657円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 322,425,400円 |
| 収益調整金額 | C | 631,486,191円 |
| 分配準備積立金額 | D | 86,809,733円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,092,161,981円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 2,735,213,706口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 3,992円 |
| １万口当たり分配金額 | H | —円 |

| | | |
|---|---|---|
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | —円 |

| | | |
|---|---|---|
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | —円 |

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 第5期<br>自 2021年 9月 11日<br>至 2022年 9月 12日 | 第6期<br>自 2022年 9月 13日<br>至 2023年 9月 11日 |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 |

2　金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 第5期<br>［2022年 9月 12日現在］ | 第6期<br>［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | （１）有価証券<br>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 | （１）有価証券<br>同左 |
| | （２）デリバティブ取引<br>デリバティブ取引は、該当事項はありません。 | （２）デリバティブ取引<br>同左 |
| | （３）上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | （３）上記以外の金融商品<br>同左 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第5期 | 第6期 |
|---|---|---|

| | ［2022年 9月12日現在］ | ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|---|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 33,815,296 | 381,004,642 |
| 合計 | 33,815,296 | 381,004,642 |

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

| | 第5期 ［2022年 9月12日現在］ | 第6期 ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|---|
| 1口当たり純資産額 | 1.2546円 | 1.3993円 |
| (1万口当たり純資産額) | (12,546円) | (13,993円) |

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | ＴＯＰＩＸマザーファンド | 582,679,733 | 1,651,430,899 | |
| | 外国株式インデックスマザーファンド | 141,128,873 | 798,972,888 | |
| | 日本債券インデックスマザーファンド | 901,482,246 | 1,149,299,715 | |
| | 外国債券インデックスマザーファンド | 76,822,814 | 189,276,049 | |
| 合計 | | 1,702,113,666 | 3,788,979,551 | |

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年11月15日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大畑　茂

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2060（確定拠出年金）の 2022 年９月 13 日から 2023 年９月 11 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2060（確定拠出年金）の 2023 年９月 11 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６０（確定拠出年金）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第４期<br>［ 2022年 9月12日現在 ］ | 第５期<br>［ 2023年 9月11日現在 ］ |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 18,429,494 | 42,774,491 |
| 親投資信託受益証券 | 1,558,859,567 | 3,169,697,450 |
| 未収入金 | － | 1,742,398 |
| 流動資産合計 | 1,577,289,061 | 3,214,214,339 |
| 資産合計 | 1,577,289,061 | 3,214,214,339 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 259,817 | 6,829,419 |
| 未払受託者報酬 | 287,466 | 609,644 |
| 未払委託者報酬 | 2,299,679 | 4,877,048 |
| 未払利息 | 18 | 89 |
| その他未払費用 | 25,810 | 54,810 |
| 流動負債合計 | 2,872,790 | 12,371,010 |
| 負債合計 | 2,872,790 | 12,371,010 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,174,961,578 | 2,125,439,654 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 399,454,693 | 1,076,403,675 |
| （分配準備積立金） | 91,449,362 | 386,410,102 |
| 元本等合計 | 1,574,416,271 | 3,201,843,329 |
| 純資産合計 | 1,574,416,271 | 3,201,843,329 |
| 負債純資産合計 | 1,577,289,061 | 3,214,214,339 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第４期<br>自　2021年 9月11日<br>至　2022年 9月12日 | 第５期<br>自　2022年 9月13日<br>至　2023年 9月11日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 23 | 235 |
| 有価証券売買等損益 | 38,171,996 | 341,751,537 |
| 営業収益合計 | 38,172,019 | 341,751,772 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 2,414 | 15,339 |
| 受託者報酬 | 478,845 | 1,042,722 |
| 委託者報酬 | 3,830,678 | 8,341,623 |
| その他費用 | 42,968 | 93,721 |

| | | |
|---|---|---|
| 営業費用合計 | 4,354,905 | 9,493,405 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 33,817,114 | 332,258,367 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 33,817,114 | 332,258,367 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 33,817,114 | 332,258,367 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △4,268,605 | 18,192,427 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 173,009,680 | 399,454,693 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 275,658,192 | 499,845,230 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 275,658,192 | 499,845,230 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 87,298,898 | 136,962,188 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 87,298,898 | 136,962,188 |
| 分配金 | － | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 399,454,693 | 1,076,403,675 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １.有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
| ２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | ファンドの計算期間<br>当ファンドは、原則として毎年９月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2022年９月13日から2023年９月11日までとなっております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| | 第４期<br>[2022年９月12日現在] | 第５期<br>[2023年９月11日現在] |
|---|---|---|
| １． 期首元本額 | 534,439,877円 | 1,174,961,578円 |
| 期中追加設定元本額 | 919,249,973円 | 1,356,833,433円 |
| 期中一部解約元本額 | 278,728,272円 | 406,355,357円 |
| ２． 受益権の総数 | 1,174,961,578口 | 2,125,439,654口 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第４期
自 2021年９月11日
至 2022年９月12日

１.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 16,584,899円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 21,500,820円 |
| 収益調整金額 | C | 308,005,331円 |
| 分配準備積立金額 | D | 53,363,643円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 399,454,693円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 1,174,961,578口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 3,399円 |
| １万口当たり分配金額 | H | —円 |

第５期
自 2022年９月13日
至 2023年９月11日

１.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 42,510,396円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 271,555,544円 |
| 収益調整金額 | C | 689,993,573円 |
| 分配準備積立金額 | D | 72,344,162円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,076,403,675円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 2,125,439,654口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 5,064円 |
| １万口当たり分配金額 | H | —円 |

| | | |
|---|---|---|
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | —円 |

| | | |
|---|---|---|
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | —円 |

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 第4期<br>自 2021年 9月 11日<br>至 2022年 9月 12日 | 第5期<br>自 2022年 9月 13日<br>至 2023年 9月 11日 |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 |

2　金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 第4期<br>[2022年 9月 12日現在] | 第5期<br>[2023年 9月 11日現在] |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | （1）有価証券<br>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 | （1）有価証券<br>同左 |
| | （2）デリバティブ取引<br>デリバティブ取引は、該当事項はありません。 | （2）デリバティブ取引<br>同左 |
| | （3）上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | （3）上記以外の金融商品<br>同左 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第4期 | 第5期 |
|---|---|---|

| | ［2022年 9月12日現在］ | ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|---|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 39,732,022 | 329,312,036 |
| 合計 | 39,732,022 | 329,312,036 |

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

| | 第4期 ［2022年 9月12日現在］ | 第5期 ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|---|
| 1口当たり純資産額 | 1.3400円 | 1.5064円 |
| (1万口当たり純資産額) | (13,400円) | (15,064円) |

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | ＴＯＰＩＸマザーファンド | 509,835,657 | 1,444,976,219 | |
| | 外国株式インデックスマザーファンド | 129,298,551 | 731,997,886 | |
| | 日本債券インデックスマザーファンド | 654,266,893 | 834,124,861 | |
| | 外国債券インデックスマザーファンド | 64,371,493 | 158,598,484 | |
| 合計 | | 1,357,772,594 | 3,169,697,450 | |

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年11月15日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大畑　茂

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2065（確定拠出年金）の 2022 年９月 13 日から 2023 年９月 11 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド 2065（確定拠出年金）の 2023 年９月 11 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６５（確定拠出年金）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第２期<br>［ 2022年 9月 12日現在 ］ | 第３期<br>［ 2023年 9月 11日現在 ］ |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 7,283,086 | 20,010,546 |
| 親投資信託受益証券 | 625,409,931 | 1,366,896,803 |
| 未収入金 | － | 13,074,037 |
| 流動資産合計 | 632,693,017 | 1,399,981,386 |
| 資産合計 | 632,693,017 | 1,399,981,386 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 136,930 | 16,850,499 |
| 未払受託者報酬 | 99,544 | 250,676 |
| 未払委託者報酬 | 796,265 | 2,005,323 |
| 未払利息 | 7 | 42 |
| その他未払費用 | 8,892 | 22,498 |
| 流動負債合計 | 1,041,638 | 19,129,038 |
| 負債合計 | 1,041,638 | 19,129,038 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 515,777,395 | 1,002,848,150 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 115,873,984 | 378,004,198 |
| （分配準備積立金） | 22,349,355 | 136,607,758 |
| 元本等合計 | 631,651,379 | 1,380,852,348 |
| 純資産合計 | 631,651,379 | 1,380,852,348 |
| 負債純資産合計 | 632,693,017 | 1,399,981,386 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第２期<br>自　2021年 9月 11日<br>至　2022年 9月 12日 | 第３期<br>自　2022年 9月 13日<br>至　2023年 9月 11日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 5 | 93 |
| 有価証券売買等損益 | 18,985,232 | 138,085,382 |
| 営業収益合計 | 18,985,237 | 138,085,475 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 652 | 6,571 |
| 受託者報酬 | 137,617 | 416,007 |
| 委託者報酬 | 1,100,772 | 3,327,891 |
| その他費用 | 12,266 | 37,320 |

| | | |
|---|---|---|
| 営業費用合計 | 1,251,307 | 3,787,789 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 17,733,930 | 134,297,686 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 17,733,930 | 134,297,686 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 17,733,930 | 134,297,686 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △1,177,589 | 13,501,152 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 19,271,839 | 115,873,984 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 98,085,411 | 203,060,972 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 98,085,411 | 203,060,972 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 20,394,785 | 61,727,292 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 20,394,785 | 61,727,292 |
| 分配金 | － | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 115,873,984 | 378,004,198 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
| 2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | ファンドの計算期間<br>当ファンドは、原則として毎年９月 10 日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は 2022 年 ９月 13 日から 2023 年 ９月 11 日までとなっております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| | 第２期<br>[2022 年 ９月 12 日現在] | 第３期<br>[2023 年 ９月 11 日現在] |
|---|---|---|
| １． 期首元本額 | 91,852,704 円 | 515,777,395 円 |
| 期中追加設定元本額 | 529,051,503 円 | 757,309,637 円 |
| 期中一部解約元本額 | 105,126,812 円 | 270,238,882 円 |
| ２． 受益権の総数 | 515,777,395 口 | 1,002,848,150 口 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第２期
自 2021 年 ９月 11 日
至 2022 年 ９月 12 日

1.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 4,804,124 円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 14,107,395 円 |
| 収益調整金額 | C | 93,524,629 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 3,437,836 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 115,873,984 円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 515,777,395 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 2,246 円 |
| 1 万口当たり分配金額 | H | —円 |

第３期
自 2022 年 ９月 13 日
至 2023 年 ９月 11 日

1.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 16,663,988 円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 104,132,546 円 |
| 収益調整金額 | C | 241,396,440 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 15,811,224 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 378,004,198 円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 1,002,848,150 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 3,769 円 |
| 1 万口当たり分配金額 | H | —円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | ―円 | 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | ―円 |

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 第2期<br>自 2021年 9月 11日<br>至 2022年 9月 12日 | 第3期<br>自 2022年 9月 13日<br>至 2023年 9月 11日 |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 |

2　金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 第2期<br>［2022年 9月 12日現在］ | 第3期<br>［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | （１）有価証券<br>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 | （１）有価証券<br>同左 |
| | （２）デリバティブ取引<br>デリバティブ取引は、該当事項はありません。 | （２）デリバティブ取引<br>同左 |
| | （３）上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | （３）上記以外の金融商品<br>同左 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第2期 | 第3期 |
|---|---|---|

| | ［2022年 9月12日現在］ | ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|---|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 19,508,453 | 130,616,590 |
| 合計 | 19,508,453 | 130,616,590 |

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

| | 第2期 ［2022年 9月12日現在］ | 第3期 ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|---|
| 1口当たり純資産額 | 1.2247円 | 1.3769円 |
| (1万口当たり純資産額) | (12,247円) | (13,769円) |

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | ＴＯＰＩＸマザーファンド | 218,771,349 | 620,041,757 | |
| | 外国株式インデックスマザーファンド | 56,070,336 | 317,430,993 | |
| | 日本債券インデックスマザーファンド | 282,453,431 | 360,099,879 | |
| | 外国債券インデックスマザーファンド | 28,137,095 | 69,324,174 | |
| 合計 | | 585,432,211 | 1,366,896,803 | |

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ＴＯＰＩＸマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

| | ［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 64,140,744,038 |
| 株式 | 1,148,161,072,200 |
| 派生商品評価勘定 | 2,713,700 |
| 未収配当金 | 549,822,140 |
| 未収利息 | 1,111,935 |
| 前払金 | 135,720,000 |
| その他未収収益 | 5,988,590 |
| 差入委託証拠金 | 412,920,000 |
| 流動資産合計 | 1,213,410,092,603 |
| 資産合計 | 1,213,410,092,603 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 123,733,200 |
| 未払金 | 5,966,622 |
| 未払解約金 | 1,007,379,456 |
| 未払利息 | 134,783 |
| 受入担保金 | 53,005,844,097 |
| 流動負債合計 | 54,143,058,158 |
| 負債合計 | 54,143,058,158 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 409,024,867,576 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（△） | 750,242,166,869 |
| 元本等合計 | 1,159,267,034,445 |
| 純資産合計 | 1,159,267,034,445 |
| 負債純資産合計 | 1,213,410,092,603 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。<br>新株予約権証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 |
| 2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別し

ていないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| | ［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|
| 1．期首 | 2022年 9月 13日 |
| 期首元本額 | 368,020,194,119円 |
| 期中追加設定元本額 | 196,236,281,612円 |
| 期中一部解約元本額 | 155,231,608,155円 |
| 元本の内訳※ | |
| 三菱ＵＦＪ　トピックスインデックスオープン | 6,746,384,338円 |
| 三菱ＵＦＪ　ライフセレクトファンド（安定型） | 845,966,139円 |
| 三菱ＵＦＪ　ライフセレクトファンド（安定成長型） | 3,697,850,527円 |
| 三菱ＵＦＪ　ライフセレクトファンド（成長型） | 3,529,609,761円 |
| 三菱ＵＦＪ　トピックスオープン（確定拠出年金） | 3,449,675,846円 |
| 三菱ＵＦＪ　プライムバランス（安定型）（確定拠出年金） | 6,496,195,664円 |
| 三菱ＵＦＪ　プライムバランス（安定成長型）（確定拠出年金） | 35,817,302,889円 |
| 三菱ＵＦＪ　プライムバランス（成長型）（確定拠出年金） | 41,544,936,776円 |
| 三菱ＵＦＪ　６資産バランスファンド（２ヵ月分配型） | 97,838,165円 |
| 三菱ＵＦＪ　６資産バランスファンド（成長型） | 266,695,032円 |
| ファンド・マネジャー（国内株式） | 540,805,612円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　ＴＯＰＩＸインデックス | 7,072,930,787円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　バランス（８資産均等型） | 2,143,857,458円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　バランス（波乗り型） | 258,941,437円 |
| 三菱ＵＦＪ　プライムバランス（８資産）（確定拠出年金） | 2,789,841,567円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金） | 947,630,870円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０４０（確定拠出年金） | 1,129,525,971円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０５０（確定拠出年金） | 996,789,237円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　国内株式（ＴＯＰＩＸ） | 31,477,220,165円 |
| 国内株式セレクション（ラップ向け） | 4,432,639,190円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　バランス（８資産均等型） | 9,881,501,445円 |
| つみたて日本株式（ＴＯＰＩＸ） | 7,784,292,262円 |
| つみたて８資産均等バランス | 4,767,854,761円 |
| つみたて４資産均等バランス | 1,643,006,368円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９７０ｓ | 2,559,879円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９８０ｓ | 4,500,010円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９９０ｓ | 7,491,095円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３５（確定拠出年金） | 765,684,654円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０４５（確定拠出年金） | 882,540,489円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０５５（確定拠出年金） | 582,679,733円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式１５） | 491,414,967円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式４０） | 1,727,428,598円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式６５） | 3,688,884,530円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　全世界株式（３地域均等型） | 1,024,106,325円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金インデックス（国内株式） | 3,478,500,425円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６０（確定拠出年金） | 509,835,657円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式２５） | 152,038,579円 |
| 国内株式インデックス・オープン（ラップ向け） | 15,213,685,300円 |

| | |
|---|---|
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６５（確定拠出年金） | 218,771,349円 |
| ラップ向けインデックスｆ　国内株式 | 3,738,510,991円 |
| ＭＵＦＧ　ウェルス・インサイト・ファンド（保守型） | 126,185,191円 |
| ＭＵＦＧ　ウェルス・インサイト・ファンド（標準型） | 1,923,972,321円 |
| ＭＵＦＧ　ウェルス・インサイト・ファンド（積極型） | 1,086,772,690円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式８０） | 25,845,437円 |
| ダイナミックアロケーションファンド（ラップ向け） | 10,330,219,467円 |
| ラップ向けダイナミックアロケーションファンド | 150,036,437円 |
| ラップ向けアクティブアロケーションファンド | 18,464,231円 |
| アクティブアロケーションファンド（ラップ向け） | 38,744,658円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０７０（確定拠出年金） | 1,644,367円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランス・イノベーション（株式抑制型） | 1,424,431,827円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランス・イノベーション（株式重視型） | 2,993,195,944円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランス・イノベーション（新興国投資型） | 493,177,277円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣバランス・イノベーション（ＫＡＫＵＳＨＩＮ） | 1,579,488,919円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランス・イノベーション（債券重視型） | 380,977,061円 |
| 三菱ＵＦＪ　アドバンスト・バランス（安定型） | 19,645,360円 |
| 三菱ＵＦＪ　アドバンスト・バランス（安定成長型） | 120,038,676円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　バランス（４資産均等型） | 671,893,530円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイゴールキーパー） | 132,083,324円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイディフェンダー） | 163,064,041円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイミッドフィルダー） | 596,508,651円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイフォワード） | 488,599,491円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイストライカー） | 949,191,639円 |
| 三菱ＵＦＪ　トピックスオープン | 973,592,867円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣトピックスオープン | 7,918,571,938円 |
| 三菱ＵＦＪ　トピックスオープンＶＡ（適格機関投資家限定） | 55,305,269円 |
| 三菱ＵＦＪ　トピックスインデックスファンドＶＡ（適格機関投資家限定） | 4,835,105,910円 |
| 三菱ＵＦＪ　ライフセレクトファンド（安定成長型）ＶＡ（適格機関投資家限定） | 10,899円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンド４５ＶＡ（適格機関投資家限定） | 7,961,809円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 4,262,625,139円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　２０型（適格機関投資家限定） | 77,747,315円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　４０型（適格機関投資家限定） | 1,379,473,589円 |
| ＭＵＡＭ　日本株式インデックスファンド（適格機関投資家限定） | 42,013,139,578円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　５０型（適格機関投資家限定） | 218,567,870円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定） | 232,738円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　３０型（適格機関投資家限定） | 136,443円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 225,918,456円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンド２０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 380,811,457円 |
| ＭＵＡＭ　インデックスファンドＴＯＰＩＸｉ（適格機関投資家限定） | 4,423,527,783円 |
| ＭＵＫＡＭ　バランス・イノベーション（株式抑制型）（適格機関投資家転売制限付） | 4,213,506,466円 |
| ＭＵＫＡＭ　バランス・イノベーション（リスク抑制型）（適格機関投資家転売制限付） | 1,301,706,833円 |
| ＭＵＫＡＭ　スマート・クオリティ・セレクション（適格機関投資家転売制限付） | 458,793,322円 |
| 世界８資産バランスファンドＶＬ（適格機関投資家限定） | 83,247,864円 |

| | |
|---|---|
| ＭＵＫＡＭ　下方リスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家限定） | 3,856,219,389 円 |
| ＭＵＫＡＭ　バランス・イノベーション（債券重視型）（適格機関投資家転売制限付） | 140,663,959 円 |
| ＭＵＫＡＭ　日本株式インデックスファンド２（適格機関投資家限定） | 3,026,283,256 円 |
| ＭＵＫＡＭ　スマート・クオリティ・セレクション２（適格機関投資家限定） | 338,542,601 円 |
| ＭＵＫＡＭ　下方リスク抑制型ダイナミックアロケーションファンド（適格機関投資家限定） | 20,502,081,532 円 |
| ＭＵＫＡＭ　バランス・イノベーション（リスク抑制型）２（適格機関投資家転売制限付） | 113,407,280 円 |
| マルチアセット運用戦略ファンド（適格機関投資家限定） | 190,789 円 |
| 日米コアバランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定） | 102,755,479 円 |
| 日本株式インデックスファンドＳ | 2,027,376,053 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２０－０７（適格機関投資家限定） | 35,980,732 円 |
| ＭＵＫＡＭ　米国国債プラス日本株式ファンド２０２０－０７（適格機関投資家限定） | 97,295,626 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定） | 35,434,968 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２０－１１（適格機関投資家限定） | 35,501,352 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２１－０１（適格機関投資家限定） | 35,160,631 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定） | 35,822,253 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２１－０５（適格機関投資家限定） | 35,950,680 円 |
| ＭＵＫＡＭ　日米コアバランス　２０２１－０７（適格機関投資家限定） | 273,907,682 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２１－０７（適格機関投資家限定） | 34,885,307 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定） | 34,844,004 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２１－１１（適格機関投資家限定） | 35,768,349 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２２－０１（適格機関投資家限定） | 35,818,860 円 |
| ＭＵＫＡＭ　日米コアバランス（除く米国株）２０２２－０３（適格機関投資家限定） | 619,589,861 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２２－０３（適格機関投資家限定） | 40,180,532 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２２－０５（適格機関投資家限定） | 39,815,667 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２２－０７（適格機関投資家限定） | 40,598,807 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２２－０９（適格機関投資家限定） | 40,095,797 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２２－１１（適格機関投資家限定） | 34,833,616 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２３－０１（適格機関投資家限定） | 39,980,785 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２３－０３（適格機関投資家限定） | 34,841,898 円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２３－０５（適格機関投資家限定） | 35,903,993 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＴＯＰＩＸ・ファンド | 5,168,157,011 円 |
| インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）ＶＡ | 2,890,271 円 |
| インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）ＶＡ | 7,561,356 円 |

| | |
|---|---|
| インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）ＶＡ | 1,550,310 円 |
| インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）ＶＡ | 6,306,320 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＴＯＰＩＸ・ファンドＶＡ１ | 511,046,192 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＴＯＰＩＸ・ファンドＶＡ | 87,934,430 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ３０Ｄ（適格機関投資家限定） | 3,202,130 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ６０Ｄ（適格機関投資家限定） | 28,889,253 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ３０Ｇ（適格機関投資家限定） | 1,517,995 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ６０Ｇ（適格機関投資家限定） | 20,853,938 円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞ＴＯＰＩＸ・ファンド | 1,556,997,038 円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（安定型） | 352,027,589 円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（安定成長型） | 1,501,686,763 円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（成長型） | 1,418,927,800 円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（積極型） | 1,319,768,825 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ国内株式インデックスファンド | 57,883,729,685 円 |
| 合計 | 409,024,867,576 円 |
| ２．　貸付有価証券<br>　貸借取引契約により以下の通り有価証券の貸付を行っております。<br>株式 | 49,978,761,190 円 |
| ３．　受益権の総数 | 409,024,867,576 口 |

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自 2022 年 9 月 13 日<br>至 2023 年 9 月 11 日 |
|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。<br>当ファンドは、新株予約権証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。<br>当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。<br>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 |

２　金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | ［2023 年 9 月 11 日現在］ |
|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 2.時価の算定方法 | （１）有価証券<br>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 |

| | |
|---|---|
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | （2）デリバティブ取引<br>デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。<br>（3）上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。<br>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 株式 | 176,060,733,244 |
| 合計 | 176,060,733,244 |

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

［2023年 9月11日現在］

| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | うち1年超 | 時価（円） | 評価損益（円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>買建 | 11,603,900,000 | — | 11,483,150,000 | △120,750,000 |
| 合計 | | 11,603,900,000 | — | 11,483,150,000 | △120,750,000 |

（注）時価の算定方法

1　先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2　先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

| | ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|
| 1口当たり純資産額 | 2.8342円 |
| (1万口当たり純資産額) | (28,342円) |

附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

| | 銘　柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 1301 | 極洋 | 18,200 | 3,995.00 | 72,709,000 | |
| 1332 | ニッスイ | 479,800 | 750.50 | 360,089,900 | |
| 1333 | マルハニチロ | 71,200 | 2,620.50 | 186,579,600 | |
| 1375 | 雪国まいたけ | 40,900 | 912.00 | 37,300,800 | 貸付有価証券<br>3,700株 |
| 1376 | カネコ種苗 | 14,700 | 1,405.00 | 20,653,500 | |
| 1377 | サカタのタネ | 54,600 | 4,245.00 | 231,777,000 | 貸付有価証券<br>7,200株 |
| 1379 | ホクト | 42,700 | 1,853.00 | 79,123,100 | |
| 1384 | ホクリヨウ | 3,900 | 1,094.00 | 4,266,600 | |
| 1514 | 住石ホールディングス | 51,000 | 399.00 | 20,349,000 | 貸付有価証券<br>23,200株 |
| 1515 | 日鉄鉱業 | 19,200 | 5,490.00 | 105,408,000 | |
| 1518 | 三井松島ホールディングス | 21,700 | 2,835.00 | 61,519,500 | 貸付有価証券<br>4,100株 |
| 1605 | ＩＮＰＥＸ | 1,774,400 | 2,202.50 | 3,908,116,000 | 貸付有価証券<br>411,100株 |
| 1662 | 石油資源開発 | 55,600 | 5,310.00 | 295,236,000 | |
| 1663 | Ｋ＆Ｏエナジーグループ | 21,800 | 2,466.00 | 53,758,800 | 貸付有価証券<br>2,900株 |
| 1414 | ショーボンドホールディングス | 65,400 | 5,929.00 | 387,756,600 | 貸付有価証券<br>8,600株 |
| 1417 | ミライト・ワン | 158,700 | 1,977.00 | 313,749,900 | |
| 1419 | タマホーム | 30,200 | 3,595.00 | 108,569,000 | |
| 1420 | サンヨーホームズ | 3,300 | 724.00 | 2,389,200 | |
| 1429 | 日本アクア | 11,600 | 999.00 | 11,588,400 | 貸付有価証券<br>2,400株 |
| 1430 | ファーストコーポレーション | 7,100 | 776.00 | 5,509,600 | |
| 1433 | ベステラ | 6,000 | 920.00 | 5,520,000 | |
| 1435 | Ｒｏｂｏｔ　Ｈｏｍｅ | 93,300 | 203.00 | 18,939,900 | |
| 1446 | キャンディル | 4,300 | 621.00 | 2,670,300 | |
| 1712 | ダイセキ環境ソリューション | 5,600 | 1,230.00 | 6,888,000 | |
| 1716 | 第一カッター興業 | 12,300 | 1,306.00 | 16,063,800 | |
| 1719 | 安藤・間 | 278,000 | 1,235.00 | 343,330,000 | 貸付有価証券<br>35,900株 |
| 1720 | 東急建設 | 136,600 | 811.00 | 110,782,600 | |
| 1721 | コムシスホールディングス | 153,200 | 3,164.00 | 484,724,800 | |
| 1726 | ビーアールホールディングス | 76,200 | 391.00 | 29,794,200 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1762 | 高松コンストラクショングループ | 31,200 | 2,672.00 | 83,366,400 | |
| 1766 | 東建コーポレーション | 13,800 | 7,670.00 | 105,846,000 | |
| 1768 | ソネック | 3,000 | 1,012.00 | 3,036,000 | |
| 1780 | ヤマウラ | 24,300 | 1,264.00 | 30,715,200 | 貸付有価証券 300株 |
| 1786 | オリエンタル白石 | 172,400 | 330.00 | 56,892,000 | |
| 1801 | 大成建設 | 314,000 | 5,214.00 | 1,637,196,000 | |
| 1802 | 大林組 | 1,200,300 | 1,351.50 | 1,622,205,450 | |
| 1803 | 清水建設 | 951,600 | 1,024.50 | 974,914,200 | |
| 1805 | 飛島建設 | 37,100 | 1,375.00 | 51,012,500 | |
| 1808 | 長谷工コーポレーション | 346,400 | 1,856.00 | 642,918,400 | |
| 1810 | 松井建設 | 31,300 | 765.00 | 23,944,500 | 貸付有価証券 5,500株 |
| 1811 | 錢高組 | 2,500 | 3,960.00 | 9,900,000 | |
| 1812 | 鹿島建設 | 744,100 | 2,535.00 | 1,886,293,500 | |
| 1813 | 不動テトラ | 23,200 | 1,942.00 | 45,054,400 | |
| 1814 | 大末建設 | 7,100 | 1,499.00 | 10,642,900 | 貸付有価証券 1,600株 |
| 1815 | 鉄建建設 | 24,100 | 2,198.00 | 52,971,800 | |
| 1820 | 西松建設 | 56,900 | 3,801.00 | 216,276,900 | 貸付有価証券 2,300株 |
| 1821 | 三井住友建設 | 270,600 | 418.00 | 113,110,800 | |
| 1822 | 大豊建設 | 13,900 | 3,960.00 | 55,044,000 | 貸付有価証券 3,100株 |
| 1826 | 佐田建設 | 13,800 | 492.00 | 6,789,600 | |
| 1827 | ナカノフドー建設 | 15,400 | 402.00 | 6,190,800 | 貸付有価証券 3,800株 |
| 1833 | 奥村組 | 54,400 | 4,630.00 | 251,872,000 | 貸付有価証券 800株 |
| 1835 | 東鉄工業 | 46,200 | 2,933.00 | 135,504,600 | 貸付有価証券 3,900株 |
| 1847 | イチケン | 4,900 | 2,119.00 | 10,383,100 | |
| 1848 | 富士ピー・エス | 8,700 | 469.00 | 4,080,300 | |
| 1852 | 淺沼組 | 26,900 | 3,665.00 | 98,588,500 | |
| 1860 | 戸田建設 | 412,900 | 812.60 | 335,522,540 | 貸付有価証券 34,400株 |
| 1861 | 熊谷組 | 56,200 | 3,380.00 | 189,956,000 | 貸付有価証券 6,500株 |
| 1866 | 北野建設 | 4,100 | 3,135.00 | 12,853,500 | 貸付有価証券 800株 |
| 1867 | 植木組 | 5,500 | 1,558.00 | 8,569,000 | |
| 1870 | 矢作建設工業 | 45,700 | 1,286.00 | 58,770,200 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1871 | ピーエス三菱 | 42,500 | 852.00 | 36,210,000 | |
| 1873 | 日本ハウスホールディングス | 71,700 | 374.00 | 26,815,800 | 貸付有価証券<br>13,700株 |
| 1879 | 新日本建設 | 47,100 | 1,224.00 | 57,650,400 | 貸付有価証券<br>5,900株 |
| 1882 | 東亜道路工業 | 13,400 | 5,040.00 | 67,536,000 | |
| 1884 | 日本道路 | 6,700 | 9,670.00 | 64,789,000 | |
| 1885 | 東亜建設工業 | 28,800 | 3,630.00 | 104,544,000 | |
| 1887 | 日本国土開発 | 95,500 | 632.00 | 60,356,000 | |
| 1888 | 若築建設 | 14,900 | 3,030.00 | 45,147,000 | 貸付有価証券<br>2,500株 |
| 1890 | 東洋建設 | 108,700 | 1,129.00 | 122,722,300 | 貸付有価証券<br>13,600株 |
| 1893 | 五洋建設 | 475,800 | 898.10 | 427,315,980 | 貸付有価証券<br>55,200株 |
| 1898 | 世紀東急工業 | 43,100 | 1,675.00 | 72,192,500 | |
| 1899 | 福田組 | 12,700 | 4,825.00 | 61,277,500 | |
| 1911 | 住友林業 | 289,900 | 4,080.00 | 1,182,792,000 | 貸付有価証券<br>35,200株 |
| 1914 | 日本基礎技術 | 13,100 | 504.00 | 6,602,400 | 貸付有価証券<br>4,700株 |
| 1921 | 巴コーポレーション | 24,200 | 544.00 | 13,164,800 | |
| 1925 | 大和ハウス工業 | 927,900 | 4,056.00 | 3,763,562,400 | |
| 1926 | ライト工業 | 62,100 | 1,998.00 | 124,075,800 | |
| 1928 | 積水ハウス | 1,017,500 | 3,074.00 | 3,127,795,000 | 貸付有価証券<br>231,800株 |
| 1929 | 日特建設 | 32,000 | 1,113.00 | 35,616,000 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 1930 | 北陸電気工事 | 23,000 | 986.00 | 22,678,000 | |
| 1934 | ユアテック | 73,900 | 1,012.00 | 74,786,800 | |
| 1938 | 日本リーテック | 29,500 | 1,283.00 | 37,848,500 | 貸付有価証券<br>2,900株 |
| 1939 | 四電工 | 14,000 | 2,865.00 | 40,110,000 | |
| 1941 | 中電工 | 52,100 | 2,442.00 | 127,228,200 | |
| 1942 | 関電工 | 183,900 | 1,341.00 | 246,609,900 | |
| 1944 | きんでん | 236,300 | 2,115.00 | 499,774,500 | |
| 1945 | 東京エネシス | 33,400 | 1,010.00 | 33,734,000 | |
| 1946 | トーエネック | 11,100 | 4,260.00 | 47,286,000 | |
| 1949 | 住友電設 | 31,900 | 2,855.00 | 91,074,500 | |
| 1950 | 日本電設工業 | 55,100 | 2,256.00 | 124,305,600 | |
| 1951 | エクシオグループ | 154,600 | 3,153.00 | 487,453,800 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1952 | 新日本空調 | 18,600 | 2,514.00 | 46,760,400 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 1959 | 九電工 | 81,600 | 4,609.00 | 376,094,400 | 貸付有価証券<br>9,700株 |
| 1961 | 三機工業 | 74,400 | 1,619.00 | 120,453,600 | |
| 1963 | 日揮ホールディングス | 332,000 | 2,028.50 | 673,462,000 | 貸付有価証券<br>42,700株 |
| 1964 | 中外炉工業 | 11,000 | 2,077.00 | 22,847,000 | |
| 1967 | ヤマト | 18,600 | 940.00 | 17,484,000 | 貸付有価証券<br>2,500株 |
| 1968 | 太平電業 | 20,800 | 4,015.00 | 83,512,000 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 1969 | 高砂熱学工業 | 80,900 | 2,927.00 | 236,794,300 | 貸付有価証券<br>12,000株 |
| 1972 | 三晃金属工業 | 2,600 | 4,165.00 | 10,829,000 | |
| 1975 | 朝日工業社 | 13,900 | 2,401.00 | 33,373,900 | |
| 1976 | 明星工業 | 57,700 | 975.00 | 56,257,500 | |
| 1979 | 大氣社 | 38,700 | 4,705.00 | 182,083,500 | 貸付有価証券<br>1,900株 |
| 1980 | ダイダン | 22,100 | 3,015.00 | 66,631,500 | |
| 1982 | 日比谷総合設備 | 27,400 | 2,316.00 | 63,458,400 | |
| 3267 | フィル・カンパニー | 5,200 | 736.00 | 3,827,200 | |
| 5074 | テスホールディングス | 72,200 | 500.00 | 36,100,000 | 貸付有価証券<br>1,100株 |
| 5076 | インフロニア・ホールディングス | 351,700 | 1,544.00 | 543,024,800 | |
| 6330 | 東洋エンジニアリング | 44,400 | 628.00 | 27,883,200 | |
| 6379 | レイズネクスト | 48,500 | 1,451.00 | 70,373,500 | |
| 2001 | ニップン | 90,800 | 2,122.00 | 192,677,600 | |
| 2002 | 日清製粉グループ本社 | 311,600 | 1,937.00 | 603,569,200 | |
| 2003 | 日東富士製粉 | 6,000 | 4,910.00 | 29,460,000 | |
| 2004 | 昭和産業 | 29,400 | 3,075.00 | 90,405,000 | |
| 2009 | 鳥越製粉 | 15,600 | 668.00 | 10,420,800 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 2053 | 中部飼料 | 46,600 | 1,144.00 | 53,310,400 | |
| 2060 | フィード・ワン | 49,200 | 815.00 | 40,098,000 | |
| 2107 | 東洋精糖 | 3,700 | 2,180.00 | 8,066,000 | |
| 2108 | 日本甜菜製糖 | 19,600 | 1,926.00 | 37,749,600 | |
| 2109 | DM三井製糖ホールディングス | 33,400 | 3,050.00 | 101,870,000 | |
| 2112 | 塩水港精糖 | 25,700 | 253.00 | 6,502,100 | |
| 2117 | ウェルネオシュガー | 17,400 | 2,032.00 | 35,356,800 | |
| 2201 | 森永製菓 | 60,100 | 5,430.00 | 326,343,000 | 貸付有価証券 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 10,500株 |
| 2204 | 中村屋 | 8,400 | 3,110.00 | 26,124,000 | |
| 2206 | 江崎グリコ | 96,400 | 3,942.00 | 380,008,800 | 貸付有価証券<br>13,200株 |
| 2207 | 名糖産業 | 13,300 | 1,632.00 | 21,705,600 | |
| 2209 | 井村屋グループ | 18,400 | 2,323.00 | 42,743,200 | |
| 2211 | 不二家 | 23,100 | 2,485.00 | 57,403,500 | 貸付有価証券<br>2,500株 |
| 2212 | 山崎製パン | 225,500 | 2,890.00 | 651,695,000 | 貸付有価証券<br>42,300株 |
| 2215 | 第一屋製パン | 3,700 | 409.00 | 1,513,300 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 2217 | モロゾフ | 10,900 | 3,660.00 | 39,894,000 | |
| 2220 | 亀田製菓 | 21,400 | 4,400.00 | 94,160,000 | 貸付有価証券<br>2,500株 |
| 2222 | 寿スピリッツ | 35,800 | 11,950.00 | 427,810,000 | 貸付有価証券<br>4,300株 |
| 2229 | カルビー | 154,200 | 2,966.50 | 457,434,300 | 貸付有価証券<br>20,300株 |
| 2264 | 森永乳業 | 61,200 | 5,779.00 | 353,674,800 | 貸付有価証券<br>8,300株 |
| 2266 | 六甲バター | 24,700 | 1,440.00 | 35,568,000 | 貸付有価証券<br>900株 |
| 2267 | ヤクルト本社 | 240,800 | 7,502.00 | 1,806,481,600 | |
| 2269 | 明治ホールディングス | 413,100 | 3,692.00 | 1,525,165,200 | |
| 2270 | 雪印メグミルク | 81,500 | 2,312.00 | 188,428,000 | 貸付有価証券<br>10,600株 |
| 2281 | プリマハム | 45,300 | 2,491.00 | 112,842,300 | |
| 2282 | 日本ハム | 131,800 | 4,555.00 | 600,349,000 | 貸付有価証券<br>17,100株 |
| 2286 | 林兼産業 | 6,500 | 539.00 | 3,503,500 | 貸付有価証券<br>1,500株 |
| 2288 | 丸大食品 | 33,900 | 1,713.00 | 58,070,700 | |
| 2292 | Ｓ　Ｆｏｏｄｓ | 37,200 | 3,365.00 | 125,178,000 | |
| 2294 | 柿安本店 | 13,100 | 2,555.00 | 33,470,500 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 2296 | 伊藤ハム米久ホールディングス | 257,400 | 801.00 | 206,177,400 | 貸付有価証券<br>28,600株 |
| 2501 | サッポロホールディングス | 110,900 | 4,674.00 | 518,346,600 | 貸付有価証券<br>19,700株 |
| 2502 | アサヒグループホールディングス | 778,500 | 5,753.00 | 4,478,710,500 | 貸付有価証券<br>149,500株 |
| 2503 | キリンホールディングス | 1,403,500 | 2,055.50 | 2,884,894,250 | 貸付有価証券<br>214,200株 |
| 2531 | 宝ホールディングス | 230,000 | 1,242.00 | 285,660,000 | 貸付有価証券<br>33,300株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 2533 | オエノンホールディングス | 100,700 | 433.00 | 43,603,100 | |
| 2540 | 養命酒製造 | 11,100 | 1,908.00 | 21,178,800 | |
| 2579 | コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールデ | 263,900 | 1,968.00 | 519,355,200 | 貸付有価証券<br>31,200株 |
| 2585 | ライフドリンク　カンパニー | 6,200 | 3,935.00 | 24,397,000 | |
| 2587 | サントリー食品インターナショナル | 237,200 | 4,721.00 | 1,119,821,200 | 貸付有価証券<br>45,800株 |
| 2590 | ダイドーグループホールディングス | 19,100 | 5,820.00 | 111,162,000 | 貸付有価証券<br>1,200株 |
| 2593 | 伊藤園 | 114,200 | 4,755.00 | 543,021,000 | 貸付有価証券<br>12,300株 |
| 2594 | キーコーヒー | 37,700 | 2,051.00 | 77,322,700 | |
| 2597 | ユニカフェ | 6,500 | 934.00 | 6,071,000 | |
| 2599 | ジャパンフーズ | 3,100 | 1,116.00 | 3,459,600 | 貸付有価証券<br>100株 |
| 2602 | 日清オイリオグループ | 47,500 | 4,190.00 | 199,025,000 | |
| 2607 | 不二製油グループ本社 | 78,400 | 2,321.50 | 182,005,600 | |
| 2612 | かどや製油 | 1,900 | 3,525.00 | 6,697,500 | |
| 2613 | Ｊ－オイルミルズ | 34,300 | 1,799.00 | 61,705,700 | |
| 2801 | キッコーマン | 223,300 | 8,314.00 | 1,856,516,200 | 貸付有価証券<br>31,800株 |
| 2802 | 味の素 | 813,500 | 6,097.00 | 4,959,909,500 | 貸付有価証券<br>98,100株 |
| 2804 | ブルドックソース | 17,900 | 2,066.00 | 36,981,400 | |
| 2809 | キユーピー | 181,100 | 2,454.00 | 444,419,400 | 貸付有価証券<br>32,000株 |
| 2810 | ハウス食品グループ本社 | 103,100 | 3,183.00 | 328,167,300 | |
| 2811 | カゴメ | 144,900 | 3,347.00 | 484,980,300 | 貸付有価証券<br>16,900株 |
| 2812 | 焼津水産化学工業 | 8,500 | 1,207.00 | 10,259,500 | |
| 2815 | アリアケジャパン | 29,400 | 5,069.00 | 149,028,600 | |
| 2818 | ピエトロ | 2,800 | 1,860.00 | 5,208,000 | |
| 2819 | エバラ食品工業 | 9,000 | 2,960.00 | 26,640,000 | |
| 2820 | やまみ | 1,900 | 1,734.00 | 3,294,600 | |
| 2871 | ニチレイ | 154,400 | 3,547.00 | 547,656,800 | |
| 2875 | 東洋水産 | 170,300 | 5,852.00 | 996,595,600 | |
| 2882 | イートアンドホールディングス | 15,000 | 2,135.00 | 32,025,000 | |
| 2883 | 大冷 | 2,400 | 2,018.00 | 4,843,200 | 貸付有価証券<br>100株 |
| 2884 | ヨシムラ・フード・ホールディングス | 21,400 | 1,421.00 | 30,409,400 | 貸付有価証券<br>2,400株 |
| 2897 | 日清食品ホールディングス | 118,500 | 12,720.00 | 1,507,320,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 2899 | 永谷園ホールディングス | 16,500 | 2,319.00 | 38,263,500 | |
| 2904 | 一正蒲鉾 | 8,300 | 769.00 | 6,382,700 | |
| 2908 | フジッコ | 34,600 | 1,957.00 | 67,712,200 | |
| 2910 | ロック・フィールド | 37,700 | 1,636.00 | 61,677,200 | 貸付有価証券<br>4,800株 |
| 2914 | 日本たばこ産業 | 2,047,400 | 3,230.00 | 6,613,102,000 | 貸付有価証券<br>366,800株 |
| 2915 | ケンコーマヨネーズ | 23,200 | 1,458.00 | 33,825,600 | |
| 2918 | わらべや日洋ホールディングス | 24,800 | 2,884.00 | 71,523,200 | |
| 2922 | なとり | 21,200 | 1,981.00 | 41,997,200 | |
| 2924 | イフジ産業 | 3,700 | 1,564.00 | 5,786,800 | |
| 2929 | ファーマフーズ | 48,400 | 1,545.00 | 74,778,000 | 貸付有価証券<br>4,500株 |
| 2931 | ユーグレナ | 209,700 | 817.00 | 171,324,900 | 貸付有価証券<br>19,000株 |
| 2933 | 紀文食品 | 26,300 | 1,117.00 | 29,377,100 | |
| 2935 | ピックルスホールディングス | 19,700 | 1,242.00 | 24,467,400 | |
| 4404 | ミヨシ油脂 | 6,900 | 1,175.00 | 8,107,500 | |
| 4526 | 理研ビタミン | 29,100 | 2,310.00 | 67,221,000 | |
| 3001 | 片倉工業 | 31,500 | 1,752.00 | 55,188,000 | |
| 3002 | グンゼ | 24,300 | 4,590.00 | 111,537,000 | |
| 3101 | 東洋紡 | 148,100 | 1,083.50 | 160,466,350 | 貸付有価証券<br>17,200株 |
| 3103 | ユニチカ | 103,500 | 220.00 | 22,770,000 | 貸付有価証券<br>12,700株 |
| 3104 | 富士紡ホールディングス | 13,500 | 3,580.00 | 48,330,000 | |
| 3106 | 倉敷紡績 | 25,600 | 2,429.00 | 62,182,400 | |
| 3109 | シキボウ | 12,700 | 1,077.00 | 13,677,900 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 3201 | 日本毛織 | 90,400 | 1,307.00 | 118,152,800 | 貸付有価証券<br>14,300株 |
| 3202 | ダイトウボウ | 34,200 | 95.00 | 3,249,000 | 貸付有価証券<br>7,000株 |
| 3204 | トーア紡コーポレーション | 7,700 | 445.00 | 3,426,500 | 貸付有価証券<br>100株 |
| 3205 | ダイドーリミテッド | 30,100 | 312.00 | 9,391,200 | 貸付有価証券<br>5,700株 |
| 3302 | 帝国繊維 | 38,600 | 1,961.00 | 75,694,600 | 貸付有価証券<br>4,900株 |
| 3401 | 帝人 | 329,300 | 1,454.50 | 478,966,850 | |
| 3402 | 東レ | 2,296,500 | 799.70 | 1,836,511,050 | |
| 3501 | 住江織物 | 3,600 | 2,231.00 | 8,031,600 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3512 | 日本フエルト | 11,900 | 430.00 | 5,117,000 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 3513 | イチカワ | 2,500 | 1,478.00 | 3,695,000 | |
| 3524 | 日東製網 | 2,300 | 1,465.00 | 3,369,500 | |
| 3529 | アツギ | 12,900 | 441.00 | 5,688,900 | 貸付有価証券<br>3,600株 |
| 3551 | ダイニック | 5,700 | 807.00 | 4,599,900 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 3569 | セーレン | 66,200 | 2,300.00 | 152,260,000 | |
| 3571 | ソトー | 7,000 | 792.00 | 5,544,000 | 貸付有価証券<br>1,700株 |
| 3577 | 東海染工 | 2,100 | 1,052.00 | 2,209,200 | |
| 3580 | 小松マテーレ | 49,700 | 745.00 | 37,026,500 | |
| 3591 | ワコールホールディングス | 62,400 | 3,229.00 | 201,489,600 | |
| 3593 | ホギメディカル | 46,000 | 3,275.00 | 150,650,000 | 貸付有価証券<br>1,900株 |
| 3607 | クラウディアホールディングス | 4,500 | 603.00 | 2,713,500 | 貸付有価証券<br>1,500株 |
| 3608 | ＴＳＩホールディングス | 115,400 | 760.00 | 87,704,000 | |
| 3611 | マツオカコーポレーション | 6,000 | 1,574.00 | 9,444,000 | 貸付有価証券<br>1,200株 |
| 3612 | ワールド | 44,000 | 1,664.00 | 73,216,000 | |
| 8011 | 三陽商会 | 9,300 | 2,085.00 | 19,390,500 | |
| 8013 | ナイガイ | 7,100 | 289.00 | 2,051,900 | 貸付有価証券<br>2,800株 |
| 8016 | オンワードホールディングス | 222,300 | 550.00 | 122,265,000 | |
| 8029 | ルックホールディングス | 7,100 | 2,003.00 | 14,221,300 | |
| 8107 | キムラタン | 120,700 | 20.00 | 2,414,000 | 貸付有価証券<br>33,000株 |
| 8111 | ゴールドウイン | 60,700 | 10,505.00 | 637,653,500 | |
| 8114 | デサント | 59,100 | 3,575.00 | 211,282,500 | 貸付有価証券<br>11,000株 |
| 8118 | キング | 9,700 | 658.00 | 6,382,600 | 貸付有価証券<br>2,100株 |
| 8127 | ヤマトインターナショナル | 15,600 | 287.00 | 4,477,200 | |
| 3708 | 特種東海製紙 | 15,300 | 3,370.00 | 51,561,000 | |
| 3861 | 王子ホールディングス | 1,427,800 | 629.00 | 898,086,200 | 貸付有価証券<br>85,600株 |
| 3863 | 日本製紙 | 178,500 | 1,302.00 | 232,407,000 | 貸付有価証券<br>19,300株 |
| 3864 | 三菱製紙 | 26,600 | 505.00 | 13,433,000 | 貸付有価証券<br>5,000株 |
| 3865 | 北越コーポレーション | 216,600 | 957.00 | 207,286,200 | 貸付有価証券<br>28,800株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3877 | 中越パルプ工業 | 8,000 | 1,373.00 | 10,984,000 | 貸付有価証券<br>1,900株 |
| 3878 | 巴川製紙所 | 6,200 | 676.00 | 4,191,200 | |
| 3880 | 大王製紙 | 151,400 | 1,260.50 | 190,839,700 | |
| 3896 | 阿波製紙 | 4,700 | 519.00 | 2,439,300 | 貸付有価証券<br>1,100株 |
| 3941 | レンゴー | 312,200 | 999.20 | 311,950,240 | |
| 3946 | トーモク | 19,800 | 2,366.00 | 46,846,800 | |
| 3950 | ザ・パック | 25,500 | 3,140.00 | 80,070,000 | 貸付有価証券<br>3,300株 |
| 2930 | 北の達人コーポレーション | 144,400 | 249.00 | 35,955,600 | 貸付有価証券<br>5,700株 |
| 3405 | クラレ | 499,500 | 1,677.00 | 837,661,500 | 貸付有価証券<br>65,900株 |
| 3407 | 旭化成 | 2,140,500 | 949.70 | 2,032,832,850 | |
| 3553 | 共和レザー | 11,400 | 665.00 | 7,581,000 | 貸付有価証券<br>2,400株 |
| 4004 | レゾナック・ホールディングス | 331,200 | 2,505.50 | 829,821,600 | 貸付有価証券<br>44,200株 |
| 4005 | 住友化学 | 2,542,700 | 413.00 | 1,050,135,100 | 貸付有価証券<br>319,600株 |
| 4008 | 住友精化 | 14,300 | 4,600.00 | 65,780,000 | |
| 4021 | 日産化学 | 161,900 | 6,330.00 | 1,024,827,000 | |
| 4022 | ラサ工業 | 13,200 | 2,064.00 | 27,244,800 | |
| 4023 | クレハ | 27,500 | 8,630.00 | 237,325,000 | |
| 4025 | 多木化学 | 13,300 | 3,625.00 | 48,212,500 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 4027 | テイカ | 23,000 | 1,354.00 | 31,142,000 | |
| 4028 | 石原産業 | 62,000 | 1,494.00 | 92,628,000 | |
| 4031 | 片倉コープアグリ | 4,500 | 1,167.00 | 5,251,500 | 貸付有価証券<br>1,100株 |
| 4041 | 日本曹達 | 36,800 | 5,450.00 | 200,560,000 | |
| 4042 | 東ソー | 457,600 | 1,942.00 | 888,659,200 | |
| 4043 | トクヤマ | 110,700 | 2,380.50 | 263,521,350 | |
| 4044 | セントラル硝子 | 55,000 | 2,940.00 | 161,700,000 | 貸付有価証券<br>3,600株 |
| 4045 | 東亞合成 | 171,900 | 1,376.50 | 236,620,350 | 貸付有価証券<br>25,600株 |
| 4046 | 大阪ソーダ | 20,500 | 6,700.00 | 137,350,000 | 貸付有価証券<br>4,400株 |
| 4047 | 関東電化工業 | 66,300 | 887.00 | 58,808,100 | |
| 4061 | デンカ | 124,700 | 2,773.00 | 345,793,100 | 貸付有価証券<br>15,900株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 4063 | 信越化学工業 | 2,849,200 | 4,578.00 | 13,043,637,600 | |
| 4064 | 日本カーバイド工業 | 7,500 | 1,683.00 | 12,622,500 | |
| 4078 | 堺化学工業 | 26,100 | 2,049.00 | 53,478,900 | 貸付有価証券<br>2,800株 |
| 4082 | 第一稀元素化学工業 | 31,200 | 961.00 | 29,983,200 | |
| 4088 | エア・ウォーター | 323,400 | 1,856.50 | 600,392,100 | |
| 4091 | 日本酸素ホールディングス | 332,500 | 3,563.00 | 1,184,697,500 | 貸付有価証券<br>41,400株 |
| 4092 | 日本化学工業 | 11,400 | 1,936.00 | 22,070,400 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 4093 | 東邦アセチレン | 4,200 | 1,580.00 | 6,636,000 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 4095 | 日本パーカライジング | 169,700 | 1,178.00 | 199,906,600 | 貸付有価証券<br>21,900株 |
| 4097 | 高圧ガス工業 | 49,800 | 787.00 | 39,192,600 | |
| 4098 | チタン工業 | 2,400 | 1,410.00 | 3,384,000 | 貸付有価証券<br>500株 |
| 4099 | 四国化成ホールディングス | 43,900 | 1,448.00 | 63,567,200 | |
| 4100 | 戸田工業 | 7,800 | 1,940.00 | 15,132,000 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 4109 | ステラ　ケミファ | 20,300 | 3,250.00 | 65,975,000 | |
| 4112 | 保土谷化学工業 | 9,700 | 3,310.00 | 32,107,000 | |
| 4114 | 日本触媒 | 52,200 | 5,543.00 | 289,344,600 | |
| 4116 | 大日精化工業 | 23,800 | 2,346.00 | 55,834,800 | |
| 4118 | カネカ | 78,300 | 4,137.00 | 323,927,100 | |
| 4182 | 三菱瓦斯化学 | 255,900 | 2,056.00 | 526,130,400 | |
| 4183 | 三井化学 | 282,600 | 3,869.00 | 1,093,379,400 | |
| 4185 | ＪＳＲ | 320,000 | 4,049.00 | 1,295,680,000 | |
| 4186 | 東京応化工業 | 54,500 | 9,351.00 | 509,629,500 | 貸付有価証券<br>7,400株 |
| 4187 | 大阪有機化学工業 | 28,700 | 2,525.00 | 72,467,500 | |
| 4188 | 三菱ケミカルグループ | 2,313,000 | 908.10 | 2,100,435,300 | |
| 4189 | ＫＨネオケム | 52,300 | 2,267.00 | 118,564,100 | 貸付有価証券<br>7,600株 |
| 4202 | ダイセル | 477,300 | 1,282.50 | 612,137,250 | |
| 4203 | 住友ベークライト | 50,800 | 6,646.00 | 337,616,800 | |
| 4204 | 積水化学工業 | 694,900 | 2,241.50 | 1,557,618,350 | |
| 4205 | 日本ゼオン | 205,600 | 1,608.00 | 330,604,800 | |
| 4206 | アイカ工業 | 86,500 | 3,442.00 | 297,733,000 | |
| 4208 | ＵＢＥ | 176,700 | 2,527.00 | 446,520,900 | |
| 4212 | 積水樹脂 | 47,600 | 2,363.00 | 112,478,800 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 4215 | タキロンシーアイ | 74,900 | 586.00 | 43,891,400 | |
| 4216 | 旭有機材 | 22,800 | 3,865.00 | 88,122,000 | |
| 4218 | ニチバン | 21,200 | 1,887.00 | 40,004,400 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 4220 | リケンテクノス | 73,800 | 754.00 | 55,645,200 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 4221 | 大倉工業 | 15,900 | 2,586.00 | 41,117,400 | |
| 4228 | 積水化成品工業 | 48,100 | 474.00 | 22,799,400 | |
| 4229 | 群栄化学工業 | 8,100 | 3,420.00 | 27,702,000 | |
| 4231 | タイガースポリマー | 10,100 | 871.00 | 8,797,100 | |
| 4238 | ミライアル | 6,700 | 1,386.00 | 9,286,200 | |
| 4245 | ダイキアクシス | 7,300 | 740.00 | 5,402,000 | 貸付有価証券<br>1,500株 |
| 4246 | ダイキョーニシカワ | 75,600 | 820.00 | 61,992,000 | |
| 4248 | 竹本容器 | 6,700 | 811.00 | 5,433,700 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 4249 | 森六ホールディングス | 17,400 | 2,265.00 | 39,411,000 | |
| 4251 | 恵和 | 24,700 | 1,281.00 | 31,640,700 | |
| 4272 | 日本化薬 | 261,800 | 1,309.00 | 342,696,200 | 貸付有価証券<br>26,900株 |
| 4275 | カーリットホールディングス | 30,800 | 969.00 | 29,845,200 | |
| 4362 | 日本精化 | 19,500 | 2,441.00 | 47,599,500 | |
| 4368 | 扶桑化学工業 | 31,800 | 4,075.00 | 129,585,000 | 貸付有価証券<br>500株 |
| 4369 | トリケミカル研究所 | 45,700 | 2,882.00 | 131,707,400 | 貸付有価証券<br>4,000株 |
| 4401 | ＡＤＥＫＡ | 119,500 | 2,779.50 | 332,150,250 | 貸付有価証券<br>15,400株 |
| 4403 | 日油 | 106,000 | 6,691.00 | 709,246,000 | |
| 4406 | 新日本理化 | 29,800 | 237.00 | 7,062,600 | 貸付有価証券<br>7,200株 |
| 4410 | ハリマ化成グループ | 13,900 | 847.00 | 11,773,300 | 貸付有価証券<br>3,600株 |
| 4452 | 花王 | 775,000 | 5,555.00 | 4,305,125,000 | 貸付有価証券<br>107,200株 |
| 4461 | 第一工業製薬 | 12,300 | 1,693.00 | 20,823,900 | |
| 4462 | 石原ケミカル | 15,700 | 1,619.00 | 25,418,300 | |
| 4463 | 日華化学 | 8,000 | 861.00 | 6,888,000 | |
| 4465 | ニイタカ | 3,900 | 1,977.00 | 7,710,300 | |
| 4471 | 三洋化成工業 | 21,100 | 4,155.00 | 87,670,500 | |
| 4531 | 有機合成薬品工業 | 14,700 | 293.00 | 4,307,100 | 貸付有価証券<br>3,300株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 4611 | 大日本塗料 | 41,800 | 1,008.00 | 42,134,400 | 貸付有価証券<br>3,400株 |
| 4612 | 日本ペイントホールディングス | 1,820,000 | 1,161.00 | 2,113,020,000 | 貸付有価証券<br>169,400株 |
| 4613 | 関西ペイント | 274,800 | 2,298.00 | 631,490,400 | |
| 4615 | 神東塗料 | 16,500 | 134.00 | 2,211,000 | 貸付有価証券<br>3,400株 |
| 4617 | 中国塗料 | 56,300 | 1,455.00 | 81,916,500 | |
| 4619 | 日本特殊塗料 | 14,500 | 1,417.00 | 20,546,500 | |
| 4620 | 藤倉化成 | 46,100 | 492.00 | 22,681,200 | 貸付有価証券<br>5,900株 |
| 4626 | 太陽ホールディングス | 52,100 | 2,543.00 | 132,490,300 | |
| 4631 | ＤＩＣ | 133,900 | 2,480.50 | 332,138,950 | 貸付有価証券<br>18,300株 |
| 4633 | サカタインクス | 76,300 | 1,365.00 | 104,149,500 | 貸付有価証券<br>12,000株 |
| 4634 | 東洋インキＳＣホールディングス | 74,600 | 2,281.00 | 170,162,600 | 貸付有価証券<br>9,200株 |
| 4636 | Ｔ＆Ｋ　ＴＯＫＡ | 30,600 | 1,401.00 | 42,870,600 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 4901 | 富士フイルムホールディングス | 658,500 | 8,776.00 | 5,778,996,000 | |
| 4911 | 資生堂 | 716,600 | 5,650.00 | 4,048,790,000 | 貸付有価証券<br>85,800株 |
| 4912 | ライオン | 449,200 | 1,524.00 | 684,580,800 | 貸付有価証券<br>55,600株 |
| 4914 | 高砂香料工業 | 23,200 | 2,931.00 | 67,999,200 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 4917 | マンダム | 74,100 | 1,430.00 | 105,963,000 | |
| 4919 | ミルボン | 46,600 | 4,602.00 | 214,453,200 | 貸付有価証券<br>5,700株 |
| 4921 | ファンケル | 150,100 | 2,474.00 | 371,347,400 | |
| 4922 | コーセー | 69,800 | 11,765.00 | 821,197,000 | 貸付有価証券<br>8,300株 |
| 4923 | コタ | 31,600 | 1,624.00 | 51,318,400 | |
| 4926 | シーボン | 2,800 | 1,549.00 | 4,337,200 | |
| 4927 | ポーラ・オルビスホールディングス | 175,900 | 1,841.50 | 323,919,850 | 貸付有価証券<br>18,900株 |
| 4928 | ノエビアホールディングス | 30,600 | 5,670.00 | 173,502,000 | 貸付有価証券<br>300株 |
| 4929 | アジュバンホールディングス | 4,800 | 940.00 | 4,512,000 | |
| 4931 | 新日本製薬 | 19,600 | 1,570.00 | 30,772,000 | 貸付有価証券<br>1,900株 |
| 4936 | アクシージア | 17,400 | 1,171.00 | 20,375,400 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 4951 | エステー | 26,500 | 1,541.00 | 40,836,500 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 4955 | アグロ　カネショウ | 13,700 | 1,380.00 | 18,906,000 | |
| 4956 | コニシ | 57,300 | 2,574.00 | 147,490,200 | 貸付有価証券<br>7,300株 |
| 4958 | 長谷川香料 | 65,600 | 3,365.00 | 220,744,000 | |
| 4963 | 星光ＰＭＣ | 10,100 | 1,066.00 | 10,766,600 | 貸付有価証券<br>2,500株 |
| 4967 | 小林製薬 | 99,900 | 7,077.00 | 706,992,300 | 貸付有価証券<br>12,400株 |
| 4968 | 荒川化学工業 | 29,100 | 1,046.00 | 30,438,600 | |
| 4971 | メック | 28,300 | 3,865.00 | 109,379,500 | 貸付有価証券<br>4,200株 |
| 4973 | 日本高純度化学 | 8,500 | 2,609.00 | 22,176,500 | |
| 4974 | タカラバイオ | 92,500 | 1,411.00 | 130,517,500 | 貸付有価証券<br>11,600株 |
| 4975 | ＪＣＵ | 38,300 | 3,370.00 | 129,071,000 | |
| 4977 | 新田ゼラチン | 12,300 | 719.00 | 8,843,700 | 貸付有価証券<br>2,800株 |
| 4979 | ＯＡＴアグリオ | 8,100 | 1,800.00 | 14,580,000 | |
| 4980 | デクセリアルズ | 93,800 | 3,616.00 | 339,180,800 | 貸付有価証券<br>11,400株 |
| 4985 | アース製薬 | 31,200 | 4,910.00 | 153,192,000 | 貸付有価証券<br>3,300株 |
| 4992 | 北興化学工業 | 34,500 | 922.00 | 31,809,000 | |
| 4994 | 大成ラミック | 10,800 | 3,190.00 | 34,452,000 | |
| 4996 | クミアイ化学工業 | 136,300 | 1,048.00 | 142,842,400 | 貸付有価証券<br>17,500株 |
| 4997 | 日本農薬 | 62,900 | 680.00 | 42,772,000 | 貸付有価証券<br>7,900株 |
| 5142 | アキレス | 21,600 | 1,489.00 | 32,162,400 | |
| 5208 | 有沢製作所 | 55,800 | 1,051.00 | 58,645,800 | |
| 6988 | 日東電工 | 249,100 | 10,070.00 | 2,508,437,000 | |
| 7874 | レック | 48,800 | 950.00 | 46,360,000 | |
| 7888 | 三光合成 | 43,200 | 720.00 | 31,104,000 | 貸付有価証券<br>5,100株 |
| 7908 | きもと | 32,600 | 187.00 | 6,096,200 | 貸付有価証券<br>7,500株 |
| 7917 | 藤森工業 | 27,100 | 3,985.00 | 107,993,500 | 貸付有価証券<br>4,000株 |
| 7925 | 前澤化成工業 | 22,100 | 1,526.00 | 33,724,600 | |
| 7931 | 未来工業 | 12,300 | 3,335.00 | 41,020,500 | |
| 7940 | ウェーブロックホールディングス | 6,600 | 661.00 | 4,362,600 | |
| 7942 | ＪＳＰ | 24,100 | 2,008.00 | 48,392,800 | |
| 7947 | エフピコ | 64,900 | 2,686.50 | 174,353,850 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 7958 | 天馬 | 28,000 | 2,548.00 | 71,344,000 | 貸付有価証券<br>3,000株 |
| 7970 | 信越ポリマー | 63,400 | 1,356.00 | 85,970,400 | |
| 7971 | 東リ | 49,000 | 351.00 | 17,199,000 | 貸付有価証券<br>4,700株 |
| 7988 | ニフコ | 123,800 | 4,260.00 | 527,388,000 | |
| 7995 | バルカー | 28,700 | 4,290.00 | 123,123,000 | |
| 8113 | ユニ・チャーム | 715,000 | 5,669.00 | 4,053,335,000 | 貸付有価証券<br>88,700株 |
| 9385 | ショーエイコーポレーション | 5,700 | 609.00 | 3,471,300 | |
| 4151 | 協和キリン | 414,600 | 2,616.50 | 1,084,800,900 | 貸付有価証券<br>44,500株 |
| 4502 | 武田薬品工業 | 3,037,200 | 4,545.00 | 13,804,074,000 | |
| 4503 | アステラス製薬 | 3,242,000 | 2,184.50 | 7,082,149,000 | |
| 4506 | 住友ファーマ | 254,600 | 512.40 | 130,457,040 | 貸付有価証券<br>32,800株 |
| 4507 | 塩野義製薬 | 432,700 | 6,486.00 | 2,806,492,200 | |
| 4512 | わかもと製薬 | 20,700 | 228.00 | 4,719,600 | 貸付有価証券<br>5,200株 |
| 4516 | 日本新薬 | 80,900 | 6,464.00 | 522,937,600 | |
| 4519 | 中外製薬 | 1,074,300 | 4,477.00 | 4,809,641,100 | 貸付有価証券<br>213,200株 |
| 4521 | 科研製薬 | 58,800 | 3,551.00 | 208,798,800 | 貸付有価証券<br>7,600株 |
| 4523 | エーザイ | 417,400 | 8,991.00 | 3,752,843,400 | |
| 4527 | ロート製薬 | 332,400 | 3,944.00 | 1,310,985,600 | |
| 4528 | 小野薬品工業 | 662,100 | 2,851.00 | 1,887,647,100 | |
| 4530 | 久光製薬 | 76,300 | 5,263.00 | 401,566,900 | 貸付有価証券<br>13,100株 |
| 4534 | 持田製薬 | 39,400 | 3,330.00 | 131,202,000 | |
| 4536 | 参天製薬 | 625,300 | 1,403.00 | 877,295,900 | |
| 4538 | 扶桑薬品工業 | 10,900 | 2,179.00 | 23,751,100 | |
| 4539 | 日本ケミファ | 2,200 | 1,871.00 | 4,116,200 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 4540 | ツムラ | 108,000 | 2,749.50 | 296,946,000 | |
| 4547 | キッセイ薬品工業 | 50,500 | 3,360.00 | 169,680,000 | |
| 4548 | 生化学工業 | 65,400 | 823.00 | 53,824,200 | 貸付有価証券<br>8,600株 |
| 4549 | 栄研化学 | 55,700 | 1,380.00 | 76,866,000 | |
| 4551 | 鳥居薬品 | 18,400 | 3,770.00 | 69,368,000 | |
| 4552 | ＪＣＲファーマ | 116,200 | 1,241.00 | 144,204,200 | 貸付有価証券<br>12,400株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 4553 | 東和薬品 | 52,700 | 2,803.00 | 147,718,100 | |
| 4554 | 富士製薬工業 | 25,300 | 1,208.00 | 30,562,400 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 4559 | ゼリア新薬工業 | 47,600 | 2,396.00 | 114,049,600 | |
| 4565 | そーせいグループ | 110,600 | 1,625.00 | 179,725,000 | |
| 4568 | 第一三共 | 2,989,800 | 4,119.00 | 12,314,986,200 | |
| 4569 | 杏林製薬 | 74,400 | 1,778.00 | 132,283,200 | 貸付有価証券<br>9,800株 |
| 4574 | 大幸薬品 | 68,300 | 344.00 | 23,495,200 | 貸付有価証券<br>5,100株 |
| 4577 | ダイト | 26,340 | 2,371.00 | 62,452,140 | |
| 4578 | 大塚ホールディングス | 713,800 | 5,349.00 | 3,818,116,200 | 貸付有価証券<br>141,700株 |
| 4581 | 大正製薬ホールディングス | 76,300 | 6,186.00 | 471,991,800 | |
| 4587 | ペプチドリーム | 166,400 | 1,670.00 | 277,888,000 | 貸付有価証券<br>22,500株 |
| 4886 | あすか製薬ホールディングス | 35,200 | 1,684.00 | 59,276,800 | |
| 4887 | サワイグループホールディングス | 78,500 | 4,328.00 | 339,748,000 | |
| 3315 | 日本コークス工業 | 309,500 | 117.00 | 36,211,500 | |
| 5011 | ニチレキ | 40,500 | 2,028.00 | 82,134,000 | 貸付有価証券<br>5,200株 |
| 5013 | ユシロ化学工業 | 17,800 | 1,563.00 | 27,821,400 | |
| 5015 | ビーピー・カストロール | 7,700 | 892.00 | 6,868,400 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 5017 | 富士石油 | 70,000 | 329.00 | 23,030,000 | |
| 5018 | ＭＯＲＥＳＣＯ | 7,100 | 1,194.00 | 8,477,400 | |
| 5019 | 出光興産 | 381,200 | 3,334.00 | 1,270,920,800 | |
| 5020 | ＥＮＥＯＳホールディングス | 5,821,400 | 582.60 | 3,391,547,640 | |
| 5021 | コスモエネルギーホールディングス | 135,700 | 5,628.00 | 763,719,600 | |
| 5101 | 横浜ゴム | 173,600 | 2,883.00 | 500,488,800 | 貸付有価証券<br>25,600株 |
| 5105 | ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ | 197,200 | 2,238.00 | 441,333,600 | 貸付有価証券<br>25,400株 |
| 5108 | ブリヂストン | 1,004,600 | 5,644.00 | 5,669,962,400 | 貸付有価証券<br>187,100株 |
| 5110 | 住友ゴム工業 | 336,600 | 1,561.00 | 525,432,600 | 貸付有価証券<br>39,800株 |
| 5121 | 藤倉コンポジット | 17,200 | 1,142.00 | 19,642,400 | |
| 5122 | オカモト | 18,500 | 4,700.00 | 86,950,000 | |
| 5185 | フコク | 18,000 | 1,475.00 | 26,550,000 | |
| 5186 | ニッタ | 34,900 | 3,415.00 | 119,183,500 | |
| 5191 | 住友理工 | 66,600 | 1,101.00 | 73,326,600 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 5192 | 三ツ星ベルト | 50,100 | 4,930.00 | 246,993,000 | 貸付有価証券<br>5,800株 |
| 5195 | バンドー化学 | 50,900 | 1,630.00 | 82,967,000 | 貸付有価証券<br>7,800株 |
| 3110 | 日東紡績 | 38,600 | 3,785.00 | 146,101,000 | 貸付有価証券<br>8,100株 |
| 5201 | ＡＧＣ | 320,100 | 5,177.00 | 1,657,157,700 | 貸付有価証券<br>62,600株 |
| 5202 | 日本板硝子 | 175,100 | 802.00 | 140,430,200 | |
| 5204 | 石塚硝子 | 3,400 | 2,593.00 | 8,816,200 | |
| 5210 | 日本山村硝子 | 7,400 | 1,838.00 | 13,601,200 | 貸付有価証券<br>1,900株 |
| 5214 | 日本電気硝子 | 140,100 | 2,608.00 | 365,380,800 | 貸付有価証券<br>17,800株 |
| 5218 | オハラ | 16,300 | 1,289.00 | 21,010,700 | 貸付有価証券<br>1,700株 |
| 5232 | 住友大阪セメント | 48,300 | 3,763.00 | 181,752,900 | |
| 5233 | 太平洋セメント | 218,500 | 2,706.00 | 591,261,000 | |
| 5262 | 日本ヒューム | 30,000 | 914.00 | 27,420,000 | |
| 5269 | 日本コンクリート工業 | 66,500 | 324.00 | 21,546,000 | 貸付有価証券<br>2,700株 |
| 5273 | 三谷セキサン | 14,400 | 5,010.00 | 72,144,000 | |
| 5288 | アジアパイルホールディングス | 53,600 | 675.00 | 36,180,000 | |
| 5301 | 東海カーボン | 316,600 | 1,157.00 | 366,306,200 | 貸付有価証券<br>38,500株 |
| 5302 | 日本カーボン | 18,200 | 4,440.00 | 80,808,000 | |
| 5310 | 東洋炭素 | 24,200 | 5,720.00 | 138,424,000 | 貸付有価証券<br>2,600株 |
| 5331 | ノリタケカンパニーリミテド | 17,100 | 6,380.00 | 109,098,000 | |
| 5332 | ＴＯＴＯ | 226,500 | 3,937.00 | 891,730,500 | 貸付有価証券<br>9,100株 |
| 5333 | 日本碍子 | 399,000 | 1,931.00 | 770,469,000 | |
| 5334 | 日本特殊陶業 | 261,300 | 3,464.00 | 905,143,200 | |
| 5337 | ダントーホールディングス | 14,000 | 961.00 | 13,454,000 | 貸付有価証券<br>4,800株 |
| 5344 | ＭＡＲＵＷＡ | 12,700 | 26,330.00 | 334,391,000 | 貸付有価証券<br>2,300株 |
| 5351 | 品川リフラクトリーズ | 9,700 | 8,020.00 | 77,794,000 | |
| 5352 | 黒崎播磨 | 7,000 | 10,090.00 | 70,630,000 | 貸付有価証券<br>900株 |
| 5357 | ヨータイ | 18,500 | 1,512.00 | 27,972,000 | 貸付有価証券<br>3,200株 |
| 5363 | 東京窯業 | 20,300 | 347.00 | 7,044,100 | 貸付有価証券<br>5,600株 |
| 5367 | ニッカトー | 8,900 | 623.00 | 5,544,700 | 貸付有価証券 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 2,000株 |
| 5384 | フジミインコーポレーテッド | 82,000 | 3,240.00 | 265,680,000 | |
| 5388 | クニミネ工業 | 6,400 | 1,047.00 | 6,700,800 | |
| 5391 | エーアンドエーマテリアル | 3,600 | 1,176.00 | 4,233,600 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 5393 | ニチアス | 86,800 | 3,030.00 | 263,004,000 | |
| 7943 | ニチハ | 43,000 | 3,095.00 | 133,085,000 | |
| 5401 | 日本製鉄 | 1,580,900 | 3,539.00 | 5,594,805,100 | |
| 5406 | 神戸製鋼所 | 710,100 | 2,027.50 | 1,439,727,750 | |
| 5408 | 中山製鋼所 | 72,600 | 967.00 | 70,204,200 | 貸付有価証券<br>6,100株 |
| 5410 | 合同製鐵 | 17,600 | 4,730.00 | 83,248,000 | |
| 5411 | ＪＦＥホールディングス | 943,500 | 2,240.00 | 2,113,440,000 | |
| 5423 | 東京製鐵 | 99,200 | 1,706.00 | 169,235,200 | |
| 5440 | 共英製鋼 | 40,200 | 2,066.00 | 83,053,200 | |
| 5444 | 大和工業 | 58,200 | 7,218.00 | 420,087,600 | |
| 5445 | 東京鐵鋼 | 16,800 | 3,665.00 | 61,572,000 | 貸付有価証券<br>1,800株 |
| 5449 | 大阪製鐵 | 16,200 | 1,760.00 | 28,512,000 | 貸付有価証券<br>2,400株 |
| 5451 | 淀川製鋼所 | 40,100 | 3,550.00 | 142,355,000 | |
| 5461 | 中部鋼鈑 | 29,000 | 2,183.00 | 63,307,000 | |
| 5463 | 丸一鋼管 | 107,500 | 3,722.00 | 400,115,000 | |
| 5464 | モリ工業 | 5,400 | 3,775.00 | 20,385,000 | |
| 5471 | 大同特殊鋼 | 44,500 | 6,182.00 | 275,099,000 | |
| 5476 | 日本高周波鋼業 | 7,600 | 530.00 | 4,028,000 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 5480 | 日本冶金工業 | 25,800 | 4,750.00 | 122,550,000 | |
| 5481 | 山陽特殊製鋼 | 34,900 | 2,858.00 | 99,744,200 | |
| 5482 | 愛知製鋼 | 20,400 | 4,185.00 | 85,374,000 | |
| 5491 | 日本金属 | 5,000 | 905.00 | 4,525,000 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 5541 | 大平洋金属 | 25,100 | 1,538.00 | 38,603,800 | 貸付有価証券<br>2,900株 |
| 5563 | 新日本電工 | 175,600 | 281.00 | 49,343,600 | |
| 5602 | 栗本鐵工所 | 16,800 | 2,818.00 | 47,342,400 | |
| 5603 | 虹技 | 2,700 | 1,589.00 | 4,290,300 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 5612 | 日本鋳鉄管 | 2,200 | 1,248.00 | 2,745,600 | 貸付有価証券<br>500株 |
| 5632 | 三菱製鋼 | 22,100 | 1,576.00 | 34,829,600 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 5658 | 日亜鋼業 | 23,100 | 311.00 | 7,184,100 | 貸付有価証券<br>6,400株 |
| 5659 | 日本精線 | 4,800 | 4,845.00 | 23,256,000 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 5698 | エンビプロ・ホールディングス | 14,100 | 601.00 | 8,474,100 | |
| 6319 | シンニッタン | 24,500 | 253.00 | 6,198,500 | 貸付有価証券<br>6,800株 |
| 7305 | 新家工業 | 4,400 | 2,950.00 | 12,980,000 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 5702 | 大紀アルミニウム工業所 | 50,200 | 1,441.00 | 72,338,200 | |
| 5703 | 日本軽金属ホールディングス | 95,200 | 1,605.00 | 152,796,000 | |
| 5706 | 三井金属鉱業 | 102,700 | 3,792.00 | 389,438,400 | 貸付有価証券<br>11,800株 |
| 5707 | 東邦亜鉛 | 20,900 | 1,689.00 | 35,300,100 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 5711 | 三菱マテリアル | 235,600 | 2,489.50 | 586,526,200 | |
| 5713 | 住友金属鉱山 | 409,400 | 4,457.00 | 1,824,695,800 | |
| 5714 | ＤＯＷＡホールディングス | 79,300 | 4,673.00 | 370,568,900 | 貸付有価証券<br>11,100株 |
| 5715 | 古河機械金属 | 51,800 | 1,823.00 | 94,431,400 | 貸付有価証券<br>7,800株 |
| 5721 | エス・サイエンス | 94,300 | 24.00 | 2,263,200 | 貸付有価証券<br>19,300株 |
| 5726 | 大阪チタニウムテクノロジーズ | 51,800 | 3,240.00 | 167,832,000 | |
| 5727 | 東邦チタニウム | 63,800 | 1,842.00 | 117,519,600 | 貸付有価証券<br>14,900株 |
| 5741 | ＵＡＣＪ | 49,500 | 3,055.00 | 151,222,500 | |
| 5757 | ＣＫサンエツ | 8,500 | 3,695.00 | 31,407,500 | |
| 5801 | 古河電気工業 | 117,600 | 2,549.50 | 299,821,200 | 貸付有価証券<br>13,600株 |
| 5802 | 住友電気工業 | 1,219,100 | 1,756.50 | 2,141,349,150 | |
| 5803 | フジクラ | 378,600 | 1,194.50 | 452,237,700 | |
| 5805 | ＳＷＣＣ | 39,400 | 1,995.00 | 78,603,000 | |
| 5809 | タツタ電線 | 71,800 | 702.00 | 50,403,600 | 貸付有価証券<br>8,700株 |
| 5819 | カナレ電気 | 3,100 | 1,426.00 | 4,420,600 | |
| 5821 | 平河ヒューテック | 20,300 | 1,464.00 | 29,719,200 | |
| 5851 | リョービ | 37,600 | 2,901.00 | 109,077,600 | 貸付有価証券<br>5,400株 |
| 5852 | アーレスティ | 26,000 | 818.00 | 21,268,000 | |
| 5857 | ＡＲＥホールディングス | 142,800 | 1,906.00 | 272,176,800 | 貸付有価証券<br>15,400株 |
| 3421 | 稲葉製作所 | 18,300 | 1,560.00 | 28,548,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3431 | 宮地エンジニアリンググループ | 9,700 | 6,160.00 | 59,752,000 | |
| 3433 | トーカロ | 94,000 | 1,425.00 | 133,950,000 | |
| 3434 | アルファＣｏ | 7,500 | 1,566.00 | 11,745,000 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 3436 | ＳＵＭＣＯ | 627,300 | 1,930.00 | 1,210,689,000 | 貸付有価証券<br>73,800株 |
| 3443 | 川田テクノロジーズ | 8,300 | 6,140.00 | 50,962,000 | |
| 3445 | ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ | 23,600 | 2,743.00 | 64,734,800 | 貸付有価証券<br>2,600株 |
| 3446 | ジェイテックコーポレーション | 2,700 | 2,566.00 | 6,928,200 | 貸付有価証券<br>500株 |
| 3447 | 信和 | 12,600 | 786.00 | 9,903,600 | |
| 5901 | 東洋製罐グループホールディングス | 210,600 | 2,567.50 | 540,715,500 | 貸付有価証券<br>22,200株 |
| 5902 | ホッカンホールディングス | 19,000 | 1,586.00 | 30,134,000 | |
| 5909 | コロナ | 19,700 | 918.00 | 18,084,600 | |
| 5911 | 横河ブリッジホールディングス | 44,200 | 2,791.00 | 123,362,200 | |
| 5915 | 駒井ハルテック | 3,300 | 1,858.00 | 6,131,400 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 5923 | 高田機工 | 1,800 | 3,135.00 | 5,643,000 | |
| 5929 | 三和ホールディングス | 325,200 | 2,269.00 | 737,878,800 | |
| 5930 | 文化シヤッター | 101,600 | 1,115.00 | 113,284,000 | 貸付有価証券<br>4,100株 |
| 5932 | 三協立山 | 40,400 | 910.00 | 36,764,000 | |
| 5933 | アルインコ | 26,900 | 1,082.00 | 29,105,800 | |
| 5936 | 東洋シヤッター | 4,700 | 632.00 | 2,970,400 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 5938 | ＬＩＸＩＬ | 514,400 | 1,833.50 | 943,152,400 | |
| 5942 | 日本フイルコン | 13,300 | 482.00 | 6,410,600 | |
| 5943 | ノーリツ | 58,500 | 1,589.00 | 92,956,500 | 貸付有価証券<br>8,700株 |
| 5946 | 長府製作所 | 35,100 | 2,089.00 | 73,323,900 | 貸付有価証券<br>4,500株 |
| 5947 | リンナイ | 192,000 | 2,821.00 | 541,632,000 | |
| 5951 | ダイニチ工業 | 10,100 | 736.00 | 7,433,600 | 貸付有価証券<br>2,400株 |
| 5957 | 日東精工 | 51,200 | 555.00 | 28,416,000 | |
| 5958 | 三洋工業 | 2,600 | 2,187.00 | 5,686,200 | |
| 5959 | 岡部 | 63,100 | 754.00 | 47,577,400 | |
| 5970 | ジーテクト | 39,400 | 1,820.00 | 71,708,000 | |
| 5975 | 東プレ | 62,200 | 1,764.00 | 109,720,800 | 貸付有価証券<br>7,500株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 5976 | 高周波熱錬 | 54,400 | 1,020.00 | 55,488,000 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 5981 | 東京製綱 | 20,800 | 1,328.00 | 27,622,400 | 貸付有価証券<br>6,800株 |
| 5985 | サンコール | 18,100 | 503.00 | 9,104,300 | 貸付有価証券<br>3,000株 |
| 5986 | モリテック　スチール | 16,500 | 315.00 | 5,197,500 | 貸付有価証券<br>3,400株 |
| 5988 | パイオラックス | 48,700 | 2,372.00 | 115,516,400 | |
| 5989 | エイチワン | 36,300 | 804.00 | 29,185,200 | |
| 5991 | 日本発條 | 312,300 | 1,126.50 | 351,805,950 | 貸付有価証券<br>46,800株 |
| 5992 | 中央発條 | 26,100 | 770.00 | 20,097,000 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 5998 | アドバネクス | 2,800 | 1,096.00 | 3,068,800 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 7989 | 立川ブラインド工業 | 15,900 | 1,446.00 | 22,991,400 | |
| 8155 | 三益半導体工業 | 27,300 | 2,783.00 | 75,975,900 | |
| 1909 | 日本ドライケミカル | 4,800 | 2,080.00 | 9,984,000 | |
| 5631 | 日本製鋼所 | 95,200 | 2,925.50 | 278,507,600 | |
| 6005 | 三浦工業 | 144,300 | 3,142.00 | 453,390,600 | |
| 6013 | タクマ | 106,200 | 1,621.00 | 172,150,200 | |
| 6101 | ツガミ | 76,800 | 1,175.00 | 90,240,000 | |
| 6103 | オークマ | 34,600 | 6,905.00 | 238,913,000 | |
| 6104 | 芝浦機械 | 34,500 | 4,240.00 | 146,280,000 | |
| 6113 | アマダ | 551,400 | 1,539.50 | 848,880,300 | |
| 6118 | アイダエンジニアリング | 71,100 | 993.00 | 70,602,300 | 貸付有価証券<br>11,800株 |
| 6121 | ＴＡＫＩＳＡＷＡ | 5,900 | 2,561.00 | 15,109,900 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 6134 | ＦＵＪＩ | 150,200 | 2,364.50 | 355,147,900 | |
| 6135 | 牧野フライス製作所 | 38,200 | 6,880.00 | 262,816,000 | |
| 6136 | オーエスジー | 152,300 | 1,825.50 | 278,023,650 | 貸付有価証券<br>20,200株 |
| 6138 | ダイジェット工業 | 2,200 | 936.00 | 2,059,200 | |
| 6140 | 旭ダイヤモンド工業 | 96,500 | 908.00 | 87,622,000 | |
| 6141 | DMG森精機 | 209,500 | 2,638.00 | 552,661,000 | 貸付有価証券<br>36,100株 |
| 6143 | ソディック | 84,100 | 723.00 | 60,804,300 | 貸付有価証券<br>3,400株 |
| 6146 | ディスコ | 166,400 | 27,215.00 | 4,528,576,000 | 貸付有価証券<br>18,000株 |
| 6151 | 日東工器 | 16,700 | 1,974.00 | 32,965,800 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 6157 | 日進工具 | 28,800 | 1,120.00 | 32,256,000 | 貸付有価証券<br>2,600株 |
| 6165 | パンチ工業 | 18,200 | 457.00 | 8,317,400 | 貸付有価証券<br>3,900株 |
| 6167 | 冨士ダイス | 10,400 | 650.00 | 6,760,000 | 貸付有価証券<br>1,900株 |
| 6203 | 豊和工業 | 10,900 | 799.00 | 8,709,100 | 貸付有価証券<br>3,400株 |
| 6208 | 石川製作所 | 5,500 | 1,278.00 | 7,029,000 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 6210 | 東洋機械金属 | 13,800 | 711.00 | 9,811,800 | 貸付有価証券<br>3,100株 |
| 6217 | 津田駒工業 | 3,600 | 423.00 | 1,522,800 | |
| 6218 | エンシュウ | 4,700 | 795.00 | 3,736,500 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 6222 | 島精機製作所 | 55,000 | 1,877.00 | 103,235,000 | 貸付有価証券<br>300株 |
| 6235 | オプトラン | 56,800 | 1,839.00 | 104,455,200 | 貸付有価証券<br>4,900株 |
| 6236 | ＮＣホールディングス | 4,500 | 1,697.00 | 7,636,500 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 6237 | イワキポンプ | 23,000 | 1,998.00 | 45,954,000 | |
| 6238 | フリュー | 36,200 | 1,679.00 | 60,779,800 | |
| 6240 | ヤマシンフィルタ | 82,400 | 345.00 | 28,428,000 | |
| 6247 | 日阪製作所 | 33,500 | 975.00 | 32,662,500 | |
| 6250 | やまびこ | 56,400 | 1,480.00 | 83,472,000 | |
| 6254 | 野村マイクロ・サイエンス | 11,700 | 6,100.00 | 71,370,000 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 6258 | 平田機工 | 16,500 | 7,840.00 | 129,360,000 | 貸付有価証券<br>2,100株 |
| 6262 | ＰＥＧＡＳＵＳ | 38,100 | 606.00 | 23,088,600 | |
| 6264 | マルマエ | 15,000 | 1,780.00 | 26,700,000 | 貸付有価証券<br>1,800株 |
| 6266 | タツモ | 20,900 | 3,305.00 | 69,074,500 | 貸付有価証券<br>2,800株 |
| 6268 | ナブテスコ | 216,900 | 2,812.50 | 610,031,250 | 貸付有価証券<br>25,800株 |
| 6269 | 三井海洋開発 | 43,700 | 1,847.00 | 80,713,900 | |
| 6272 | レオン自動機 | 36,300 | 1,346.00 | 48,859,800 | |
| 6273 | ＳＭＣ | 112,100 | 68,500.00 | 7,678,850,000 | |
| 6277 | ホソカワミクロン | 22,100 | 4,145.00 | 91,604,500 | |
| 6278 | ユニオンツール | 15,200 | 3,810.00 | 57,912,000 | |
| 6279 | 瑞光 | 24,900 | 1,316.00 | 32,768,400 | |
| 6282 | オイレス工業 | 48,300 | 2,064.00 | 99,691,200 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 6284 | 日精エー・エス・ビー機械 | 13,700 | 4,370.00 | 59,869,000 | |
| 6287 | サトーホールディングス | 49,200 | 2,061.00 | 101,401,200 | |
| 6289 | 技研製作所 | 32,500 | 2,056.00 | 66,820,000 | |
| 6291 | 日本エアーテック | 16,100 | 1,287.00 | 20,720,700 | |
| 6292 | カワタ | 6,300 | 1,099.00 | 6,923,700 | |
| 6293 | 日精樹脂工業 | 25,700 | 1,056.00 | 27,139,200 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 6294 | オカダアイヨン | 6,700 | 2,129.00 | 14,264,300 | 貸付有価証券<br>400株 |
| 6298 | ワイエイシイホールディングス | 9,700 | 2,864.00 | 27,780,800 | 貸付有価証券<br>1,900株 |
| 6301 | 小松製作所 | 1,619,400 | 4,330.00 | 7,012,002,000 | |
| 6302 | 住友重機械工業 | 204,500 | 3,719.00 | 760,535,500 | 貸付有価証券<br>25,300株 |
| 6305 | 日立建機 | 137,600 | 4,707.00 | 647,683,200 | |
| 6306 | 日工 | 51,200 | 678.00 | 34,713,600 | |
| 6309 | 巴工業 | 13,500 | 3,075.00 | 41,512,500 | |
| 6310 | 井関農機 | 32,400 | 1,188.00 | 38,491,200 | |
| 6315 | ＴＯＷＡ | 35,200 | 3,935.00 | 138,512,000 | 貸付有価証券<br>1,500株 |
| 6316 | 丸山製作所 | 3,300 | 2,237.00 | 7,382,100 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 6317 | 北川鉄工所 | 13,600 | 1,452.00 | 19,747,200 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 6323 | ローツェ | 18,100 | 11,270.00 | 203,987,000 | 貸付有価証券<br>1,900株 |
| 6325 | タカキタ | 6,200 | 491.00 | 3,044,200 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 6326 | クボタ | 1,813,600 | 2,344.50 | 4,251,985,200 | 貸付有価証券<br>224,600株 |
| 6328 | 荏原実業 | 18,200 | 2,953.00 | 53,744,600 | |
| 6331 | 三菱化工機 | 11,100 | 2,771.00 | 30,758,100 | |
| 6332 | 月島ホールディングス | 46,700 | 1,403.00 | 65,520,100 | 貸付有価証券<br>5,900株 |
| 6333 | 帝国電機製作所 | 24,300 | 2,662.00 | 64,686,600 | |
| 6335 | 東京機械製作所 | 5,200 | 398.00 | 2,069,600 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 6339 | 新東工業 | 69,800 | 1,110.00 | 77,478,000 | |
| 6340 | 澁谷工業 | 32,400 | 2,581.00 | 83,624,400 | |
| 6345 | アイチ　コーポレーション | 48,100 | 950.00 | 45,695,000 | |
| 6349 | 小森コーポレーション | 80,100 | 1,106.00 | 88,590,600 | 貸付有価証券<br>2,700株 |
| 6351 | 鶴見製作所 | 26,400 | 3,080.00 | 81,312,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 6356 | 日本ギア工業 | 7,400 | 402.00 | 2,974,800 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 6358 | 酒井重工業 | 3,700 | 5,290.00 | 19,573,000 | |
| 6361 | 荏原製作所 | 141,800 | 7,217.00 | 1,023,370,600 | 貸付有価証券<br>25,300株 |
| 6362 | 石井鐵工所 | 2,500 | 3,020.00 | 7,550,000 | |
| 6363 | 酉島製作所 | 29,700 | 1,994.00 | 59,221,800 | |
| 6364 | 北越工業 | 34,700 | 2,150.00 | 74,605,000 | |
| 6367 | ダイキン工業 | 412,600 | 24,885.00 | 10,267,551,000 | |
| 6368 | オルガノ | 47,500 | 3,855.00 | 183,112,500 | |
| 6369 | トーヨーカネツ | 13,100 | 3,440.00 | 45,064,000 | |
| 6370 | 栗田工業 | 193,300 | 5,506.00 | 1,064,309,800 | |
| 6371 | 椿本チエイン | 49,000 | 3,930.00 | 192,570,000 | |
| 6373 | 大同工業 | 8,700 | 738.00 | 6,420,600 | |
| 6378 | 木村化工機 | 26,400 | 760.00 | 20,064,000 | 貸付有価証券<br>3,600株 |
| 6381 | アネスト岩田 | 58,800 | 1,203.00 | 70,736,400 | 貸付有価証券<br>6,900株 |
| 6383 | ダイフク | 534,600 | 2,654.00 | 1,418,828,400 | 貸付有価証券<br>15,500株 |
| 6387 | サムコ | 9,300 | 4,985.00 | 46,360,500 | |
| 6390 | 加藤製作所 | 10,200 | 1,290.00 | 13,158,000 | 貸付有価証券<br>2,400株 |
| 6393 | 油研工業 | 3,300 | 2,265.00 | 7,474,500 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 6395 | タダノ | 198,900 | 1,301.00 | 258,768,900 | 貸付有価証券<br>21,300株 |
| 6406 | フジテック | 121,200 | 3,600.00 | 436,320,000 | 貸付有価証券<br>16,100株 |
| 6407 | ＣＫＤ | 95,600 | 2,100.00 | 200,760,000 | |
| 6412 | 平和 | 114,900 | 2,232.00 | 256,456,800 | |
| 6413 | 理想科学工業 | 27,600 | 2,322.00 | 64,087,200 | |
| 6417 | ＳＡＮＫＹＯ | 67,900 | 6,381.00 | 433,269,900 | |
| 6418 | 日本金銭機械 | 38,000 | 1,008.00 | 38,304,000 | 貸付有価証券<br>4,900株 |
| 6419 | マースグループホールディングス | 20,400 | 2,863.00 | 58,405,200 | 貸付有価証券<br>2,800株 |
| 6420 | フクシマガリレイ | 25,400 | 5,130.00 | 130,302,000 | 貸付有価証券<br>2,700株 |
| 6428 | オーイズミ | 7,500 | 418.00 | 3,135,000 | 貸付有価証券<br>1,900株 |
| 6430 | ダイコク電機 | 18,900 | 5,620.00 | 106,218,000 | 貸付有価証券<br>3,000株 |
| 6432 | 竹内製作所 | 62,700 | 4,945.00 | 310,051,500 | 貸付有価証券 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 8,900株 |
| 6436 | アマノ | 98,100 | 3,260.00 | 319,806,000 | |
| 6440 | ＪＵＫＩ | 53,500 | 624.00 | 33,384,000 | 貸付有価証券<br>3,800株 |
| 6444 | サンデン | 29,800 | 191.00 | 5,691,800 | 貸付有価証券<br>9,500株 |
| 6445 | ジャノメ | 35,000 | 692.00 | 24,220,000 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 6454 | マックス | 42,600 | 2,692.00 | 114,679,200 | 貸付有価証券<br>6,800株 |
| 6457 | グローリー | 83,000 | 3,107.00 | 257,881,000 | |
| 6458 | 新晃工業 | 34,800 | 2,067.00 | 71,931,600 | |
| 6459 | 大和冷機工業 | 52,900 | 1,439.00 | 76,123,100 | 貸付有価証券<br>6,400株 |
| 6460 | セガサミーホールディングス | 277,800 | 2,810.00 | 780,618,000 | |
| 6461 | 日本ピストンリング | 7,500 | 1,686.00 | 12,645,000 | |
| 6462 | リケン | 13,600 | 3,320.00 | 45,152,000 | |
| 6463 | ＴＰＲ | 39,500 | 1,859.00 | 73,430,500 | |
| 6464 | ツバキ・ナカシマ | 69,200 | 807.00 | 55,844,400 | 貸付有価証券<br>9,000株 |
| 6465 | ホシザキ | 203,900 | 5,703.00 | 1,162,841,700 | 貸付有価証券<br>26,000株 |
| 6470 | 大豊工業 | 29,900 | 874.00 | 26,132,600 | 貸付有価証券<br>3,600株 |
| 6471 | 日本精工 | 634,900 | 847.20 | 537,887,280 | |
| 6472 | ＮＴＮ | 681,400 | 284.80 | 194,062,720 | |
| 6473 | ジェイテクト | 307,500 | 1,397.00 | 429,577,500 | |
| 6474 | 不二越 | 25,500 | 4,080.00 | 104,040,000 | 貸付有価証券<br>2,900株 |
| 6480 | 日本トムソン | 84,600 | 566.00 | 47,883,600 | |
| 6481 | ＴＨＫ | 199,400 | 2,658.00 | 530,005,200 | 貸付有価証券<br>25,800株 |
| 6482 | ユーシン精機 | 27,400 | 697.00 | 19,097,800 | |
| 6485 | 前澤給装工業 | 24,300 | 1,230.00 | 29,889,000 | |
| 6486 | イーグル工業 | 38,200 | 1,740.00 | 66,468,000 | |
| 6489 | 前澤工業 | 12,700 | 1,041.00 | 13,220,700 | |
| 6490 | 日本ピラー工業 | 32,000 | 4,105.00 | 131,360,000 | 貸付有価証券<br>2,100株 |
| 6498 | キッツ | 115,700 | 1,031.00 | 119,286,700 | 貸付有価証券<br>18,000株 |
| 6586 | マキタ | 430,000 | 3,833.00 | 1,648,190,000 | |
| 7003 | 三井Ｅ＆Ｓ | 167,000 | 623.00 | 104,041,000 | 貸付有価証券<br>16,000株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 7004 | 日立造船 | 283,200 | 860.00 | 243,552,000 | 貸付有価証券<br>46,400株 |
| 7011 | 三菱重工業 | 604,400 | 8,781.00 | 5,307,236,400 | |
| 7013 | ＩＨＩ | 217,700 | 3,783.00 | 823,559,100 | |
| 7022 | サノヤスホールディングス | 24,300 | 144.00 | 3,499,200 | |
| 7718 | スター精密 | 65,200 | 1,869.00 | 121,858,800 | |
| 3105 | 日清紡ホールディングス | 259,800 | 1,082.00 | 281,103,600 | 貸付有価証券<br>29,500株 |
| 4062 | イビデン | 198,300 | 8,420.00 | 1,669,686,000 | 貸付有価証券<br>3,900株 |
| 4902 | コニカミノルタ | 771,900 | 465.90 | 359,628,210 | 貸付有価証券<br>96,700株 |
| 6448 | ブラザー工業 | 461,800 | 2,429.00 | 1,121,712,200 | |
| 6479 | ミネベアミツミ | 601,200 | 2,342.50 | 1,408,311,000 | |
| 6501 | 日立製作所 | 1,680,600 | 10,015.00 | 16,831,209,000 | |
| 6502 | 東芝 | 665,100 | 4,604.00 | 3,062,120,400 | 貸付有価証券<br>93,800株 |
| 6503 | 三菱電機 | 3,571,900 | 1,889.50 | 6,749,105,050 | |
| 6504 | 富士電機 | 210,200 | 6,816.00 | 1,432,723,200 | |
| 6505 | 東洋電機製造 | 7,100 | 1,003.00 | 7,121,300 | 貸付有価証券<br>1,700株 |
| 6506 | 安川電機 | 409,500 | 5,708.00 | 2,337,426,000 | 貸付有価証券<br>73,400株 |
| 6507 | シンフォニアテクノロジー | 38,100 | 1,592.00 | 60,655,200 | |
| 6508 | 明電舎 | 52,400 | 2,219.00 | 116,275,600 | |
| 6513 | オリジン | 4,900 | 1,267.00 | 6,208,300 | 貸付有価証券<br>1,200株 |
| 6516 | 山洋電気 | 14,900 | 6,960.00 | 103,704,000 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 6517 | デンヨー | 26,300 | 2,105.00 | 55,361,500 | |
| 6523 | ＰＨＣホールディングス | 48,300 | 1,509.00 | 72,884,700 | 貸付有価証券<br>6,000株 |
| 6526 | ソシオネクスト | 49,700 | 15,490.00 | 769,853,000 | |
| 6588 | 東芝テック | 51,600 | 3,430.00 | 176,988,000 | |
| 6590 | 芝浦メカトロニクス | 6,000 | 21,870.00 | 131,220,000 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 6592 | マブチモーター | 85,800 | 4,485.00 | 384,813,000 | 貸付有価証券<br>10,700株 |
| 6594 | ニデック | 840,900 | 7,340.00 | 6,172,206,000 | 貸付有価証券<br>106,600株 |
| 6615 | ユー・エム・シー・エレクトロニクス | 25,300 | 488.00 | 12,346,400 | 貸付有価証券<br>2,500株 |
| 6616 | トレックス・セミコンダクター | 16,300 | 2,284.00 | 37,229,200 | 貸付有価証券<br>2,500株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 6617 | 東光高岳 | 20,800 | 2,167.00 | 45,073,600 | |
| 6619 | ダブル・スコープ | 98,900 | 1,119.00 | 110,669,100 | 貸付有価証券<br>6,000株 |
| 6622 | ダイヘン | 31,200 | 5,270.00 | 164,424,000 | |
| 6630 | ヤーマン | 59,700 | 1,049.00 | 62,625,300 | 貸付有価証券<br>6,400株 |
| 6632 | ＪＶＣケンウッド | 314,800 | 667.00 | 209,971,600 | 貸付有価証券<br>35,900株 |
| 6638 | ミマキエンジニアリング | 32,800 | 755.00 | 24,764,000 | |
| 6640 | Ｉ－ＰＥＸ | 24,000 | 1,650.00 | 39,600,000 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 6644 | 大崎電気工業 | 82,000 | 651.00 | 53,382,000 | |
| 6645 | オムロン | 316,700 | 6,813.00 | 2,157,677,100 | |
| 6651 | 日東工業 | 46,600 | 3,825.00 | 178,245,000 | 貸付有価証券<br>2,300株 |
| 6652 | ＩＤＥＣ | 51,000 | 3,120.00 | 159,120,000 | 貸付有価証券<br>1,900株 |
| 6653 | 正興電機製作所 | 7,500 | 1,119.00 | 8,392,500 | 貸付有価証券<br>1,100株 |
| 6654 | 不二電機工業 | 4,000 | 1,121.00 | 4,484,000 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 6674 | ジーエス・ユアサ　コーポレーション | 113,500 | 2,677.50 | 303,896,250 | |
| 6675 | サクサホールディングス | 4,600 | 2,564.00 | 11,794,400 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 6676 | メルコホールディングス | 8,700 | 3,140.00 | 27,318,000 | |
| 6678 | テクノメディカ | 8,400 | 2,114.00 | 17,757,600 | |
| 6699 | ダイヤモンドエレクトリックホールディング | 11,700 | 834.00 | 9,757,800 | |
| 6701 | 日本電気 | 488,800 | 8,090.00 | 3,954,392,000 | |
| 6702 | 富士通 | 344,400 | 18,330.00 | 6,312,852,000 | |
| 6703 | 沖電気工業 | 156,200 | 1,063.00 | 166,040,600 | 貸付有価証券<br>4,200株 |
| 6704 | 岩崎通信機 | 8,700 | 812.00 | 7,064,400 | |
| 6706 | 電気興業 | 13,900 | 2,496.00 | 34,694,400 | |
| 6707 | サンケン電気 | 32,100 | 9,800.00 | 314,580,000 | |
| 6715 | ナカヨ | 3,500 | 1,268.00 | 4,438,000 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 6718 | アイホン | 21,000 | 2,919.00 | 61,299,000 | |
| 6723 | ルネサスエレクトロニクス | 2,255,500 | 2,329.50 | 5,254,187,250 | 貸付有価証券<br>210,900株 |
| 6724 | セイコーエプソン | 443,400 | 2,255.50 | 1,000,088,700 | 貸付有価証券<br>54,900株 |
| 6727 | ワコム | 262,800 | 614.00 | 161,359,200 | 貸付有価証券<br>29,900株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 6728 | アルバック | 82,100 | 5,616.00 | 461,073,600 | 貸付有価証券<br>8,800株 |
| 6730 | アクセル | 8,600 | 1,807.00 | 15,540,200 | 貸付有価証券<br>1,800株 |
| 6737 | ＥＩＺＯ | 25,300 | 5,130.00 | 129,789,000 | |
| 6740 | ジャパンディスプレイ | 1,326,800 | 40.00 | 53,072,000 | 貸付有価証券<br>126,800株 |
| 6741 | 日本信号 | 78,700 | 961.00 | 75,630,700 | |
| 6742 | 京三製作所 | 72,400 | 458.00 | 33,159,200 | 貸付有価証券<br>10,300株 |
| 6744 | 能美防災 | 46,700 | 1,822.00 | 85,087,400 | 貸付有価証券<br>100株 |
| 6745 | ホーチキ | 25,800 | 1,642.00 | 42,363,600 | 貸付有価証券<br>3,200株 |
| 6748 | 星和電機 | 7,900 | 485.00 | 3,831,500 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 6750 | エレコム | 82,600 | 1,791.00 | 147,936,600 | |
| 6752 | パナソニック　ホールディングス | 4,082,100 | 1,661.50 | 6,782,409,150 | |
| 6753 | シャープ | 416,100 | 923.20 | 384,143,520 | 貸付有価証券<br>50,900株 |
| 6754 | アンリツ | 243,400 | 1,087.00 | 264,575,800 | |
| 6755 | 富士通ゼネラル | 97,900 | 2,826.00 | 276,665,400 | |
| 6758 | ソニーグループ | 2,420,600 | 12,465.00 | 30,172,779,000 | 貸付有価証券<br>167,600株 |
| 6762 | ＴＤＫ | 547,200 | 5,270.00 | 2,883,744,000 | |
| 6763 | 帝国通信工業 | 15,600 | 1,951.00 | 30,435,600 | 貸付有価証券<br>400株 |
| 6768 | タムラ製作所 | 148,300 | 579.00 | 85,865,700 | 貸付有価証券<br>8,600株 |
| 6770 | アルプスアルパイン | 308,700 | 1,214.00 | 374,761,800 | |
| 6771 | 池上通信機 | 6,300 | 737.00 | 4,643,100 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 6779 | 日本電波工業 | 41,400 | 1,470.00 | 60,858,000 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 6785 | 鈴木 | 18,400 | 1,093.00 | 20,111,200 | |
| 6787 | メイコー | 37,700 | 3,495.00 | 131,761,500 | |
| 6788 | 日本トリム | 7,800 | 3,005.00 | 23,439,000 | |
| 6789 | ローランド　ディー．ジー． | 18,900 | 3,485.00 | 65,866,500 | |
| 6794 | フォスター電機 | 32,000 | 928.00 | 29,696,000 | |
| 6798 | ＳＭＫ | 8,300 | 2,572.00 | 21,347,600 | 貸付有価証券<br>400株 |
| 6800 | ヨコオ | 27,500 | 1,647.00 | 45,292,500 | |
| 6803 | ティアック | 32,800 | 116.00 | 3,804,800 | 貸付有価証券<br>3,200株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 6804 | ホシデン | 80,600 | 1,872.00 | 150,883,200 | 貸付有価証券<br>3,900株 |
| 6806 | ヒロセ電機 | 55,700 | 17,075.00 | 951,077,500 | |
| 6807 | 日本航空電子工業 | 70,900 | 3,055.00 | 216,599,500 | |
| 6809 | ＴＯＡ | 39,300 | 1,115.00 | 43,819,500 | |
| 6810 | マクセル | 70,000 | 1,601.00 | 112,070,000 | |
| 6814 | 古野電気 | 44,900 | 1,325.00 | 59,492,500 | |
| 6817 | スミダコーポレーション | 46,300 | 1,560.00 | 72,228,000 | |
| 6820 | アイコム | 13,300 | 3,455.00 | 45,951,500 | |
| 6823 | リオン | 14,200 | 2,360.00 | 33,512,000 | |
| 6841 | 横河電機 | 378,100 | 2,942.50 | 1,112,559,250 | |
| 6844 | 新電元工業 | 13,200 | 3,160.00 | 41,712,000 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 6845 | アズビル | 239,100 | 4,856.00 | 1,161,069,600 | |
| 6848 | 東亜ディーケーケー | 10,300 | 878.00 | 9,043,400 | 貸付有価証券<br>100株 |
| 6849 | 日本光電工業 | 158,100 | 3,860.00 | 610,266,000 | |
| 6850 | チノー | 14,200 | 2,040.00 | 28,968,000 | 貸付有価証券<br>1,500株 |
| 6853 | 共和電業 | 18,700 | 356.00 | 6,657,200 | 貸付有価証券<br>4,600株 |
| 6855 | 日本電子材料 | 22,600 | 1,526.00 | 34,487,600 | |
| 6856 | 堀場製作所 | 65,300 | 7,673.00 | 501,046,900 | 貸付有価証券<br>8,800株 |
| 6857 | アドバンテスト | 269,600 | 16,910.00 | 4,558,936,000 | 貸付有価証券<br>3,300株 |
| 6858 | 小野測器 | 7,300 | 462.00 | 3,372,600 | |
| 6859 | エスペック | 27,400 | 2,461.00 | 67,431,400 | |
| 6861 | キーエンス | 342,300 | 57,490.00 | 19,678,827,000 | |
| 6866 | 日置電機 | 16,200 | 7,450.00 | 120,690,000 | 貸付有価証券<br>3,000株 |
| 6869 | シスメックス | 295,200 | 7,623.00 | 2,250,309,600 | |
| 6871 | 日本マイクロニクス | 61,500 | 2,183.00 | 134,254,500 | |
| 6875 | メガチップス | 28,100 | 4,140.00 | 116,334,000 | 貸付有価証券<br>300株 |
| 6877 | ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ | 18,700 | 4,120.00 | 77,044,000 | 貸付有価証券<br>400株 |
| 6901 | 澤藤電機 | 2,600 | 1,272.00 | 3,307,200 | 貸付有価証券<br>500株 |
| 6904 | 原田工業 | 9,700 | 831.00 | 8,060,700 | 貸付有価証券<br>2,100株 |
| 6905 | コーセル | 41,100 | 1,290.00 | 53,019,000 | 貸付有価証券<br>200株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 6908 | イリソ電子工業 | 31,500 | 4,300.00 | 135,450,000 | |
| 6914 | オプテックスグループ | 62,800 | 1,698.00 | 106,634,400 | |
| 6915 | 千代田インテグレ | 13,400 | 2,894.00 | 38,779,600 | |
| 6920 | レーザーテック | 156,800 | 21,310.00 | 3,341,408,000 | 貸付有価証券<br>24,300株 |
| 6923 | スタンレー電気 | 241,000 | 2,439.50 | 587,919,500 | |
| 6925 | ウシオ電機 | 173,800 | 1,876.00 | 326,048,800 | 貸付有価証券<br>25,700株 |
| 6926 | 岡谷電機産業 | 15,300 | 322.00 | 4,926,600 | 貸付有価証券<br>3,500株 |
| 6927 | ヘリオス　テクノ　ホールディング | 18,300 | 428.00 | 7,832,400 | 貸付有価証券<br>6,500株 |
| 6928 | エノモト | 5,600 | 1,733.00 | 9,704,800 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 6929 | 日本セラミック | 27,900 | 2,569.00 | 71,675,100 | |
| 6932 | 遠藤照明 | 9,900 | 1,289.00 | 12,761,100 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 6937 | 古河電池 | 25,200 | 972.00 | 24,494,400 | 貸付有価証券<br>4,200株 |
| 6938 | 双信電機 | 8,900 | 348.00 | 3,097,200 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 6941 | 山一電機 | 27,900 | 1,767.00 | 49,299,300 | |
| 6947 | 図研 | 29,800 | 4,330.00 | 129,034,000 | |
| 6951 | 日本電子 | 85,700 | 4,581.00 | 392,591,700 | |
| 6952 | カシオ計算機 | 254,900 | 1,241.00 | 316,330,900 | |
| 6954 | ファナック | 1,668,600 | 4,053.00 | 6,762,835,800 | |
| 6958 | 日本シイエムケイ | 72,700 | 652.00 | 47,400,400 | |
| 6961 | エンプラス | 10,000 | 11,300.00 | 113,000,000 | 貸付有価証券<br>400株 |
| 6962 | 大真空 | 41,700 | 797.00 | 33,234,900 | 貸付有価証券<br>6,400株 |
| 6963 | ローム | 158,200 | 11,590.00 | 1,833,538,000 | 貸付有価証券<br>6,400株 |
| 6965 | 浜松ホトニクス | 274,600 | 6,601.00 | 1,812,634,600 | |
| 6966 | 三井ハイテック | 35,400 | 9,430.00 | 333,822,000 | 貸付有価証券<br>8,100株 |
| 6967 | 新光電気工業 | 121,100 | 5,880.00 | 712,068,000 | |
| 6971 | 京セラ | 531,500 | 7,396.00 | 3,930,974,000 | |
| 6976 | 太陽誘電 | 166,600 | 4,229.00 | 704,551,400 | 貸付有価証券<br>19,600株 |
| 6981 | 村田製作所 | 1,037,800 | 8,147.00 | 8,454,956,600 | 貸付有価証券<br>107,500株 |
| 6986 | 双葉電子工業 | 65,100 | 553.00 | 36,000,300 | 貸付有価証券<br>7,000株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 6989 | 北陸電気工業 | 8,000 | 1,493.00 | 11,944,000 | |
| 6996 | ニチコン | 69,900 | 1,365.00 | 95,413,500 | 貸付有価証券<br>2,800株 |
| 6997 | 日本ケミコン | 33,800 | 1,370.00 | 46,306,000 | 貸付有価証券<br>3,300株 |
| 6999 | ＫＯＡ | 51,800 | 1,818.00 | 94,172,400 | |
| 7244 | 市光工業 | 61,600 | 562.00 | 34,619,200 | |
| 7276 | 小糸製作所 | 411,500 | 2,359.50 | 970,934,250 | 貸付有価証券<br>53,000株 |
| 7280 | ミツバ | 64,200 | 770.00 | 49,434,000 | |
| 7735 | ＳＣＲＥＥＮホールディングス | 58,500 | 14,030.00 | 820,755,000 | 貸付有価証券<br>2,400株 |
| 7739 | キヤノン電子 | 37,800 | 1,847.00 | 69,816,600 | 貸付有価証券<br>4,600株 |
| 7751 | キヤノン | 1,706,700 | 3,579.00 | 6,108,279,300 | 貸付有価証券<br>238,300株 |
| 7752 | リコー | 858,000 | 1,226.50 | 1,052,337,000 | |
| 7965 | 象印マホービン | 92,900 | 1,830.00 | 170,007,000 | 貸付有価証券<br>13,000株 |
| 7999 | ＭＵＴＯＨホールディングス | 2,700 | 2,010.00 | 5,427,000 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 8035 | 東京エレクトロン | 724,200 | 20,490.00 | 14,838,858,000 | |
| 9880 | イノテック | 22,800 | 1,591.00 | 36,274,800 | |
| 3116 | トヨタ紡織 | 144,100 | 2,762.00 | 398,004,200 | 貸付有価証券<br>5,800株 |
| 3526 | 芦森工業 | 4,100 | 2,123.00 | 8,704,300 | 貸付有価証券<br>900株 |
| 5949 | ユニプレス | 61,400 | 1,192.00 | 73,188,800 | 貸付有価証券<br>8,600株 |
| 6201 | 豊田自動織機 | 250,200 | 10,560.00 | 2,642,112,000 | |
| 6455 | モリタホールディングス | 60,000 | 1,631.00 | 97,860,000 | 貸付有価証券<br>7,800株 |
| 6584 | 三櫻工業 | 52,200 | 983.00 | 51,312,600 | |
| 6902 | デンソー | 705,800 | 10,075.00 | 7,110,935,000 | |
| 6995 | 東海理化電機製作所 | 96,500 | 2,348.00 | 226,582,000 | 貸付有価証券<br>11,700株 |
| 7012 | 川崎重工業 | 257,900 | 4,038.00 | 1,041,400,200 | |
| 7014 | 名村造船所 | 58,600 | 1,012.00 | 59,303,200 | 貸付有価証券<br>2,400株 |
| 7102 | 日本車輌製造 | 13,100 | 2,084.00 | 27,300,400 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 7105 | 三菱ロジスネクスト | 54,600 | 1,303.00 | 71,143,800 | 貸付有価証券<br>5,900株 |
| 7122 | 近畿車輌 | 3,100 | 2,053.00 | 6,364,300 | 貸付有価証券<br>700株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 7201 | 日産自動車 | 4,860,900 | 629.30 | 3,058,964,370 | 貸付有価証券<br>803,800株 |
| 7202 | いすゞ自動車 | 994,800 | 1,869.50 | 1,859,778,600 | 貸付有価証券<br>128,800株 |
| 7203 | トヨタ自動車 | 18,789,500 | 2,595.00 | 48,758,752,500 | |
| 7205 | 日野自動車 | 441,200 | 568.00 | 250,601,600 | 貸付有価証券<br>55,300株 |
| 7211 | 三菱自動車工業 | 1,334,900 | 575.70 | 768,501,930 | |
| 7212 | エフテック | 13,700 | 832.00 | 11,398,400 | 貸付有価証券<br>3,100株 |
| 7213 | レシップホールディングス | 8,500 | 548.00 | 4,658,000 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 7214 | ＧＭＢ | 3,900 | 2,003.00 | 7,811,700 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 7215 | ファルテック | 3,500 | 583.00 | 2,040,500 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 7220 | 武蔵精密工業 | 83,600 | 1,677.00 | 140,197,200 | |
| 7222 | 日産車体 | 60,400 | 903.00 | 54,541,200 | 貸付有価証券<br>12,500株 |
| 7224 | 新明和工業 | 107,500 | 1,420.00 | 152,650,000 | |
| 7226 | 極東開発工業 | 56,500 | 1,882.00 | 106,333,000 | |
| 7231 | トピー工業 | 27,700 | 2,440.00 | 67,588,000 | 貸付有価証券<br>3,600株 |
| 7236 | ティラド | 8,600 | 2,188.00 | 18,816,800 | |
| 7238 | 曙ブレーキ工業 | 208,800 | 137.00 | 28,605,600 | |
| 7239 | タチエス | 54,100 | 1,797.00 | 97,217,700 | |
| 7240 | ＮＯＫ | 132,900 | 2,051.50 | 272,644,350 | 貸付有価証券<br>5,700株 |
| 7241 | フタバ産業 | 91,700 | 734.00 | 67,307,800 | |
| 7242 | ＫＹＢ | 32,900 | 4,850.00 | 159,565,000 | |
| 7245 | 大同メタル工業 | 66,900 | 548.00 | 36,661,200 | |
| 7246 | プレス工業 | 152,900 | 690.00 | 105,501,000 | |
| 7247 | ミクニ | 24,900 | 486.00 | 12,101,400 | |
| 7250 | 太平洋工業 | 78,500 | 1,472.00 | 115,552,000 | 貸付有価証券<br>8,300株 |
| 7256 | 河西工業 | 26,300 | 291.00 | 7,653,300 | |
| 7259 | アイシン | 264,000 | 4,901.00 | 1,293,864,000 | 貸付有価証券<br>18,500株 |
| 7261 | マツダ | 1,131,900 | 1,633.00 | 1,848,392,700 | |
| 7266 | 今仙電機製作所 | 14,000 | 656.00 | 9,184,000 | 貸付有価証券<br>4,100株 |
| 7267 | 本田技研工業 | 2,781,600 | 4,953.00 | 13,777,264,800 | |
| 7269 | スズキ | 628,500 | 5,880.00 | 3,695,580,000 | 貸付有価証券 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 25,100株 |
| 7270 | ＳＵＢＡＲＵ | 1,082,700 | 2,861.00 | 3,097,604,700 | |
| 7271 | 安永 | 8,600 | 818.00 | 7,034,800 | 貸付有価証券<br>2,100株 |
| 7272 | ヤマハ発動機 | 493,000 | 3,825.00 | 1,885,725,000 | 貸付有価証券<br>57,700株 |
| 7277 | ＴＢＫ | 21,600 | 445.00 | 9,612,000 | 貸付有価証券<br>5,200株 |
| 7278 | エクセディ | 56,000 | 2,707.00 | 151,592,000 | |
| 7282 | 豊田合成 | 99,900 | 3,198.00 | 319,480,200 | |
| 7283 | 愛三工業 | 56,600 | 1,320.00 | 74,712,000 | |
| 7284 | 盟和産業 | 3,100 | 1,030.00 | 3,193,000 | |
| 7291 | 日本プラスト | 15,500 | 497.00 | 7,703,500 | |
| 7294 | ヨロズ | 32,100 | 940.00 | 30,174,000 | |
| 7296 | エフ・シー・シー | 60,600 | 1,952.00 | 118,291,200 | |
| 7309 | シマノ | 138,900 | 21,195.00 | 2,943,985,500 | 貸付有価証券<br>16,600株 |
| 7313 | テイ・エス　テック | 156,600 | 1,719.00 | 269,195,400 | 貸付有価証券<br>20,600株 |
| 7408 | ジャムコ | 12,500 | 1,666.00 | 20,825,000 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 4543 | テルモ | 1,052,400 | 4,284.00 | 4,508,481,600 | 貸付有価証券<br>125,300株 |
| 5187 | クリエートメディック | 6,500 | 924.00 | 6,006,000 | |
| 6376 | 日機装 | 79,700 | 1,033.00 | 82,330,100 | 貸付有価証券<br>11,500株 |
| 7600 | 日本エム・ディ・エム | 20,300 | 757.00 | 15,367,100 | |
| 7701 | 島津製作所 | 416,700 | 4,103.00 | 1,709,720,100 | |
| 7702 | ＪＭＳ | 31,600 | 550.00 | 17,380,000 | |
| 7709 | クボテック | 4,600 | 281.00 | 1,292,600 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 7715 | 長野計器 | 24,900 | 2,720.00 | 67,728,000 | |
| 7717 | ブイ・テクノロジー | 16,700 | 2,303.00 | 38,460,100 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 7721 | 東京計器 | 26,200 | 1,517.00 | 39,745,400 | |
| 7723 | 愛知時計電機 | 13,300 | 1,743.00 | 23,181,900 | |
| 7725 | インターアクション | 16,200 | 1,054.00 | 17,074,800 | 貸付有価証券<br>2,400株 |
| 7727 | オーバル | 19,200 | 435.00 | 8,352,000 | 貸付有価証券<br>4,000株 |
| 7729 | 東京精密 | 75,200 | 7,820.00 | 588,064,000 | |
| 7730 | マニー | 136,900 | 1,861.00 | 254,770,900 | 貸付有価証券<br>17,600株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 7731 | ニコン | 494,700 | 1,559.50 | 771,484,650 | |
| 7732 | トプコン | 180,100 | 1,677.00 | 302,027,700 | 貸付有価証券<br>22,400株 |
| 7733 | オリンパス | 2,106,300 | 1,950.00 | 4,107,285,000 | 貸付有価証券<br>245,800株 |
| 7734 | 理研計器 | 21,200 | 5,380.00 | 114,056,000 | |
| 7740 | タムロン | 21,000 | 4,430.00 | 93,030,000 | 貸付有価証券<br>900株 |
| 7741 | ＨＯＹＡ | 725,000 | 16,080.00 | 11,658,000,000 | |
| 7743 | シード | 10,000 | 772.00 | 7,720,000 | |
| 7744 | ノーリツ鋼機 | 32,400 | 3,345.00 | 108,378,000 | |
| 7745 | Ａ＆Ｄホロンホールディングス | 49,900 | 1,693.00 | 84,480,700 | |
| 7747 | 朝日インテック | 382,400 | 3,007.00 | 1,149,876,800 | 貸付有価証券<br>45,900株 |
| 7762 | シチズン時計 | 314,800 | 915.00 | 288,042,000 | 貸付有価証券<br>51,600株 |
| 7769 | リズム | 6,700 | 1,697.00 | 11,369,900 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 7775 | 大研医器 | 16,600 | 547.00 | 9,080,200 | 貸付有価証券<br>3,100株 |
| 7780 | メニコン | 117,600 | 1,973.00 | 232,024,800 | 貸付有価証券<br>12,200株 |
| 7782 | シンシア | 1,800 | 566.00 | 1,018,800 | |
| 7979 | 松風 | 15,500 | 2,182.00 | 33,821,000 | |
| 8050 | セイコーグループ | 53,000 | 2,637.00 | 139,761,000 | |
| 8086 | ニプロ | 285,200 | 1,218.00 | 347,373,600 | |
| 7795 | ＫＹＯＲＩＴＳＵ | 29,400 | 182.00 | 5,350,800 | |
| 7811 | 中本パックス | 6,000 | 1,644.00 | 9,864,000 | |
| 7816 | スノーピーク | 48,800 | 1,400.00 | 68,320,000 | 貸付有価証券<br>5,000株 |
| 7817 | パラマウントベッドホールディングス | 79,000 | 2,395.00 | 189,205,000 | 貸付有価証券<br>3,200株 |
| 7818 | トランザクション | 22,600 | 1,891.00 | 42,736,600 | |
| 7819 | 粧美堂 | 5,300 | 495.00 | 2,623,500 | |
| 7820 | ニホンフラッシュ | 32,100 | 903.00 | 28,986,300 | 貸付有価証券<br>1,100株 |
| 7821 | 前田工繊 | 28,900 | 3,075.00 | 88,867,500 | 貸付有価証券<br>6,100株 |
| 7822 | 永大産業 | 23,400 | 225.00 | 5,265,000 | |
| 7823 | アートネイチャー | 35,200 | 780.00 | 27,456,000 | |
| 7832 | バンダイナムコホールディングス | 937,500 | 3,250.00 | 3,046,875,000 | |
| 7833 | アイフィスジャパン | 5,500 | 598.00 | 3,289,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 7839 | ＳＨＯＥＩ | 77,300 | 2,412.00 | 186,447,600 | |
| 7840 | フランスベッドホールディングス | 39,300 | 1,211.00 | 47,592,300 | |
| 7846 | パイロットコーポレーション | 48,200 | 4,738.00 | 228,371,600 | 貸付有価証券<br>7,700株 |
| 7856 | 萩原工業 | 22,900 | 1,723.00 | 39,456,700 | |
| 7864 | フジシールインターナショナル | 69,300 | 1,783.00 | 123,561,900 | |
| 7867 | タカラトミー | 155,700 | 2,358.00 | 367,140,600 | |
| 7868 | 広済堂ホールディングス | 15,300 | 2,608.00 | 39,902,400 | 貸付有価証券<br>3,100株 |
| 7872 | エステールホールディングス | 4,600 | 639.00 | 2,939,400 | |
| 7885 | タカノ | 7,300 | 911.00 | 6,650,300 | |
| 7893 | プロネクサス | 28,400 | 1,111.00 | 31,552,400 | |
| 7897 | ホクシン | 15,100 | 135.00 | 2,038,500 | 貸付有価証券<br>4,600株 |
| 7898 | ウッドワン | 6,500 | 1,052.00 | 6,838,000 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 7905 | 大建工業 | 20,800 | 3,045.00 | 63,336,000 | |
| 7911 | 凸版印刷 | 420,600 | 3,589.00 | 1,509,533,400 | |
| 7912 | 大日本印刷 | 374,000 | 3,942.00 | 1,474,308,000 | |
| 7914 | 共同印刷 | 9,600 | 3,240.00 | 31,104,000 | |
| 7915 | ＮＩＳＳＨＡ | 58,600 | 1,690.00 | 99,034,000 | 貸付有価証券<br>8,600株 |
| 7916 | 光村印刷 | 1,700 | 1,321.00 | 2,245,700 | 貸付有価証券<br>400株 |
| 7921 | ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ | 21,900 | 2,466.00 | 54,005,400 | |
| 7936 | アシックス | 291,600 | 5,355.00 | 1,561,518,000 | 貸付有価証券<br>48,100株 |
| 7937 | ツツミ | 6,000 | 2,470.00 | 14,820,000 | |
| 7944 | ローランド | 25,200 | 3,820.00 | 96,264,000 | 貸付有価証券<br>300株 |
| 7949 | 小松ウオール工業 | 12,600 | 2,989.00 | 37,661,400 | |
| 7951 | ヤマハ | 215,700 | 4,286.00 | 924,490,200 | 貸付有価証券<br>26,300株 |
| 7952 | 河合楽器製作所 | 9,200 | 3,395.00 | 31,234,000 | |
| 7955 | クリナップ | 38,300 | 726.00 | 27,805,800 | |
| 7956 | ピジョン | 217,900 | 1,673.50 | 364,655,650 | 貸付有価証券<br>26,800株 |
| 7962 | キングジム | 30,200 | 877.00 | 26,485,400 | |
| 7966 | リンテック | 68,700 | 2,444.50 | 167,937,150 | 貸付有価証券<br>9,800株 |
| 7972 | イトーキ | 70,100 | 1,444.00 | 101,224,400 | |
| 7974 | 任天堂 | 2,160,400 | 6,370.00 | 13,761,748,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 7976 | 三菱鉛筆 | 48,600 | 1,895.00 | 92,097,000 | |
| 7981 | タカラスタンダード | 63,000 | 1,850.00 | 116,550,000 | 貸付有価証券<br>9,100株 |
| 7984 | コクヨ | 148,300 | 2,372.50 | 351,841,750 | 貸付有価証券<br>21,200株 |
| 7987 | ナカバヤシ | 36,800 | 539.00 | 19,835,200 | |
| 7990 | グローブライド | 27,600 | 2,052.00 | 56,635,200 | |
| 7994 | オカムラ | 103,000 | 2,259.00 | 232,677,000 | |
| 8022 | 美津濃 | 34,000 | 4,510.00 | 153,340,000 | |
| 9501 | 東京電力ホールディングス | 3,084,600 | 634.50 | 1,957,178,700 | 貸付有価証券<br>353,400株 |
| 9502 | 中部電力 | 1,261,000 | 1,951.00 | 2,460,211,000 | |
| 9503 | 関西電力 | 1,321,400 | 2,230.50 | 2,947,382,700 | |
| 9504 | 中国電力 | 545,000 | 967.80 | 527,451,000 | |
| 9505 | 北陸電力 | 323,000 | 826.30 | 266,894,900 | 貸付有価証券<br>40,600株 |
| 9506 | 東北電力 | 836,600 | 1,034.00 | 865,044,400 | |
| 9507 | 四国電力 | 292,100 | 1,044.00 | 304,952,400 | |
| 9508 | 九州電力 | 788,800 | 1,007.50 | 794,716,000 | 貸付有価証券<br>91,200株 |
| 9509 | 北海道電力 | 330,600 | 658.40 | 217,667,040 | 貸付有価証券<br>41,400株 |
| 9511 | 沖縄電力 | 80,100 | 1,143.00 | 91,554,300 | 貸付有価証券<br>8,600株 |
| 9513 | 電源開発 | 257,700 | 2,360.00 | 608,172,000 | |
| 9514 | エフオン | 22,100 | 515.00 | 11,381,500 | |
| 9517 | イーレックス | 60,800 | 840.00 | 51,072,000 | 貸付有価証券<br>6,400株 |
| 9519 | レノバ | 91,200 | 1,346.00 | 122,755,200 | 貸付有価証券<br>7,300株 |
| 9531 | 東京瓦斯 | 723,400 | 3,398.00 | 2,458,113,200 | |
| 9532 | 大阪瓦斯 | 693,200 | 2,438.50 | 1,690,368,200 | |
| 9533 | 東邦瓦斯 | 134,700 | 2,633.00 | 354,665,100 | |
| 9534 | 北海道瓦斯 | 20,400 | 2,367.00 | 48,286,800 | |
| 9535 | 広島ガス | 72,200 | 397.00 | 28,663,400 | |
| 9536 | 西部ガスホールディングス | 32,100 | 2,053.00 | 65,901,300 | |
| 9543 | 静岡ガス | 68,200 | 1,028.00 | 70,109,600 | 貸付有価証券<br>12,600株 |
| 9551 | メタウォーター | 41,000 | 1,916.00 | 78,556,000 | |
| 2384 | ＳＢＳホールディングス | 30,500 | 2,903.00 | 88,541,500 | 貸付有価証券<br>3,800株 |
| 9001 | 東武鉄道 | 375,900 | 3,993.00 | 1,500,968,700 | 貸付有価証券 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 42,400株 |
| 9003 | 相鉄ホールディングス | 113,000 | 2,848.00 | 321,824,000 | |
| 9005 | 東急 | 959,500 | 1,810.50 | 1,737,174,750 | 貸付有価証券<br>112,000株 |
| 9006 | 京浜急行電鉄 | 388,200 | 1,361.50 | 528,534,300 | |
| 9007 | 小田急電鉄 | 518,700 | 2,228.00 | 1,155,663,600 | |
| 9008 | 京王電鉄 | 180,900 | 5,165.00 | 934,348,500 | 貸付有価証券<br>23,100株 |
| 9009 | 京成電鉄 | 220,600 | 5,570.00 | 1,228,742,000 | |
| 9010 | 富士急行 | 42,100 | 5,070.00 | 213,447,000 | 貸付有価証券<br>6,000株 |
| 9020 | 東日本旅客鉄道 | 580,300 | 8,357.00 | 4,849,567,100 | 貸付有価証券<br>23,200株 |
| 9021 | 西日本旅客鉄道 | 437,100 | 6,344.00 | 2,772,962,400 | |
| 9022 | 東海旅客鉄道 | 263,600 | 18,810.00 | 4,958,316,000 | 貸付有価証券<br>10,600株 |
| 9024 | 西武ホールディングス | 413,900 | 1,508.00 | 624,161,200 | |
| 9025 | 鴻池運輸 | 58,300 | 2,042.00 | 119,048,600 | |
| 9031 | 西日本鉄道 | 91,400 | 2,582.50 | 236,040,500 | |
| 9037 | ハマキョウレックス | 26,800 | 4,200.00 | 112,560,000 | |
| 9039 | サカイ引越センター | 16,200 | 5,330.00 | 86,346,000 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 9041 | 近鉄グループホールディングス | 341,600 | 4,461.00 | 1,523,877,600 | 貸付有価証券<br>41,900株 |
| 9042 | 阪急阪神ホールディングス | 455,500 | 5,370.00 | 2,446,035,000 | 貸付有価証券<br>55,900株 |
| 9044 | 南海電気鉄道 | 163,300 | 3,092.00 | 504,923,600 | 貸付有価証券<br>19,800株 |
| 9045 | 京阪ホールディングス | 188,300 | 4,060.00 | 764,498,000 | 貸付有価証券<br>18,700株 |
| 9046 | 神戸電鉄 | 9,300 | 3,055.00 | 28,411,500 | |
| 9048 | 名古屋鉄道 | 377,600 | 2,376.00 | 897,177,600 | 貸付有価証券<br>34,500株 |
| 9052 | 山陽電気鉄道 | 25,700 | 2,241.00 | 57,593,700 | |
| 9055 | アルプス物流 | 27,200 | 1,610.00 | 43,792,000 | |
| 9064 | ヤマトホールディングス | 437,400 | 2,550.00 | 1,115,370,000 | |
| 9065 | 山九 | 86,900 | 5,176.00 | 449,794,400 | |
| 9067 | 丸運 | 9,700 | 253.00 | 2,454,100 | 貸付有価証券<br>2,400株 |
| 9068 | 丸全昭和運輸 | 21,100 | 3,935.00 | 83,028,500 | |
| 9069 | センコーグループホールディングス | 180,900 | 1,066.00 | 192,839,400 | 貸付有価証券<br>100株 |
| 9070 | トナミホールディングス | 7,500 | 4,810.00 | 36,075,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 9072 | ニッコンホールディングス | 109,400 | 3,330.00 | 364,302,000 | |
| 9074 | 日本石油輸送 | 2,200 | 2,665.00 | 5,863,000 | |
| 9075 | 福山通運 | 26,000 | 3,580.00 | 93,080,000 | |
| 9076 | セイノーホールディングス | 192,100 | 2,161.00 | 415,128,100 | 貸付有価証券<br>39,100株 |
| 9078 | エスライングループ本社 | 5,500 | 868.00 | 4,774,000 | |
| 9081 | 神奈川中央交通 | 9,700 | 3,320.00 | 32,204,000 | |
| 9090 | ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス | 82,500 | 2,140.00 | 176,550,000 | |
| 9099 | Ｃ＆Ｆロジホールディングス | 32,900 | 1,377.00 | 45,303,300 | |
| 9142 | 九州旅客鉄道 | 241,500 | 3,159.00 | 762,898,500 | 貸付有価証券<br>37,300株 |
| 9143 | ＳＧホールディングス | 655,600 | 2,033.00 | 1,332,834,800 | |
| 9147 | ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン | 115,900 | 7,432.00 | 861,368,800 | 貸付有価証券<br>14,900株 |
| 9101 | 日本郵船 | 914,000 | 3,905.00 | 3,569,170,000 | |
| 9104 | 商船三井 | 602,200 | 4,170.00 | 2,511,174,000 | |
| 9107 | 川崎汽船 | 256,700 | 5,176.00 | 1,328,679,200 | 貸付有価証券<br>10,300株 |
| 9110 | ＮＳユナイテッド海運 | 18,400 | 4,080.00 | 75,072,000 | 貸付有価証券<br>2,300株 |
| 9115 | 明治海運 | 22,100 | 791.00 | 17,481,100 | |
| 9119 | 飯野海運 | 125,400 | 1,059.00 | 132,798,600 | 貸付有価証券<br>19,800株 |
| 9130 | 共栄タンカー | 3,600 | 858.00 | 3,088,800 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 9308 | 乾汽船 | 43,400 | 1,230.00 | 53,382,000 | 貸付有価証券<br>2,500株 |
| 9201 | 日本航空 | 839,100 | 2,977.50 | 2,498,420,250 | 貸付有価証券<br>110,300株 |
| 9202 | ＡＮＡホールディングス | 929,600 | 3,290.00 | 3,058,384,000 | 貸付有価証券<br>113,700株 |
| 9232 | パスコ | 3,900 | 1,704.00 | 6,645,600 | |
| 9058 | トランコム | 9,900 | 7,700.00 | 76,230,000 | |
| 9066 | 日新 | 25,900 | 2,765.00 | 71,613,500 | |
| 9301 | 三菱倉庫 | 73,400 | 3,858.00 | 283,177,200 | |
| 9302 | 三井倉庫ホールディングス | 31,900 | 4,300.00 | 137,170,000 | |
| 9303 | 住友倉庫 | 92,100 | 2,555.00 | 235,315,500 | |
| 9304 | 澁澤倉庫 | 13,600 | 3,300.00 | 44,880,000 | |
| 9306 | 東陽倉庫 | 28,800 | 286.00 | 8,236,800 | |
| 9310 | 日本トランスシティ | 68,700 | 665.00 | 45,685,500 | 貸付有価証券<br>4,400株 |
| 9312 | ケイヒン | 3,500 | 1,866.00 | 6,531,000 | 貸付有価証券 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 800株 |
| 9319 | 中央倉庫 | 16,500 | 1,094.00 | 18,051,000 | |
| 9322 | 川西倉庫 | 3,700 | 1,068.00 | 3,951,600 | |
| 9324 | 安田倉庫 | 23,300 | 1,070.00 | 24,931,000 | |
| 9325 | ファイズホールディングス | 4,000 | 1,165.00 | 4,660,000 | |
| 9351 | 東洋埠頭 | 5,700 | 1,477.00 | 8,418,900 | |
| 9364 | 上組 | 163,800 | 3,150.00 | 515,970,000 | |
| 9366 | サンリツ | 4,900 | 740.00 | 3,626,000 | |
| 9368 | キムラユニティー | 10,500 | 1,409.00 | 14,794,500 | |
| 9369 | キユーソー流通システム | 11,300 | 956.00 | 10,802,800 | |
| 9380 | 東海運 | 11,500 | 289.00 | 3,323,500 | 貸付有価証券<br>2,400株 |
| 9381 | エーアイテイー | 21,400 | 1,776.00 | 38,006,400 | |
| 9384 | 内外トランスライン | 13,700 | 2,560.00 | 35,072,000 | 貸付有価証券<br>1,500株 |
| 9386 | 日本コンセプト | 12,400 | 1,814.00 | 22,493,600 | |
| 1973 | ＮＥＣネッツエスアイ | 114,600 | 2,000.00 | 229,200,000 | |
| 2307 | クロスキャット | 19,600 | 1,010.00 | 19,796,000 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 2317 | システナ | 577,000 | 282.00 | 162,714,000 | |
| 2326 | デジタルアーツ | 21,700 | 4,785.00 | 103,834,500 | |
| 2327 | 日鉄ソリューションズ | 58,500 | 4,185.00 | 244,822,500 | |
| 2335 | キューブシステム | 20,400 | 1,182.00 | 24,112,800 | |
| 2359 | コア | 15,200 | 1,751.00 | 26,615,200 | |
| 2477 | 手間いらず | 5,800 | 3,050.00 | 17,690,000 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 3031 | ラクーンホールディングス | 28,400 | 760.00 | 21,584,000 | 貸付有価証券<br>2,100株 |
| 3040 | ソリトンシステムズ | 17,700 | 1,173.00 | 20,762,100 | 貸付有価証券<br>1,900株 |
| 3371 | ソフトクリエイトホールディングス | 28,200 | 1,706.00 | 48,109,200 | |
| 3626 | ＴＩＳ | 375,400 | 3,382.00 | 1,269,602,800 | |
| 3627 | ＪＮＳホールディングス | 9,700 | 441.00 | 4,277,700 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 3632 | グリー | 92,000 | 595.00 | 54,740,000 | |
| 3633 | ＧＭＯペパボ | 4,200 | 1,342.00 | 5,636,400 | 貸付有価証券<br>500株 |
| 3635 | コーエーテクモホールディングス | 215,000 | 2,210.50 | 475,257,500 | 貸付有価証券<br>22,000株 |
| 3636 | 三菱総合研究所 | 16,800 | 5,040.00 | 84,672,000 | |
| 3639 | ボルテージ | 5,700 | 287.00 | 1,635,900 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3640 | 電算 | 2,300 | 1,593.00 | 3,663,900 | 貸付有価証券<br>500株 |
| 3648 | ＡＧＳ | 8,300 | 736.00 | 6,108,800 | 貸付有価証券<br>2,400株 |
| 3649 | ファインデックス | 27,200 | 730.00 | 19,856,000 | 貸付有価証券<br>3,700株 |
| 3655 | ブレインパッド | 25,700 | 893.00 | 22,950,100 | 貸付有価証券<br>2,400株 |
| 3656 | ＫＬａｂ | 63,100 | 280.00 | 17,668,000 | 貸付有価証券<br>10,900株 |
| 3657 | ポールトゥウィンホールディングス | 58,600 | 680.00 | 39,848,000 | 貸付有価証券<br>7,600株 |
| 3659 | ネクソン | 765,400 | 2,896.50 | 2,216,981,100 | 貸付有価証券<br>171,500株 |
| 3660 | アイスタイル | 101,800 | 467.00 | 47,540,600 | 貸付有価証券<br>11,100株 |
| 3661 | エムアップホールディングス | 42,000 | 1,332.00 | 55,944,000 | 貸付有価証券<br>5,200株 |
| 3662 | エイチーム | 20,300 | 609.00 | 12,362,700 | 貸付有価証券<br>3,000株 |
| 3665 | エニグモ | 43,700 | 400.00 | 17,480,000 | 貸付有価証券<br>3,700株 |
| 3666 | テクノスジャパン | 16,300 | 705.00 | 11,491,500 | 貸付有価証券<br>3,400株 |
| 3667 | ｅｎｉｓｈ | 14,900 | 246.00 | 3,665,400 | 貸付有価証券<br>1,900株 |
| 3668 | コロプラ | 133,100 | 645.00 | 85,849,500 | 貸付有価証券<br>14,200株 |
| 3672 | オルトプラス | 15,100 | 226.00 | 3,412,600 | 貸付有価証券<br>2,400株 |
| 3673 | ブロードリーフ | 162,900 | 558.00 | 90,898,200 | |
| 3675 | クロス・マーケティンググループ | 8,000 | 719.00 | 5,752,000 | |
| 3676 | デジタルハーツホールディングス | 21,400 | 1,120.00 | 23,968,000 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 3677 | システム情報 | 27,300 | 772.00 | 21,075,600 | |
| 3678 | メディアドゥ | 13,500 | 1,163.00 | 15,700,500 | |
| 3679 | じげん | 100,100 | 593.00 | 59,359,300 | |
| 3681 | ブイキューブ | 41,200 | 407.00 | 16,768,400 | 貸付有価証券<br>2,700株 |
| 3682 | エンカレッジ・テクノロジ | 4,600 | 510.00 | 2,346,000 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 3683 | サイバーリンクス | 6,300 | 743.00 | 4,680,900 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 3686 | ディー・エル・イー | 14,100 | 243.00 | 3,426,300 | 貸付有価証券<br>3,000株 |
| 3687 | フィックスターズ | 38,700 | 1,203.00 | 46,556,100 | |
| 3688 | ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ | 16,100 | 1,229.00 | 19,786,900 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3694 | オプティム | 28,200 | 868.00 | 24,477,600 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 3696 | セレス | 13,800 | 979.00 | 13,510,200 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 3697 | ＳＨＩＦＴ | 22,800 | 27,780.00 | 633,384,000 | 貸付有価証券<br>1,700株 |
| 3738 | ティーガイア | 35,900 | 1,815.00 | 65,158,500 | 貸付有価証券<br>3,800株 |
| 3741 | セック | 3,000 | 3,350.00 | 10,050,000 | |
| 3762 | テクマトリックス | 62,700 | 1,613.00 | 101,135,100 | |
| 3763 | プロシップ | 15,000 | 1,257.00 | 18,855,000 | 貸付有価証券<br>1,200株 |
| 3765 | ガンホー・オンライン・エンターテイメント | 89,300 | 2,356.50 | 210,435,450 | 貸付有価証券<br>10,500株 |
| 3769 | ＧＭＯペイメントゲートウェイ | 68,600 | 8,823.00 | 605,257,800 | |
| 3770 | ザッパラス | 6,100 | 486.00 | 2,964,600 | 貸付有価証券<br>2,500株 |
| 3771 | システムリサーチ | 10,700 | 2,616.00 | 27,991,200 | |
| 3774 | インターネットイニシアティブ | 187,500 | 2,559.50 | 479,906,250 | 貸付有価証券<br>21,000株 |
| 3778 | さくらインターネット | 38,500 | 1,218.00 | 46,893,000 | 貸付有価証券<br>4,700株 |
| 3784 | ヴィンクス | 5,300 | 1,286.00 | 6,815,800 | 貸付有価証券<br>1,200株 |
| 3788 | ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス | 10,500 | 2,816.00 | 29,568,000 | |
| 3817 | ＳＲＡホールディングス | 17,600 | 3,580.00 | 63,008,000 | |
| 3826 | システムインテグレータ | 6,600 | 429.00 | 2,831,400 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 3834 | 朝日ネット | 36,900 | 633.00 | 23,357,700 | |
| 3835 | ｅＢＡＳＥ | 48,300 | 689.00 | 33,278,700 | 貸付有価証券<br>5,200株 |
| 3836 | アバントグループ | 43,400 | 1,377.00 | 59,761,800 | 貸付有価証券<br>3,700株 |
| 3837 | アドソル日進 | 14,400 | 1,753.00 | 25,243,200 | |
| 3839 | ＯＤＫソリューションズ | 4,400 | 592.00 | 2,604,800 | |
| 3843 | フリービット | 18,000 | 1,431.00 | 25,758,000 | 貸付有価証券<br>2,600株 |
| 3844 | コムチュア | 45,400 | 2,423.00 | 110,004,200 | |
| 3852 | サイバーコム | 3,200 | 1,343.00 | 4,297,600 | |
| 3853 | アステリア | 26,900 | 807.00 | 21,708,300 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 3854 | アイル | 16,000 | 3,300.00 | 52,800,000 | |
| 3901 | マークラインズ | 18,600 | 3,080.00 | 57,288,000 | |
| 3902 | メディカル・データ・ビジョン | 41,000 | 787.00 | 32,267,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3903 | ｇｕｍｉ | 50,600 | 466.00 | 23,579,600 | 貸付有価証券<br>5,500株 |
| 3909 | ショーケース | 4,600 | 380.00 | 1,748,000 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 3912 | モバイルファクトリー | 4,100 | 814.00 | 3,337,400 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 3915 | テラスカイ | 14,800 | 2,072.00 | 30,665,600 | |
| 3916 | デジタル・インフォメーション・テクノロジ | 19,800 | 1,846.00 | 36,550,800 | |
| 3918 | ＰＣＩホールディングス | 8,300 | 1,085.00 | 9,005,500 | |
| 3920 | アイビーシー | 3,100 | 600.00 | 1,860,000 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 3921 | ネオジャパン | 11,500 | 1,087.00 | 12,500,500 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 3922 | ＰＲ　ＴＩＭＥＳ | 8,600 | 1,767.00 | 15,196,200 | |
| 3923 | ラクス | 162,300 | 2,275.50 | 369,313,650 | 貸付有価証券<br>20,400株 |
| 3924 | ランドコンピュータ | 4,800 | 1,221.00 | 5,860,800 | |
| 3925 | ダブルスタンダード | 13,900 | 1,443.00 | 20,057,700 | 貸付有価証券<br>1,200株 |
| 3926 | オープンドア | 24,000 | 1,000.00 | 24,000,000 | 貸付有価証券<br>2,800株 |
| 3928 | マイネット | 6,400 | 362.00 | 2,316,800 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 3932 | アカツキ | 16,300 | 2,170.00 | 35,371,000 | |
| 3934 | ベネフィットジャパン | 1,300 | 1,204.00 | 1,565,200 | 貸付有価証券<br>300株 |
| 3937 | Ｕｂｉｃｏｍホールディングス | 10,600 | 1,423.00 | 15,083,800 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 3939 | カナミックネットワーク | 37,000 | 500.00 | 18,500,000 | |
| 3940 | ノムラシステムコーポレーション | 18,500 | 116.00 | 2,146,000 | 貸付有価証券<br>4,000株 |
| 3962 | チェンジホールディングス | 84,000 | 1,937.00 | 162,708,000 | 貸付有価証券<br>5,400株 |
| 3963 | シンクロ・フード | 10,700 | 573.00 | 6,131,100 | |
| 3964 | オークネット | 13,500 | 1,860.00 | 25,110,000 | |
| 3965 | キャピタル・アセット・プランニング | 3,800 | 863.00 | 3,279,400 | 貸付有価証券<br>900株 |
| 3968 | セグエグループ | 5,500 | 946.00 | 5,203,000 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 3969 | エイトレッド | 3,000 | 1,477.00 | 4,431,000 | |
| 3978 | マクロミル | 67,300 | 773.00 | 52,022,900 | |
| 3981 | ビーグリー | 3,300 | 1,110.00 | 3,663,000 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 3983 | オロ | 12,400 | 2,007.00 | 24,886,800 | 貸付有価証券<br>1,100株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3984 | ユーザーローカル | 12,400 | 1,847.00 | 22,902,800 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 3985 | テモナ | 3,800 | 297.00 | 1,128,600 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 3992 | ニーズウェル | 12,100 | 685.00 | 8,288,500 | |
| 3994 | マネーフォワード | 76,300 | 5,019.00 | 382,949,700 | 貸付有価証券<br>10,100株 |
| 3996 | サインポスト | 6,800 | 433.00 | 2,944,400 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 4053 | Ｓｕｎ　Ａｓｔｅｒｉｓｋ | 24,300 | 1,438.00 | 34,943,400 | |
| 4071 | プラスアルファ・コンサルティング | 19,900 | 2,709.00 | 53,909,100 | |
| 4072 | 電算システムホールディングス | 15,200 | 2,957.00 | 44,946,400 | 貸付有価証券<br>1,700株 |
| 4180 | Ａｐｐｉｅｒ　Ｇｒｏｕｐ | 117,100 | 1,672.00 | 195,791,200 | |
| 4284 | ソルクシーズ | 16,100 | 431.00 | 6,939,100 | 貸付有価証券<br>3,800株 |
| 4295 | フェイス | 5,500 | 491.00 | 2,700,500 | 貸付有価証券<br>1,500株 |
| 4298 | プロトコーポレーション | 42,900 | 1,214.00 | 52,080,600 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 4299 | ハイマックス | 10,700 | 1,430.00 | 15,301,000 | 貸付有価証券<br>1,200株 |
| 4307 | 野村総合研究所 | 683,700 | 4,154.00 | 2,840,089,800 | 貸付有価証券<br>51,600株 |
| 4312 | サイバネットシステム | 24,600 | 758.00 | 18,646,800 | 貸付有価証券<br>6,500株 |
| 4320 | ＣＥホールディングス | 10,200 | 582.00 | 5,936,400 | 貸付有価証券<br>2,500株 |
| 4323 | 日本システム技術 | 9,500 | 2,188.00 | 20,786,000 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 4326 | インテージホールディングス | 38,700 | 2,200.00 | 85,140,000 | |
| 4333 | 東邦システムサイエンス | 8,250 | 1,395.00 | 11,508,750 | |
| 4344 | ソースネクスト | 174,500 | 185.00 | 32,282,500 | 貸付有価証券<br>20,400株 |
| 4348 | インフォコム | 44,200 | 2,859.00 | 126,367,800 | |
| 4373 | シンプレクス・ホールディングス | 58,800 | 2,840.00 | 166,992,000 | 貸付有価証券<br>4,700株 |
| 4382 | ＨＥＲＯＺ | 11,500 | 1,500.00 | 17,250,000 | 貸付有価証券<br>500株 |
| 4384 | ラクスル | 82,300 | 1,531.00 | 126,001,300 | 貸付有価証券<br>9,600株 |
| 4385 | メルカリ | 207,600 | 3,045.00 | 632,142,000 | 貸付有価証券<br>27,600株 |
| 4390 | ＩＰＳ | 11,100 | 2,314.00 | 25,685,400 | 貸付有価証券<br>1,500株 |
| 4392 | ＦＩＧ | 22,900 | 303.00 | 6,938,700 | 貸付有価証券<br>4,700株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 4396 | システムサポート | 13,300 | 2,107.00 | 28,023,100 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 4420 | イーソル | 24,700 | 747.00 | 18,450,900 | 貸付有価証券<br>2,400株 |
| 4423 | アルテリア・ネットワークス | 12,800 | 1,979.00 | 25,331,200 | |
| 4430 | 東海ソフト | 3,300 | 1,099.00 | 3,626,700 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 4432 | ウイングアーク１ｓｔ | 35,400 | 2,537.00 | 89,809,800 | |
| 4433 | ヒト・コミュニケーションズ・ホールディン | 9,200 | 1,396.00 | 12,843,200 | |
| 4434 | サーバーワークス | 7,000 | 3,760.00 | 26,320,000 | 貸付有価証券<br>500株 |
| 4439 | 東名 | 1,500 | 2,330.00 | 3,495,000 | 貸付有価証券<br>400株 |
| 4440 | ヴィッツ | 1,900 | 1,139.00 | 2,164,100 | 貸付有価証券<br>400株 |
| 4441 | トビラシステムズ | 4,900 | 977.00 | 4,787,300 | 貸付有価証券<br>900株 |
| 4443 | Ｓａｎｓａｎ | 112,400 | 1,387.00 | 155,898,800 | 貸付有価証券<br>16,400株 |
| 4446 | Ｌｉｎｋ－Ｕ | 3,800 | 905.00 | 3,439,000 | 貸付有価証券<br>300株 |
| 4449 | ギフティ | 29,900 | 1,472.00 | 44,012,800 | 貸付有価証券<br>4,000株 |
| 4480 | メドレー | 46,100 | 5,380.00 | 248,018,000 | 貸付有価証券<br>1,800株 |
| 4481 | ベース | 11,700 | 4,385.00 | 51,304,500 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 4483 | ＪＭＤＣ | 56,700 | 5,275.00 | 299,092,500 | 貸付有価証券<br>7,000株 |
| 4662 | フォーカスシステムズ | 25,000 | 989.00 | 24,725,000 | 貸付有価証券<br>2,700株 |
| 4674 | クレスコ | 26,500 | 1,855.00 | 49,157,500 | |
| 4676 | フジ・メディア・ホールディングス | 329,700 | 1,573.50 | 518,782,950 | |
| 4684 | オービック | 114,700 | 24,945.00 | 2,861,191,500 | 貸付有価証券<br>1,800株 |
| 4686 | ジャストシステム | 49,300 | 3,034.00 | 149,576,200 | |
| 4687 | ＴＤＣソフト | 28,900 | 1,740.00 | 50,286,000 | |
| 4689 | Ｚホールディングス | 4,884,200 | 429.50 | 2,097,763,900 | 貸付有価証券<br>581,600株 |
| 4704 | トレンドマイクロ | 162,200 | 6,076.00 | 985,527,200 | 貸付有価証券<br>27,700株 |
| 4709 | ＩＤホールディングス | 23,100 | 1,422.00 | 32,848,200 | |
| 4716 | 日本オラクル | 65,700 | 10,375.00 | 681,637,500 | 貸付有価証券<br>8,800株 |
| 4719 | アルファシステムズ | 10,800 | 3,105.00 | 33,534,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 4722 | フューチャー | 73,200 | 1,491.00 | 109,141,200 | |
| 4725 | ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ | 18,400 | 1,748.00 | 32,163,200 | |
| 4726 | ＳＢテクノロジー | 14,600 | 2,339.00 | 34,149,400 | |
| 4728 | トーセ | 5,200 | 740.00 | 3,848,000 | 貸付有価証券<br>1,800株 |
| 4733 | オービックビジネスコンサルタント | 67,500 | 6,280.00 | 423,900,000 | |
| 4739 | 伊藤忠テクノソリューションズ | 184,300 | 4,320.00 | 796,176,000 | 貸付有価証券<br>19,800株 |
| 4743 | アイティフォー | 45,200 | 1,069.00 | 48,318,800 | |
| 4746 | 東計電算 | 4,800 | 6,440.00 | 30,912,000 | |
| 4762 | エックスネット | 3,100 | 1,052.00 | 3,261,200 | |
| 4768 | 大塚商会 | 170,200 | 6,439.00 | 1,095,917,800 | 貸付有価証券<br>23,500株 |
| 4776 | サイボウズ | 47,300 | 2,089.00 | 98,809,700 | |
| 4812 | 電通国際情報サービス | 41,700 | 5,770.00 | 240,609,000 | 貸付有価証券<br>5,400株 |
| 4813 | ＡＣＣＥＳＳ | 40,600 | 828.00 | 33,616,800 | 貸付有価証券<br>4,100株 |
| 4819 | デジタルガレージ | 60,900 | 3,570.00 | 217,413,000 | 貸付有価証券<br>7,900株 |
| 4820 | ＥＭシステムズ | 57,200 | 759.00 | 43,414,800 | 貸付有価証券<br>2,300株 |
| 4825 | ウェザーニューズ | 10,600 | 6,400.00 | 67,840,000 | 貸付有価証券<br>1,500株 |
| 4826 | ＣＩＪ | 57,000 | 563.00 | 32,091,000 | 貸付有価証券<br>2,300株 |
| 4828 | ビジネスエンジニアリング | 4,800 | 3,335.00 | 16,008,000 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 4829 | 日本エンタープライズ | 20,500 | 129.00 | 2,644,500 | 貸付有価証券<br>4,400株 |
| 4839 | ＷＯＷＯＷ | 25,800 | 1,165.00 | 30,057,000 | |
| 4845 | スカラ | 31,800 | 754.00 | 23,977,200 | |
| 4847 | インテリジェント　ウェイブ | 10,500 | 890.00 | 9,345,000 | 貸付有価証券<br>2,300株 |
| 5032 | ＡＮＹＣＯＬＯＲ | 12,000 | 3,420.00 | 41,040,000 | |
| 6879 | ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ | 28,600 | 589.00 | 16,845,400 | |
| 7518 | ネットワンシステムズ | 127,900 | 2,734.00 | 349,678,600 | |
| 7527 | システムソフト | 119,400 | 80.00 | 9,552,000 | |
| 7595 | アルゴグラフィックス | 31,500 | 3,345.00 | 105,367,500 | |
| 7844 | マーベラス | 55,700 | 691.00 | 38,488,700 | |
| 7860 | エイベックス | 58,300 | 1,465.00 | 85,409,500 | |
| 8056 | ＢＩＰＲＯＧＹ | 126,300 | 3,893.00 | 491,685,900 | 貸付有価証券<br>13,600株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 8157 | 都築電気 | 18,100 | 2,406.00 | 43,548,600 | |
| 9401 | ＴＢＳホールディングス | 175,700 | 2,629.50 | 462,003,150 | |
| 9404 | 日本テレビホールディングス | 303,800 | 1,371.50 | 416,661,700 | |
| 9405 | 朝日放送グループホールディングス | 32,100 | 682.00 | 21,892,200 | |
| 9409 | テレビ朝日ホールディングス | 83,300 | 1,714.00 | 142,776,200 | |
| 9412 | スカパーＪＳＡＴホールディングス | 304,500 | 718.00 | 218,631,000 | |
| 9413 | テレビ東京ホールディングス | 24,700 | 3,065.00 | 75,705,500 | |
| 9414 | 日本ＢＳ放送 | 7,100 | 913.00 | 6,482,300 | |
| 9416 | ビジョン | 51,700 | 1,543.00 | 79,773,100 | |
| 9417 | スマートバリュー | 4,800 | 400.00 | 1,920,000 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 9418 | ＵＳＥＮ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ | 38,400 | 3,435.00 | 131,904,000 | |
| 9419 | ワイヤレスゲート | 8,600 | 214.00 | 1,840,400 | 貸付有価証券<br>2,000株 |
| 9424 | 日本通信 | 316,700 | 224.00 | 70,940,800 | 貸付有価証券<br>33,800株 |
| 9428 | クロップス | 3,600 | 1,033.00 | 3,718,800 | |
| 9432 | 日本電信電話 | 109,938,300 | 171.10 | 18,810,443,130 | |
| 9433 | ＫＤＤＩ | 2,652,000 | 4,417.00 | 11,713,884,000 | |
| 9434 | ソフトバンク | 5,516,800 | 1,714.50 | 9,458,553,600 | |
| 9435 | 光通信 | 40,400 | 23,870.00 | 964,348,000 | |
| 9438 | エムティーアイ | 23,500 | 610.00 | 14,335,000 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 9449 | ＧＭＯインターネットグループ | 126,800 | 2,386.50 | 302,608,200 | 貸付有価証券<br>17,100株 |
| 9450 | ファイバーゲート | 18,400 | 1,499.00 | 27,581,600 | |
| 9466 | アイドママーケティングコミュニケーション | 4,500 | 263.00 | 1,183,500 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 9468 | ＫＡＤＯＫＡＷＡ | 181,400 | 3,236.00 | 587,010,400 | 貸付有価証券<br>23,400株 |
| 9470 | 学研ホールディングス | 57,100 | 870.00 | 49,677,000 | |
| 9474 | ゼンリン | 58,700 | 921.00 | 54,062,700 | |
| 9475 | 昭文社ホールディングス | 8,500 | 310.00 | 2,635,000 | 貸付有価証券<br>2,000株 |
| 9479 | インプレスホールディングス | 17,500 | 185.00 | 3,237,500 | 貸付有価証券<br>3,600株 |
| 9600 | アイネット | 20,800 | 1,788.00 | 37,190,400 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 9601 | 松竹 | 19,600 | 10,860.00 | 212,856,000 | |
| 9602 | 東宝 | 214,800 | 5,668.00 | 1,217,486,400 | 貸付有価証券<br>26,100株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 9605 | 東映 | 9,400 | 19,190.00 | 180,386,000 | |
| 9613 | ＮＴＴデータグループ | 1,076,800 | 1,997.00 | 2,150,369,600 | 貸付有価証券<br>115,700株 |
| 9629 | ピー・シー・エー | 19,700 | 1,253.00 | 24,684,100 | 貸付有価証券<br>1,800株 |
| 9658 | ビジネスブレイン太田昭和 | 14,700 | 2,113.00 | 31,061,100 | |
| 9682 | ＤＴＳ | 73,100 | 3,240.00 | 236,844,000 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 9684 | スクウェア・エニックス・ホールディングス | 172,500 | 5,318.00 | 917,355,000 | |
| 9692 | シーイーシー | 48,100 | 1,649.00 | 79,316,900 | |
| 9697 | カプコン | 341,000 | 6,067.00 | 2,068,847,000 | 貸付有価証券<br>36,100株 |
| 9702 | アイ・エス・ビー | 17,500 | 1,418.00 | 24,815,000 | |
| 9717 | ジャステック | 21,100 | 1,472.00 | 31,059,200 | 貸付有価証券<br>1,800株 |
| 9719 | ＳＣＳＫ | 280,100 | 2,552.50 | 714,955,250 | |
| 9739 | ＮＳＷ | 13,300 | 2,976.00 | 39,580,800 | |
| 9742 | アイネス | 24,100 | 1,660.00 | 40,006,000 | 貸付有価証券<br>300株 |
| 9746 | ＴＫＣ | 54,700 | 3,640.00 | 199,108,000 | |
| 9749 | 富士ソフト | 69,000 | 4,460.00 | 307,740,000 | 貸付有価証券<br>10,000株 |
| 9759 | ＮＳＤ | 122,500 | 2,465.00 | 301,962,500 | 貸付有価証券<br>19,100株 |
| 9766 | コナミグループ | 146,900 | 8,355.00 | 1,227,349,500 | |
| 9790 | 福井コンピュータホールディングス | 23,800 | 2,742.00 | 65,259,600 | 貸付有価証券<br>1,700株 |
| 9889 | ＪＢＣＣホールディングス | 25,000 | 2,664.00 | 66,600,000 | |
| 9928 | ミロク情報サービス | 31,200 | 1,595.00 | 49,764,000 | |
| 9984 | ソフトバンクグループ | 1,693,000 | 6,611.00 | 11,192,423,000 | 貸付有価証券<br>412,300株 |
| 2676 | 高千穂交易 | 8,600 | 3,170.00 | 27,262,000 | 貸付有価証券<br>900株 |
| 2689 | オルバヘルスケアホールディングス | 3,500 | 1,759.00 | 6,156,500 | 貸付有価証券<br>500株 |
| 2692 | 伊藤忠食品 | 8,100 | 6,270.00 | 50,787,000 | |
| 2715 | エレマテック | 32,500 | 1,904.00 | 61,880,000 | |
| 2733 | あらた | 27,700 | 5,630.00 | 155,951,000 | |
| 2737 | トーメンデバイス | 5,200 | 5,020.00 | 26,104,000 | |
| 2760 | 東京エレクトロン　デバイス | 13,400 | 10,310.00 | 138,154,000 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 2767 | 円谷フィールズホールディングス | 62,200 | 2,177.00 | 135,409,400 | 貸付有価証券<br>6,800株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 2768 | 双日 | 360,900 | 3,282.00 | 1,184,473,800 | |
| 2784 | アルフレッサ　ホールディングス | 363,400 | 2,508.00 | 911,407,200 | 貸付有価証券<br>48,500株 |
| 2874 | 横浜冷凍 | 98,600 | 1,346.00 | 132,715,600 | |
| 3004 | 神栄 | 3,100 | 1,634.00 | 5,065,400 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 3023 | ラサ商事 | 11,000 | 1,582.00 | 17,402,000 | |
| 3036 | アルコニックス | 47,600 | 1,397.00 | 66,497,200 | |
| 3038 | 神戸物産 | 280,100 | 3,530.00 | 988,753,000 | 貸付有価証券<br>30,000株 |
| 3054 | ハイパー | 3,900 | 359.00 | 1,400,100 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 3076 | あい　ホールディングス | 57,900 | 2,568.00 | 148,687,200 | |
| 3079 | ディーブイエックス | 6,400 | 897.00 | 5,740,800 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 3107 | ダイワボウホールディングス | 148,000 | 2,885.50 | 427,054,000 | |
| 3132 | マクニカホールディングス | 85,700 | 6,800.00 | 582,760,000 | |
| 3139 | ラクト・ジャパン | 14,000 | 2,070.00 | 28,980,000 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 3150 | グリムス | 15,100 | 2,295.00 | 34,654,500 | |
| 3151 | バイタルケーエスケー・ホールディングス | 44,800 | 970.00 | 43,456,000 | |
| 3153 | 八洲電機 | 29,300 | 1,306.00 | 38,265,800 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 3154 | メディアスホールディングス | 23,100 | 740.00 | 17,094,000 | |
| 3156 | レスターホールディングス | 34,600 | 2,465.00 | 85,289,000 | |
| 3157 | ジューテックホールディングス | 4,100 | 1,226.00 | 5,026,600 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 3160 | 大光 | 8,900 | 638.00 | 5,678,200 | |
| 3166 | ＯＣＨＩホールディングス | 4,700 | 1,415.00 | 6,650,500 | |
| 3167 | ＴＯＫＡＩホールディングス | 178,700 | 930.00 | 166,191,000 | |
| 3168 | 黒谷 | 5,700 | 601.00 | 3,425,700 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 3173 | Ｃｏｍｉｎｉｘ | 3,700 | 865.00 | 3,200,500 | |
| 3176 | 三洋貿易 | 40,800 | 1,379.00 | 56,263,200 | |
| 3180 | ビューティガレージ | 5,700 | 5,130.00 | 29,241,000 | |
| 3183 | ウイン・パートナーズ | 26,300 | 1,105.00 | 29,061,500 | |
| 3321 | ミタチ産業 | 5,300 | 1,165.00 | 6,174,500 | |
| 3360 | シップヘルスケアホールディングス | 130,100 | 2,378.50 | 309,442,850 | 貸付有価証券<br>14,200株 |
| 3388 | 明治電機工業 | 13,400 | 1,451.00 | 19,443,400 | |
| 3392 | デリカフーズホールディングス | 8,200 | 676.00 | 5,543,200 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3393 | スターティアホールディングス | 4,600 | 1,717.00 | 7,898,200 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 3543 | コメダホールディングス | 88,700 | 2,967.00 | 263,172,900 | |
| 3559 | ピーバンドットコム | 2,900 | 451.00 | 1,307,900 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 3565 | アセンテック | 12,100 | 602.00 | 7,284,200 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 5009 | 富士興産 | 5,200 | 1,913.00 | 9,947,600 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 6973 | 協栄産業 | 2,100 | 2,166.00 | 4,548,600 | |
| 7128 | フルサト・マルカホールディングス | 32,700 | 2,783.00 | 91,004,100 | 貸付有価証券<br>2,300株 |
| 7130 | ヤマエグループホールディングス | 20,500 | 4,050.00 | 83,025,000 | |
| 7414 | 小野建 | 35,500 | 1,722.00 | 61,131,000 | |
| 7417 | 南陽 | 4,000 | 2,207.00 | 8,828,000 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 7420 | 佐鳥電機 | 15,200 | 1,791.00 | 27,223,200 | 貸付有価証券<br>3,200株 |
| 7427 | エコートレーディング | 4,400 | 1,414.00 | 6,221,600 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 7433 | 伯東 | 20,700 | 5,400.00 | 111,780,000 | 貸付有価証券<br>2,700株 |
| 7438 | コンドーテック | 27,800 | 1,169.00 | 32,498,200 | |
| 7442 | 中山福 | 11,100 | 349.00 | 3,873,900 | 貸付有価証券<br>2,500株 |
| 7447 | ナガイレーベン | 45,700 | 2,247.00 | 102,687,900 | |
| 7451 | 三菱食品 | 33,400 | 4,015.00 | 134,101,000 | |
| 7456 | 松田産業 | 27,500 | 2,257.00 | 62,067,500 | |
| 7458 | 第一興商 | 140,100 | 2,692.00 | 377,149,200 | |
| 7459 | メディパルホールディングス | 346,200 | 2,532.00 | 876,578,400 | |
| 7466 | ＳＰＫ | 16,100 | 1,990.00 | 32,039,000 | |
| 7467 | 萩原電気ホールディングス | 14,800 | 4,380.00 | 64,824,000 | |
| 7476 | アズワン | 51,500 | 5,780.00 | 297,670,000 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 7480 | スズデン | 12,700 | 2,276.00 | 28,905,200 | |
| 7481 | 尾家産業 | 4,900 | 1,997.00 | 9,785,300 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 7482 | シモジマ | 24,800 | 1,195.00 | 29,636,000 | |
| 7483 | ドウシシャ | 38,300 | 2,331.00 | 89,277,300 | |
| 7487 | 小津産業 | 4,700 | 1,632.00 | 7,670,400 | |
| 7504 | 高速 | 18,800 | 2,049.00 | 38,521,200 | |
| 7510 | たけびし | 13,800 | 1,921.00 | 26,509,800 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 7525 | リックス | 5,000 | 3,055.00 | 15,275,000 | |
| 7537 | 丸文 | 32,300 | 1,193.00 | 38,533,900 | |
| 7552 | ハピネット | 30,800 | 2,644.00 | 81,435,200 | |
| 7570 | 橋本総業ホールディングス | 14,300 | 1,129.00 | 16,144,700 | |
| 7575 | 日本ライフライン | 106,100 | 1,202.00 | 127,532,200 | |
| 7590 | タカショー | 31,500 | 651.00 | 20,506,500 | 貸付有価証券<br>2,600株 |
| 7599 | ＩＤＯＭ | 109,400 | 767.00 | 83,909,800 | 貸付有価証券<br>4,400株 |
| 7607 | 進和 | 22,100 | 2,352.00 | 51,979,200 | |
| 7608 | エスケイジャパン | 5,100 | 712.00 | 3,631,200 | |
| 7609 | ダイトロン | 14,300 | 3,065.00 | 43,829,500 | |
| 7613 | シークス | 51,600 | 1,530.00 | 78,948,000 | 貸付有価証券<br>5,500株 |
| 7619 | 田中商事 | 6,500 | 692.00 | 4,498,000 | |
| 7628 | オーハシテクニカ | 17,500 | 1,708.00 | 29,890,000 | |
| 7637 | 白銅 | 13,100 | 2,370.00 | 31,047,000 | |
| 7673 | ダイコー通産 | 2,400 | 1,173.00 | 2,815,200 | 貸付有価証券<br>500株 |
| 8001 | 伊藤忠商事 | 2,230,900 | 5,701.00 | 12,718,360,900 | |
| 8002 | 丸紅 | 2,825,200 | 2,460.50 | 6,951,404,600 | |
| 8007 | 高島 | 3,000 | 4,010.00 | 12,030,000 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 8012 | 長瀬産業 | 166,000 | 2,502.00 | 415,332,000 | |
| 8014 | 蝶理 | 19,400 | 2,902.00 | 56,298,800 | |
| 8015 | 豊田通商 | 317,100 | 8,834.00 | 2,801,261,400 | |
| 8018 | 三共生興 | 50,200 | 758.00 | 38,051,600 | 貸付有価証券<br>5,500株 |
| 8020 | 兼松 | 140,600 | 2,138.00 | 300,602,800 | |
| 8025 | ツカモトコーポレーション | 3,300 | 1,268.00 | 4,184,400 | |
| 8031 | 三井物産 | 2,569,600 | 5,629.00 | 14,464,278,400 | |
| 8032 | 日本紙パルプ商事 | 19,200 | 4,890.00 | 93,888,000 | |
| 8037 | カメイ | 38,500 | 1,500.00 | 57,750,000 | |
| 8038 | 東都水産 | 1,100 | 6,410.00 | 7,051,000 | |
| 8041 | ＯＵＧホールディングス | 3,100 | 2,509.00 | 7,777,900 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 8043 | スターゼン | 27,500 | 2,580.00 | 70,950,000 | 貸付有価証券<br>500株 |
| 8051 | 山善 | 97,600 | 1,114.00 | 108,726,400 | |
| 8052 | 椿本興業 | 5,800 | 5,020.00 | 29,116,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 8053 | 住友商事 | 2,190,800 | 3,096.00 | 6,782,716,800 | |
| 8057 | 内田洋行 | 14,700 | 6,780.00 | 99,666,000 | |
| 8058 | 三菱商事 | 2,207,400 | 7,486.00 | 16,524,596,400 | |
| 8059 | 第一実業 | 12,800 | 5,590.00 | 71,552,000 | |
| 8060 | キヤノンマーケティングジャパン | 83,900 | 3,852.00 | 323,182,800 | 貸付有価証券<br>12,500株 |
| 8061 | 西華産業 | 14,200 | 2,163.00 | 30,714,600 | |
| 8065 | 佐藤商事 | 25,100 | 1,539.00 | 38,628,900 | 貸付有価証券<br>2,400株 |
| 8068 | 菱洋エレクトロ | 30,900 | 3,325.00 | 102,742,500 | |
| 8070 | 東京産業 | 33,000 | 844.00 | 27,852,000 | 貸付有価証券<br>4,000株 |
| 8074 | ユアサ商事 | 31,100 | 4,285.00 | 133,263,500 | 貸付有価証券<br>3,300株 |
| 8075 | 神鋼商事 | 9,100 | 5,870.00 | 53,417,000 | |
| 8077 | トルク | 11,200 | 258.00 | 2,889,600 | |
| 8078 | 阪和興業 | 65,000 | 4,855.00 | 315,575,000 | |
| 8079 | 正栄食品工業 | 24,100 | 4,545.00 | 109,534,500 | 貸付有価証券<br>1,700株 |
| 8081 | カナデン | 24,200 | 1,403.00 | 33,952,600 | |
| 8084 | ＲＹＯＤＥＮ | 29,200 | 2,344.00 | 68,444,800 | |
| 8088 | 岩谷産業 | 82,400 | 7,604.00 | 626,569,600 | 貸付有価証券<br>9,700株 |
| 8089 | ナイス | 6,300 | 1,509.00 | 9,506,700 | 貸付有価証券<br>900株 |
| 8091 | ニチモウ | 2,500 | 4,030.00 | 10,075,000 | |
| 8093 | 極東貿易 | 21,600 | 1,936.00 | 41,817,600 | 貸付有価証券<br>900株 |
| 8095 | アステナホールディングス | 68,000 | 468.00 | 31,824,000 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 8097 | 三愛オブリ | 95,700 | 1,732.00 | 165,752,400 | 貸付有価証券<br>10,800株 |
| 8098 | 稲畑産業 | 71,500 | 3,235.00 | 231,302,500 | |
| 8101 | ＧＳＩクレオス | 21,000 | 2,245.00 | 47,145,000 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 8103 | 明和産業 | 48,100 | 673.00 | 32,371,300 | 貸付有価証券<br>4,000株 |
| 8104 | クワザワホールディングス | 7,400 | 554.00 | 4,099,600 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 8125 | ワキタ | 66,600 | 1,408.00 | 93,772,800 | |
| 8129 | 東邦ホールディングス | 90,100 | 2,873.50 | 258,902,350 | 貸付有価証券<br>13,900株 |
| 8130 | サンゲツ | 90,900 | 3,010.00 | 273,609,000 | |
| 8131 | ミツウロコグループホールディングス | 46,200 | 1,340.00 | 61,908,000 | 貸付有価証券 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 6,200株 |
| 8132 | シナネンホールディングス | 11,700 | 4,110.00 | 48,087,000 | 貸付有価証券<br>2,300株 |
| 8133 | 伊藤忠エネクス | 89,700 | 1,498.00 | 134,370,600 | |
| 8136 | サンリオ | 102,600 | 7,583.00 | 778,015,800 | |
| 8137 | サンワテクノス | 18,500 | 2,223.00 | 41,125,500 | |
| 8140 | リョーサン | 38,400 | 4,465.00 | 171,456,000 | |
| 8141 | 新光商事 | 48,600 | 1,222.00 | 59,389,200 | |
| 8142 | トーホー | 15,500 | 3,830.00 | 59,365,000 | |
| 8150 | 三信電気 | 14,600 | 2,214.00 | 32,324,400 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 8151 | 東陽テクニカ | 36,700 | 1,330.00 | 48,811,000 | |
| 8153 | モスフードサービス | 53,200 | 3,340.00 | 177,688,000 | 貸付有価証券<br>1,100株 |
| 8154 | 加賀電子 | 29,400 | 6,660.00 | 195,804,000 | 貸付有価証券<br>4,400株 |
| 8158 | ソーダニッカ | 17,600 | 1,004.00 | 17,670,400 | |
| 8159 | 立花エレテック | 26,400 | 2,766.00 | 73,022,400 | 貸付有価証券<br>3,200株 |
| 8275 | フォーバル | 14,200 | 1,266.00 | 17,977,200 | |
| 8283 | ＰＡＬＴＡＣ | 56,900 | 4,859.00 | 276,477,100 | 貸付有価証券<br>4,300株 |
| 8285 | 三谷産業 | 63,200 | 332.00 | 20,982,400 | |
| 8835 | 太平洋興発 | 7,800 | 788.00 | 6,146,400 | 貸付有価証券<br>1,700株 |
| 9260 | 西本Ｗｉｓｍｅｔｔａｃホールディングス | 9,200 | 4,535.00 | 41,722,000 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 9265 | ヤマシタヘルスケアホールディングス | 1,900 | 2,000.00 | 3,800,000 | 貸付有価証券<br>300株 |
| 9273 | コーア商事ホールディングス | 20,300 | 712.00 | 14,453,600 | |
| 9274 | ＫＰＰグループホールディングス | 84,400 | 664.00 | 56,041,600 | |
| 9305 | ヤマタネ | 16,000 | 2,064.00 | 33,024,000 | |
| 9763 | 丸紅建材リース | 1,800 | 2,736.00 | 4,924,800 | |
| 9824 | 泉州電業 | 18,100 | 3,800.00 | 68,780,000 | |
| 9830 | トラスコ中山 | 76,000 | 2,604.00 | 197,904,000 | 貸付有価証券<br>9,000株 |
| 9832 | オートバックスセブン | 126,000 | 1,588.00 | 200,088,000 | 貸付有価証券<br>16,200株 |
| 9837 | モリト | 25,900 | 1,301.00 | 33,695,900 | |
| 9869 | 加藤産業 | 44,800 | 4,200.00 | 188,160,000 | |
| 9872 | 北恵 | 4,700 | 862.00 | 4,051,400 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 9882 | イエローハット | 63,900 | 1,905.00 | 121,729,500 | 貸付有価証券 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 8,200株 |
| 9896 | ＪＫホールディングス | 27,800 | 996.00 | 27,688,800 | |
| 9902 | 日伝 | 21,400 | 2,520.00 | 53,928,000 | 貸付有価証券<br>4,000株 |
| 9930 | 北沢産業 | 11,100 | 322.00 | 3,574,200 | 貸付有価証券<br>3,300株 |
| 9932 | 杉本商事 | 16,000 | 2,268.00 | 36,288,000 | |
| 9934 | 因幡電機産業 | 93,900 | 3,155.00 | 296,254,500 | |
| 9960 | 東テク | 12,100 | 5,180.00 | 62,678,000 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 9962 | ミスミグループ本社 | 546,500 | 2,446.50 | 1,337,012,250 | 貸付有価証券<br>54,600株 |
| 9972 | アルテック | 11,600 | 254.00 | 2,946,400 | 貸付有価証券<br>3,000株 |
| 9982 | タキヒヨー | 5,600 | 1,180.00 | 6,608,000 | |
| 9986 | 蔵王産業 | 3,800 | 2,620.00 | 9,956,000 | |
| 9987 | スズケン | 106,000 | 4,440.00 | 470,640,000 | |
| 9991 | ジェコス | 21,600 | 957.00 | 20,671,200 | |
| 9995 | グローセル | 22,900 | 431.00 | 9,869,900 | 貸付有価証券<br>4,300株 |
| 2651 | ローソン | 89,800 | 7,010.00 | 629,498,000 | 貸付有価証券<br>11,000株 |
| 2659 | サンエー | 27,600 | 4,860.00 | 134,136,000 | 貸付有価証券<br>3,600株 |
| 2664 | カワチ薬品 | 28,300 | 2,297.00 | 65,005,100 | |
| 2670 | エービーシー・マート | 158,400 | 2,688.50 | 425,858,400 | |
| 2674 | ハードオフコーポレーション | 9,300 | 1,573.00 | 14,628,900 | |
| 2678 | アスクル | 74,900 | 1,971.00 | 147,627,900 | 貸付有価証券<br>9,200株 |
| 2681 | ゲオホールディングス | 35,400 | 2,574.00 | 91,119,600 | |
| 2685 | アダストリア | 43,700 | 2,862.00 | 125,069,400 | 貸付有価証券<br>6,000株 |
| 2686 | ジーフット | 12,700 | 279.00 | 3,543,300 | 貸付有価証券<br>3,900株 |
| 2687 | シー・ヴイ・エス・ベイエリア | 3,000 | 816.00 | 2,448,000 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 2695 | くら寿司 | 42,400 | 3,425.00 | 145,220,000 | 貸付有価証券<br>4,600株 |
| 2698 | キャンドゥ | 12,900 | 2,724.00 | 35,139,600 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 2722 | ＩＫホールディングス | 6,700 | 383.00 | 2,566,100 | |
| 2726 | パルグループホールディングス | 71,100 | 2,043.00 | 145,257,300 | |
| 2730 | エディオン | 143,300 | 1,494.00 | 214,090,200 | 貸付有価証券<br>38,400株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 2734 | サーラコーポレーション | 76,100 | 763.00 | 58,064,300 | |
| 2735 | ワッツ | 10,200 | 613.00 | 6,252,600 | 貸付有価証券<br>2,100株 |
| 2742 | ハローズ | 16,400 | 4,110.00 | 67,404,000 | |
| 2752 | フジオフードグループ本社 | 40,600 | 1,399.00 | 56,799,400 | 貸付有価証券<br>3,800株 |
| 2753 | あみやき亭 | 8,800 | 3,585.00 | 31,548,000 | |
| 2764 | ひらまつ | 44,800 | 273.00 | 12,230,400 | 貸付有価証券<br>8,600株 |
| 2791 | 大黒天物産 | 11,100 | 6,840.00 | 75,924,000 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 2792 | ハニーズホールディングス | 28,600 | 1,669.00 | 47,733,400 | |
| 2796 | ファーマライズホールディングス | 4,500 | 651.00 | 2,929,500 | |
| 3028 | アルペン | 29,900 | 1,927.00 | 57,617,300 | 貸付有価証券<br>5,700株 |
| 3030 | ハブ | 6,900 | 924.00 | 6,375,600 | |
| 3034 | クオールホールディングス | 49,800 | 1,913.00 | 95,267,400 | |
| 3046 | ジンズホールディングス | 21,500 | 3,360.00 | 72,240,000 | |
| 3048 | ビックカメラ | 192,600 | 1,091.00 | 210,126,600 | |
| 3050 | ＤＣＭホールディングス | 210,400 | 1,263.00 | 265,735,200 | |
| 3053 | ペッパーフードサービス | 77,600 | 119.00 | 9,234,400 | 貸付有価証券<br>7,000株 |
| 3064 | ＭｏｎｏｔａＲＯ | 513,200 | 1,602.50 | 822,403,000 | 貸付有価証券<br>57,300株 |
| 3067 | 東京一番フーズ | 4,800 | 544.00 | 2,611,200 | |
| 3073 | ＤＤグループ | 11,100 | 1,644.00 | 18,248,400 | |
| 3082 | きちりホールディングス | 5,500 | 874.00 | 4,807,000 | 貸付有価証券<br>1,200株 |
| 3086 | Ｊ．フロント　リテイリング | 450,100 | 1,607.00 | 723,310,700 | 貸付有価証券<br>52,300株 |
| 3087 | ドトール・日レスホールディングス | 64,200 | 2,381.00 | 152,860,200 | |
| 3088 | マツキヨココカラ&カンパニー | 219,500 | 8,578.00 | 1,882,871,000 | |
| 3091 | ブロンコビリー | 21,200 | 3,090.00 | 65,508,000 | |
| 3092 | ＺＯＺＯ | 239,300 | 2,788.50 | 667,288,050 | 貸付有価証券<br>3,500株 |
| 3093 | トレジャー・ファクトリー | 15,000 | 1,391.00 | 20,865,000 | |
| 3097 | 物語コーポレーション | 60,500 | 4,630.00 | 280,115,000 | 貸付有価証券<br>6,600株 |
| 3099 | 三越伊勢丹ホールディングス | 609,600 | 1,757.50 | 1,071,372,000 | 貸付有価証券<br>76,400株 |
| 3134 | Ｈａｍｅｅ | 12,500 | 1,082.00 | 13,525,000 | 貸付有価証券<br>1,800株 |
| 3135 | マーケットエンタープライズ | 2,100 | 1,277.00 | 2,681,700 | 貸付有価証券 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 300株 |
| 3141 | ウエルシアホールディングス | 187,800 | 2,665.00 | 500,487,000 | 貸付有価証券<br>25,800株 |
| 3148 | クリエイトＳＤホールディングス | 59,900 | 3,660.00 | 219,234,000 | 貸付有価証券<br>6,400株 |
| 3159 | 丸善ＣＨＩホールディングス | 24,700 | 345.00 | 8,521,500 | 貸付有価証券<br>5,100株 |
| 3169 | ミサワ | 4,200 | 627.00 | 2,633,400 | |
| 3172 | ティーライフ | 2,800 | 1,408.00 | 3,942,400 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 3175 | エー・ピーホールディングス | 4,100 | 977.00 | 4,005,700 | 貸付有価証券<br>300株 |
| 3178 | チムニー | 6,500 | 1,546.00 | 10,049,000 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 3179 | シュッピン | 26,900 | 1,158.00 | 31,150,200 | |
| 3182 | オイシックス・ラ・大地 | 48,700 | 1,680.00 | 81,816,000 | 貸付有価証券<br>4,400株 |
| 3186 | ネクステージ | 82,700 | 2,348.00 | 194,179,600 | 貸付有価証券<br>9,900株 |
| 3191 | ジョイフル本田 | 105,300 | 1,749.00 | 184,169,700 | 貸付有価証券<br>12,800株 |
| 3193 | 鳥貴族ホールディングス | 13,400 | 3,165.00 | 42,411,000 | 貸付有価証券<br>2,000株 |
| 3196 | ホットランド | 27,700 | 1,705.00 | 47,228,500 | |
| 3197 | すかいらーくホールディングス | 494,900 | 2,043.00 | 1,011,080,700 | 貸付有価証券<br>68,600株 |
| 3198 | ＳＦＰホールディングス | 19,800 | 2,359.00 | 46,708,200 | 貸付有価証券<br>1,900株 |
| 3199 | 綿半ホールディングス | 28,000 | 1,367.00 | 38,276,000 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 3221 | ヨシックスホールディングス | 4,100 | 2,804.00 | 11,496,400 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 3222 | ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール | 118,000 | 1,126.00 | 132,868,000 | |
| 3319 | ゴルフダイジェスト・オンライン | 16,400 | 706.00 | 11,578,400 | |
| 3328 | ＢＥＥＮＯＳ | 15,200 | 1,648.00 | 25,049,600 | 貸付有価証券<br>1,500株 |
| 3333 | あさひ | 30,200 | 1,289.00 | 38,927,800 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 3341 | 日本調剤 | 24,600 | 1,430.00 | 35,178,000 | 貸付有価証券<br>200株 |
| 3349 | コスモス薬品 | 35,800 | 16,745.00 | 599,471,000 | 貸付有価証券<br>3,800株 |
| 3361 | トーエル | 9,300 | 768.00 | 7,142,400 | |
| 3382 | セブン&アイ・ホールディングス | 1,247,800 | 5,973.00 | 7,453,109,400 | 貸付有価証券<br>262,600株 |
| 3387 | クリエイト・レストランツ・ホールディング | 272,300 | 1,212.00 | 330,027,600 | 貸付有価証券<br>23,400株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3391 | ツルハホールディングス | 76,000 | 10,600.00 | 805,600,000 | 貸付有価証券<br>9,500株 |
| 3395 | サンマルクホールディングス | 29,100 | 1,887.00 | 54,911,700 | |
| 3396 | フェリシモ | 4,700 | 1,004.00 | 4,718,800 | |
| 3397 | トリドールホールディングス | 90,100 | 3,910.00 | 352,291,000 | 貸付有価証券<br>15,600株 |
| 3415 | ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ | 37,200 | 303.00 | 11,271,600 | 貸付有価証券<br>2,800株 |
| 3538 | ウイルプラスホールディングス | 3,700 | 1,181.00 | 4,369,700 | |
| 3539 | ＪＭホールディングス | 27,300 | 1,912.00 | 52,197,600 | 貸付有価証券<br>3,000株 |
| 3544 | サツドラホールディングス | 9,500 | 806.00 | 7,657,000 | 貸付有価証券<br>1,800株 |
| 3546 | アレンザホールディングス | 27,000 | 1,011.00 | 27,297,000 | |
| 3547 | 串カツ田中ホールディングス | 9,700 | 1,605.00 | 15,568,500 | 貸付有価証券<br>1,100株 |
| 3548 | バロックジャパンリミテッド | 23,500 | 834.00 | 19,599,000 | |
| 3549 | クスリのアオキホールディングス | 32,300 | 9,057.00 | 292,541,100 | 貸付有価証券<br>5,700株 |
| 3561 | 力の源ホールディングス | 13,900 | 2,231.00 | 31,010,900 | |
| 3563 | ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥ | 193,100 | 2,815.00 | 543,576,500 | |
| 4350 | メディカルシステムネットワーク | 31,400 | 398.00 | 12,497,200 | |
| 7127 | 一家ホールディングス | 4,500 | 723.00 | 3,253,500 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 7135 | ジャパンクラフトホールディングス | 13,000 | 224.00 | 2,912,000 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 7416 | はるやまホールディングス | 9,800 | 518.00 | 5,076,400 | |
| 7419 | ノジマ | 118,100 | 1,299.00 | 153,411,900 | |
| 7421 | カッパ・クリエイト | 56,900 | 1,612.00 | 91,722,800 | 貸付有価証券<br>7,000株 |
| 7445 | ライトオン | 15,800 | 517.00 | 8,168,600 | 貸付有価証券<br>2,500株 |
| 7453 | 良品計画 | 395,200 | 1,889.50 | 746,730,400 | 貸付有価証券<br>89,200株 |
| 7455 | パリミキホールディングス | 26,100 | 401.00 | 10,466,100 | 貸付有価証券<br>4,700株 |
| 7463 | アドヴァングループ | 34,400 | 1,020.00 | 35,088,000 | |
| 7475 | アルビス | 11,800 | 2,442.00 | 28,815,600 | |
| 7494 | コナカ | 22,800 | 453.00 | 10,328,400 | 貸付有価証券<br>5,400株 |
| 7506 | ハウス　オブ　ローゼ | 2,600 | 1,615.00 | 4,199,000 | |
| 7508 | Ｇ－７ホールディングス | 45,100 | 1,267.00 | 57,141,700 | 貸付有価証券<br>5,200株 |
| 7512 | イオン北海道 | 53,500 | 852.00 | 45,582,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 7513 | コジマ | 59,800 | 642.00 | 38,391,600 | 貸付有価証券<br>200株 |
| 7514 | ヒマラヤ | 6,600 | 945.00 | 6,237,000 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 7516 | コーナン商事 | 48,800 | 3,665.00 | 178,852,000 | |
| 7520 | エコス | 13,400 | 2,037.00 | 27,295,800 | |
| 7522 | ワタミ | 43,700 | 1,177.00 | 51,434,900 | 貸付有価証券<br>5,200株 |
| 7524 | マルシェ | 6,900 | 297.00 | 2,049,300 | 貸付有価証券<br>1,500株 |
| 7532 | パン・パシフィック・インターナショナルホ | 730,900 | 3,049.00 | 2,228,514,100 | 貸付有価証券<br>104,500株 |
| 7545 | 西松屋チェーン | 80,100 | 1,649.00 | 132,084,900 | |
| 7550 | ゼンショーホールディングス | 198,200 | 6,780.00 | 1,343,796,000 | 貸付有価証券<br>7,900株 |
| 7554 | 幸楽苑ホールディングス | 23,600 | 1,038.00 | 24,496,800 | 貸付有価証券<br>2,700株 |
| 7561 | ハークスレイ | 8,200 | 783.00 | 6,420,600 | 貸付有価証券<br>1,800株 |
| 7581 | サイゼリヤ | 53,500 | 4,760.00 | 254,660,000 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 7593 | ＶＴホールディングス | 137,500 | 522.00 | 71,775,000 | |
| 7596 | 魚力 | 11,200 | 2,243.00 | 25,121,600 | |
| 7601 | ポプラ | 4,600 | 234.00 | 1,076,400 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 7605 | フジ・コーポレーション | 17,900 | 2,052.00 | 36,730,800 | |
| 7606 | ユナイテッドアローズ | 38,700 | 2,018.00 | 78,096,600 | |
| 7611 | ハイデイ日高 | 53,700 | 2,909.00 | 156,213,300 | 貸付有価証券<br>6,300株 |
| 7615 | ＹＵ－ＷＡ　Ｃｒｅａｔｉｏｎ　Ｈｏｌｄｉ | 12,400 | 186.00 | 2,306,400 | 貸付有価証券<br>2,300株 |
| 7616 | コロワイド | 166,800 | 2,594.50 | 432,762,600 | 貸付有価証券<br>14,500株 |
| 7618 | ピーシーデポコーポレーション | 13,500 | 479.00 | 6,466,500 | |
| 7630 | 壱番屋 | 28,600 | 5,590.00 | 159,874,000 | |
| 7640 | トップカルチャー | 6,700 | 190.00 | 1,273,000 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 7646 | ＰＬＡＮＴ | 4,900 | 823.00 | 4,032,700 | 貸付有価証券<br>1,100株 |
| 7649 | スギホールディングス | 72,900 | 6,347.00 | 462,696,300 | 貸付有価証券<br>8,700株 |
| 7679 | 薬王堂ホールディングス | 20,200 | 2,661.00 | 53,752,200 | |
| 7918 | ヴィア・ホールディングス | 27,800 | 106.00 | 2,946,800 | 貸付有価証券<br>5,300株 |
| 8005 | スクロール | 53,700 | 1,015.00 | 54,505,500 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 8008 | ヨンドシーホールディングス | 31,100 | 1,828.00 | 56,850,800 | |
| 8160 | 木曽路 | 54,800 | 2,620.00 | 143,576,000 | |
| 8163 | ＳＲＳホールディングス | 59,700 | 1,086.00 | 64,834,200 | |
| 8165 | 千趣会 | 66,600 | 410.00 | 27,306,000 | 貸付有価証券<br>7,800株 |
| 8166 | タカキュー | 14,300 | 92.00 | 1,315,600 | |
| 8167 | リテールパートナーズ | 53,700 | 1,699.00 | 91,236,300 | |
| 8168 | ケーヨー | 58,300 | 879.00 | 51,245,700 | |
| 8173 | 上新電機 | 32,200 | 2,392.00 | 77,022,400 | 貸付有価証券<br>5,100株 |
| 8174 | 日本瓦斯 | 191,800 | 2,304.50 | 442,003,100 | |
| 8179 | ロイヤルホールディングス | 63,800 | 2,669.00 | 170,282,200 | 貸付有価証券<br>7,600株 |
| 8181 | 東天紅 | 1,500 | 829.00 | 1,243,500 | |
| 8182 | いなげや | 35,200 | 1,537.00 | 54,102,400 | 貸付有価証券<br>5,400株 |
| 8185 | チヨダ | 34,600 | 964.00 | 33,354,400 | |
| 8194 | ライフコーポレーション | 31,600 | 3,660.00 | 115,656,000 | |
| 8200 | リンガーハット | 46,700 | 2,331.00 | 108,857,700 | 貸付有価証券<br>7,200株 |
| 8203 | ＭｒＭａｘＨＤ | 50,700 | 622.00 | 31,535,400 | 貸付有価証券<br>400株 |
| 8207 | テンアライド | 21,200 | 328.00 | 6,953,600 | 貸付有価証券<br>7,000株 |
| 8214 | ＡＯＫＩホールディングス | 66,500 | 1,062.00 | 70,623,000 | |
| 8217 | オークワ | 57,900 | 908.00 | 52,573,200 | 貸付有価証券<br>500株 |
| 8218 | コメリ | 55,700 | 3,175.00 | 176,847,500 | 貸付有価証券<br>2,800株 |
| 8219 | 青山商事 | 77,400 | 1,690.00 | 130,806,000 | |
| 8227 | しまむら | 42,500 | 14,855.00 | 631,337,500 | 貸付有価証券<br>5,100株 |
| 8230 | はせがわ | 11,100 | 348.00 | 3,862,800 | 貸付有価証券<br>2,300株 |
| 8233 | 高島屋 | 273,000 | 2,186.00 | 596,778,000 | 貸付有価証券<br>10,900株 |
| 8237 | 松屋 | 61,400 | 1,084.00 | 66,557,600 | |
| 8242 | エイチ・ツー・オー　リテイリング | 176,200 | 1,891.00 | 333,194,200 | |
| 8244 | 近鉄百貨店 | 15,500 | 2,998.00 | 46,469,000 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 8252 | 丸井グループ | 267,000 | 2,516.50 | 671,905,500 | |
| 8255 | アクシアル　リテイリング | 24,700 | 3,750.00 | 92,625,000 | |
| 8260 | 井筒屋 | 9,900 | 379.00 | 3,752,100 | 貸付有価証券 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 2,300株 |
| 8267 | イオン | 1,227,300 | 2,984.50 | 3,662,876,850 | 貸付有価証券<br>258,300株 |
| 8273 | イズミ | 55,000 | 3,859.00 | 212,245,000 | |
| 8276 | 平和堂 | 60,500 | 2,501.00 | 151,310,500 | 貸付有価証券<br>8,900株 |
| 8278 | フジ | 55,600 | 1,807.00 | 100,469,200 | |
| 8279 | ヤオコー | 41,000 | 7,819.00 | 320,579,000 | 貸付有価証券<br>2,600株 |
| 8281 | ゼビオホールディングス | 49,000 | 1,020.00 | 49,980,000 | |
| 8282 | ケーズホールディングス | 255,900 | 1,383.00 | 353,909,700 | 貸付有価証券<br>42,200株 |
| 8289 | Ｏｌｙｍｐｉｃグループ | 8,700 | 524.00 | 4,558,800 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 8291 | 日産東京販売ホールディングス | 29,700 | 468.00 | 13,899,600 | |
| 9262 | シルバーライフ | 6,900 | 1,176.00 | 8,114,400 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 9267 | Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ | 15,900 | 5,080.00 | 80,772,000 | |
| 9275 | ナルミヤ・インターナショナル | 3,800 | 1,173.00 | 4,457,400 | |
| 9278 | ブックオフグループホールディングス | 15,800 | 1,243.00 | 19,639,400 | |
| 9279 | ギフトホールディングス | 15,300 | 2,693.00 | 41,202,900 | |
| 9627 | アインホールディングス | 49,900 | 4,526.00 | 225,847,400 | 貸付有価証券<br>5,900株 |
| 9828 | 元気寿司 | 10,200 | 5,190.00 | 52,938,000 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 9831 | ヤマダホールディングス | 1,484,400 | 468.60 | 695,589,840 | 貸付有価証券<br>141,400株 |
| 9842 | アークランズ | 108,430 | 1,630.00 | 176,740,900 | |
| 9843 | ニトリホールディングス | 146,400 | 17,365.00 | 2,542,236,000 | |
| 9850 | グルメ杵屋 | 29,300 | 1,144.00 | 33,519,200 | |
| 9854 | 愛眼 | 15,500 | 183.00 | 2,836,500 | 貸付有価証券<br>3,500株 |
| 9856 | ケーユーホールディングス | 21,200 | 1,206.00 | 25,567,200 | 貸付有価証券<br>2,300株 |
| 9861 | 吉野家ホールディングス | 141,700 | 2,897.50 | 410,575,750 | 貸付有価証券<br>22,900株 |
| 9887 | 松屋フーズホールディングス | 17,100 | 4,215.00 | 72,076,500 | |
| 9900 | サガミホールディングス | 58,200 | 1,422.00 | 82,760,400 | 貸付有価証券<br>6,500株 |
| 9919 | 関西フードマーケット | 32,700 | 1,488.00 | 48,657,600 | 貸付有価証券<br>3,700株 |
| 9936 | 王将フードサービス | 23,800 | 6,990.00 | 166,362,000 | |
| 9946 | ミニストップ | 26,300 | 1,459.00 | 38,371,700 | 貸付有価証券<br>1,500株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 9948 | アークス | 66,400 | 2,688.00 | 178,483,200 | |
| 9956 | バローホールディングス | 69,100 | 2,175.00 | 150,292,500 | |
| 9974 | ベルク | 18,000 | 6,780.00 | 122,040,000 | |
| 9979 | 大庄 | 11,300 | 1,165.00 | 13,164,500 | |
| 9983 | ファーストリテイリング | 162,900 | 33,560.00 | 5,466,924,000 | 貸付有価証券<br>17,400株 |
| 9989 | サンドラッグ | 137,400 | 4,303.00 | 591,232,200 | |
| 9990 | サックスバー　ホールディングス | 34,400 | 1,003.00 | 34,503,200 | 貸付有価証券<br>3,700株 |
| 9993 | ヤマザワ | 4,300 | 1,266.00 | 5,443,800 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 9994 | やまや | 4,300 | 3,090.00 | 13,287,000 | 貸付有価証券<br>100株 |
| 9997 | ベルーナ | 87,100 | 755.00 | 65,760,500 | |
| 5830 | いよぎんホールディングス | 401,000 | 1,137.00 | 455,937,000 | |
| 5831 | しずおかフィナンシャルグループ | 748,800 | 1,277.00 | 956,217,600 | |
| 5832 | ちゅうぎんフィナンシャルグループ | 283,700 | 1,125.50 | 319,304,350 | |
| 5838 | 楽天銀行 | 117,200 | 1,935.00 | 226,782,000 | |
| 7150 | 島根銀行 | 6,700 | 550.00 | 3,685,000 | 貸付有価証券<br>900株 |
| 7161 | じもとホールディングス | 14,000 | 435.00 | 6,090,000 | 貸付有価証券<br>2,900株 |
| 7167 | めぶきフィナンシャルグループ | 1,672,300 | 427.70 | 715,242,710 | 貸付有価証券<br>226,900株 |
| 7173 | 東京きらぼしフィナンシャルグループ | 43,100 | 4,495.00 | 193,734,500 | |
| 7180 | 九州フィナンシャルグループ | 593,000 | 788.90 | 467,817,700 | |
| 7182 | ゆうちょ銀行 | 925,800 | 1,242.00 | 1,149,843,600 | 貸付有価証券<br>123,700株 |
| 7184 | 富山第一銀行 | 107,000 | 1,000.00 | 107,000,000 | 貸付有価証券<br>10,400株 |
| 7186 | コンコルディア・フィナンシャルグループ | 1,808,300 | 709.90 | 1,283,712,170 | 貸付有価証券<br>215,400株 |
| 7189 | 西日本フィナンシャルホールディングス | 209,200 | 1,672.00 | 349,782,400 | 貸付有価証券<br>29,600株 |
| 7322 | 三十三フィナンシャルグループ | 30,100 | 1,899.00 | 57,159,900 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 7327 | 第四北越フィナンシャルグループ | 52,900 | 3,950.00 | 208,955,000 | 貸付有価証券<br>7,600株 |
| 7337 | ひろぎんホールディングス | 439,700 | 958.40 | 421,408,480 | |
| 7350 | おきなわフィナンシャルグループ | 30,900 | 2,460.00 | 76,014,000 | 貸付有価証券<br>4,000株 |
| 7380 | 十六フィナンシャルグループ | 43,700 | 3,970.00 | 173,489,000 | 貸付有価証券<br>5,500株 |
| 7381 | 北國フィナンシャルホールディングス | 35,500 | 5,760.00 | 204,480,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 7384 | プロクレアホールディングス | 41,300 | 2,085.00 | 86,110,500 | 貸付有価証券<br>4,600株 |
| 7389 | あいちフィナンシャルグループ | 47,100 | 2,682.00 | 126,322,200 | |
| 8304 | あおぞら銀行 | 211,900 | 3,037.00 | 643,540,300 | 貸付有価証券<br>26,000株 |
| 8306 | 三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ | 21,106,400 | 1,264.00 | 26,678,489,600 | |
| 8308 | りそなホールディングス | 4,232,100 | 869.90 | 3,681,503,790 | |
| 8309 | 三井住友トラスト・ホールディングス | 605,600 | 5,829.00 | 3,530,042,400 | |
| 8316 | 三井住友フィナンシャルグループ | 2,395,100 | 7,295.00 | 17,472,254,500 | |
| 8331 | 千葉銀行 | 939,200 | 1,144.50 | 1,074,914,400 | |
| 8334 | 群馬銀行 | 654,000 | 734.40 | 480,297,600 | |
| 8336 | 武蔵野銀行 | 43,300 | 2,833.00 | 122,668,900 | 貸付有価証券<br>6,500株 |
| 8337 | 千葉興業銀行 | 52,600 | 890.00 | 46,814,000 | 貸付有価証券<br>12,200株 |
| 8338 | 筑波銀行 | 147,900 | 276.00 | 40,820,400 | |
| 8341 | 七十七銀行 | 107,900 | 3,380.00 | 364,702,000 | 貸付有価証券<br>14,700株 |
| 8343 | 秋田銀行 | 22,600 | 2,037.00 | 46,036,200 | |
| 8344 | 山形銀行 | 37,400 | 1,188.00 | 44,431,200 | |
| 8345 | 岩手銀行 | 23,100 | 2,845.00 | 65,719,500 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 8346 | 東邦銀行 | 266,600 | 291.00 | 77,580,600 | 貸付有価証券<br>22,400株 |
| 8349 | 東北銀行 | 9,500 | 1,173.00 | 11,143,500 | 貸付有価証券<br>2,100株 |
| 8354 | ふくおかフィナンシャルグループ | 269,000 | 3,750.00 | 1,008,750,000 | |
| 8358 | スルガ銀行 | 297,100 | 653.00 | 194,006,300 | |
| 8359 | 八十二銀行 | 711,800 | 880.40 | 626,668,720 | 貸付有価証券<br>108,900株 |
| 8360 | 山梨中央銀行 | 34,600 | 1,704.00 | 58,958,400 | |
| 8361 | 大垣共立銀行 | 64,200 | 2,154.00 | 138,286,800 | |
| 8362 | 福井銀行 | 30,100 | 1,648.00 | 49,604,800 | 貸付有価証券<br>3,800株 |
| 8364 | 清水銀行 | 13,400 | 1,650.00 | 22,110,000 | |
| 8365 | 富山銀行 | 3,300 | 1,841.00 | 6,075,300 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 8366 | 滋賀銀行 | 56,000 | 3,490.00 | 195,440,000 | 貸付有価証券<br>8,200株 |
| 8367 | 南都銀行 | 50,700 | 2,789.00 | 141,402,300 | |
| 8368 | 百五銀行 | 317,100 | 551.00 | 174,722,100 | 貸付有価証券<br>12,700株 |
| 8369 | 京都銀行 | 106,800 | 8,663.00 | 925,208,400 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 8370 | 紀陽銀行 | 120,600 | 1,603.00 | 193,321,800 | 貸付有価証券<br>15,400株 |
| 8377 | ほくほくフィナンシャルグループ | 214,200 | 1,461.50 | 313,053,300 | 貸付有価証券<br>29,000株 |
| 8381 | 山陰合同銀行 | 210,900 | 992.00 | 209,212,800 | 貸付有価証券<br>2,000株 |
| 8383 | 鳥取銀行 | 6,700 | 1,370.00 | 9,179,000 | |
| 8386 | 百十四銀行 | 30,700 | 2,439.00 | 74,877,300 | 貸付有価証券<br>4,600株 |
| 8387 | 四国銀行 | 53,500 | 1,012.00 | 54,142,000 | |
| 8388 | 阿波銀行 | 47,300 | 2,418.00 | 114,371,400 | 貸付有価証券<br>6,900株 |
| 8392 | 大分銀行 | 20,300 | 2,727.00 | 55,358,100 | |
| 8393 | 宮崎銀行 | 22,000 | 2,874.00 | 63,228,000 | 貸付有価証券<br>400株 |
| 8395 | 佐賀銀行 | 19,700 | 2,061.00 | 40,601,700 | |
| 8399 | 琉球銀行 | 77,200 | 1,140.00 | 88,008,000 | |
| 8410 | セブン銀行 | 1,207,300 | 322.00 | 388,750,600 | 貸付有価証券<br>145,900株 |
| 8411 | みずほフィナンシャルグループ | 4,874,000 | 2,581.50 | 12,582,231,000 | |
| 8416 | 高知銀行 | 6,700 | 1,025.00 | 6,867,500 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 8418 | 山口フィナンシャルグループ | 330,500 | 1,321.50 | 436,755,750 | 貸付有価証券<br>54,500株 |
| 8522 | 名古屋銀行 | 22,200 | 4,825.00 | 107,115,000 | |
| 8524 | 北洋銀行 | 510,700 | 360.00 | 183,852,000 | 貸付有価証券<br>65,900株 |
| 8537 | 大光銀行 | 6,300 | 1,359.00 | 8,561,700 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 8541 | 愛媛銀行 | 45,400 | 990.00 | 44,946,000 | |
| 8542 | トマト銀行 | 6,400 | 1,244.00 | 7,961,600 | |
| 8544 | 京葉銀行 | 154,200 | 672.00 | 103,622,400 | |
| 8550 | 栃木銀行 | 154,300 | 341.00 | 52,616,300 | |
| 8551 | 北日本銀行 | 11,800 | 2,352.00 | 27,753,600 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 8558 | 東和銀行 | 61,900 | 623.00 | 38,563,700 | |
| 8562 | 福島銀行 | 22,400 | 246.00 | 5,510,400 | 貸付有価証券<br>4,100株 |
| 8563 | 大東銀行 | 8,500 | 733.00 | 6,230,500 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 8600 | トモニホールディングス | 272,400 | 454.00 | 123,669,600 | 貸付有価証券<br>20,400株 |
| 8713 | フィデアホールディングス | 34,800 | 1,642.00 | 57,141,600 | |
| 8714 | 池田泉州ホールディングス | 431,500 | 317.00 | 136,785,500 | 貸付有価証券<br>50,000株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 7148 | ＦＰＧ | 114,000 | 1,440.00 | 164,160,000 | |
| 7172 | ジャパンインベストメントアドバイザー | 27,500 | 1,632.00 | 44,880,000 | |
| 7347 | マーキュリアホールディングス | 11,200 | 802.00 | 8,982,400 | 貸付有価証券<br>1,500株 |
| 8473 | ＳＢＩホールディングス | 488,600 | 3,144.00 | 1,536,158,400 | |
| 8518 | 日本アジア投資 | 16,700 | 283.00 | 4,726,100 | 貸付有価証券<br>3,700株 |
| 8595 | ジャフコ　グループ | 112,500 | 1,899.00 | 213,637,500 | 貸付有価証券<br>17,100株 |
| 8601 | 大和証券グループ本社 | 2,409,900 | 865.60 | 2,086,009,440 | |
| 8604 | 野村ホールディングス | 6,072,300 | 610.60 | 3,707,746,380 | |
| 8609 | 岡三証券グループ | 295,900 | 644.00 | 190,559,600 | 貸付有価証券<br>49,000株 |
| 8613 | 丸三証券 | 112,100 | 545.00 | 61,094,500 | 貸付有価証券<br>17,500株 |
| 8614 | 東洋証券 | 111,800 | 362.00 | 40,471,600 | 貸付有価証券<br>15,600株 |
| 8616 | 東海東京フィナンシャル・ホールディングス | 366,800 | 472.00 | 173,129,600 | |
| 8617 | 光世証券 | 4,400 | 636.00 | 2,798,400 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 8622 | 水戸証券 | 90,500 | 460.00 | 41,630,000 | |
| 8624 | いちよし証券 | 62,100 | 728.00 | 45,208,800 | |
| 8628 | 松井証券 | 199,100 | 841.00 | 167,443,100 | 貸付有価証券<br>24,800株 |
| 8698 | マネックスグループ | 363,100 | 556.00 | 201,883,600 | |
| 8706 | 極東証券 | 41,900 | 836.00 | 35,028,400 | |
| 8707 | 岩井コスモホールディングス | 38,400 | 1,799.00 | 69,081,600 | 貸付有価証券<br>4,100株 |
| 8708 | アイザワ証券グループ | 48,700 | 917.00 | 44,657,900 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 8732 | マネーパートナーズグループ | 22,500 | 285.00 | 6,412,500 | |
| 8739 | スパークス・グループ | 37,500 | 1,538.00 | 57,675,000 | 貸付有価証券<br>3,600株 |
| 8742 | 小林洋行 | 7,500 | 236.00 | 1,770,000 | |
| 7181 | かんぽ生命保険 | 392,300 | 2,498.50 | 980,161,550 | |
| 7388 | ＦＰパートナー | 5,200 | 3,215.00 | 16,718,000 | |
| 8630 | ＳＯＭＰＯホールディングス | 578,400 | 6,634.00 | 3,837,105,600 | 貸付有価証券<br>23,100株 |
| 8715 | アニコム　ホールディングス | 114,500 | 676.00 | 77,402,000 | 貸付有価証券<br>14,400株 |
| 8725 | ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホール | 685,800 | 5,564.00 | 3,815,791,200 | |
| 8750 | 第一生命ホールディングス | 1,646,500 | 3,010.00 | 4,955,965,000 | 貸付有価証券 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 247,100株 |
| 8766 | 東京海上ホールディングス | 3,331,200 | 3,419.00 | 11,389,372,800 | |
| 8795 | Ｔ＆Ｄホールディングス | 904,400 | 2,481.00 | 2,243,816,400 | |
| 8798 | アドバンスクリエイト | 19,500 | 1,170.00 | 22,815,000 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 7164 | 全国保証 | 88,100 | 4,999.00 | 440,411,900 | 貸付有価証券<br>15,900株 |
| 7183 | あんしん保証 | 8,400 | 294.00 | 2,469,600 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 7187 | ジェイリース | 7,500 | 2,127.00 | 15,952,500 | 貸付有価証券<br>1,200株 |
| 7191 | イントラスト | 8,300 | 899.00 | 7,461,700 | 貸付有価証券<br>1,500株 |
| 7192 | 日本モーゲージサービス | 11,700 | 573.00 | 6,704,100 | 貸付有価証券<br>1,800株 |
| 7196 | Ｃａｓａ | 7,500 | 879.00 | 6,592,500 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 7198 | アルヒ | 41,600 | 930.00 | 38,688,000 | |
| 7199 | プレミアグループ | 56,800 | 1,590.00 | 90,312,000 | |
| 7383 | ネットプロテクションズホールディングス | 111,500 | 394.00 | 43,931,000 | 貸付有価証券<br>13,900株 |
| 8253 | クレディセゾン | 213,600 | 2,371.00 | 506,445,600 | 貸付有価証券<br>30,600株 |
| 8424 | 芙蓉総合リース | 31,000 | 12,570.00 | 389,670,000 | |
| 8425 | みずほリース | 50,200 | 4,860.00 | 243,972,000 | |
| 8439 | 東京センチュリー | 63,000 | 5,906.00 | 372,078,000 | 貸付有価証券<br>8,800株 |
| 8511 | 日本証券金融 | 123,900 | 1,435.00 | 177,796,500 | 貸付有価証券<br>14,300株 |
| 8515 | アイフル | 558,100 | 356.00 | 198,683,600 | 貸付有価証券<br>66,600株 |
| 8566 | リコーリース | 32,000 | 4,455.00 | 142,560,000 | |
| 8570 | イオンフィナンシャルサービス | 193,500 | 1,281.00 | 247,873,500 | 貸付有価証券<br>26,800株 |
| 8572 | アコム | 601,400 | 357.60 | 215,060,640 | |
| 8584 | ジャックス | 35,900 | 5,210.00 | 187,039,000 | |
| 8585 | オリエントコーポレーション | 88,000 | 1,138.00 | 100,144,000 | 貸付有価証券<br>11,800株 |
| 8591 | オリックス | 2,212,200 | 2,837.00 | 6,276,011,400 | 貸付有価証券<br>272,800株 |
| 8593 | 三菱ＨＣキャピタル | 1,314,000 | 1,010.00 | 1,327,140,000 | |
| 8596 | 九州リースサービス | 9,100 | 920.00 | 8,372,000 | |
| 8697 | 日本取引所グループ | 946,900 | 2,597.50 | 2,459,572,750 | 貸付有価証券<br>65,000株 |
| 8771 | イー・ギャランティ | 54,700 | 1,917.00 | 104,859,900 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 8772 | アサックス | 9,800 | 671.00 | 6,575,800 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 8793 | ＮＥＣキャピタルソリューション | 16,500 | 3,325.00 | 54,862,500 | |
| 1878 | 大東建託 | 123,500 | 15,660.00 | 1,934,010,000 | |
| 2337 | いちご | 388,000 | 315.00 | 122,220,000 | 貸付有価証券<br>55,500株 |
| 2353 | 日本駐車場開発 | 356,700 | 214.00 | 76,333,800 | |
| 2975 | スター・マイカ・ホールディングス | 39,200 | 634.00 | 24,852,800 | |
| 2980 | ＳＲＥホールディングス | 16,500 | 3,285.00 | 54,202,500 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 2982 | ＡＤワークスグループ | 47,400 | 245.00 | 11,613,000 | 貸付有価証券<br>8,000株 |
| 3003 | ヒューリック | 786,100 | 1,310.00 | 1,029,791,000 | 貸付有価証券<br>124,600株 |
| 3228 | 三栄建築設計 | 16,300 | 2,022.00 | 32,958,600 | |
| 3231 | 野村不動産ホールディングス | 210,900 | 3,660.00 | 771,894,000 | |
| 3232 | 三重交通グループホールディングス | 72,100 | 603.00 | 43,476,300 | |
| 3244 | サムティ | 53,600 | 2,331.00 | 124,941,600 | 貸付有価証券<br>6,200株 |
| 3245 | ディア・ライフ | 57,500 | 880.00 | 50,600,000 | |
| 3246 | コーセーアールイー | 6,200 | 837.00 | 5,189,400 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 3252 | 地主 | 25,700 | 1,870.00 | 48,059,000 | 貸付有価証券<br>2,700株 |
| 3254 | プレサンスコーポレーション | 53,400 | 1,888.00 | 100,819,200 | 貸付有価証券<br>13,900株 |
| 3271 | ＴＨＥグローバル社 | 11,300 | 410.00 | 4,633,000 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 3275 | ハウスコム | 3,500 | 915.00 | 3,202,500 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 3276 | ＪＰＭＣ | 19,500 | 1,129.00 | 22,015,500 | 貸付有価証券<br>2,100株 |
| 3277 | サンセイランディック | 5,700 | 1,043.00 | 5,945,100 | |
| 3280 | エストラスト | 2,500 | 633.00 | 1,582,500 | |
| 3284 | フージャースホールディングス | 52,000 | 1,130.00 | 58,760,000 | |
| 3288 | オープンハウスグループ | 123,400 | 5,066.00 | 625,144,400 | 貸付有価証券<br>12,600株 |
| 3289 | 東急不動産ホールディングス | 1,013,200 | 928.60 | 940,857,520 | 貸付有価証券<br>118,700株 |
| 3291 | 飯田グループホールディングス | 287,000 | 2,473.00 | 709,751,000 | 貸付有価証券<br>36,400株 |
| 3294 | イーグランド | 3,000 | 1,573.00 | 4,719,000 | 貸付有価証券<br>300株 |
| 3299 | ムゲンエステート | 13,000 | 1,018.00 | 13,234,000 | 貸付有価証券<br>3,000株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3452 | ビーロット | 13,300 | 897.00 | 11,930,100 | |
| 3454 | ファーストブラザーズ | 3,900 | 1,227.00 | 4,785,300 | |
| 3457 | Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス | 20,000 | 1,009.00 | 20,180,000 | |
| 3458 | シーアールイー | 18,700 | 1,526.00 | 28,536,200 | 貸付有価証券<br>1,100株 |
| 3464 | プロパティエージェント | 2,500 | 1,327.00 | 3,317,500 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 3465 | ケイアイスター不動産 | 16,200 | 4,840.00 | 78,408,000 | |
| 3467 | アグレ都市デザイン | 3,500 | 1,555.00 | 5,442,500 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 3475 | グッドコムアセット | 31,300 | 925.00 | 28,952,500 | |
| 3480 | ジェイ・エス・ビー | 8,300 | 5,410.00 | 44,903,000 | 貸付有価証券<br>300株 |
| 3482 | ロードスターキャピタル | 22,000 | 1,722.00 | 37,884,000 | |
| 3484 | テンポイノベーション | 5,900 | 1,275.00 | 7,522,500 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 3486 | グローバル・リンク・マネジメント | 3,700 | 1,978.00 | 7,318,600 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 3489 | フェイスネットワーク | 5,400 | 1,418.00 | 7,657,200 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 4666 | パーク２４ | 218,900 | 2,028.50 | 444,038,650 | 貸付有価証券<br>32,200株 |
| 4809 | パラカ | 11,900 | 2,034.00 | 24,204,600 | |
| 6620 | 宮越ホールディングス | 15,400 | 1,024.00 | 15,769,600 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 8801 | 三井不動産 | 1,438,200 | 3,295.00 | 4,738,869,000 | 貸付有価証券<br>57,400株 |
| 8802 | 三菱地所 | 2,033,500 | 1,922.00 | 3,908,387,000 | 貸付有価証券<br>150,600株 |
| 8803 | 平和不動産 | 54,700 | 4,000.00 | 218,800,000 | |
| 8804 | 東京建物 | 294,400 | 2,001.00 | 589,094,400 | 貸付有価証券<br>47,700株 |
| 8818 | 京阪神ビルディング | 56,700 | 1,338.00 | 75,864,600 | |
| 8830 | 住友不動産 | 609,200 | 3,965.00 | 2,415,478,000 | |
| 8841 | テーオーシー | 61,000 | 645.00 | 39,345,000 | |
| 8842 | 東京楽天地 | 5,500 | 4,105.00 | 22,577,500 | |
| 8848 | レオパレス２１ | 379,300 | 335.00 | 127,065,500 | 貸付有価証券<br>37,800株 |
| 8850 | スターツコーポレーション | 48,400 | 2,999.00 | 145,151,600 | |
| 8860 | フジ住宅 | 47,200 | 748.00 | 35,305,600 | |
| 8864 | 空港施設 | 40,700 | 591.00 | 24,053,700 | |
| 8869 | 明和地所 | 9,900 | 1,084.00 | 10,731,600 | 貸付有価証券<br>2,400株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 8871 | ゴールドクレスト | 32,100 | 2,045.00 | 65,644,500 | |
| 8877 | エスリード | 15,800 | 3,165.00 | 50,007,000 | 貸付有価証券<br>400株 |
| 8881 | 日神グループホールディングス | 54,100 | 536.00 | 28,997,600 | |
| 8892 | 日本エスコン | 63,100 | 911.00 | 57,484,100 | |
| 8897 | ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス | 170,300 | 487.00 | 82,936,100 | 貸付有価証券<br>20,000株 |
| 8904 | ＡＶＡＮＴＩＡ | 9,900 | 875.00 | 8,662,500 | |
| 8905 | イオンモール | 174,700 | 1,749.50 | 305,637,650 | |
| 8908 | 毎日コムネット | 7,200 | 762.00 | 5,486,400 | |
| 8917 | ファースト住建 | 7,900 | 1,207.00 | 9,535,300 | 貸付有価証券<br>2,700株 |
| 8918 | ランド | 2,028,300 | 8.00 | 16,226,400 | |
| 8919 | カチタス | 90,600 | 2,213.00 | 200,497,800 | |
| 8923 | トーセイ | 56,100 | 1,888.00 | 105,916,800 | |
| 8928 | 穴吹興産 | 4,300 | 2,038.00 | 8,763,400 | |
| 8934 | サンフロンティア不動産 | 56,200 | 1,471.00 | 82,670,200 | |
| 8935 | ＦＪネクストホールディングス | 35,500 | 1,072.00 | 38,056,000 | |
| 8940 | インテリックス | 4,700 | 520.00 | 2,444,000 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 8944 | ランドビジネス | 7,100 | 297.00 | 2,108,700 | |
| 8945 | サンネクスタグループ | 6,400 | 956.00 | 6,118,400 | 貸付有価証券<br>1,100株 |
| 8999 | グランディハウス | 14,400 | 621.00 | 8,942,400 | |
| 9706 | 日本空港ビルデング | 119,200 | 6,503.00 | 775,157,600 | |
| 1717 | 明豊ファシリティワークス | 9,300 | 748.00 | 6,956,400 | |
| 2120 | ＬＩＦＵＬＬ | 120,200 | 237.00 | 28,487,400 | |
| 2121 | ＭＩＸＩ | 80,100 | 2,393.00 | 191,679,300 | 貸付有価証券<br>8,200株 |
| 2124 | ジェイエイシーリクルートメント | 31,800 | 2,566.00 | 81,598,800 | |
| 2127 | 日本M&Aセンターホールディングス | 603,600 | 777.70 | 469,419,720 | 貸付有価証券<br>64,000株 |
| 2130 | メンバーズ | 10,300 | 1,251.00 | 12,885,300 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 2139 | 中広 | 3,100 | 424.00 | 1,314,400 | |
| 2146 | ＵＴグループ | 51,700 | 2,320.00 | 119,944,000 | 貸付有価証券<br>6,800株 |
| 2148 | アイティメディア | 13,400 | 1,182.00 | 15,838,800 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 2153 | Ｅ・Ｊホールディングス | 20,600 | 1,702.00 | 35,061,200 | |
| 2154 | オープンアップグループ | 105,500 | 1,920.00 | 202,560,000 | 貸付有価証券<br>4,600株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 2157 | コシダカホールディングス | 105,300 | 1,349.00 | 142,049,700 | |
| 2163 | アルトナー | 4,900 | 1,849.00 | 9,060,100 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 2168 | パソナグループ | 42,700 | 1,677.00 | 71,607,900 | |
| 2169 | ＣＤＳ | 5,100 | 1,722.00 | 8,782,200 | 貸付有価証券<br>1,100株 |
| 2170 | リンクアンドモチベーション | 101,300 | 457.00 | 46,294,100 | 貸付有価証券<br>9,300株 |
| 2175 | エス・エム・エス | 134,500 | 2,776.00 | 373,372,000 | 貸付有価証券<br>13,300株 |
| 2180 | サニーサイドアップグループ | 6,800 | 768.00 | 5,222,400 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 2181 | パーソルホールディングス | 387,900 | 2,507.00 | 972,465,300 | 貸付有価証券<br>37,100株 |
| 2183 | リニカル | 11,500 | 693.00 | 7,969,500 | 貸付有価証券<br>1,200株 |
| 2193 | クックパッド | 96,200 | 160.00 | 15,392,000 | 貸付有価証券<br>14,800株 |
| 2196 | エスクリ | 9,200 | 342.00 | 3,146,400 | 貸付有価証券<br>1,800株 |
| 2198 | アイ・ケイ・ケイホールディングス | 10,000 | 663.00 | 6,630,000 | 貸付有価証券<br>900株 |
| 2301 | 学情 | 17,900 | 1,875.00 | 33,562,500 | 貸付有価証券<br>500株 |
| 2305 | スタジオアリス | 17,600 | 2,085.00 | 36,696,000 | 貸付有価証券<br>2,100株 |
| 2309 | シミックホールディングス | 17,000 | 1,756.00 | 29,852,000 | |
| 2311 | エプコ | 4,300 | 741.00 | 3,186,300 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 2325 | ＮＪＳ | 7,700 | 2,980.00 | 22,946,000 | |
| 2331 | 綜合警備保障 | 652,900 | 937.70 | 612,224,330 | |
| 2371 | カカクコム | 258,200 | 1,641.00 | 423,706,200 | 貸付有価証券<br>10,300株 |
| 2372 | アイロムグループ | 12,600 | 1,884.00 | 23,738,400 | |
| 2374 | セントケア・ホールディング | 22,400 | 813.00 | 18,211,200 | |
| 2376 | サイネックス | 3,500 | 641.00 | 2,243,500 | |
| 2378 | ルネサンス | 24,600 | 927.00 | 22,804,200 | 貸付有価証券<br>3,600株 |
| 2379 | ディップ | 61,600 | 3,630.00 | 223,608,000 | |
| 2389 | デジタルホールディングス | 18,300 | 1,054.00 | 19,288,200 | 貸付有価証券<br>2,300株 |
| 2395 | 新日本科学 | 37,300 | 2,063.00 | 76,949,900 | 貸付有価証券<br>4,600株 |
| 2410 | キャリアデザインセンター | 4,200 | 2,060.00 | 8,652,000 | 貸付有価証券<br>1,100株 |
| 2412 | ベネフィット・ワン | 163,000 | 1,170.50 | 190,791,500 | 貸付有価証券 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 14,100株 |
| 2413 | エムスリー | 695,100 | 2,774.00 | 1,928,207,400 | 貸付有価証券<br>93,100株 |
| 2418 | ツカダ・グローバルホールディング | 13,100 | 461.00 | 6,039,100 | 貸付有価証券<br>2,700株 |
| 2424 | ブラス | 2,500 | 833.00 | 2,082,500 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 2427 | アウトソーシング | 225,800 | 1,170.50 | 264,298,900 | 貸付有価証券<br>24,200株 |
| 2428 | ウェルネット | 17,300 | 589.00 | 10,189,700 | 貸付有価証券<br>4,000株 |
| 2429 | ワールドホールディングス | 15,800 | 2,342.00 | 37,003,600 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 2432 | ディー・エヌ・エー | 140,700 | 1,501.00 | 211,190,700 | 貸付有価証券<br>20,900株 |
| 2433 | 博報堂ＤＹホールディングス | 448,600 | 1,346.00 | 603,815,600 | 貸付有価証券<br>58,900株 |
| 2440 | ぐるなび | 64,600 | 334.00 | 21,576,400 | 貸付有価証券<br>7,300株 |
| 2445 | タカミヤ | 47,700 | 508.00 | 24,231,600 | |
| 2453 | ジャパンベストレスキューシステム | 17,500 | 727.00 | 12,722,500 | |
| 2461 | ファンコミュニケーションズ | 49,200 | 397.00 | 19,532,400 | 貸付有価証券<br>2,000株 |
| 2462 | ライク | 13,100 | 1,520.00 | 19,912,000 | 貸付有価証券<br>2,600株 |
| 2464 | ビジネス・ブレークスルー | 7,600 | 392.00 | 2,979,200 | 貸付有価証券<br>1,700株 |
| 2471 | エスプール | 101,100 | 494.00 | 49,943,400 | |
| 2475 | ＷＤＢホールディングス | 18,000 | 2,093.00 | 37,674,000 | |
| 2485 | ティア | 11,900 | 471.00 | 5,604,900 | |
| 2487 | ＣＤＧ | 2,200 | 1,296.00 | 2,851,200 | |
| 2489 | アドウェイズ | 48,400 | 551.00 | 26,668,400 | 貸付有価証券<br>7,400株 |
| 2491 | バリューコマース | 30,900 | 1,265.00 | 39,088,500 | |
| 2492 | インフォマート | 365,200 | 479.00 | 174,930,800 | 貸付有価証券<br>46,400株 |
| 2749 | ＪＰホールディングス | 101,200 | 322.00 | 32,586,400 | 貸付有価証券<br>13,200株 |
| 3521 | エコナックホールディングス | 35,300 | 82.00 | 2,894,600 | 貸付有価証券<br>7,600株 |
| 4286 | ＣＬホールディングス | 8,300 | 822.00 | 6,822,600 | |
| 4290 | プレステージ・インターナショナル | 148,100 | 617.00 | 91,377,700 | |
| 4301 | アミューズ | 19,100 | 1,545.00 | 29,509,500 | |
| 4310 | ドリームインキュベータ | 10,700 | 3,015.00 | 32,260,500 | |
| 4318 | クイック | 26,900 | 2,118.00 | 56,974,200 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 4319 | ＴＡＣ | 11,000 | 200.00 | 2,200,000 | 貸付有価証券<br>2,500株 |
| 4324 | 電通グループ | 345,700 | 4,345.00 | 1,502,066,500 | 貸付有価証券<br>45,300株 |
| 4331 | テイクアンドギヴ・ニーズ | 9,000 | 1,038.00 | 9,342,000 | |
| 4337 | ぴあ | 11,800 | 3,750.00 | 44,250,000 | 貸付有価証券<br>1,200株 |
| 4343 | イオンファンタジー | 15,200 | 3,175.00 | 48,260,000 | 貸付有価証券<br>1,200株 |
| 4345 | シーティーエス | 38,900 | 697.00 | 27,113,300 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 4346 | ネクシィーズグループ | 6,300 | 847.00 | 5,336,100 | 貸付有価証券<br>1,500株 |
| 4544 | Ｈ．Ｕ．グループホールディングス | 103,000 | 2,545.00 | 262,135,000 | |
| 4641 | アルプス技研 | 33,400 | 2,583.00 | 86,272,200 | |
| 4651 | サニックス | 56,300 | 311.00 | 17,509,300 | 貸付有価証券<br>7,400株 |
| 4658 | 日本空調サービス | 37,800 | 788.00 | 29,786,400 | |
| 4661 | オリエンタルランド | 1,861,600 | 5,192.00 | 9,665,427,200 | |
| 4665 | ダスキン | 78,300 | 3,371.00 | 263,949,300 | |
| 4668 | 明光ネットワークジャパン | 42,700 | 642.00 | 27,413,400 | 貸付有価証券<br>2,600株 |
| 4671 | ファルコホールディングス | 15,900 | 2,022.00 | 32,149,800 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 4678 | 秀英予備校 | 4,500 | 407.00 | 1,831,500 | |
| 4679 | 田谷 | 3,700 | 476.00 | 1,761,200 | 貸付有価証券<br>200株 |
| 4680 | ラウンドワン | 294,200 | 590.00 | 173,578,000 | |
| 4681 | リゾートトラスト | 138,900 | 2,345.50 | 325,789,950 | |
| 4694 | ビー・エム・エル | 43,300 | 2,873.00 | 124,400,900 | |
| 4714 | リソー教育 | 159,900 | 245.00 | 39,175,500 | 貸付有価証券<br>19,400株 |
| 4718 | 早稲田アカデミー | 19,500 | 1,502.00 | 29,289,000 | |
| 4732 | ユー・エス・エス | 361,800 | 2,450.50 | 886,590,900 | |
| 4745 | 東京個別指導学院 | 41,700 | 481.00 | 20,057,700 | |
| 4751 | サイバーエージェント | 777,200 | 846.40 | 657,822,080 | 貸付有価証券<br>97,200株 |
| 4755 | 楽天グループ | 3,011,000 | 576.80 | 1,736,744,800 | 貸付有価証券<br>303,600株 |
| 4763 | クリーク・アンド・リバー社 | 20,600 | 2,141.00 | 44,104,600 | |
| 4765 | ＳＢＩグローバルアセットマネジメント | 57,400 | 567.00 | 32,545,800 | |
| 4767 | テー・オー・ダブリュー | 68,900 | 308.00 | 21,221,200 | |
| 4792 | 山田コンサルティンググループ | 17,800 | 1,647.00 | 29,316,600 | 貸付有価証券 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 2,500株 |
| 4801 | セントラルスポーツ | 13,200 | 2,449.00 | 32,326,800 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 4848 | フルキャストホールディングス | 33,600 | 2,023.00 | 67,972,800 | 貸付有価証券<br>4,200株 |
| 4849 | エン・ジャパン | 63,600 | 2,483.00 | 157,918,800 | 貸付有価証券<br>7,400株 |
| 5261 | リソルホールディングス | 2,100 | 4,840.00 | 10,164,000 | 貸付有価証券<br>300株 |
| 6028 | テクノプロ・ホールディングス | 208,100 | 3,427.00 | 713,158,700 | 貸付有価証券<br>25,500株 |
| 6029 | アトラグループ | 4,600 | 243.00 | 1,117,800 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 6035 | アイ・アールジャパンホールディングス | 18,300 | 2,308.00 | 42,236,400 | |
| 6036 | ＫｅｅＰｅｒ技研 | 21,700 | 6,340.00 | 137,578,000 | 貸付有価証券<br>3,200株 |
| 6037 | ファーストロジック | 5,200 | 556.00 | 2,891,200 | |
| 6044 | 三機サービス | 3,400 | 1,088.00 | 3,699,200 | 貸付有価証券<br>900株 |
| 6047 | Ｇｕｎｏｓｙ | 27,900 | 596.00 | 16,628,400 | 貸付有価証券<br>1,800株 |
| 6048 | デザインワン・ジャパン | 5,600 | 166.00 | 929,600 | 貸付有価証券<br>300株 |
| 6050 | イー・ガーディアン | 13,300 | 2,627.00 | 34,939,100 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 6054 | リブセンス | 9,400 | 323.00 | 3,036,200 | 貸付有価証券<br>2,700株 |
| 6055 | ジャパンマテリアル | 107,600 | 2,481.00 | 266,955,600 | 貸付有価証券<br>12,900株 |
| 6058 | ベクトル | 55,200 | 1,364.00 | 75,292,800 | 貸付有価証券<br>5,300株 |
| 6059 | ウチヤマホールディングス | 9,600 | 356.00 | 3,417,600 | 貸付有価証券<br>2,100株 |
| 6062 | チャーム・ケア・コーポレーション | 29,300 | 1,142.00 | 33,460,600 | |
| 6070 | キャリアリンク | 12,900 | 2,416.00 | 31,166,400 | |
| 6071 | ＩＢＪ | 26,900 | 612.00 | 16,462,800 | 貸付有価証券<br>2,900株 |
| 6073 | アサンテ | 17,400 | 1,629.00 | 28,344,600 | |
| 6078 | バリューＨＲ | 30,700 | 1,259.00 | 38,651,300 | 貸付有価証券<br>3,200株 |
| 6080 | M&Aキャピタルパートナーズ | 28,400 | 2,846.00 | 80,826,400 | 貸付有価証券<br>3,000株 |
| 6082 | ライドオンエクスプレスホールディングス | 12,500 | 1,001.00 | 12,512,500 | 貸付有価証券<br>300株 |
| 6083 | ＥＲＩホールディングス | 5,700 | 2,275.00 | 12,967,500 | |
| 6087 | アビスト | 3,200 | 3,535.00 | 11,312,000 | 貸付有価証券<br>600株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 6088 | シグマクシス・ホールディングス | 53,300 | 1,604.00 | 85,493,200 | |
| 6089 | ウィルグループ | 29,400 | 1,097.00 | 32,251,800 | 貸付有価証券<br>2,800株 |
| 6093 | エスクロー・エージェント・ジャパン | 21,300 | 143.00 | 3,045,900 | 貸付有価証券<br>4,200株 |
| 6095 | メドピア | 30,900 | 1,057.00 | 32,661,300 | 貸付有価証券<br>1,200株 |
| 6096 | レアジョブ | 3,900 | 1,004.00 | 3,915,600 | 貸付有価証券<br>900株 |
| 6098 | リクルートホールディングス | 2,604,300 | 5,150.00 | 13,412,145,000 | |
| 6099 | エラン | 46,500 | 840.00 | 39,060,000 | |
| 6171 | 土木管理総合試験所 | 8,500 | 341.00 | 2,898,500 | 貸付有価証券<br>1,900株 |
| 6178 | 日本郵政 | 4,232,800 | 1,204.50 | 5,098,407,600 | |
| 6183 | ベルシステム２４ホールディングス | 47,200 | 1,610.00 | 75,992,000 | |
| 6184 | 鎌倉新書 | 40,000 | 656.00 | 26,240,000 | 貸付有価証券<br>5,200株 |
| 6185 | ＳＭＮ | 4,700 | 398.00 | 1,870,600 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 6186 | 一蔵 | 2,600 | 574.00 | 1,492,400 | 貸付有価証券<br>500株 |
| 6189 | グローバルキッズＣＯＭＰＡＮＹ | 3,100 | 677.00 | 2,098,700 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 6191 | エアトリ | 25,800 | 2,217.00 | 57,198,600 | 貸付有価証券<br>1,900株 |
| 6194 | アトラエ | 20,700 | 1,110.00 | 22,977,000 | |
| 6196 | ストライク | 14,900 | 3,320.00 | 49,468,000 | |
| 6197 | ソラスト | 96,900 | 647.00 | 62,694,300 | |
| 6199 | セラク | 10,700 | 1,297.00 | 13,877,900 | |
| 6200 | インソース | 76,400 | 1,020.00 | 77,928,000 | |
| 6532 | ベイカレント・コンサルティング | 278,400 | 5,005.00 | 1,393,392,000 | 貸付有価証券<br>26,000株 |
| 6533 | Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ | 7,500 | 1,110.00 | 8,325,000 | |
| 6535 | アイモバイル | 15,600 | 1,294.00 | 20,186,400 | |
| 6538 | キャリアインデックス | 7,000 | 276.00 | 1,932,000 | 貸付有価証券<br>1,700株 |
| 6539 | ＭＳ－Ｊａｐａｎ | 7,400 | 1,165.00 | 8,621,000 | 貸付有価証券<br>1,400株 |
| 6540 | 船場 | 3,500 | 887.00 | 3,104,500 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 6544 | ジャパンエレベーターサービスホールディン | 125,400 | 2,298.00 | 288,169,200 | 貸付有価証券<br>10,600株 |
| 6546 | フルテック | 2,900 | 1,142.00 | 3,311,800 | |
| 6547 | グリーンズ | 7,700 | 1,700.00 | 13,090,000 | 貸付有価証券 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 1,600株 |
| 6551 | ツナググループ・ホールディングス | 5,700 | 862.00 | 4,913,400 | |
| 6552 | ＧａｍｅＷｉｔｈ | 6,100 | 320.00 | 1,952,000 | 貸付有価証券<br>900株 |
| 6555 | ＭＳ＆Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ | 2,700 | 662.00 | 1,787,400 | |
| 6556 | ウェルビー | 25,800 | 572.00 | 14,757,600 | 貸付有価証券<br>1,700株 |
| 6560 | エル・ティー・エス | 4,000 | 3,955.00 | 15,820,000 | |
| 6564 | ミダックホールディングス | 21,300 | 1,884.00 | 40,129,200 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 6569 | 日総工産 | 26,400 | 777.00 | 20,512,800 | 貸付有価証券<br>1,500株 |
| 6571 | キュービーネットホールディングス | 16,700 | 1,568.00 | 26,185,600 | 貸付有価証券<br>2,600株 |
| 6572 | ＲＰＡホールディングス | 47,600 | 341.00 | 16,231,600 | 貸付有価証券<br>2,900株 |
| 7030 | スプリックス | 6,600 | 835.00 | 5,511,000 | 貸付有価証券<br>1,600株 |
| 7033 | マネジメントソリューションズ | 15,100 | 3,865.00 | 58,361,500 | 貸付有価証券<br>100株 |
| 7034 | プロレド・パートナーズ | 8,600 | 521.00 | 4,480,600 | |
| 7035 | ａｎｄ　ｆａｃｔｏｒｙ | 5,900 | 333.00 | 1,964,700 | 貸付有価証券<br>1,000株 |
| 7037 | テノ．ホールディングス | 2,500 | 606.00 | 1,515,000 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 7038 | フロンティア・マネジメント | 8,800 | 1,432.00 | 12,601,600 | 貸付有価証券<br>1,200株 |
| 7044 | ピアラ | 3,300 | 421.00 | 1,389,300 | 貸付有価証券<br>700株 |
| 7059 | コプロ・ホールディングス | 3,700 | 2,556.00 | 9,457,200 | |
| 7060 | ギークス | 3,100 | 728.00 | 2,256,800 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 7071 | アンビスホールディングス | 37,600 | 2,972.00 | 111,747,200 | |
| 7085 | カーブスホールディングス | 96,100 | 724.00 | 69,576,400 | 貸付有価証券<br>11,900株 |
| 7088 | フォーラムエンジニアリング | 20,500 | 1,302.00 | 26,691,000 | 貸付有価証券<br>2,200株 |
| 7092 | Ｆａｓｔ　Ｆｉｔｎｅｓｓ　Ｊａｐａｎ | 12,000 | 1,397.00 | 16,764,000 | |
| 7354 | ダイレクトマーケティングミックス | 36,200 | 543.00 | 19,656,600 | |
| 7358 | ポピンズ | 5,200 | 1,240.00 | 6,448,000 | |
| 7366 | ＬＩＴＡＬＩＣＯ | 27,400 | 2,230.00 | 61,102,000 | |
| 7374 | コンフィデンス・インターワークス | 1,200 | 1,615.00 | 1,938,000 | |
| 8769 | アドバンテッジリスクマネジメント | 10,300 | 464.00 | 4,779,200 | 貸付有価証券<br>2,100株 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 8876 | リログループ | 195,800 | 1,611.00 | 315,433,800 | 貸付有価証券<br>23,100株 |
| 8920 | 東祥 | 24,500 | 1,236.00 | 30,282,000 | 貸付有価証券<br>2,700株 |
| 9161 | ＩＤ＆Ｅホールディングス | 21,200 | 3,425.00 | 72,610,000 | |
| 9216 | ビーウィズ | 8,900 | 2,268.00 | 20,185,200 | 貸付有価証券<br>900株 |
| 9247 | ＴＲＥホールディングス | 74,100 | 1,233.00 | 91,365,300 | |
| 9248 | 人・夢・技術グループ | 13,300 | 1,730.00 | 23,009,000 | |
| 9336 | 大栄環境 | 89,500 | 2,177.00 | 194,841,500 | |
| 9347 | 日本管財ホールディングス | 36,900 | 2,651.00 | 97,821,900 | |
| 9552 | Ｍ＆Ａ総研ホールディングス | 12,900 | 3,340.00 | 43,086,000 | |
| 9603 | エイチ・アイ・エス | 102,200 | 1,920.00 | 196,224,000 | |
| 9612 | ラックランド | 16,000 | 3,020.00 | 48,320,000 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 9616 | 共立メンテナンス | 60,200 | 6,368.00 | 383,353,600 | 貸付有価証券<br>2,500株 |
| 9619 | イチネンホールディングス | 37,300 | 1,389.00 | 51,809,700 | |
| 9621 | 建設技術研究所 | 18,100 | 4,570.00 | 82,717,000 | 貸付有価証券<br>2,600株 |
| 9622 | スペース | 23,000 | 927.00 | 21,321,000 | |
| 9628 | 燦ホールディングス | 15,000 | 2,123.00 | 31,845,000 | |
| 9632 | スバル興業 | 1,300 | 11,280.00 | 14,664,000 | |
| 9633 | 東京テアトル | 7,500 | 1,135.00 | 8,512,500 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 9644 | タナベコンサルティンググループ | 7,900 | 1,141.00 | 9,013,900 | |
| 9663 | ナガワ | 9,400 | 6,930.00 | 65,142,000 | 貸付有価証券<br>1,300株 |
| 9672 | 東京都競馬 | 29,400 | 3,930.00 | 115,542,000 | |
| 9675 | 常磐興産 | 7,100 | 1,339.00 | 9,506,900 | |
| 9678 | カナモト | 54,500 | 2,628.00 | 143,226,000 | 貸付有価証券<br>6,900株 |
| 9699 | ニシオホールディングス | 32,700 | 3,570.00 | 116,739,000 | |
| 9704 | アゴーラ　ホスピタリティー　グループ | 112,700 | 26.00 | 2,930,200 | 貸付有価証券<br>27,100株 |
| 9715 | トランス・コスモス | 43,700 | 3,145.00 | 137,436,500 | 貸付有価証券<br>2,000株 |
| 9716 | 乃村工藝社 | 153,400 | 864.00 | 132,537,600 | 貸付有価証券<br>18,200株 |
| 9722 | 藤田観光 | 14,100 | 4,940.00 | 69,654,000 | |
| 9726 | ＫＮＴ－ＣＴホールディングス | 21,000 | 1,405.00 | 29,505,000 | 貸付有価証券<br>2,600株 |
| 9729 | トーカイ | 31,100 | 1,907.00 | 59,307,700 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 9731 | 白洋舎 | 1,900 | 2,661.00 | 5,055,900 | 貸付有価証券<br>500株 |
| 9735 | セコム | 358,200 | 10,190.00 | 3,650,058,000 | |
| 9740 | セントラル警備保障 | 19,000 | 3,150.00 | 59,850,000 | 貸付有価証券<br>600株 |
| 9743 | 丹青社 | 68,200 | 866.00 | 59,061,200 | |
| 9744 | メイテック | 137,200 | 2,556.00 | 350,683,200 | |
| 9755 | 応用地質 | 32,800 | 2,644.00 | 86,723,200 | |
| 9757 | 船井総研ホールディングス | 73,200 | 2,717.00 | 198,884,400 | 貸付有価証券<br>8,700株 |
| 9760 | 進学会ホールディングス | 6,700 | 291.00 | 1,949,700 | |
| 9765 | オオバ | 12,800 | 890.00 | 11,392,000 | |
| 9768 | いであ | 4,500 | 1,683.00 | 7,573,500 | 貸付有価証券<br>800株 |
| 9769 | 学究社 | 14,000 | 2,008.00 | 28,112,000 | |
| 9783 | ベネッセホールディングス | 131,300 | 1,867.00 | 245,137,100 | |
| 9787 | イオンディライト | 38,900 | 3,200.00 | 124,480,000 | |
| 9788 | ナック | 14,900 | 980.00 | 14,602,000 | |
| 9793 | ダイセキ | 71,800 | 4,185.00 | 300,483,000 | 貸付有価証券<br>8,500株 |
| 9795 | ステップ | 12,800 | 1,759.00 | 22,515,200 | |
| 合　計 | | 508,998,820 | | 1,148,161,072,200 | |

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

外国株式インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

| | ［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 28,599,704,047 |
| コール・ローン | 3,416,106,242 |
| 株式 | 2,994,481,036,036 |
| 投資証券 | 61,112,188,625 |

| | |
|---|---|
| 派生商品評価勘定 | 162,127,789 |
| 未収入金 | 178,965,064 |
| 未収配当金 | 4,846,592,426 |
| 差入委託証拠金 | 52,176,911,378 |
| 流動資産合計 | 3,144,973,631,607 |
| 資産合計 | 3,144,973,631,607 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 736,442,731 |
| 未払金 | 669,402,133 |
| 未払解約金 | 1,336,684,689 |
| 未払利息 | 7,178 |
| 流動負債合計 | 2,742,536,731 |
| 負債合計 | 2,742,536,731 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 555,040,054,252 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（△） | 2,587,191,040,624 |
| 元本等合計 | 3,142,231,094,876 |
| 純資産合計 | 3,142,231,094,876 |
| 負債純資産合計 | 3,144,973,631,607 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。<br>投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 |
| 2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。<br>為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 外貨建資産等の会計処理<br>「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| | [2023年 9月 11日現在] |
|---|---|
| 1. 期首 | 2022年 9月 13日 |
| 期首元本額 | 388,343,838,702円 |
| 期中追加設定元本額 | 242,738,267,596円 |
| 期中一部解約元本額 | 76,042,052,046円 |
| 元本の内訳※ | |
| 三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（安定型） | 194,931,328円 |
| 三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（安定成長型） | 932,764,355円 |
| 三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（成長型） | 864,140,396円 |

| | |
|---|---|
| ＭＡＸＩＳ　海外株式（ＭＳＣＩコクサイ）上場投信 | 2,958,897,411 円 |
| ＭＡＸＩＳ全世界株式（オール・カントリー）上場投信 | 4,301,598,119 円 |
| 三菱ＵＦＪ　プライムバランス（安定型）（確定拠出年金） | 1,496,876,667 円 |
| 三菱ＵＦＪ　プライムバランス（安定成長型）（確定拠出年金） | 9,034,703,221 円 |
| 三菱ＵＦＪ　プライムバランス（成長型）（確定拠出年金） | 10,171,252,864 円 |
| 三菱ＵＦＪ　６資産バランスファンド（２ヵ月分配型） | 48,115,235 円 |
| 三菱ＵＦＪ　６資産バランスファンド（成長型） | 131,908,849 円 |
| ファンド・マネジャー（海外株式） | 779,553 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　先進国株式インデックス | 13,831,665,312 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　バランス（８資産均等型） | 1,073,378,466 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　バランス（波乗り型） | 129,635,140 円 |
| 三菱ＵＦＪ　プライムバランス（８資産）（確定拠出年金） | 1,707,564,644 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金） | 215,186,425 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０４０（確定拠出年金） | 271,015,573 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０５０（確定拠出年金） | 252,424,270 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　先進国株式インデックス | 94,567,779,935 円 |
| 海外株式セレクション（ラップ向け） | 2,500,857,545 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　バランス（８資産均等型） | 4,848,193,898 円 |
| つみたて先進国株式 | 27,298,960,947 円 |
| つみたて８資産均等バランス | 2,342,733,467 円 |
| つみたて４資産均等バランス | 810,057,696 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９７０ｓ | 1,904,668 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９８０ｓ | 3,512,492 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９９０ｓ | 5,680,757 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３５（確定拠出年金） | 191,670,335 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０４５（確定拠出年金） | 212,483,370 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０５５（確定拠出年金） | 141,128,873 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式１５） | 60,155,581 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式４０） | 507,503,387 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式６５） | 1,283,402,374 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　全世界株式（除く日本） | 48,379,286,409 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　全世界株式（３地域均等型） | 505,503,720 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金インデックス（先進国株式） | 3,997,823,471 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　全世界株式（オール・カントリー） | 213,262,626,159 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６０（確定拠出年金） | 129,298,551 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式２５） | 41,875,879 円 |
| つみたて全世界株式 | 294,550,488 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６５（確定拠出年金） | 56,070,336 円 |
| ラップ向けインデックスｆ　先進国株式 | 2,487,775,395 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式８０） | 27,841,585 円 |
| ダイナミックアロケーションファンド（ラップ向け） | 5,141,839,762 円 |
| ラップ向けダイナミックアロケーションファンド | 74,303,593 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０７０（確定拠出年金） | 414,850 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ海外株式インデックスファンド | 30,744,349,309 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　全世界株式インデックス | 5,013,374,771 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランス・イノベーション（株式抑制型） | 711,846,392 円 |

| | |
|---|---|
| 三菱ＵＦＪ　バランス・イノベーション（株式重視型） | 1,500,339,310円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランス・イノベーション（新興国投資型） | 253,559,045円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣバランス・イノベーション（ＫＡＫＵＳＨＩＮ） | 789,200,801円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランス・イノベーション（債券重視型） | 193,890,900円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　バランス（４資産均等型） | 332,643,163円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイゴールキーパー） | 82,616,332円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイディフェンダー） | 113,583,592円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイミッドフィルダー） | 467,252,328円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイフォワード） | 371,415,790円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイストライカー） | 717,619,094円 |
| 三菱ＵＦＪ　外国株式ファンドＶＡ（適格機関投資家限定） | 1,403,783,616円 |
| 三菱ＵＦＪ　ライフセレクトファンド（安定成長型）ＶＡ（適格機関投資家限定） | 2,749円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンド４５ＶＡ（適格機関投資家限定） | 4,875,233円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 3,490,615,445円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　２０型（適格機関投資家限定） | 39,018,149円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　４０型（適格機関投資家限定） | 690,626,047円 |
| ＭＵＡＭ　外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定） | 9,504,286,275円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　３０型（適格機関投資家限定） | 68,427円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 553,879,692円 |
| ＭＵＡＭ　全世界株式インデックスファンド（適格機関投資家限定） | 5,404,751,773円 |
| アドバンスト・バランスⅠ（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定） | 9,840,322円 |
| アドバンスト・バランスⅡ（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定） | 64,835,714円 |
| ＭＵＫＡＭ　バランス・イノベーション（株式抑制型）（適格機関投資家転売制限付） | 2,105,855,809円 |
| ＭＵＫＡＭ　バランス・イノベーション（リスク抑制型）（適格機関投資家転売制限付） | 650,636,062円 |
| ＭＵＫＡＭ　スマート・クオリティ・セレクション（適格機関投資家転売制限付） | 277,844,461円 |
| 世界８資産バランスファンドＶＬ（適格機関投資家限定） | 50,953,112円 |
| ＭＵＫＡＭ　下方リスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家限定） | 1,929,370,452円 |
| ＭＵＫＡＭ　バランス・イノベーション（債券重視型）（適格機関投資家転売制限付） | 72,019,561円 |
| ＭＵＫＡＭ　外国株式インデックスファンド２（適格機関投資家限定） | 2,273,895,464円 |
| ＭＵＫＡＭ　スマート・クオリティ・セレクション２（適格機関投資家限定） | 203,339,057円 |
| ＭＵＫＡＭ　下方リスク抑制型ダイナミックアロケーションファンド（適格機関投資家限定） | 10,275,017,972円 |
| ＭＵＫＡＭ　バランス・イノベーション（リスク抑制型）２（適格機関投資家転売制限付） | 56,750,402円 |
| マルチアセット運用戦略ファンド（適格機関投資家限定） | 114,430円 |
| 外国株式インデックスファンドＶ（適格機関投資家限定） | 2,708,303,059円 |
| 海外株式インデックスファンドＳ | 4,367,124,358円 |
| 外国株式インデックスオープンＶ（適格機関投資家限定） | 25,099,905円 |
| 全世界株式インデックスファンドＶ（適格機関投資家限定） | 2,064,770円 |
| 三菱ＵＦＪ　外国株式インデックスファンド | 2,774,812,509円 |
| インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）ＶＡ | 723,456円 |
| インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）ＶＡ | 1,881,567円 |
| インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）ＶＡ | 438,440円 |
| インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）ＶＡ | 1,958,127円 |

| | |
|---|---|
| 三菱ＵＦＪ　外国株式インデックスファンドＶＡ | 23,238,982 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ３０Ｄ（適格機関投資家限定） | 793,667 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ６０Ｄ（適格機関投資家限定） | 7,167,959 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ３０Ｇ（適格機関投資家限定） | 752,013 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ６０Ｇ（適格機関投資家限定） | 10,366,638 円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞外国株式インデックスファンド | 6,699,579,565 円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（安定型） | 87,479,364 円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（安定成長型） | 373,033,915 円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（成長型） | 400,283,337 円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（積極型） | 408,808,219 円 |
| 合計 | 555,040,054,252 円 |
| ２．　受益権の総数 | 555,040,054,252 口 |

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自 2022 年 9 月 13 日<br>至 2023 年 9 月 11 日 |
|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。<br>当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。<br>当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。<br>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。<br>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 |

２　金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | ［2023 年 9 月 11 日現在］ |
|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 2.時価の算定方法 | （１）有価証券<br>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>（２）デリバティブ取引<br>デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。<br>（３）上記以外の金融商品 |

| | |
|---|---|
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。<br>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | ［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 株式 | 140,426,650,357 |
| 投資証券 | △1,520,970,798 |
| 合計 | 138,905,679,559 |

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

［2023年 9月 11日現在］

| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | うち1年超 | 時価（円） | 評価損益（円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 市場取引 | 株価指数先物取引 | | | | |
| | 買建 | 96,624,315,583 | — | 96,049,481,951 | △574,833,632 |
| 合計 | | 96,624,315,583 | — | 96,049,481,951 | △574,833,632 |

（注）時価の算定方法

1　先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2　先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

［2023年 9月 11日現在］

| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | うち1年超 | 時価（円） | 評価損益（円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 9,035,909,118 | — | 9,035,982,875 | 73,757 |
| | カナダドル | 395,379,519 | — | 395,668,629 | 289,110 |
| | オーストラリアドル | 38,165,692 | — | 38,253,116 | 87,424 |
| | イギリスポンド | 508,058,846 | — | 508,076,042 | 17,196 |
| | スイスフラン | 367,126,874 | — | 367,092,114 | △34,760 |
| | 香港ドル | 76,794,513 | — | 76,779,560 | △14,953 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | シンガポールドル | 44,175,860 | — | 44,174,753 | △1,107 |
| | スウェーデンクローネ | 105,676,015 | — | 105,728,523 | 52,508 |
| | デンマーククローネ | 129,044,848 | — | 129,059,134 | 14,286 |
| | ユーロ | 1,217,499,017 | — | 1,217,534,246 | 35,229 |
| 合計 | | 11,917,830,302 | — | 11,918,348,992 | 518,690 |

（注）時価の算定方法

1　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

| | ［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|
| 1口当たり純資産額 | 5.6613円 |
| (1万口当たり純資産額) | (56,613円) |

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

| 通 貨 | 銘　柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 単価 | 金額 | |
| アメリカドル | APA CORP | 115,689 | 44.26 | 5,120,395.14 | |
| | BAKER HUGHES CO | 395,233 | 36.95 | 14,603,859.35 | |
| | CHENIERE ENERGY INC | 94,932 | 162.68 | 15,443,537.76 | |
| | CHESAPEAKE ENERGY CORP | 44,592 | 88.49 | 3,945,946.08 | |
| | CHEVRON CORP | 712,946 | 167.21 | 119,211,700.66 | |
| | CONOCOPHILLIPS | 474,898 | 122.72 | 58,279,482.56 | |
| | COTERRA ENERGY INC | 296,510 | 28.20 | 8,361,582.00 | |
| | DEVON ENERGY CORP | 256,660 | 52.66 | 13,515,715.60 | |
| | DIAMONDBACK ENERGY INC | 69,696 | 156.03 | 10,874,666.88 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | EOG RESOURCES INC | 229,127 | 132.73 | 30,412,026.71 | |
| | EQT CORP | 145,302 | 42.48 | 6,172,428.96 | |
| | EXXON MOBIL CORP | 1,588,936 | 115.61 | 183,696,890.96 | |
| | HALLIBURTON CO | 364,483 | 41.28 | 15,045,858.24 | |
| | HESS CORP | 109,757 | 160.52 | 17,618,193.64 | |
| | HF SINCLAIR CORP | 59,686 | 60.99 | 3,640,249.14 | |
| | KINDER MORGAN INC | 802,649 | 16.80 | 13,484,503.20 | |
| | MARATHON OIL CORP | 243,047 | 27.31 | 6,637,613.57 | |
| | MARATHON PETROLEUM CORP | 167,635 | 155.31 | 26,035,391.85 | |
| | OCCIDENTAL PETROLEUM CORP | 267,801 | 65.28 | 17,482,049.28 | |
| | ONEOK INC | 172,213 | 64.77 | 11,154,236.01 | |
| | OVINTIV INC | 95,340 | 47.32 | 4,511,488.80 | |
| | PHILLIPS 66 | 181,707 | 122.23 | 22,210,046.61 | |
| | PIONEER NATURAL RESOURCES CO | 91,868 | 238.82 | 21,939,915.76 | |
| | SCHLUMBERGER LTD | 560,650 | 60.17 | 33,734,310.50 | |
| | TARGA RESOURCES CORP | 84,708 | 85.33 | 7,228,133.64 | |
| | TEXAS PACIFIC LAND CORP | 2,458 | 1,849.49 | 4,546,046.42 | |
| | VALERO ENERGY CORP | 142,904 | 142.06 | 20,300,942.24 | |
| | WILLIAMS COS INC | 474,511 | 33.82 | 16,047,962.02 | |
| | AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC | 87,408 | 298.51 | 26,092,162.08 | |
| | ALBEMARLE CORP | 45,204 | 184.43 | 8,336,973.72 | |
| | AMCOR PLC | 582,763 | 9.25 | 5,390,557.75 | |
| | AVERY DENNISON CORP | 31,082 | 181.06 | 5,627,706.92 | |
| | BALL CORP | 119,276 | 52.09 | 6,213,086.84 | |
| | CELANESE CORP | 40,649 | 124.55 | 5,062,832.95 | |
| | CF INDUSTRIES HOLDINGS INC | 77,206 | 83.74 | 6,465,230.44 | |
| | CLEVELAND-CLIFFS INC | 204,021 | 14.24 | 2,905,259.04 | |
| | CORTEVA INC | 276,697 | 49.58 | 13,718,637.26 | |
| | CROWN HOLDINGS INC | 50,366 | 89.94 | 4,529,918.04 | |
| | DOW INC | 276,393 | 53.71 | 14,845,068.03 | |
| | DUPONT DE NEMOURS INC | 178,665 | 75.41 | 13,473,127.65 | |
| | EASTMAN CHEMICAL CO | 46,681 | 79.53 | 3,712,539.93 | |
| | ECOLAB INC | 101,253 | 182.06 | 18,434,121.18 | |
| | FMC CORP | 49,253 | 75.46 | 3,716,631.38 | |
| | FREEPORT-MCMORAN INC | 563,454 | 39.29 | 22,138,107.66 | |
| | INTERNATIONAL PAPER CO | 128,893 | 34.63 | 4,463,564.59 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | INTL FLAVORS & FRAGRANCES | 99,086 | 68.73 | 6,810,180.78 | |
| | LINDE PLC | 192,432 | 386.81 | 74,434,621.92 | |
| | LYONDELLBASELL INDU-CL A | 102,383 | 99.38 | 10,174,822.54 | |
| | MARTIN MARIETTA MATERIALS | 24,258 | 438.09 | 10,627,187.22 | |
| | MOSAIC CO/THE | 127,085 | 37.65 | 4,784,750.25 | |
| | NEWMONT CORP | 320,099 | 38.73 | 12,397,434.27 | |
| | NUCOR CORP | 100,071 | 164.94 | 16,505,710.74 | |
| | PACKAGING CORP OF AMERICA | 34,892 | 146.56 | 5,113,771.52 | |
| | PPG INDUSTRIES INC | 91,838 | 135.70 | 12,462,416.60 | |
| | RELIANCE STEEL & ALUMINUM | 23,500 | 270.20 | 6,349,700.00 | |
| | RPM INTERNATIONAL INC | 50,708 | 98.80 | 5,009,950.40 | |
| | SEALED AIR CORP | 59,767 | 33.96 | 2,029,687.32 | |
| | SHERWIN-WILLIAMS CO/THE | 97,438 | 271.45 | 26,449,545.10 | |
| | STEEL DYNAMICS INC | 60,768 | 102.94 | 6,255,457.92 | |
| | VULCAN MATERIALS CO | 52,052 | 216.25 | 11,256,245.00 | |
| | WESTLAKE CORP | 17,817 | 124.93 | 2,225,877.81 | |
| | WESTROCK CO | 100,519 | 34.57 | 3,474,941.83 | |
| | 3M CO | 217,551 | 106.24 | 23,112,618.24 | |
| | AECOM | 50,248 | 84.87 | 4,264,547.76 | |
| | AERCAP HOLDINGS NV | 65,101 | 61.83 | 4,025,194.83 | |
| | ALLEGION PLC | 36,193 | 108.10 | 3,912,463.30 | |
| | AMETEK INC | 92,085 | 153.90 | 14,171,881.50 | |
| | AXON ENTERPRISE INC | 27,600 | 214.71 | 5,925,996.00 | |
| | BOEING CO/THE | 224,699 | 211.27 | 47,472,157.73 | |
| | BUILDERS FIRSTSOURCE INC | 51,717 | 139.89 | 7,234,691.13 | |
| | CARLISLE COS INC | 19,189 | 251.36 | 4,823,347.04 | |
| | CARRIER GLOBAL CORP | 330,350 | 58.66 | 19,378,331.00 | |
| | CATERPILLAR INC | 202,754 | 282.28 | 57,233,399.12 | |
| | CUMMINS INC | 57,085 | 234.87 | 13,407,553.95 | |
| | DEERE & CO | 109,595 | 399.66 | 43,800,737.70 | |
| | DOVER CORP | 57,480 | 142.11 | 8,168,482.80 | |
| | EATON CORP PLC | 156,998 | 236.13 | 37,071,937.74 | |
| | EMERSON ELECTRIC CO | 224,448 | 98.95 | 22,209,129.60 | |
| | FASTENAL CO | 229,870 | 54.51 | 12,530,213.70 | |
| | FERGUSON PLC | 78,482 | 153.95 | 12,082,303.90 | |
| | FORTIVE CORP | 138,403 | 77.56 | 10,734,536.68 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I | 47,372 | 65.59 | 3,107,129.48 | |
| | GENERAC HOLDINGS INC | 24,319 | 115.18 | 2,801,062.42 | |
| | GENERAL DYNAMICS CORP | 91,805 | 217.87 | 20,001,555.35 | |
| | GENERAL ELECTRIC CO | 428,135 | 111.72 | 47,831,242.20 | |
| | GRACO INC | 63,107 | 75.71 | 4,777,830.97 | |
| | HEICO CORP | 18,379 | 164.41 | 3,021,691.39 | |
| | HEICO CORP-CLASS A | 28,213 | 131.97 | 3,723,269.61 | |
| | HONEYWELL INTERNATIONAL INC | 261,681 | 184.52 | 48,285,378.12 | |
| | HOWMET AEROSPACE INC | 160,482 | 47.65 | 7,646,967.30 | |
| | HUBBELL INC | 20,287 | 327.57 | 6,645,412.59 | |
| | HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE | 15,641 | 210.84 | 3,297,748.44 | |
| | IDEX CORP | 30,272 | 216.09 | 6,541,476.48 | |
| | ILLINOIS TOOL WORKS | 120,675 | 238.45 | 28,774,953.75 | |
| | INGERSOLL-RAND INC | 157,138 | 69.42 | 10,908,519.96 | |
| | JARDINE MATHESON HLDGS LTD | 62,100 | 47.65 | 2,959,065.00 | |
| | JOHNSON CONTROLS INTERNATION | 272,969 | 57.35 | 15,654,772.15 | |
| | L3HARRIS TECHNOLOGIES INC | 76,662 | 167.94 | 12,874,616.28 | |
| | LENNOX INTERNATIONAL INC | 13,139 | 387.24 | 5,087,946.36 | |
| | LOCKHEED MARTIN CORP | 89,534 | 423.09 | 37,880,940.06 | |
| | MASCO CORP | 84,835 | 56.23 | 4,770,272.05 | |
| | NORDSON CORP | 20,061 | 232.80 | 4,670,200.80 | |
| | NORTHROP GRUMMAN CORP | 56,665 | 422.72 | 23,953,428.80 | |
| | OTIS WORLDWIDE CORP | 164,890 | 82.71 | 13,638,051.90 | |
| | OWENS CORNING | 34,823 | 142.85 | 4,974,465.55 | |
| | PACCAR INC | 204,526 | 84.51 | 17,284,492.26 | |
| | PARKER HANNIFIN CORP | 50,020 | 409.20 | 20,468,184.00 | |
| | PENTAIR PLC | 62,808 | 68.08 | 4,275,968.64 | |
| | QUANTA SERVICES INC | 55,871 | 206.50 | 11,537,361.50 | |
| | ROCKWELL AUTOMATION INC | 45,946 | 296.86 | 13,639,529.56 | |
| | RTX CORP | 574,143 | 83.48 | 47,929,457.64 | |
| | SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING | 60,064 | 37.10 | 2,228,374.40 | |
| | SMITH (A.O.) CORP | 48,340 | 70.19 | 3,392,984.60 | |
| | SNAP-ON INC | 20,609 | 259.74 | 5,352,981.66 | |
| | STANLEY BLACK & DECKER INC | 60,855 | 90.99 | 5,537,196.45 | |
| | TEXTRON INC | 76,878 | 75.60 | 5,811,976.80 | |
| | TORO CO | 40,158 | 82.34 | 3,306,609.72 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | TRANE TECHNOLOGIES PLC | 89,198 | 205.94 | 18,369,436.12 | |
| | TRANSDIGM GROUP INC | 21,555 | 871.89 | 18,793,588.95 | |
| | UNITED RENTALS INC | 26,630 | 463.77 | 12,350,195.10 | |
| | WABTEC CORP | 68,609 | 106.57 | 7,311,661.13 | |
| | WATSCO INC | 13,100 | 349.49 | 4,578,319.00 | |
| | WW GRAINGER INC | 17,351 | 689.93 | 11,970,975.43 | |
| | XYLEM INC | 95,581 | 95.22 | 9,101,222.82 | |
| | AUTOMATIC DATA PROCESSING | 162,778 | 249.37 | 40,591,949.86 | |
| | BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS | 50,797 | 111.95 | 5,686,724.15 | |
| | BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO | 46,809 | 187.73 | 8,787,453.57 | |
| | CERIDIAN HCM HOLDING INC | 54,780 | 73.11 | 4,004,965.80 | |
| | CINTAS CORP | 35,752 | 495.13 | 17,701,887.76 | |
| | CLARIVATE PLC | 115,796 | 6.99 | 809,414.04 | |
| | COPART INC | 335,932 | 44.69 | 15,012,801.08 | |
| | EQUIFAX INC | 47,623 | 196.56 | 9,360,776.88 | |
| | JACOBS SOLUTIONS INC | 51,774 | 130.74 | 6,768,932.76 | |
| | LEIDOS HOLDINGS INC | 49,801 | 95.80 | 4,770,935.80 | |
| | PAYCHEX INC | 129,746 | 120.54 | 15,639,582.84 | |
| | PAYCOM SOFTWARE INC | 20,647 | 284.31 | 5,870,148.57 | |
| | PAYLOCITY HOLDING CORP | 16,642 | 195.31 | 3,250,349.02 | |
| | REPUBLIC SERVICES INC | 85,704 | 146.22 | 12,531,638.88 | |
| | ROBERT HALF INC | 46,823 | 73.20 | 3,427,443.60 | |
| | ROLLINS INC | 92,741 | 36.11 | 3,348,877.51 | |
| | SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS | 91,481 | 55.73 | 5,098,236.13 | |
| | TRANSUNION | 77,035 | 79.83 | 6,149,704.05 | |
| | VERISK ANALYTICS INC | 56,529 | 244.38 | 13,814,557.02 | |
| | WASTE CONNECTIONS INC | 103,930 | 137.84 | 14,325,711.20 | |
| | WASTE MANAGEMENT INC | 160,584 | 156.45 | 25,123,366.80 | |
| | C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC | 45,375 | 86.32 | 3,916,770.00 | |
| | CSX CORP | 815,127 | 29.95 | 24,413,053.65 | |
| | DELTA AIR LINES INC | 63,959 | 40.82 | 2,610,806.38 | |
| | EXPEDITORS INTL WASH INC | 58,333 | 114.73 | 6,692,545.09 | |
| | FEDEX CORP | 94,011 | 253.31 | 23,813,926.41 | |
| | GRAB HOLDINGS LTD - CL A | 661,326 | 3.72 | 2,460,132.72 | |
| | HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC | 31,507 | 184.63 | 5,817,137.41 | |
| | KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION | 58,606 | 52.26 | 3,062,749.56 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | NORFOLK SOUTHERN CORP | 89,933 | 195.64 | 17,594,492.12 | |
| | OLD DOMINION FREIGHT LINE | 38,593 | 421.25 | 16,257,301.25 | |
| | SOUTHWEST AIRLINES CO | 70,510 | 29.53 | 2,082,160.30 | |
| | U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING | 36,932 | 52.69 | 1,945,947.08 | |
| | UBER TECHNOLOGIES INC | 717,015 | 47.24 | 33,871,788.60 | |
| | UNION PACIFIC CORP | 239,975 | 211.80 | 50,826,705.00 | |
| | UNITED PARCEL SERVICE-CL B | 285,330 | 161.04 | 45,949,543.20 | |
| | APTIV PLC | 110,540 | 100.48 | 11,107,059.20 | |
| | BORGWARNER INC | 91,258 | 40.03 | 3,653,057.74 | |
| | FORD MOTOR CO | 1,552,094 | 12.30 | 19,090,756.20 | |
| | GENERAL MOTORS CO | 551,494 | 32.95 | 18,171,727.30 | |
| | LEAR CORP | 23,906 | 141.05 | 3,371,941.30 | |
| | LUCID GROUP INC | 324,874 | 5.84 | 1,897,264.16 | |
| | RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A | 249,300 | 23.10 | 5,758,830.00 | |
| | TESLA INC | 1,122,119 | 248.50 | 278,846,571.50 | |
| | DECKERS OUTDOOR CORP | 10,300 | 527.24 | 5,430,572.00 | |
| | DR HORTON INC | 120,845 | 117.31 | 14,176,326.95 | |
| | GARMIN LTD | 59,587 | 102.77 | 6,123,755.99 | |
| | HASBRO INC | 51,810 | 69.94 | 3,623,591.40 | |
| | LENNAR CORP-A | 97,604 | 118.67 | 11,582,666.68 | |
| | LULULEMON ATHLETICA INC | 45,833 | 396.36 | 18,166,367.88 | |
| | MOHAWK INDUSTRIES INC | 22,320 | 94.09 | 2,100,088.80 | |
| | NIKE INC -CL B | 484,789 | 97.67 | 47,349,341.63 | |
| | NVR INC | 1,254 | 6,307.19 | 7,909,216.26 | |
| | PULTEGROUP INC | 84,307 | 80.72 | 6,805,261.04 | |
| | VF CORP | 121,637 | 18.80 | 2,286,775.60 | |
| | WHIRLPOOL CORP | 20,470 | 136.50 | 2,794,155.00 | |
| | AIRBNB INC-CLASS A | 162,637 | 145.82 | 23,715,727.34 | |
| | ARAMARK | 90,273 | 36.58 | 3,302,186.34 | |
| | BOOKING HOLDINGS INC | 14,536 | 3,143.10 | 45,688,101.60 | |
| | CAESARS ENTERTAINMENT INC | 81,714 | 54.95 | 4,490,184.30 | |
| | CARNIVAL CORP | 410,554 | 15.30 | 6,281,476.20 | |
| | CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC | 10,883 | 1,945.10 | 21,168,523.30 | |
| | DARDEN RESTAURANTS INC | 45,593 | 149.44 | 6,813,417.92 | |
| | DOMINO'S PIZZA INC | 13,758 | 387.37 | 5,329,436.46 | |
| | DOORDASH INC - A | 102,736 | 82.17 | 8,441,817.12 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | DRAFTKINGS INC-CL A | 160,366 | 31.85 | 5,107,657.10 | |
| | EXPEDIA GROUP INC | 57,523 | 109.80 | 6,316,025.40 | |
| | HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN | 105,300 | 154.12 | 16,228,836.00 | |
| | HYATT HOTELS CORP - CL A | 16,700 | 111.88 | 1,868,396.00 | |
| | LAS VEGAS SANDS CORP | 139,342 | 48.87 | 6,809,643.54 | |
| | MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A | 100,730 | 205.45 | 20,694,978.50 | |
| | MCDONALD'S CORP | 287,070 | 279.22 | 80,155,685.40 | |
| | MGM RESORTS INTERNATIONAL | 118,154 | 43.74 | 5,168,055.96 | |
| | ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD | 91,779 | 97.35 | 8,934,685.65 | |
| | STARBUCKS CORP | 451,461 | 95.28 | 43,015,204.08 | |
| | VAIL RESORTS INC | 15,472 | 249.97 | 3,867,535.84 | |
| | WYNN RESORTS LTD | 38,455 | 94.71 | 3,642,073.05 | |
| | YUM! BRANDS INC | 110,560 | 126.53 | 13,989,156.80 | |
| | ACTIVISION BLIZZARD INC | 310,725 | 92.12 | 28,623,987.00 | |
| | ALPHABET INC-CL A | 2,337,480 | 136.38 | 318,785,522.40 | |
| | ALPHABET INC-CL C | 2,083,815 | 137.20 | 285,899,418.00 | |
| | CHARTER COMMUNICATIONS INC-A | 38,163 | 422.42 | 16,120,814.46 | |
| | COMCAST CORP-CLASS A | 1,634,698 | 45.03 | 73,610,450.94 | |
| | ELECTRONIC ARTS INC | 99,780 | 121.75 | 12,148,215.00 | |
| | FOX CORP - CLASS A | 120,205 | 31.36 | 3,769,628.80 | |
| | FOX CORP - CLASS B | 50,847 | 28.90 | 1,469,478.30 | |
| | INTERPUBLIC GROUP OF COS INC | 162,362 | 31.75 | 5,154,993.50 | |
| | LIBERTY BROADBAND-C | 48,406 | 89.88 | 4,350,731.28 | |
| | LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C | 81,790 | 66.00 | 5,398,140.00 | |
| | LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW | 66,027 | 23.15 | 1,528,525.05 | |
| | LIVE NATION ENTERTAINMENT IN | 63,066 | 80.94 | 5,104,562.04 | |
| | MATCH GROUP INC | 107,263 | 44.05 | 4,724,935.15 | |
| | META PLATFORMS INC-CLASS A | 869,993 | 297.89 | 259,162,214.77 | |
| | NETFLIX INC | 174,851 | 442.80 | 77,424,022.80 | |
| | NEWS CORP - CLASS A | 155,926 | 21.06 | 3,283,801.56 | |
| | OMNICOM GROUP | 76,376 | 78.90 | 6,026,066.40 | |
| | PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B | 177,253 | 13.66 | 2,421,275.98 | |
| | PINTEREST INC- CLASS A | 245,160 | 27.55 | 6,754,158.00 | |
| | ROBLOX CORP -CLASS A | 160,058 | 29.01 | 4,643,282.58 | |
| | ROKU INC | 48,057 | 83.47 | 4,011,317.79 | |
| | SEA LTD-ADR | 143,213 | 38.25 | 5,477,897.25 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | SIRIUS XM HOLDINGS INC | 334,269 | 4.26 | 1,423,985.94 | |
| | SNAP INC - A | 396,610 | 9.39 | 3,724,167.90 | |
| | TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE | 68,320 | 142.77 | 9,754,046.40 | |
| | TRADE DESK INC/THE -CLASS A | 178,087 | 83.89 | 14,939,718.43 | |
| | WALT DISNEY CO/THE | 719,101 | 81.58 | 58,664,259.58 | |
| | WARNER BROS DISCOVERY INC | 891,704 | 11.32 | 10,094,089.28 | |
| | ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC | 110,986 | 17.59 | 1,952,243.74 | |
| | AMAZON.COM INC | 3,632,127 | 138.23 | 502,068,915.21 | |
| | AUTOZONE INC | 7,041 | 2,619.29 | 18,442,420.89 | |
| | BATH & BODY WORKS INC | 83,543 | 36.50 | 3,049,319.50 | |
| | BEST BUY CO INC | 76,226 | 73.23 | 5,582,029.98 | |
| | BURLINGTON STORES INC | 24,572 | 156.10 | 3,835,689.20 | |
| | CARMAX INC | 59,580 | 81.18 | 4,836,704.40 | |
| | CHEWY INC - CLASS A | 53,105 | 22.99 | 1,220,883.95 | |
| | DICK'S SPORTING GOODS INC | 25,400 | 111.40 | 2,829,560.00 | |
| | EBAY INC | 207,618 | 43.43 | 9,016,849.74 | |
| | ETSY INC | 47,624 | 67.13 | 3,196,999.12 | |
| | GENUINE PARTS CO | 54,814 | 149.99 | 8,221,551.86 | |
| | GLOBAL-E ONLINE LTD | 34,400 | 40.07 | 1,378,408.00 | |
| | HOME DEPOT INC | 395,355 | 328.71 | 129,957,142.05 | |
| | LKQ CORP | 112,105 | 50.46 | 5,656,818.30 | |
| | LOWE'S COS INC | 230,411 | 231.29 | 53,291,760.19 | |
| | MERCADOLIBRE INC | 17,806 | 1,428.19 | 25,430,351.14 | |
| | O'REILLY AUTOMOTIVE INC | 24,210 | 958.36 | 23,201,895.60 | |
| | POOL CORP | 14,653 | 344.26 | 5,044,441.78 | |
| | ROSS STORES INC | 136,333 | 119.36 | 16,272,706.88 | |
| | TJX COMPANIES INC | 451,821 | 91.45 | 41,319,030.45 | |
| | TRACTOR SUPPLY COMPANY | 44,293 | 217.39 | 9,628,855.27 | |
| | ULTA BEAUTY INC | 19,892 | 413.71 | 8,229,519.32 | |
| | ALBERTSONS COS INC - CLASS A | 129,336 | 23.63 | 3,056,209.68 | |
| | COSTCO WHOLESALE CORP | 174,233 | 551.19 | 96,035,487.27 | |
| | DOLLAR GENERAL CORP | 85,510 | 127.20 | 10,876,872.00 | |
| | DOLLAR TREE INC | 80,322 | 116.02 | 9,318,958.44 | |
| | KROGER CO | 274,598 | 46.94 | 12,889,630.12 | |
| | SYSCO CORP | 203,033 | 69.95 | 14,202,158.35 | |
| | TARGET CORP | 181,696 | 123.69 | 22,473,978.24 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC | 302,157 | 21.99 | 6,644,432.43 | |
| | WALMART INC | 581,945 | 163.77 | 95,305,132.65 | |
| | ALTRIA GROUP INC | 708,161 | 44.08 | 31,215,736.88 | |
| | ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO | 212,595 | 78.81 | 16,754,611.95 | |
| | BROWN-FORMAN CORP-CLASS B | 122,360 | 64.31 | 7,868,971.60 | |
| | BUNGE LTD | 57,028 | 112.38 | 6,408,806.64 | |
| | CAMPBELL SOUP CO | 79,341 | 42.18 | 3,346,603.38 | |
| | COCA-COLA CO/THE | 1,613,202 | 58.33 | 94,098,072.66 | |
| | COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE | 85,359 | 61.33 | 5,235,067.47 | |
| | CONAGRA BRANDS INC | 200,246 | 29.10 | 5,827,158.60 | |
| | CONSTELLATION BRANDS INC-A | 65,950 | 259.20 | 17,094,240.00 | |
| | DARLING INGREDIENTS INC | 61,326 | 58.55 | 3,590,637.30 | |
| | GENERAL MILLS INC | 235,352 | 66.15 | 15,568,534.80 | |
| | HERSHEY CO/THE | 57,677 | 209.03 | 12,056,223.31 | |
| | HORMEL FOODS CORP | 119,470 | 37.12 | 4,434,726.40 | |
| | JM SMUCKER CO/THE | 40,642 | 141.58 | 5,754,094.36 | |
| | KELLOGG CO | 114,197 | 59.42 | 6,785,585.74 | |
| | KEURIG DR PEPPER INC | 358,362 | 33.36 | 11,954,956.32 | |
| | KRAFT HEINZ CO/THE | 331,278 | 32.96 | 10,918,922.88 | |
| | LAMB WESTON HOLDINGS INC | 57,997 | 98.40 | 5,706,904.80 | |
| | MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS | 96,898 | 80.70 | 7,819,668.60 | |
| | MOLSON COORS BEVERAGE CO - B | 71,471 | 63.64 | 4,548,414.44 | |
| | MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A | 537,073 | 69.82 | 37,498,436.86 | |
| | MONSTER BEVERAGE CORP | 312,075 | 56.37 | 17,591,667.75 | |
| | PEPSICO INC | 540,400 | 176.27 | 95,256,308.00 | |
| | PHILIP MORRIS INTERNATIONAL | 609,669 | 93.67 | 57,107,695.23 | |
| | TYSON FOODS INC-CL A | 108,754 | 52.05 | 5,660,645.70 | |
| | CHURCH & DWIGHT CO INC | 94,699 | 95.67 | 9,059,853.33 | |
| | CLOROX COMPANY | 47,984 | 154.70 | 7,423,124.80 | |
| | COLGATE-PALMOLIVE CO | 310,275 | 73.20 | 22,712,130.00 | |
| | ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A | 90,174 | 154.00 | 13,886,796.00 | |
| | KENVUE INC | 590,494 | 21.30 | 12,577,522.20 | |
| | KIMBERLY-CLARK CORP | 134,268 | 127.48 | 17,116,484.64 | |
| | PROCTER & GAMBLE CO/THE | 927,054 | 152.93 | 141,774,368.22 | |
| | ABBOTT LABORATORIES | 684,193 | 100.73 | 68,918,760.89 | |
| | ALIGN TECHNOLOGY INC | 28,590 | 332.26 | 9,499,313.40 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | BAXTER INTERNATIONAL INC | 199,514 | 38.67 | 7,715,206.38 | |
| | BECTON DICKINSON AND CO | 112,439 | 266.76 | 29,994,227.64 | |
| | BOSTON SCIENTIFIC CORP | 566,368 | 53.87 | 30,510,244.16 | |
| | CARDINAL HEALTH INC | 103,411 | 88.78 | 9,180,828.58 | |
| | CENCORA INC | 67,869 | 177.70 | 12,060,321.30 | |
| | CENTENE CORP | 212,010 | 65.41 | 13,867,574.10 | |
| | COOPER COS INC/THE | 18,711 | 350.01 | 6,549,037.11 | |
| | CVS HEALTH CORP | 505,061 | 65.84 | 33,253,216.24 | |
| | DAVITA INC | 22,235 | 95.55 | 2,124,554.25 | |
| | DENTSPLY SIRONA INC | 77,655 | 36.00 | 2,795,580.00 | |
| | DEXCOM INC | 154,512 | 104.35 | 16,123,327.20 | |
| | EDWARDS LIFESCIENCES CORP | 241,729 | 74.07 | 17,904,867.03 | |
| | ELEVANCE HEALTH INC | 93,300 | 448.75 | 41,868,375.00 | |
| | GE HEALTHCARE TECHNOLOGY | 157,096 | 64.90 | 10,195,530.40 | |
| | HCA HEALTHCARE INC | 81,373 | 273.58 | 22,262,025.34 | |
| | HENRY SCHEIN INC | 55,674 | 73.88 | 4,113,195.12 | |
| | HOLOGIC INC | 98,037 | 72.23 | 7,081,212.51 | |
| | HUMANA INC | 49,208 | 467.73 | 23,016,057.84 | |
| | IDEXX LABORATORIES INC | 33,006 | 465.79 | 15,373,864.74 | |
| | INSULET CORP | 27,547 | 171.92 | 4,735,880.24 | |
| | INTUITIVE SURGICAL INC | 138,025 | 298.22 | 41,161,815.50 | |
| | LABORATORY CRP OF AMER HLDGS | 34,985 | 203.31 | 7,112,800.35 | |
| | MCKESSON CORP | 53,866 | 420.78 | 22,665,735.48 | |
| | MEDTRONIC PLC | 523,574 | 79.96 | 41,864,977.04 | |
| | MOLINA HEALTHCARE INC | 23,404 | 320.47 | 7,500,279.88 | |
| | QUEST DIAGNOSTICS INC | 41,965 | 127.02 | 5,330,394.30 | |
| | RESMED INC | 56,617 | 147.95 | 8,376,485.15 | |
| | STERIS PLC | 39,198 | 222.75 | 8,731,354.50 | |
| | STRYKER CORP | 134,550 | 289.54 | 38,957,607.00 | |
| | TELEFLEX INC | 17,890 | 206.80 | 3,699,652.00 | |
| | THE CIGNA GROUP | 116,483 | 281.48 | 32,787,634.84 | |
| | UNITEDHEALTH GROUP INC | 366,282 | 480.77 | 176,097,397.14 | |
| | UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B | 24,352 | 131.50 | 3,202,288.00 | |
| | VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A | 56,710 | 220.31 | 12,493,780.10 | |
| | ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC | 80,981 | 120.65 | 9,770,357.65 | |
| | ABBVIE INC | 694,046 | 149.02 | 103,426,734.92 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | AGILENT TECHNOLOGIES INC | 115,232 | 113.99 | 13,135,295.68 | |
| | ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC | 48,623 | 201.43 | 9,794,130.89 | |
| | AMGEN INC | 210,159 | 259.43 | 54,521,549.37 | |
| | AVANTOR INC | 253,057 | 20.23 | 5,119,343.11 | |
| | BIO-RAD LABORATORIES-A | 9,607 | 357.91 | 3,438,441.37 | |
| | BIO-TECHNE CORP | 61,767 | 71.82 | 4,436,105.94 | |
| | BIOGEN INC | 57,769 | 258.99 | 14,961,593.31 | |
| | BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC | 76,181 | 90.19 | 6,870,764.39 | |
| | BRISTOL-MYERS SQUIBB CO | 826,206 | 60.82 | 50,249,848.92 | |
| | CATALENT INC | 70,521 | 48.48 | 3,418,858.08 | |
| | CHARLES RIVER LABORATORIES | 20,426 | 199.74 | 4,079,889.24 | |
| | DANAHER CORP | 275,810 | 248.36 | 68,500,171.60 | |
| | ELI LILLY & CO | 317,391 | 586.46 | 186,137,125.86 | |
| | EXACT SCIENCES CORP | 73,011 | 78.33 | 5,718,951.63 | |
| | GILEAD SCIENCES INC | 490,978 | 76.00 | 37,314,328.00 | |
| | HORIZON THERAPEUTICS PLC | 85,114 | 115.42 | 9,823,857.88 | |
| | ILLUMINA INC | 64,334 | 158.36 | 10,187,932.24 | |
| | INCYTE CORP | 74,888 | 63.98 | 4,791,334.24 | |
| | IQVIA HOLDINGS INC | 73,956 | 213.53 | 15,791,824.68 | |
| | JAZZ PHARMACEUTICALS PLC | 24,964 | 136.40 | 3,405,089.60 | |
| | JOHNSON & JOHNSON | 946,737 | 160.56 | 152,008,092.72 | |
| | MERCK & CO. INC. | 997,924 | 109.05 | 108,823,612.20 | |
| | METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL | 8,485 | 1,130.70 | 9,593,989.50 | |
| | MODERNA INC | 125,621 | 107.64 | 13,521,844.44 | |
| | NEUROCRINE BIOSCIENCES INC | 37,628 | 109.27 | 4,111,611.56 | |
| | PFIZER INC | 2,220,617 | 34.25 | 76,056,132.25 | |
| | REGENERON PHARMACEUTICALS | 42,459 | 830.69 | 35,270,266.71 | |
| | REPLIGEN CORP | 20,929 | 161.42 | 3,378,359.18 | |
| | REVVITY INC | 47,435 | 106.83 | 5,067,481.05 | |
| | ROYALTY PHARMA PLC- CL A | 142,126 | 29.19 | 4,148,657.94 | |
| | SEAGEN INC | 53,904 | 204.43 | 11,019,594.72 | |
| | TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR | 437,021 | 9.62 | 4,204,142.02 | |
| | THERMO FISHER SCIENTIFIC INC | 151,720 | 518.27 | 78,631,924.40 | |
| | UNITED THERAPEUTICS CORP | 17,600 | 225.13 | 3,962,288.00 | |
| | VERTEX PHARMACEUTICALS INC | 101,412 | 343.05 | 34,789,386.60 | |
| | VIATRIS INC | 485,676 | 10.11 | 4,910,184.36 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | WATERS CORP | 24,237 | 263.57 | 6,388,146.09 | |
| | WEST PHARMACEUTICAL SERVICES | 28,623 | 393.16 | 11,253,418.68 | |
| | ZOETIS INC | 182,149 | 185.78 | 33,839,641.22 | |
| | BANK OF AMERICA CORP | 2,821,793 | 28.36 | 80,026,049.48 | |
| | CITIGROUP INC | 768,672 | 40.59 | 31,200,396.48 | |
| | CITIZENS FINANCIAL GROUP | 187,273 | 27.37 | 5,125,662.01 | |
| | FIFTH THIRD BANCORP | 265,377 | 26.41 | 7,008,606.57 | |
| | FIRST CITIZENS BCSHS -CL A | 4,194 | 1,326.54 | 5,563,508.76 | |
| | FIRST HORIZON CORP | 214,658 | 11.83 | 2,539,404.14 | |
| | HUNTINGTON BANCSHARES INC | 560,694 | 10.87 | 6,094,743.78 | |
| | JPMORGAN CHASE & CO | 1,149,235 | 143.83 | 165,294,470.05 | |
| | KEYCORP | 368,647 | 11.25 | 4,147,278.75 | |
| | M & T BANK CORP | 64,559 | 121.78 | 7,861,995.02 | |
| | PNC FINANCIAL SERVICES GROUP | 157,768 | 116.93 | 18,447,812.24 | |
| | REGIONS FINANCIAL CORP | 383,556 | 17.92 | 6,873,323.52 | |
| | TRUIST FINANCIAL CORP | 517,048 | 29.78 | 15,397,689.44 | |
| | US BANCORP | 604,541 | 36.11 | 21,829,975.51 | |
| | WEBSTER FINANCIAL CORP | 69,605 | 41.50 | 2,888,607.50 | |
| | WELLS FARGO & CO | 1,443,020 | 41.00 | 59,163,820.00 | |
| | ALLY FINANCIAL INC | 112,650 | 27.98 | 3,151,947.00 | |
| | AMERICAN EXPRESS CO | 248,475 | 157.43 | 39,117,419.25 | |
| | AMERIPRISE FINANCIAL INC | 40,339 | 345.05 | 13,918,971.95 | |
| | ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN | 185,468 | 19.89 | 3,688,958.52 | |
| | APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC | 154,008 | 87.86 | 13,531,142.88 | |
| | ARES MANAGEMENT CORP - A | 62,159 | 105.96 | 6,586,367.64 | |
| | BANK OF NEW YORK MELLON CORP | 308,747 | 44.78 | 13,825,690.66 | |
| | BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B | 509,435 | 363.15 | 185,001,320.25 | |
| | BLACKROCK INC | 58,931 | 690.62 | 40,698,927.22 | |
| | BLACKSTONE INC | 279,852 | 112.67 | 31,530,924.84 | |
| | BLOCK INC | 211,390 | 53.08 | 11,220,581.20 | |
| | CAPITAL ONE FINANCIAL CORP | 149,378 | 99.92 | 14,925,849.76 | |
| | CARLYLE GROUP INC/THE | 80,098 | 32.35 | 2,591,170.30 | |
| | CBOE GLOBAL MARKETS INC | 43,452 | 153.06 | 6,650,763.12 | |
| | CME GROUP INC | 141,441 | 204.99 | 28,993,990.59 | |
| | COINBASE GLOBAL INC -CLASS A | 63,900 | 82.09 | 5,245,551.00 | |
| | DISCOVER FINANCIAL SERVICES | 101,432 | 89.57 | 9,085,264.24 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | EQUITABLE HOLDINGS INC | 136,406 | 28.48 | 3,884,842.88 | |
| | FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC | 15,208 | 429.00 | 6,524,232.00 | |
| | FIDELITY NATIONAL INFO SERV | 238,979 | 55.33 | 13,222,708.07 | |
| | FISERV INC | 242,898 | 121.60 | 29,536,396.80 | |
| | FLEETCOR TECHNOLOGIES INC | 28,726 | 271.84 | 7,808,875.84 | |
| | FRANKLIN RESOURCES INC | 117,877 | 25.93 | 3,056,550.61 | |
| | FUTU HOLDINGS LTD-ADR | 20,000 | 57.95 | 1,159,000.00 | |
| | GLOBAL PAYMENTS INC | 102,860 | 125.91 | 12,951,102.60 | |
| | GOLDMAN SACHS GROUP INC | 130,936 | 325.52 | 42,622,286.72 | |
| | INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN | 219,349 | 114.96 | 25,216,361.04 | |
| | INVESCO LTD | 145,482 | 15.45 | 2,247,696.90 | |
| | JACK HENRY & ASSOCIATES INC | 27,787 | 151.40 | 4,206,951.80 | |
| | KKR & CO INC | 235,533 | 62.82 | 14,796,183.06 | |
| | LPL FINANCIAL HOLDINGS INC | 29,447 | 242.50 | 7,140,897.50 | |
| | MARKETAXESS HOLDINGS INC | 14,393 | 226.63 | 3,261,885.59 | |
| | MASTERCARD INC - A | 332,754 | 414.84 | 138,039,669.36 | |
| | MOODY'S CORP | 65,058 | 339.77 | 22,104,756.66 | |
| | MORGAN STANLEY | 492,420 | 84.92 | 41,816,306.40 | |
| | MSCI INC | 31,720 | 533.79 | 16,931,818.80 | |
| | NASDAQ INC | 139,552 | 51.43 | 7,177,159.36 | |
| | NORTHERN TRUST CORP | 81,740 | 76.39 | 6,244,118.60 | |
| | PAYPAL HOLDINGS INC | 417,377 | 60.98 | 25,451,649.46 | |
| | RAYMOND JAMES FINANCIAL INC | 76,680 | 106.33 | 8,153,384.40 | |
| | ROBINHOOD MARKETS INC - A | 164,032 | 10.74 | 1,761,703.68 | |
| | S&P GLOBAL INC | 129,050 | 390.71 | 50,421,125.50 | |
| | SCHWAB (CHARLES) CORP | 592,242 | 59.33 | 35,137,717.86 | |
| | SEI INVESTMENTS COMPANY | 49,468 | 61.37 | 3,035,851.16 | |
| | STATE STREET CORP | 132,035 | 70.16 | 9,263,575.60 | |
| | SYNCHRONY FINANCIAL | 169,784 | 31.28 | 5,310,843.52 | |
| | T ROWE PRICE GROUP INC | 88,587 | 109.24 | 9,677,243.88 | |
| | TOAST INC-CLASS A | 133,334 | 20.84 | 2,778,680.56 | |
| | TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A | 44,347 | 86.22 | 3,823,598.34 | |
| | VISA INC-CLASS A SHARES | 636,309 | 247.29 | 157,352,852.61 | |
| | AFLAC INC | 229,442 | 74.83 | 17,169,144.86 | |
| | ALLSTATE CORP | 106,974 | 106.20 | 11,360,638.80 | |
| | AMERICAN FINANCIAL GROUP INC | 28,005 | 110.01 | 3,080,830.05 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | AMERICAN INTERNATIONAL GROUP | 280,451 | 59.66 | 16,731,706.66 | |
| | AON PLC-CLASS A | 79,398 | 333.45 | 26,475,263.10 | |
| | ARCH CAPITAL GROUP LTD | 143,654 | 77.25 | 11,097,989.77 | |
| | ARTHUR J GALLAGHER & CO | 83,320 | 228.19 | 19,012,790.80 | |
| | ASSURANT INC | 21,769 | 138.36 | 3,011,958.84 | |
| | BROWN & BROWN INC | 99,807 | 73.12 | 7,297,887.84 | |
| | CHUBB LTD | 163,450 | 204.67 | 33,453,311.50 | |
| | CINCINNATI FINANCIAL CORP | 62,294 | 105.00 | 6,540,870.00 | |
| | ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A | 9,638 | 276.42 | 2,664,135.96 | |
| | EVEREST GROUP LTD | 16,257 | 370.70 | 6,026,469.90 | |
| | FIDELITY NATIONAL FINANCIAL | 100,838 | 42.80 | 4,315,866.40 | |
| | GLOBE LIFE INC | 35,276 | 109.16 | 3,850,728.16 | |
| | HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP | 118,871 | 71.49 | 8,498,087.79 | |
| | LOEWS CORP | 77,085 | 62.43 | 4,812,416.55 | |
| | MARKEL GROUP INC | 4,994 | 1,473.08 | 7,356,561.52 | |
| | MARSH & MCLENNAN COS | 194,408 | 194.76 | 37,862,902.08 | |
| | METLIFE INC | 261,536 | 63.31 | 16,557,844.16 | |
| | PRINCIPAL FINANCIAL GROUP | 100,359 | 75.38 | 7,565,061.42 | |
| | PROGRESSIVE CORP | 230,457 | 135.76 | 31,286,842.32 | |
| | PRUDENTIAL FINANCIAL INC | 140,953 | 95.09 | 13,403,220.77 | |
| | TRAVELERS COS INC/THE | 92,212 | 159.89 | 14,743,776.68 | |
| | WILLIS TOWERS WATSON PLC | 42,969 | 202.82 | 8,714,972.58 | |
| | WR BERKLEY CORP | 79,680 | 61.93 | 4,934,582.40 | |
| | ACCENTURE PLC-CL A | 247,962 | 325.47 | 80,704,192.14 | |
| | ADOBE INC | 179,220 | 560.36 | 100,427,719.20 | |
| | AKAMAI TECHNOLOGIES INC | 60,081 | 104.68 | 6,289,279.08 | |
| | ANSYS INC | 33,425 | 314.35 | 10,507,148.75 | |
| | ASPEN TECHNOLOGY INC | 10,737 | 195.08 | 2,094,573.96 | |
| | ATLASSIAN CORP-CL A | 60,749 | 206.60 | 12,550,743.40 | |
| | AUTODESK INC | 83,847 | 219.19 | 18,378,423.93 | |
| | BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B | 87,832 | 49.02 | 4,305,524.64 | |
| | BILL HOLDINGS INC | 36,094 | 116.02 | 4,187,625.88 | |
| | BLACK KNIGHT INC | 59,897 | 75.76 | 4,537,796.72 | |
| | CADENCE DESIGN SYS INC | 107,205 | 237.99 | 25,513,717.95 | |
| | CHECK POINT SOFTWARE TECH | 37,125 | 135.66 | 5,036,377.50 | |
| | CLOUDFLARE INC - CLASS A | 103,657 | 62.68 | 6,497,220.76 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A | 195,517 | 71.34 | 13,948,182.78 | |
| | CONFLUENT INC-CLASS A | 64,138 | 32.30 | 2,071,657.40 | |
| | CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A | 87,501 | 168.09 | 14,708,043.09 | |
| | CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL | 14,727 | 168.35 | 2,479,290.45 | |
| | DATADOG INC - CLASS A | 102,646 | 97.66 | 10,024,408.36 | |
| | DOCUSIGN INC | 79,128 | 50.21 | 3,973,016.88 | |
| | DROPBOX INC-CLASS A | 105,126 | 27.88 | 2,930,912.88 | |
| | DYNATRACE INC | 97,064 | 47.36 | 4,596,951.04 | |
| | EPAM SYSTEMS INC | 22,343 | 265.35 | 5,928,715.05 | |
| | FAIR ISAAC CORP | 9,675 | 899.72 | 8,704,791.00 | |
| | FORTINET INC | 264,860 | 64.07 | 16,969,580.20 | |
| | GARTNER INC | 30,305 | 354.15 | 10,732,515.75 | |
| | GEN DIGITAL INC | 243,028 | 19.99 | 4,858,129.72 | |
| | GODADDY INC - CLASS A | 58,848 | 74.58 | 4,388,883.84 | |
| | HUBSPOT INC | 18,107 | 537.19 | 9,726,899.33 | |
| | INTL BUSINESS MACHINES CORP | 356,803 | 147.68 | 52,692,667.04 | |
| | INTUIT INC | 110,138 | 550.56 | 60,637,577.28 | |
| | MANHATTAN ASSOCIATES INC | 24,396 | 200.48 | 4,890,910.08 | |
| | MICROSOFT CORP | 2,778,114 | 334.27 | 928,640,166.78 | |
| | MONDAY.COM LTD | 10,500 | 171.20 | 1,797,600.00 | |
| | MONGODB INC | 28,508 | 377.29 | 10,755,783.32 | |
| | OKTA INC | 60,084 | 87.38 | 5,250,139.92 | |
| | ORACLE CORP | 640,254 | 126.32 | 80,876,885.28 | |
| | PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A | 703,374 | 15.13 | 10,642,048.62 | |
| | PALO ALTO NETWORKS INC | 120,692 | 248.74 | 30,020,928.08 | |
| | PTC INC | 46,032 | 143.64 | 6,612,036.48 | |
| | ROPER TECHNOLOGIES INC | 41,881 | 491.51 | 20,584,930.31 | |
| | SALESFORCE INC | 383,051 | 224.76 | 86,094,542.76 | |
| | SERVICENOW INC | 80,109 | 600.07 | 48,071,007.63 | |
| | SNOWFLAKE INC-CLASS A | 103,649 | 165.95 | 17,200,551.55 | |
| | SPLUNK INC | 64,692 | 124.28 | 8,039,921.76 | |
| | SYNOPSYS INC | 60,482 | 459.14 | 27,769,705.48 | |
| | TWILIO INC - A | 67,301 | 65.48 | 4,406,869.48 | |
| | TYLER TECHNOLOGIES INC | 16,474 | 392.17 | 6,460,608.58 | |
| | UIPATH INC - CLASS A | 126,300 | 18.48 | 2,334,024.00 | |
| | UNITY SOFTWARE INC | 81,932 | 37.68 | 3,087,197.76 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | VERISIGN INC | 35,477 | 206.56 | 7,328,129.12 | |
| | VMWARE INC-CLASS A | 91,865 | 165.99 | 15,248,671.35 | |
| | WIX.COM LTD | 21,919 | 93.07 | 2,040,001.33 | |
| | WORKDAY INC-CLASS A | 82,363 | 250.63 | 20,642,638.69 | |
| | ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A | 91,691 | 72.06 | 6,607,253.46 | |
| | ZSCALER INC | 36,376 | 160.77 | 5,848,169.52 | |
| | AMPHENOL CORP-CL A | 234,959 | 85.89 | 20,180,628.51 | |
| | APPLE INC | 6,186,271 | 178.18 | 1,102,269,766.78 | |
| | ARISTA NETWORKS INC | 103,140 | 196.47 | 20,263,915.80 | |
| | ARROW ELECTRONICS INC | 22,583 | 126.36 | 2,853,587.88 | |
| | CDW CORP/DE | 53,334 | 212.67 | 11,342,541.78 | |
| | CISCO SYSTEMS INC | 1,600,382 | 56.67 | 90,693,647.94 | |
| | COGNEX CORP | 65,500 | 43.57 | 2,853,835.00 | |
| | CORNING INC | 310,109 | 31.37 | 9,728,119.33 | |
| | DELL TECHNOLOGIES -C | 96,377 | 70.50 | 6,794,578.50 | |
| | F5 INC | 23,495 | 160.55 | 3,772,122.25 | |
| | HEWLETT PACKARD ENTERPRISE | 499,624 | 17.34 | 8,663,480.16 | |
| | HP INC | 340,309 | 29.45 | 10,022,100.05 | |
| | JABIL INC | 51,154 | 107.33 | 5,490,358.82 | |
| | JUNIPER NETWORKS INC | 122,932 | 29.07 | 3,573,633.24 | |
| | KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN | 68,836 | 132.30 | 9,107,002.80 | |
| | MOTOROLA SOLUTIONS INC | 65,966 | 282.50 | 18,635,395.00 | |
| | NETAPP INC | 87,598 | 79.09 | 6,928,125.82 | |
| | SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS | 70,743 | 65.37 | 4,624,469.91 | |
| | SUPER MICRO COMPUTER INC | 18,323 | 280.66 | 5,142,533.18 | |
| | TE CONNECTIVITY LTD | 123,404 | 127.86 | 15,778,435.44 | |
| | TELEDYNE TECHNOLOGIES INC | 19,344 | 410.22 | 7,935,295.68 | |
| | TRIMBLE INC | 92,751 | 50.98 | 4,728,445.98 | |
| | WESTERN DIGITAL CORP | 132,049 | 43.47 | 5,740,170.03 | |
| | ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A | 20,052 | 256.37 | 5,140,731.24 | |
| | AT&T INC | 2,813,384 | 14.40 | 40,512,729.60 | |
| | LIBERTY GLOBAL PLC- C | 110,741 | 18.98 | 2,101,864.18 | |
| | T-MOBILE US INC | 213,212 | 137.63 | 29,344,367.56 | |
| | VERIZON COMMUNICATIONS INC | 1,653,148 | 33.45 | 55,297,800.60 | |
| | AES CORP | 260,364 | 17.27 | 4,496,486.28 | |
| | ALLIANT ENERGY CORP | 98,175 | 50.74 | 4,981,399.50 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | AMEREN CORPORATION | 100,494 | 79.41 | 7,980,228.54 | |
| | AMERICAN ELECTRIC POWER | 201,547 | 77.74 | 15,668,263.78 | |
| | AMERICAN WATER WORKS CO INC | 74,914 | 137.73 | 10,317,905.22 | |
| | ATMOS ENERGY CORP | 59,425 | 114.18 | 6,785,146.50 | |
| | CENTERPOINT ENERGY INC | 257,054 | 28.29 | 7,272,057.66 | |
| | CMS ENERGY CORP | 112,505 | 55.97 | 6,296,904.85 | |
| | CONSOLIDATED EDISON INC | 137,577 | 89.25 | 12,278,747.25 | |
| | CONSTELLATION ENERGY | 125,173 | 108.64 | 13,598,794.72 | |
| | DOMINION ENERGY INC | 333,830 | 47.12 | 15,730,069.60 | |
| | DTE ENERGY COMPANY | 80,310 | 102.66 | 8,244,624.60 | |
| | DUKE ENERGY CORP | 303,931 | 91.02 | 27,663,799.62 | |
| | EDISON INTERNATIONAL | 147,632 | 69.80 | 10,304,713.60 | |
| | ENTERGY CORP | 85,436 | 95.27 | 8,139,487.72 | |
| | ESSENTIAL UTILITIES INC | 96,524 | 36.62 | 3,534,708.88 | |
| | EVERGY INC | 90,715 | 53.94 | 4,893,167.10 | |
| | EVERSOURCE ENERGY | 135,703 | 62.08 | 8,424,442.24 | |
| | EXELON CORP | 387,412 | 40.58 | 15,721,178.96 | |
| | FIRSTENERGY CORP | 210,955 | 35.62 | 7,514,217.10 | |
| | NEXTERA ENERGY INC | 796,681 | 66.83 | 53,242,191.23 | |
| | NISOURCE INC | 155,640 | 26.97 | 4,197,610.80 | |
| | NRG ENERGY INC | 90,959 | 39.51 | 3,593,790.09 | |
| | P G & E CORP | 737,508 | 16.96 | 12,508,135.68 | |
| | PPL CORP | 285,719 | 24.75 | 7,071,545.25 | |
| | PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP | 191,515 | 60.79 | 11,642,196.85 | |
| | SEMPRA | 244,598 | 71.25 | 17,427,607.50 | |
| | SOUTHERN CO/THE | 429,751 | 67.93 | 29,192,985.43 | |
| | VISTRA CORP | 138,089 | 34.06 | 4,703,311.34 | |
| | WEC ENERGY GROUP INC | 122,226 | 84.67 | 10,348,875.42 | |
| | XCEL ENERGY INC | 218,754 | 57.07 | 12,484,290.78 | |
| | ADVANCED MICRO DEVICES | 633,467 | 106.09 | 67,204,514.03 | |
| | ANALOG DEVICES INC | 196,988 | 177.47 | 34,959,460.36 | |
| | APPLIED MATERIALS INC | 329,627 | 147.53 | 48,629,871.31 | |
| | BROADCOM INC | 162,232 | 857.55 | 139,122,051.60 | |
| | ENPHASE ENERGY INC | 52,683 | 120.23 | 6,334,077.09 | |
| | ENTEGRIS INC | 57,842 | 96.13 | 5,560,351.46 | |
| | FIRST SOLAR INC | 41,690 | 183.21 | 7,638,024.90 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | INTEL CORP | 1,639,958 | 38.01 | 62,334,803.58 | |
| | KLA CORP | 53,563 | 497.73 | 26,659,911.99 | |
| | LAM RESEARCH CORP | 53,026 | 668.88 | 35,468,030.88 | |
| | LATTICE SEMICONDUCTOR CORP | 53,600 | 91.66 | 4,912,976.00 | |
| | MARVELL TECHNOLOGY INC | 338,657 | 55.74 | 18,876,741.18 | |
| | MICROCHIP TECHNOLOGY INC | 216,559 | 78.78 | 17,060,518.02 | |
| | MICRON TECHNOLOGY INC | 432,352 | 70.18 | 30,342,463.36 | |
| | MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC | 17,642 | 500.87 | 8,836,348.54 | |
| | NVIDIA CORP | 971,467 | 455.72 | 442,716,941.24 | |
| | NXP SEMICONDUCTORS NV | 101,100 | 203.05 | 20,528,355.00 | |
| | ON SEMICONDUCTOR | 171,080 | 97.92 | 16,752,153.60 | |
| | QORVO INC | 38,881 | 99.34 | 3,862,438.54 | |
| | QUALCOMM INC | 437,727 | 106.14 | 46,460,343.78 | |
| | SKYWORKS SOLUTIONS INC | 59,829 | 99.38 | 5,945,806.02 | |
| | SOLAREDGE TECHNOLOGIES INC | 21,412 | 148.85 | 3,187,176.20 | |
| | TERADYNE INC | 64,271 | 99.70 | 6,407,818.70 | |
| | TEXAS INSTRUMENTS INC | 356,466 | 164.66 | 58,695,691.56 | |
| | WOLFSPEED INC | 49,793 | 41.99 | 2,090,808.07 | |
| | CBRE GROUP INC - A | 123,824 | 85.24 | 10,554,757.76 | |
| | COSTAR GROUP INC | 163,808 | 82.57 | 13,525,626.56 | |
| | HONGKONG LAND HOLDINGS LTD | 487,100 | 3.64 | 1,773,044.00 | |
| | ZILLOW GROUP INC - C | 61,585 | 50.91 | 3,135,292.35 | |
| アメリカドル 小計 | | 134,606,934 | | 15,210,827,343.48<br>(2,235,535,294,671) | |
| カナダドル | ARC RESOURCES LTD | 242,100 | 21.07 | 5,101,047.00 | |
| | CAMECO CORP | 177,400 | 50.55 | 8,967,570.00 | |
| | CANADIAN NATURAL RESOURCES | 442,600 | 88.59 | 39,209,934.00 | |
| | CENOVUS ENERGY INC | 561,600 | 27.89 | 15,663,024.00 | |
| | ENBRIDGE INC | 785,500 | 45.77 | 35,952,335.00 | |
| | IMPERIAL OIL LTD | 86,400 | 79.01 | 6,826,464.00 | |
| | KEYERA CORP | 96,900 | 32.88 | 3,186,072.00 | |
| | PARKLAND CORP | 59,200 | 39.66 | 2,347,872.00 | |
| | PEMBINA PIPELINE CORP | 213,532 | 41.79 | 8,923,502.28 | |
| | SUNCOR ENERGY INC | 510,300 | 46.84 | 23,902,452.00 | |
| | TC ENERGY CORP | 398,300 | 49.05 | 19,536,615.00 | |
| | TOURMALINE OIL CORP | 122,200 | 70.00 | 8,554,000.00 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | AGNICO EAGLE MINES LTD | 187,440 | 64.62 | 12,112,372.80 | |
| | BARRICK GOLD CORP | 676,400 | 21.55 | 14,576,420.00 | |
| | CCL INDUSTRIES INC - CL B | 62,000 | 58.68 | 3,638,160.00 | |
| | FIRST QUANTUM MINERALS LTD | 223,400 | 33.83 | 7,557,622.00 | |
| | FRANCO-NEVADA CORP | 77,800 | 189.96 | 14,778,888.00 | |
| | IVANHOE MINES LTD-CL A | 247,000 | 11.67 | 2,882,490.00 | |
| | KINROSS GOLD CORP | 502,500 | 6.52 | 3,276,300.00 | |
| | LUNDIN MINING CORP | 278,300 | 10.36 | 2,883,188.00 | |
| | NUTRIEN LTD | 195,259 | 85.74 | 16,741,506.66 | |
| | PAN AMERICAN SILVER CORP | 125,900 | 21.07 | 2,652,713.00 | |
| | TECK RESOURCES LTD-CLS B | 180,000 | 54.94 | 9,889,200.00 | |
| | WEST FRASER TIMBER CO LTD | 26,600 | 95.84 | 2,549,344.00 | |
| | WHEATON PRECIOUS METALS CORP | 178,400 | 57.56 | 10,268,704.00 | |
| | CAE INC | 122,100 | 32.56 | 3,975,576.00 | |
| | STANTEC INC | 41,800 | 89.49 | 3,740,682.00 | |
| | TOROMONT INDUSTRIES LTD | 34,700 | 110.54 | 3,835,738.00 | |
| | WSP GLOBAL INC | 49,000 | 190.28 | 9,323,720.00 | |
| | GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT | 89,900 | 44.08 | 3,962,792.00 | |
| | RB GLOBAL INC | 67,700 | 90.38 | 6,118,726.00 | |
| | THOMSON REUTERS CORP | 65,532 | 175.41 | 11,494,968.12 | |
| | AIR CANADA | 62,200 | 21.30 | 1,324,860.00 | |
| | CANADIAN NATL RAILWAY CO | 222,200 | 147.15 | 32,696,730.00 | |
| | CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY | 369,400 | 104.22 | 38,498,868.00 | |
| | TFI INTERNATIONAL INC | 30,200 | 179.65 | 5,425,430.00 | |
| | MAGNA INTERNATIONAL INC | 113,500 | 78.18 | 8,873,430.00 | |
| | BRP INC/CA- SUB VOTING | 15,700 | 101.47 | 1,593,079.00 | |
| | GILDAN ACTIVEWEAR INC | 74,300 | 38.48 | 2,859,064.00 | |
| | RESTAURANT BRANDS INTERN | 114,910 | 92.35 | 10,611,938.50 | |
| | CANADIAN TIRE CORP-CLASS A | 19,100 | 152.32 | 2,909,312.00 | |
| | DOLLARAMA INC | 111,400 | 87.56 | 9,754,184.00 | |
| | ALIMENTATION COUCHE-TARD INC | 305,700 | 71.50 | 21,857,550.00 | |
| | EMPIRE CO LTD 'A' | 55,300 | 34.77 | 1,922,781.00 | |
| | LOBLAW COMPANIES LTD | 61,700 | 118.13 | 7,288,621.00 | |
| | METRO INC/CN | 96,200 | 70.73 | 6,804,226.00 | |
| | WESTON (GEORGE) LTD | 25,711 | 152.15 | 3,911,928.65 | |
| | SAPUTO INC | 95,600 | 29.06 | 2,778,136.00 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | BANK OF MONTREAL | 277,700 | 114.19 | 31,710,563.00 | |
| | BANK OF NOVA SCOTIA | 469,400 | 63.47 | 29,792,818.00 | |
| | CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE | 355,000 | 53.19 | 18,882,450.00 | |
| | NATIONAL BANK OF CANADA | 138,500 | 92.51 | 12,812,635.00 | |
| | ROYAL BANK OF CANADA | 546,700 | 120.10 | 65,658,670.00 | |
| | TORONTO-DOMINION BANK | 728,800 | 80.63 | 58,763,144.00 | |
| | BROOKFIELD ASSET MGMT-A | 135,688 | 47.72 | 6,475,031.36 | |
| | BROOKFIELD CORP | 565,450 | 46.61 | 26,355,624.50 | |
| | ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR | 158,500 | 20.38 | 3,230,230.00 | |
| | IGM FINANCIAL INC | 39,400 | 37.47 | 1,476,318.00 | |
| | NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG | 17,800 | 24.54 | 436,812.00 | |
| | ONEX CORPORATION | 24,300 | 83.77 | 2,035,611.00 | |
| | TMX GROUP LTD | 98,000 | 29.68 | 2,908,640.00 | |
| | FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD | 8,400 | 1,114.17 | 9,359,028.00 | |
| | GREAT-WEST LIFECO INC | 104,600 | 39.64 | 4,146,344.00 | |
| | IA FINANCIAL CORP INC | 41,300 | 84.27 | 3,480,351.00 | |
| | INTACT FINANCIAL CORP | 68,100 | 193.25 | 13,160,325.00 | |
| | MANULIFE FINANCIAL CORP | 708,700 | 25.15 | 17,823,805.00 | |
| | POWER CORP OF CANADA | 229,700 | 37.04 | 8,508,088.00 | |
| | SUN LIFE FINANCIAL INC | 225,100 | 65.55 | 14,755,305.00 | |
| | CGI INC | 80,700 | 139.25 | 11,237,475.00 | |
| | CONSTELLATION SOFTWARE INC | 8,000 | 2,761.97 | 22,095,760.00 | |
| | CONSTELLATION SOFTWARE-RTS | 7,700 | 0.27 | 2,117.50 | |
| | DESCARTES SYSTEMS GRP/THE | 35,400 | 101.87 | 3,606,198.00 | |
| | OPEN TEXT CORP | 103,800 | 53.23 | 5,525,274.00 | |
| | SHOPIFY INC - CLASS A | 476,600 | 85.99 | 40,982,834.00 | |
| | BCE INC | 22,600 | 55.28 | 1,249,328.00 | |
| | QUEBECOR INC -CL B | 55,600 | 29.50 | 1,640,200.00 | |
| | ROGERS COMMUNICATIONS INC-B | 134,100 | 53.25 | 7,140,825.00 | |
| | TELUS CORP | 145,100 | 22.84 | 3,314,084.00 | |
| | ALGONQUIN POWER & UTILITIES | 241,500 | 9.70 | 2,342,550.00 | |
| | ALTAGAS LTD | 126,100 | 26.80 | 3,379,480.00 | |
| | BROOKFIELD RENEWABLE COR-A | 54,950 | 36.12 | 1,984,794.00 | |
| | CANADIAN UTILITIES LTD-A | 58,500 | 31.61 | 1,849,185.00 | |
| | EMERA INC | 102,300 | 50.06 | 5,121,138.00 | |
| | FORTIS INC | 190,000 | 53.37 | 10,140,300.00 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | HYDRO ONE LTD | 127,300 | 35.57 | 4,528,061.00 | |
| | NORTHLAND POWER INC | 103,200 | 24.18 | 2,495,376.00 | |
| | FIRSTSERVICE CORP | 13,900 | 205.20 | 2,852,280.00 | |
| カナダドル 小計 | | 15,929,372 | | 946,799,188.37<br>(102,102,824,473) | |
| オーストラリアドル | AMPOL LTD | 82,331 | 34.42 | 2,833,833.02 | |
| | SANTOS LTD | 1,270,128 | 7.78 | 9,881,595.84 | |
| | WOODSIDE ENERGY GROUP LTD | 739,061 | 37.99 | 28,076,927.39 | |
| | BHP GROUP LTD | 1,982,690 | 43.19 | 85,632,381.10 | |
| | BLUESCOPE STEEL LTD | 195,782 | 21.32 | 4,174,072.24 | |
| | FORTESCUE METALS GROUP LTD | 654,306 | 19.40 | 12,693,536.40 | |
| | IGO LTD | 302,734 | 14.31 | 4,332,123.54 | |
| | JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI | 169,026 | 46.17 | 7,803,930.42 | |
| | MINERAL RESOURCES LTD | 76,336 | 69.08 | 5,273,290.88 | |
| | NEWCREST MINING LTD | 368,676 | 25.72 | 9,482,346.72 | |
| | NORTHERN STAR RESOURCES LTD | 452,727 | 11.04 | 4,998,106.08 | |
| | ORICA LTD | 158,310 | 15.60 | 2,469,636.00 | |
| | PILBARA MINERALS LTD | 1,080,576 | 4.51 | 4,873,397.76 | |
| | RIO TINTO LTD | 143,567 | 111.17 | 15,960,343.39 | |
| | SOUTH32 LTD | 1,717,801 | 3.28 | 5,634,387.28 | |
| | REECE LTD | 81,800 | 19.24 | 1,573,832.00 | |
| | BRAMBLES LTD | 523,031 | 15.12 | 7,908,228.72 | |
| | COMPUTERSHARE LTD | 216,679 | 25.78 | 5,585,984.62 | |
| | AURIZON HOLDINGS LTD | 799,349 | 3.60 | 2,877,656.40 | |
| | QANTAS AIRWAYS LTD | 318,258 | 5.54 | 1,763,149.32 | |
| | TRANSURBAN GROUP | 1,204,213 | 13.18 | 15,871,527.34 | |
| | ARISTOCRAT LEISURE LTD | 242,487 | 40.62 | 9,849,821.94 | |
| | IDP EDUCATION LTD | 98,033 | 24.46 | 2,397,887.18 | |
| | LOTTERY CORP LTD/THE | 820,014 | 4.83 | 3,960,667.62 | |
| | REA GROUP LTD | 22,035 | 163.09 | 3,593,688.15 | |
| | SEEK LTD | 146,470 | 22.53 | 3,299,969.10 | |
| | WESFARMERS LTD | 440,022 | 53.20 | 23,409,170.40 | |
| | COLES GROUP LTD | 511,589 | 15.75 | 8,057,526.75 | |
| | ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI | 584,671 | 5.26 | 3,075,369.46 | |
| | WOOLWORTHS GROUP LTD | 480,043 | 37.75 | 18,121,623.25 | |
| | TREASURY WINE ESTATES LTD | 311,138 | 11.43 | 3,556,307.34 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | COCHLEAR LTD | 27,104 | 269.29 | 7,298,836.16 | |
| | RAMSAY HEALTH CARE LTD | 66,537 | 49.15 | 3,270,293.55 | |
| | SONIC HEALTHCARE LTD | 163,646 | 31.10 | 5,089,390.60 | |
| | CSL LTD | 190,550 | 270.85 | 51,610,467.50 | |
| | ANZ GROUP HOLDINGS LTD | 1,191,999 | 24.93 | 29,716,535.07 | |
| | COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL | 655,371 | 100.81 | 66,067,950.51 | |
| | NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD | 1,237,314 | 28.65 | 35,449,046.10 | |
| | WESTPAC BANKING CORP | 1,387,411 | 21.17 | 29,371,490.87 | |
| | ASX LTD | 70,918 | 55.14 | 3,910,418.52 | |
| | MACQUARIE GROUP LTD | 144,241 | 171.11 | 24,681,077.51 | |
| | WASHINGTON H. SOUL PATTINSON | 89,647 | 33.42 | 2,996,002.74 | |
| | INSURANCE AUSTRALIA GROUP | 948,895 | 5.79 | 5,494,102.05 | |
| | MEDIBANK PRIVATE LTD | 1,155,175 | 3.51 | 4,054,664.25 | |
| | QBE INSURANCE GROUP LTD | 609,225 | 15.12 | 9,211,482.00 | |
| | SUNCORP GROUP LTD | 488,808 | 13.77 | 6,730,886.16 | |
| | WISETECH GLOBAL LTD | 64,916 | 68.65 | 4,456,483.40 | |
| | XERO LTD | 54,063 | 122.55 | 6,625,420.65 | |
| | TELSTRA GROUP LTD | 1,517,761 | 3.93 | 5,964,800.73 | |
| | APA GROUP | 500,694 | 8.60 | 4,305,968.40 | |
| | ORIGIN ENERGY LTD | 666,776 | 8.52 | 5,680,931.52 | |
| | LENDLEASE GROUP | 244,789 | 7.62 | 1,865,292.18 | |
| オーストラリアドル 小計 | | 27,669,723 | | 632,873,858.12<br>(59,490,142,663) | |
| イギリスポンド | BP PLC | 6,801,541 | 5.17 | 35,184,371.59 | |
| | SHELL PLC | 2,629,748 | 25.02 | 65,809,443.70 | |
| | ANGLO AMERICAN PLC | 512,804 | 20.23 | 10,374,024.92 | |
| | ANTOFAGASTA PLC | 155,265 | 14.66 | 2,276,961.22 | |
| | CRODA INTERNATIONAL PLC | 52,230 | 52.40 | 2,736,852.00 | |
| | ENDEAVOUR MINING PLC | 64,300 | 15.54 | 999,222.00 | |
| | GLENCORE PLC | 4,079,752 | 4.26 | 17,379,743.52 | |
| | JOHNSON MATTHEY PLC | 86,842 | 17.50 | 1,519,735.00 | |
| | MONDI PLC | 194,179 | 12.91 | 2,507,821.78 | |
| | RIO TINTO PLC | 438,556 | 48.34 | 21,201,989.82 | |
| | ASHTEAD GROUP PLC | 168,184 | 51.90 | 8,728,749.60 | |
| | BAE SYSTEMS PLC | 1,222,066 | 10.27 | 12,556,728.15 | |
| | BUNZL PLC | 125,108 | 28.07 | 3,511,781.56 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | DCC PLC | 39,599 | 43.84 | 1,736,020.16 | |
| | MELROSE INDUSTRIES PLC | 529,501 | 5.10 | 2,704,691.10 | |
| | ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC | 3,420,282 | 2.20 | 7,538,301.52 | |
| | SMITHS GROUP PLC | 140,644 | 16.58 | 2,332,580.74 | |
| | SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC | 28,344 | 99.84 | 2,829,864.96 | |
| | EXPERIAN PLC | 360,976 | 27.78 | 10,027,913.28 | |
| | INTERTEK GROUP PLC | 65,231 | 42.05 | 2,742,963.55 | |
| | RELX PLC | 745,462 | 27.22 | 20,291,475.64 | |
| | RENTOKIL INITIAL PLC | 1,038,754 | 5.89 | 6,118,261.06 | |
| | BARRATT DEVELOPMENTS PLC | 378,223 | 4.36 | 1,650,186.94 | |
| | BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE | 43,223 | 39.72 | 1,716,817.56 | |
| | BURBERRY GROUP PLC | 144,568 | 21.26 | 3,073,515.68 | |
| | PERSIMMON PLC | 151,061 | 10.18 | 1,537,800.98 | |
| | TAYLOR WIMPEY PLC | 1,572,933 | 1.13 | 1,778,987.22 | |
| | COMPASS GROUP PLC | 669,780 | 20.49 | 13,723,792.20 | |
| | ENTAIN PLC | 240,784 | 11.73 | 2,824,396.32 | |
| | INTERCONTINENTAL HOTELS GROU | 65,460 | 61.34 | 4,015,316.40 | |
| | PEARSON PLC | 248,798 | 8.81 | 2,193,900.76 | |
| | WHITBREAD PLC | 78,523 | 36.00 | 2,826,828.00 | |
| | AUTO TRADER GROUP PLC | 333,922 | 6.02 | 2,010,878.28 | |
| | INFORMA PLC | 532,178 | 7.41 | 3,943,438.98 | |
| | WPP PLC | 408,201 | 7.60 | 3,104,776.80 | |
| | JD SPORTS FASHION PLC | 969,434 | 1.37 | 1,335,395.33 | |
| | KINGFISHER PLC | 726,268 | 2.26 | 1,642,091.94 | |
| | NEXT PLC | 47,039 | 71.08 | 3,343,532.12 | |
| | OCADO GROUP PLC | 232,705 | 8.26 | 1,924,004.94 | |
| | SAINSBURY (J) PLC | 620,861 | 2.66 | 1,657,078.00 | |
| | TESCO PLC | 2,839,726 | 2.58 | 7,343,531.43 | |
| | ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC | 138,980 | 19.84 | 2,757,363.20 | |
| | BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC | 833,046 | 25.92 | 21,592,552.32 | |
| | COCA-COLA HBC AG-DI | 79,436 | 22.57 | 1,792,870.52 | |
| | DIAGEO PLC | 889,583 | 32.00 | 28,466,656.00 | |
| | IMPERIAL BRANDS PLC | 341,866 | 17.56 | 6,003,166.96 | |
| | HALEON PLC | 2,150,587 | 3.18 | 6,857,146.64 | |
| | RECKITT BENCKISER GROUP PLC | 282,885 | 58.06 | 16,424,303.10 | |
| | UNILEVER PLC | 989,195 | 40.42 | 39,988,207.87 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | SMITH & NEPHEW PLC | 356,638 | 10.67 | 3,805,327.46 | |
| | ASTRAZENECA PLC | 609,712 | 108.46 | 66,129,363.52 | |
| | GSK PLC | 1,620,735 | 14.44 | 23,406,654.87 | |
| | HIKMA PHARMACEUTICALS PLC | 72,292 | 20.86 | 1,508,011.12 | |
| | BARCLAYS PLC | 5,968,092 | 1.48 | 8,847,099.58 | |
| | HSBC HOLDINGS PLC | 7,770,906 | 5.84 | 45,413,174.66 | |
| | LLOYDS BANKING GROUP PLC | 25,396,454 | 0.41 | 10,498,894.08 | |
| | NATWEST GROUP PLC | 2,187,837 | 2.24 | 4,902,942.71 | |
| | STANDARD CHARTERED PLC | 925,385 | 7.05 | 6,529,516.56 | |
| | 3I GROUP PLC | 385,556 | 19.93 | 7,686,058.86 | |
| | ABRDN PLC | 805,516 | 1.56 | 1,260,632.54 | |
| | HARGREAVES LANSDOWN PLC | 123,322 | 7.39 | 911,842.86 | |
| | LONDON STOCK EXCHANGE GROUP | 159,683 | 82.64 | 13,196,203.12 | |
| | M&G PLC | 928,249 | 1.93 | 1,797,090.06 | |
| | SCHRODERS PLC | 321,906 | 4.03 | 1,298,246.89 | |
| | ST JAMES'S PLACE PLC | 199,717 | 8.49 | 1,695,996.76 | |
| | WISE PLC - A | 218,500 | 6.52 | 1,425,931.00 | |
| | ADMIRAL GROUP PLC | 81,719 | 23.58 | 1,926,934.02 | |
| | AVIVA PLC | 1,063,704 | 3.69 | 3,927,195.16 | |
| | LEGAL & GENERAL GROUP PLC | 2,482,685 | 2.16 | 5,377,495.71 | |
| | PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC | 293,906 | 5.12 | 1,505,386.53 | |
| | PRUDENTIAL PLC | 1,105,579 | 8.96 | 9,912,621.31 | |
| | SAGE GROUP PLC/THE | 401,805 | 10.20 | 4,098,411.00 | |
| | HALMA PLC | 139,177 | 21.77 | 3,029,883.29 | |
| | BT GROUP PLC | 2,419,632 | 1.12 | 2,713,617.28 | |
| | VODAFONE GROUP PLC | 9,316,470 | 0.73 | 6,821,519.33 | |
| | CENTRICA PLC | 2,355,857 | 1.61 | 3,814,132.48 | |
| | NATIONAL GRID PLC | 1,458,117 | 9.96 | 14,528,677.78 | |
| | SEVERN TRENT PLC | 98,877 | 24.23 | 2,395,789.71 | |
| | SSE PLC | 434,710 | 16.26 | 7,070,558.15 | |
| | UNITED UTILITIES GROUP PLC | 275,510 | 9.52 | 2,623,406.22 | |
| イギリスポンド 小計 | | 108,886,881 | | 696,696,647.98<br>(127,871,702,770) | |
| スイスフラン | CLARIANT AG-REG | 99,007 | 14.50 | 1,435,601.50 | |
| | EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG | 3,236 | 653.00 | 2,113,108.00 | |
| | GIVAUDAN-REG | 3,583 | 2,900.00 | 10,390,700.00 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | HOLCIM LTD | 200,334 | 56.74 | 11,366,951.16 | |
| | SIG GROUP AG | 122,800 | 22.56 | 2,770,368.00 | |
| | SIKA AG-REG | 58,384 | 242.60 | 14,163,958.40 | |
| | ABB LTD-REG | 634,338 | 32.87 | 20,850,690.06 | |
| | GEBERIT AG-REG | 13,031 | 447.20 | 5,827,463.20 | |
| | SCHINDLER HOLDING AG-REG | 9,410 | 180.90 | 1,702,269.00 | |
| | SCHINDLER HOLDING-PART CERT | 14,965 | 190.60 | 2,852,329.00 | |
| | VAT GROUP AG | 10,059 | 342.60 | 3,446,213.40 | |
| | ADECCO GROUP AG-REG | 67,953 | 36.72 | 2,495,234.16 | |
| | SGS SA-REG | 56,139 | 81.96 | 4,601,152.44 | |
| | KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG | 21,579 | 260.10 | 5,612,697.90 | |
| | CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG | 206,957 | 117.00 | 24,213,969.00 | |
| | SWATCH GROUP AG/THE-BR | 11,464 | 248.70 | 2,851,096.80 | |
| | SWATCH GROUP AG/THE-REG | 17,907 | 47.40 | 848,791.80 | |
| | DUFRY AG-REG | 36,100 | 37.39 | 1,349,779.00 | |
| | BARRY CALLEBAUT AG-REG | 1,298 | 1,505.00 | 1,953,490.00 | |
| | CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC | 401 | 10,570.00 | 4,238,570.00 | |
| | CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG | 42 | 103,800.00 | 4,359,600.00 | |
| | NESTLE SA-REG | 1,049,256 | 105.22 | 110,402,716.32 | |
| | ALCON INC | 199,896 | 73.60 | 14,712,345.60 | |
| | SONOVA HOLDING AG-REG | 19,536 | 215.20 | 4,204,147.20 | |
| | STRAUMANN HOLDING AG-REG | 44,421 | 128.50 | 5,708,098.50 | |
| | BACHEM HOLDING AG | 12,632 | 74.25 | 937,926.00 | |
| | LONZA GROUP AG-REG | 29,772 | 483.80 | 14,403,693.60 | |
| | NOVARTIS AG-REG | 805,331 | 88.12 | 70,965,767.72 | |
| | ROCHE HOLDING AG-BR | 13,335 | 279.20 | 3,723,132.00 | |
| | ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN | 275,512 | 256.70 | 70,723,930.40 | |
| | BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG | 14,828 | 95.20 | 1,411,625.60 | |
| | JULIUS BAER GROUP LTD | 81,875 | 58.68 | 4,804,425.00 | |
| | PARTNERS GROUP HOLDING AG | 8,802 | 1,021.50 | 8,991,243.00 | |
| | UBS GROUP AG-REG | 1,292,496 | 22.76 | 29,417,208.96 | |
| | BALOISE HOLDING AG - REG | 19,933 | 142.90 | 2,848,425.70 | |
| | HELVETIA HOLDING AG-REG | 13,700 | 137.00 | 1,876,900.00 | |
| | SWISS LIFE HOLDING AG-REG | 11,322 | 558.20 | 6,319,940.40 | |
| | SWISS RE AG | 116,827 | 88.92 | 10,388,256.84 | |
| | ZURICH INSURANCE GROUP AG | 59,672 | 411.00 | 24,525,192.00 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | TEMENOS AG - REG | 22,921 | 66.28 | 1,519,203.88 | |
| | LOGITECH INTERNATIONAL-REG | 65,741 | 62.90 | 4,135,108.90 | |
| | SWISSCOM AG-REG | 9,747 | 541.80 | 5,280,924.60 | |
| | BKW AG | 9,300 | 164.70 | 1,531,710.00 | |
| | SWISS PRIME SITE-REG | 28,756 | 84.90 | 2,441,384.40 | |
| スイスフラン 小計 | | 5,794,598 | | 530,717,339.44<br>(87,451,603,192) | |
| 香港ドル | CK HUTCHISON HOLDINGS LTD | 1,104,868 | 41.35 | 45,686,291.80 | |
| | TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD | 516,000 | 75.80 | 39,112,800.00 | |
| | XINYI GLASS HOLDINGS LTD | 656,000 | 11.48 | 7,530,880.00 | |
| | MTR CORP | 552,000 | 32.05 | 17,691,600.00 | |
| | SITC INTERNATIONAL HOLDINGS | 622,000 | 13.94 | 8,670,680.00 | |
| | GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L | 871,000 | 49.70 | 43,288,700.00 | |
| | SANDS CHINA LTD | 943,600 | 25.90 | 24,439,240.00 | |
| | BUDWEISER BREWING CO APAC LT | 562,000 | 16.74 | 9,407,880.00 | |
| | WH GROUP LTD | 2,846,000 | 4.07 | 11,583,220.00 | |
| | BOC HONG KONG HOLDINGS LTD | 1,548,000 | 22.35 | 34,597,800.00 | |
| | HANG SENG BANK LTD | 287,300 | 97.05 | 27,882,465.00 | |
| | HONG KONG EXCHANGES & CLEAR | 479,800 | 307.20 | 147,394,560.00 | |
| | AIA GROUP LTD | 4,528,800 | 68.00 | 307,958,400.00 | |
| | HKT TRUST AND HKT LTD-SS | 1,589,000 | 8.28 | 13,156,920.00 | |
| | CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L | 253,000 | 38.35 | 9,702,550.00 | |
| | CLP HOLDINGS LTD | 622,000 | 59.20 | 36,822,400.00 | |
| | HONG KONG & CHINA GAS | 4,338,348 | 5.69 | 24,685,200.12 | |
| | POWER ASSETS HOLDINGS LTD | 514,500 | 38.45 | 19,782,525.00 | |
| | CK ASSET HOLDINGS LTD | 750,868 | 41.55 | 31,198,565.40 | |
| | ESR GROUP LTD | 1,052,000 | 11.92 | 12,539,840.00 | |
| | HANG LUNG PROPERTIES LTD | 724,000 | 10.52 | 7,616,480.00 | |
| | HENDERSON LAND DEVELOPMENT | 559,641 | 21.15 | 11,836,407.15 | |
| | NEW WORLD DEVELOPMENT | 552,250 | 16.84 | 9,299,890.00 | |
| | SINO LAND CO | 1,247,400 | 9.02 | 11,251,548.00 | |
| | SUN HUNG KAI PROPERTIES | 581,000 | 88.30 | 51,302,300.00 | |
| | SWIRE PACIFIC LTD - CL A | 221,500 | 57.90 | 12,824,850.00 | |
| | SWIRE PROPERTIES LTD | 500,800 | 16.50 | 8,263,200.00 | |
| | WHARF REAL ESTATE INVESTMENT | 639,000 | 32.10 | 20,511,900.00 | |
| 香港ドル 小計 | | 29,662,675 | | 1,006,039,092.47 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | (18,853,172,592) | |
| シンガポールドル | JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD | 30,200 | 32.13 | 970,326.00 | |
| | KEPPEL CORP LTD | 584,800 | 6.81 | 3,982,488.00 | |
| | SEATRIUM LTD | 15,794,803 | 0.14 | 2,211,272.42 | |
| | SINGAPORE TECH ENGINEERING | 754,200 | 3.85 | 2,903,670.00 | |
| | SINGAPORE AIRLINES LTD | 563,640 | 6.74 | 3,798,933.60 | |
| | GENTING SINGAPORE LTD | 2,772,500 | 0.88 | 2,439,800.00 | |
| | WILMAR INTERNATIONAL LTD | 897,000 | 3.65 | 3,274,050.00 | |
| | DBS GROUP HOLDINGS LTD | 726,700 | 33.23 | 24,148,241.00 | |
| | OVERSEA-CHINESE BANKING CORP | 1,298,300 | 12.43 | 16,137,869.00 | |
| | UNITED OVERSEAS BANK LTD | 494,100 | 28.28 | 13,973,148.00 | |
| | SINGAPORE EXCHANGE LTD | 303,500 | 9.63 | 2,922,705.00 | |
| | SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS | 3,155,160 | 2.32 | 7,319,971.20 | |
| | SEMBCORP INDUSTRIES LTD | 348,700 | 5.12 | 1,785,344.00 | |
| | CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI | 1,026,100 | 3.13 | 3,211,693.00 | |
| | CITY DEVELOPMENTS LTD | 224,100 | 6.69 | 1,499,229.00 | |
| | UOL GROUP LTD | 194,000 | 6.43 | 1,247,420.00 | |
| シンガポールドル 小計 | | 29,167,803 | | 91,826,160.22<br>(9,896,105,286) | |
| ニュージーランドドル | AUCKLAND INTL AIRPORT LTD | 512,197 | 7.91 | 4,051,478.27 | |
| | EBOS GROUP LTD | 54,700 | 36.29 | 1,985,063.00 | |
| | FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C | 253,197 | 21.45 | 5,431,075.65 | |
| | SPARK NEW ZEALAND LTD | 788,533 | 4.92 | 3,879,582.36 | |
| | MERCURY NZ LTD | 216,705 | 6.22 | 1,347,905.10 | |
| | MERIDIAN ENERGY LTD | 445,023 | 5.17 | 2,300,768.91 | |
| ニュージーランドドル 小計 | | 2,270,355 | | 18,995,873.29<br>(1,648,841,801) | |
| スウェーデンクローネ | BOLIDEN AB | 107,054 | 291.60 | 31,216,946.40 | |
| | HOLMEN AB-B SHARES | 33,017 | 406.50 | 13,421,410.50 | |
| | SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B | 239,955 | 143.35 | 34,397,549.25 | |
| | ALFA LAVAL AB | 107,071 | 384.90 | 41,211,627.90 | |
| | ASSA ABLOY AB-B | 405,230 | 243.90 | 98,835,597.00 | |
| | ATLAS COPCO AB-A SHS | 1,043,956 | 146.75 | 153,200,543.00 | |
| | ATLAS COPCO AB-B SHS | 635,290 | 128.60 | 81,698,294.00 | |
| | BEIJER REF AB | 158,800 | 126.30 | 20,056,440.00 | |
| | EPIROC AB-A | 268,599 | 213.90 | 57,453,326.10 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | EPIROC AB-B | 163,208 | 183.30 | 29,916,026.40 | |
| | HUSQVARNA AB-B SHS | 159,232 | 85.60 | 13,630,259.20 | |
| | INDUTRADE AB | 117,500 | 211.50 | 24,851,250.00 | |
| | INVESTMENT AB LATOUR-B SHS | 58,459 | 199.65 | 11,671,339.35 | |
| | LIFCO AB-B SHS | 96,300 | 202.10 | 19,462,230.00 | |
| | NIBE INDUSTRIER AB-B SHS | 609,996 | 80.76 | 49,263,276.96 | |
| | SAAB AB-B | 28,000 | 593.00 | 16,604,000.00 | |
| | SANDVIK AB | 436,679 | 204.50 | 89,300,855.50 | |
| | SKANSKA AB-B SHS | 145,633 | 164.60 | 23,971,191.80 | |
| | SKF AB-B SHARES | 141,090 | 177.35 | 25,022,311.50 | |
| | VOLVO AB-A SHS | 62,474 | 221.40 | 13,831,743.60 | |
| | VOLVO AB-B SHS | 595,207 | 219.90 | 130,886,019.30 | |
| | SECURITAS AB-B SHS | 156,813 | 85.56 | 13,416,920.28 | |
| | VOLVO CAR AB-B | 207,500 | 38.50 | 7,988,750.00 | |
| | EVOLUTION AB | 72,611 | 1,205.00 | 87,496,255.00 | |
| | HENNES & MAURITZ AB-B SHS | 248,365 | 166.74 | 41,412,380.10 | |
| | ESSITY AKTIEBOLAG-B | 230,927 | 245.00 | 56,577,115.00 | |
| | GETINGE AB-B SHS | 85,916 | 185.85 | 15,967,488.60 | |
| | SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB | 93,763 | 217.00 | 20,346,571.00 | |
| | NORDEA BANK ABP | 1,248,940 | 119.90 | 149,747,906.00 | |
| | SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A | 611,406 | 126.65 | 77,434,569.90 | |
| | SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS | 574,426 | 92.74 | 53,272,267.24 | |
| | SWEDBANK AB - A SHARES | 324,108 | 191.50 | 62,066,682.00 | |
| | EQT AB | 143,445 | 215.30 | 30,883,708.50 | |
| | INDUSTRIVARDEN AB-A SHS | 44,871 | 287.70 | 12,909,386.70 | |
| | INDUSTRIVARDEN AB-C SHS | 53,600 | 287.70 | 15,420,720.00 | |
| | INVESTOR AB-B SHS | 672,163 | 212.20 | 142,632,988.60 | |
| | LUNDBERGS AB-B SHS | 24,225 | 456.10 | 11,049,022.50 | |
| | ERICSSON LM-B SHS | 1,206,411 | 56.80 | 68,524,144.80 | |
| | HEXAGON AB-B SHS | 851,890 | 95.40 | 81,270,306.00 | |
| | TELE2 AB-B SHS | 198,238 | 77.44 | 15,351,550.72 | |
| | TELIA CO AB | 910,648 | 22.10 | 20,125,320.80 | |
| | FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS | 296,348 | 51.24 | 15,184,871.52 | |
| | SAGAX AB-B | 64,700 | 227.10 | 14,693,370.00 | |
| スウェーデンクローネ 小計 | | 13,934,064 | | 1,993,674,533.02<br>(26,396,250,817) | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ノルウェークローネ | AKER BP ASA | 124,846 | 298.40 | 37,254,046.40 | |
| | EQUINOR ASA | 366,266 | 346.50 | 126,911,169.00 | |
| | NORSK HYDRO ASA | 519,804 | 58.78 | 30,554,079.12 | |
| | YARA INTERNATIONAL ASA | 61,095 | 409.50 | 25,018,402.50 | |
| | KONGSBERG GRUPPEN ASA | 32,500 | 484.00 | 15,730,000.00 | |
| | ADEVINTA ASA | 106,857 | 73.40 | 7,843,303.80 | |
| | MOWI ASA | 166,963 | 191.40 | 31,956,718.20 | |
| | ORKLA ASA | 312,992 | 80.56 | 25,214,635.52 | |
| | SALMAR ASA | 25,891 | 526.20 | 13,623,844.20 | |
| | DNB BANK ASA | 383,872 | 209.60 | 80,459,571.20 | |
| | GJENSIDIGE FORSIKRING ASA | 69,251 | 161.20 | 11,163,261.20 | |
| | TELENOR ASA | 268,841 | 111.70 | 30,029,539.70 | |
| ノルウェークローネ 小計 | | 2,439,178 | | 435,758,570.84<br>(6,000,395,520) | |
| デンマーククローネ | CHR HANSEN HOLDING A/S | 40,357 | 470.20 | 18,975,861.40 | |
| | NOVOZYMES A/S-B SHARES | 83,163 | 309.60 | 25,747,264.80 | |
| | ROCKWOOL A/S-B SHS | 3,501 | 1,718.50 | 6,016,468.50 | |
| | VESTAS WIND SYSTEMS A/S | 388,695 | 146.26 | 56,850,530.70 | |
| | AP MOLLER-MAERSK A/S-A | 1,339 | 12,090.00 | 16,188,510.00 | |
| | AP MOLLER-MAERSK A/S-B | 1,814 | 12,300.00 | 22,312,200.00 | |
| | DSV A/S | 75,002 | 1,297.50 | 97,315,095.00 | |
| | PANDORA A/S | 36,319 | 724.00 | 26,294,956.00 | |
| | CARLSBERG AS-B | 37,896 | 971.60 | 36,819,753.60 | |
| | COLOPLAST-B | 52,691 | 776.60 | 40,919,830.60 | |
| | DEMANT A/S | 34,228 | 290.40 | 9,939,811.20 | |
| | GENMAB A/S | 25,718 | 2,635.00 | 67,766,930.00 | |
| | NOVO NORDISK A/S-B | 641,727 | 1,355.20 | 869,668,430.40 | |
| | DANSKE BANK A/S | 284,870 | 153.65 | 43,770,275.50 | |
| | TRYG A/S | 137,570 | 132.85 | 18,276,174.50 | |
| | ORSTED A/S | 75,074 | 386.30 | 29,001,086.20 | |
| デンマーククローネ 小計 | | 1,919,964 | | 1,385,863,178.40<br>(29,269,430,327) | |
| イスラエルシェケル | ICL GROUP LTD | 299,785 | 22.45 | 6,730,173.25 | |
| | ELBIT SYSTEMS LTD | 10,169 | 764.50 | 7,774,200.50 | |
| | BANK HAPOALIM BM | 500,016 | 31.00 | 15,500,496.00 | |
| | BANK LEUMI LE-ISRAEL | 587,286 | 28.88 | 16,960,819.68 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ISRAEL DISCOUNT BANK-A | 501,841 | 18.74 | 9,404,500.34 | |
| | MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD | 63,104 | 123.10 | 7,768,102.40 | |
| | NICE LTD | 24,532 | 725.00 | 17,785,700.00 | |
| | AZRIELI GROUP LTD | 14,806 | 201.90 | 2,989,331.40 | |
| イスラエルシェケル 小計 | | 2,001,539 | | 84,913,323.57<br>(3,239,137,606) | |
| ユーロ | ENI SPA | 943,907 | 14.79 | 13,967,935.78 | |
| | GALP ENERGIA SGPS SA | 199,355 | 13.67 | 2,725,182.85 | |
| | NESTE OYJ | 158,677 | 33.60 | 5,331,547.20 | |
| | OMV AG | 55,701 | 45.31 | 2,523,812.31 | |
| | REPSOL SA | 515,996 | 14.90 | 7,688,340.40 | |
| | TENARIS SA | 169,211 | 14.96 | 2,532,242.61 | |
| | TOTALENERGIES SE | 881,995 | 60.38 | 53,254,858.10 | |
| | AIR LIQUIDE SA | 206,822 | 165.48 | 34,224,904.56 | |
| | AKZO NOBEL N.V. | 66,954 | 73.12 | 4,895,676.48 | |
| | ARCELORMITTAL | 211,797 | 24.20 | 5,126,546.38 | |
| | ARKEMA | 23,464 | 93.32 | 2,189,660.48 | |
| | BASF SE | 355,952 | 44.48 | 15,832,744.96 | |
| | COVESTRO AG | 73,818 | 51.50 | 3,801,627.00 | |
| | CRH PLC | 287,194 | 50.76 | 14,577,967.44 | |
| | DSM-FIRMENICH AG | 76,438 | 81.03 | 6,193,771.14 | |
| | EVONIK INDUSTRIES AG | 76,974 | 17.81 | 1,370,906.94 | |
| | HEIDELBERG MATERIALS AG | 55,260 | 72.00 | 3,978,720.00 | |
| | OCI NV | 34,955 | 25.34 | 885,759.70 | |
| | SMURFIT KAPPA GROUP PLC | 96,855 | 34.88 | 3,378,302.40 | |
| | SOLVAY SA | 29,153 | 106.75 | 3,112,082.75 | |
| | STORA ENSO OYJ-R SHS | 225,908 | 11.40 | 2,575,351.20 | |
| | SYMRISE AG | 52,063 | 92.36 | 4,808,538.68 | |
| | UMICORE | 77,865 | 23.26 | 1,811,139.90 | |
| | UPM-KYMMENE OYJ | 214,127 | 30.78 | 6,590,829.06 | |
| | VOESTALPINE AG | 39,061 | 26.86 | 1,049,178.46 | |
| | WACKER CHEMIE AG | 6,600 | 133.65 | 882,090.00 | |
| | ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV | 80,655 | 32.48 | 2,619,674.40 | |
| | AIRBUS SE | 234,584 | 135.44 | 31,772,056.96 | |
| | ALSTOM | 108,862 | 23.71 | 2,581,118.02 | |
| | BOUYGUES SA | 83,366 | 31.76 | 2,647,704.16 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | BRENNTAG SE | 58,066 | 74.08 | 4,301,529.28 | |
| | CNH INDUSTRIAL NV | 391,845 | 12.61 | 4,941,165.45 | |
| | COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN | 178,241 | 57.37 | 10,225,686.17 | |
| | DAIMLER TRUCK HOLDING AG | 202,711 | 32.49 | 6,586,080.39 | |
| | DASSAULT AVIATION SA | 9,266 | 181.60 | 1,682,705.60 | |
| | EIFFAGE | 27,982 | 90.90 | 2,543,563.80 | |
| | FERROVIAL SE | 199,638 | 29.65 | 5,919,266.70 | |
| | GEA GROUP AG | 66,562 | 36.60 | 2,436,169.20 | |
| | IMCD NV | 22,965 | 123.65 | 2,839,622.25 | |
| | KINGSPAN GROUP PLC | 59,240 | 73.64 | 4,362,433.60 | |
| | KNORR-BREMSE AG | 25,881 | 59.16 | 1,531,119.96 | |
| | KONE OYJ-B | 136,554 | 41.01 | 5,600,079.54 | |
| | LEGRAND SA | 105,608 | 90.76 | 9,584,982.08 | |
| | METSO CORP | 279,500 | 10.43 | 2,915,185.00 | |
| | MTU AERO ENGINES AG | 20,142 | 207.90 | 4,187,521.80 | |
| | PRYSMIAN SPA | 95,781 | 37.90 | 3,630,099.90 | |
| | RATIONAL AG | 2,060 | 659.50 | 1,358,570.00 | |
| | RHEINMETALL AG | 16,260 | 244.60 | 3,977,196.00 | |
| | SAFRAN SA | 133,746 | 148.54 | 19,866,630.84 | |
| | SCHNEIDER ELECTRIC SE | 214,530 | 157.12 | 33,706,953.60 | |
| | SIEMENS AG-REG | 299,372 | 137.12 | 41,049,888.64 | |
| | SIEMENS ENERGY AG | 208,154 | 12.22 | 2,543,641.88 | |
| | THALES SA | 39,941 | 138.70 | 5,539,816.70 | |
| | VINCI SA | 209,565 | 102.96 | 21,576,812.40 | |
| | WARTSILA OYJ ABP | 210,609 | 11.36 | 2,393,571.28 | |
| | BUREAU VERITAS SA | 117,885 | 24.51 | 2,889,361.35 | |
| | RANDSTAD NV | 40,342 | 52.06 | 2,100,204.52 | |
| | TELEPERFORMANCE | 22,891 | 126.80 | 2,902,578.80 | |
| | WOLTERS KLUWER | 99,337 | 114.15 | 11,339,318.55 | |
| | ADP | 10,260 | 116.40 | 1,194,264.00 | |
| | AENA SME SA | 28,703 | 146.10 | 4,193,508.30 | |
| | DEUTSCHE LUFTHANSA-REG | 227,150 | 8.07 | 1,833,100.50 | |
| | DHL GROUP | 384,590 | 41.20 | 15,847,030.95 | |
| | GETLINK SE | 131,636 | 15.33 | 2,018,638.06 | |
| | BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG | 117,813 | 95.62 | 11,265,279.06 | |
| | BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF | 27,087 | 87.75 | 2,376,884.25 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | CONTINENTAL AG | 41,850 | 66.06 | 2,764,611.00 | |
| | DR ING HC F PORSCHE AG | 42,770 | 101.30 | 4,332,601.00 | |
| | FERRARI NV | 50,456 | 279.30 | 14,092,360.80 | |
| | MERCEDES-BENZ GROUP AG | 317,729 | 65.83 | 20,916,100.07 | |
| | MICHELIN (CGDE) | 272,198 | 29.52 | 8,035,284.96 | |
| | PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF | 65,951 | 48.08 | 3,170,924.08 | |
| | RENAULT SA | 69,801 | 35.98 | 2,511,788.98 | |
| | STELLANTIS NV | 854,296 | 17.00 | 14,523,032.00 | |
| | VALEO | 72,083 | 17.40 | 1,254,604.61 | |
| | VOLKSWAGEN AG | 12,382 | 121.25 | 1,501,317.50 | |
| | VOLKSWAGEN AG-PREF | 78,199 | 107.06 | 8,371,984.94 | |
| | ADIDAS AG | 63,429 | 175.98 | 11,162,235.42 | |
| | HERMES INTERNATIONAL | 12,491 | 1,849.40 | 23,100,855.40 | |
| | KERING | 29,640 | 469.70 | 13,921,908.00 | |
| | LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI | 108,675 | 740.00 | 80,419,500.00 | |
| | MONCLER SPA | 77,780 | 58.50 | 4,550,130.00 | |
| | PUMA SE | 43,656 | 61.24 | 2,673,493.44 | |
| | SEB SA | 9,694 | 90.15 | 873,914.10 | |
| | ACCOR SA | 72,993 | 33.74 | 2,462,783.82 | |
| | AMADEUS IT GROUP SA | 173,444 | 62.42 | 10,826,374.48 | |
| | DELIVERY HERO SE | 67,819 | 30.39 | 2,061,358.50 | |
| | FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI | 69,807 | 166.20 | 11,601,923.40 | |
| | LA FRANCAISE DES JEUX SAEM | 37,870 | 32.42 | 1,227,745.40 | |
| | SODEXO SA | 32,194 | 100.85 | 3,246,764.90 | |
| | BOLLORE SE | 260,906 | 5.24 | 1,367,147.44 | |
| | PUBLICIS GROUPE | 90,976 | 73.38 | 6,675,818.88 | |
| | SCOUT24 SE | 27,257 | 63.36 | 1,727,003.52 | |
| | UNIVERSAL MUSIC GROUP NV | 311,537 | 23.52 | 7,327,350.24 | |
| | VIVENDI SE | 296,979 | 8.19 | 2,433,445.92 | |
| | D'IETEREN GROUP | 8,226 | 157.50 | 1,295,595.00 | |
| | INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL | 435,132 | 35.29 | 15,355,808.28 | |
| | PROSUS NV | 279,520 | 63.08 | 17,632,121.60 | |
| | ZALANDO SE | 89,391 | 25.08 | 2,241,926.28 | |
| | CARREFOUR SA | 225,687 | 16.98 | 3,833,293.69 | |
| | HELLOFRESH SE | 67,988 | 29.26 | 1,989,328.88 | |
| | JERONIMO MARTINS | 116,013 | 21.92 | 2,543,004.96 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | KESKO OYJ-B SHS | 93,457 | 18.03 | 1,685,496.99 | |
| | KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N | 374,153 | 28.92 | 10,820,504.76 | |
| | ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV | 341,783 | 52.42 | 17,916,264.86 | |
| | DANONE | 257,566 | 53.57 | 13,797,810.62 | |
| | DAVIDE CAMPARI-MILANO NV | 210,240 | 11.86 | 2,493,446.40 | |
| | HEINEKEN HOLDING NV | 52,148 | 72.15 | 3,762,478.20 | |
| | HEINEKEN NV | 111,636 | 87.00 | 9,712,332.00 | |
| | JDE PEET'S NV | 53,600 | 25.18 | 1,349,648.00 | |
| | KERRY GROUP PLC-A | 60,173 | 84.02 | 5,055,735.46 | |
| | LOTUS BAKERIES | 163 | 7,260.00 | 1,183,380.00 | |
| | PERNOD RICARD SA | 79,064 | 174.50 | 13,796,668.00 | |
| | REMY COINTREAU | 9,646 | 136.35 | 1,315,232.10 | |
| | BEIERSDORF AG | 42,526 | 121.80 | 5,179,666.80 | |
| | HENKEL AG & CO KGAA | 41,570 | 64.00 | 2,660,480.00 | |
| | HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF | 64,021 | 71.32 | 4,565,977.72 | |
| | L'OREAL | 95,055 | 404.25 | 38,425,983.75 | |
| | AMPLIFON SPA | 42,891 | 29.05 | 1,245,983.55 | |
| | BIOMERIEUX | 13,869 | 92.08 | 1,277,057.52 | |
| | CARL ZEISS MEDITEC AG - BR | 15,246 | 84.14 | 1,282,798.44 | |
| | DIASORIN SPA | 9,103 | 91.86 | 836,201.58 | |
| | ESSILORLUXOTTICA | 114,547 | 173.34 | 19,855,576.98 | |
| | FRESENIUS MEDICAL CARE AG & | 78,156 | 40.00 | 3,126,240.00 | |
| | FRESENIUS SE & CO KGAA | 164,066 | 28.21 | 4,628,301.86 | |
| | KONINKLIJKE PHILIPS NV | 352,417 | 19.52 | 6,879,179.84 | |
| | SIEMENS HEALTHINEERS AG | 105,017 | 44.67 | 4,691,109.39 | |
| | ARGENX SE | 21,911 | 484.70 | 10,620,261.70 | |
| | BAYER AG-REG | 395,096 | 50.19 | 19,829,868.24 | |
| | EUROFINS SCIENTIFIC | 52,717 | 54.18 | 2,856,207.06 | |
| | GRIFOLS SA | 126,564 | 12.14 | 1,536,486.96 | |
| | IPSEN | 13,860 | 119.30 | 1,653,498.00 | |
| | MERCK KGAA | 50,799 | 164.65 | 8,364,055.35 | |
| | ORION OYJ-CLASS B | 50,154 | 37.78 | 1,894,818.12 | |
| | QIAGEN N.V. | 88,234 | 38.75 | 3,419,067.50 | |
| | RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA | 42,431 | 45.59 | 1,934,429.29 | |
| | SANOFI | 446,902 | 100.34 | 44,842,146.68 | |
| | SARTORIUS AG-VORZUG | 9,986 | 349.00 | 3,485,114.00 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | SARTORIUS STEDIM BIOTECH | 10,076 | 264.50 | 2,665,102.00 | |
| | UCB SA | 48,026 | 82.52 | 3,963,105.52 | |
| | ABN AMRO BANK NV-CVA | 161,534 | 13.35 | 2,157,286.57 | |
| | AIB GROUP PLC | 598,464 | 3.95 | 2,366,326.65 | |
| | BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA | 2,360,716 | 6.97 | 16,454,190.52 | |
| | BANCO SANTANDER SA | 6,423,753 | 3.40 | 21,892,150.22 | |
| | BANK OF IRELAND GROUP PLC | 407,946 | 8.80 | 3,591,556.58 | |
| | BNP PARIBAS | 415,200 | 58.43 | 24,260,136.00 | |
| | CAIXABANK SA | 1,577,805 | 3.55 | 5,609,096.77 | |
| | COMMERZBANK AG | 404,922 | 9.29 | 3,764,154.91 | |
| | CREDIT AGRICOLE SA | 460,612 | 11.15 | 5,139,508.69 | |
| | ERSTE GROUP BANK AG | 130,693 | 32.08 | 4,192,631.44 | |
| | FINECOBANK SPA | 253,566 | 11.70 | 2,966,722.20 | |
| | ING GROEP NV | 1,430,787 | 12.73 | 18,213,918.51 | |
| | INTESA SANPAOLO | 6,207,367 | 2.41 | 14,981,480.25 | |
| | KBC GROUP NV | 95,089 | 57.98 | 5,513,260.22 | |
| | MEDIOBANCA SPA | 227,881 | 12.06 | 2,749,384.26 | |
| | SOCIETE GENERALE SA | 278,357 | 25.28 | 7,036,864.96 | |
| | UNICREDIT SPA | 731,760 | 20.74 | 15,180,361.20 | |
| | ADYEN NV | 8,346 | 738.90 | 6,166,859.40 | |
| | AMUNDI SA | 21,837 | 53.15 | 1,160,636.55 | |
| | DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED | 769,994 | 9.65 | 7,431,982.08 | |
| | DEUTSCHE BOERSE AG | 74,471 | 163.10 | 12,146,220.10 | |
| | EDENRED | 102,855 | 58.44 | 6,010,846.20 | |
| | EURAZEO SE | 19,619 | 55.65 | 1,091,797.35 | |
| | EURONEXT NV | 35,304 | 66.25 | 2,338,890.00 | |
| | EXOR NV | 41,814 | 81.68 | 3,415,367.52 | |
| | GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV | 40,261 | 74.72 | 3,008,301.92 | |
| | NEXI SPA | 224,714 | 6.29 | 1,415,248.77 | |
| | SOFINA | 5,291 | 204.60 | 1,082,538.60 | |
| | WENDEL | 9,312 | 82.05 | 764,049.60 | |
| | WORLDLINE SA | 93,323 | 28.14 | 2,626,109.22 | |
| | AEGON NV | 703,492 | 4.57 | 3,219,882.88 | |
| | AGEAS | 64,112 | 37.97 | 2,434,332.64 | |
| | ALLIANZ SE-REG | 159,528 | 222.25 | 35,455,098.00 | |
| | ASR NEDERLAND NV | 61,663 | 39.04 | 2,407,323.52 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ASSICURAZIONI GENERALI | 406,002 | 19.09 | 7,750,578.18 | |
| | AXA SA | 719,567 | 27.70 | 19,935,603.73 | |
| | HANNOVER RUECK SE | 22,584 | 202.20 | 4,566,484.80 | |
| | MUENCHENER RUECKVER AG-REG | 53,996 | 363.00 | 19,600,548.00 | |
| | NN GROUP NV | 91,002 | 35.72 | 3,250,591.44 | |
| | POSTE ITALIANE SPA | 188,025 | 10.11 | 1,900,932.75 | |
| | SAMPO OYJ-A SHS | 176,826 | 40.71 | 7,198,586.46 | |
| | TALANX AG | 23,200 | 64.70 | 1,501,040.00 | |
| | BECHTLE AG | 26,787 | 45.85 | 1,228,183.95 | |
| | CAPGEMINI SE | 63,342 | 170.30 | 10,787,142.60 | |
| | DASSAULT SYSTEMES SE | 272,276 | 36.45 | 9,924,460.20 | |
| | NEMETSCHEK SE | 20,683 | 61.62 | 1,274,486.46 | |
| | SAP SE | 413,576 | 131.48 | 54,376,972.48 | |
| | NOKIA OYJ | 2,180,815 | 3.75 | 8,197,683.58 | |
| | CELLNEX TELECOM SA | 218,660 | 34.55 | 7,554,703.00 | |
| | DEUTSCHE TELEKOM AG-REG | 1,277,751 | 20.14 | 25,733,905.14 | |
| | ELISA OYJ | 51,319 | 44.81 | 2,299,604.39 | |
| | INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL | 114,083 | 11.60 | 1,323,933.21 | |
| | KONINKLIJKE KPN NV | 1,244,073 | 3.23 | 4,019,599.86 | |
| | ORANGE | 760,595 | 10.79 | 8,209,862.43 | |
| | TELECOM ITALIA SPA | 3,630,827 | 0.31 | 1,127,734.86 | |
| | TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI | 297,838 | 1.70 | 508,856.22 | |
| | TELEFONICA SA | 2,100,226 | 3.84 | 8,077,469.19 | |
| | ACCIONA SA | 8,326 | 128.45 | 1,069,474.70 | |
| | CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVA | 19,200 | 26.54 | 509,568.00 | |
| | E.ON SE | 865,504 | 11.44 | 9,901,365.76 | |
| | EDP RENOVAVEIS SA | 131,444 | 16.85 | 2,214,831.40 | |
| | EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA | 1,252,162 | 4.18 | 5,240,297.97 | |
| | ELIA GROUP SA/NV | 10,658 | 105.10 | 1,120,155.80 | |
| | ENAGAS SA | 82,825 | 15.92 | 1,318,574.00 | |
| | ENDESA SA | 138,773 | 19.18 | 2,661,666.14 | |
| | ENEL SPA | 3,200,806 | 6.19 | 19,816,189.94 | |
| | ENGIE | 738,771 | 14.82 | 10,954,496.38 | |
| | FORTUM OYJ | 180,538 | 12.27 | 2,216,103.95 | |
| | IBERDROLA SA | 2,408,489 | 10.91 | 26,276,614.99 | |
| | NATURGY ENERGY GROUP SA | 45,200 | 26.56 | 1,200,512.00 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | REDEIA CORP SA | 164,909 | 15.14 | 2,497,546.80 | |
| | RWE AG | 248,533 | 37.10 | 9,220,574.30 | |
| | SNAM SPA | 805,364 | 4.80 | 3,867,357.92 | |
| | TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA | 533,994 | 7.77 | 4,150,201.36 | |
| | VEOLIA ENVIRONNEMENT | 277,850 | 28.75 | 7,988,187.50 | |
| | VERBUND AG | 28,497 | 75.25 | 2,144,399.25 | |
| | ASM INTERNATIONAL NV | 18,851 | 432.55 | 8,154,000.05 | |
| | ASML HOLDING NV | 158,571 | 586.70 | 93,033,605.70 | |
| | BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES | 29,712 | 104.55 | 3,106,389.60 | |
| | INFINEON TECHNOLOGIES AG | 516,932 | 32.20 | 16,645,210.40 | |
| | STMICROELECTRONICS NV | 274,774 | 41.38 | 11,370,148.12 | |
| | LEG IMMOBILIEN SE | 30,299 | 67.48 | 2,044,576.52 | |
| | VONOVIA SE | 297,789 | 22.08 | 6,575,181.12 | |
| ユーロ 小計 | | 70,516,382 | | 1,820,714,594.35<br>(286,726,134,318) | |
| 合 計 | | 444,799,468 | | 2,994,481,036,036<br>(2,994,481,036,036) | |

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

| 通貨 | 種 類 | 銘 柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| アメリカドル | 投資証券 | ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT | 62,965 | 7,241,604.65 | |
| | | AMERICAN HOMES 4 RENT- A | 123,849 | 4,458,564.00 | |
| | | AMERICAN TOWER CORP | 183,885 | 33,262,957.65 | |
| | | AVALONBAY COMMUNITIES INC | 54,316 | 9,737,772.48 | |
| | | BOSTON PROPERTIES INC | 58,898 | 3,921,428.84 | |
| | | CAMDEN PROPERTY TRUST | 43,724 | 4,503,134.76 | |
| | | CROWN CASTLE INC | 172,587 | 17,127,533.88 | |
| | | DIGITAL REALTY TRUST INC | 116,755 | 15,175,814.90 | |
| | | EQUINIX INC | 36,773 | 28,368,163.12 | |
| | | EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES | 67,474 | 4,396,605.84 | |
| | | EQUITY RESIDENTIAL | 141,521 | 8,866,290.65 | |
| | | ESSEX PROPERTY TRUST INC | 24,085 | 5,426,109.65 | |
| | | EXTRA SPACE STORAGE INC | 86,307 | 10,908,341.73 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | GAMING AND LEISURE PROPERTIE | 96,691 | 4,741,726.64 | |
| | | HEALTHCARE REALTY TRUST INC | 140,933 | 2,356,399.76 | |
| | | HEALTHPEAK PROPERTIES INC | 205,056 | 4,105,221.12 | |
| | | HOST HOTELS & RESORTS INC | 267,777 | 4,297,820.85 | |
| | | INVITATION HOMES INC | 239,443 | 8,112,328.84 | |
| | | IRON MOUNTAIN INC | 115,139 | 7,216,912.52 | |
| | | KIMCO REALTY CORP | 235,990 | 4,384,694.20 | |
| | | MID-AMERICA APARTMENT COMM | 47,987 | 6,617,407.30 | |
| | | PROLOGIS INC | 363,108 | 44,473,467.84 | |
| | | PUBLIC STORAGE | 61,434 | 16,812,028.44 | |
| | | REALTY INCOME CORP | 268,564 | 14,856,960.48 | |
| | | REGENCY CENTERS CORP | 62,381 | 3,996,750.67 | |
| | | SBA COMMUNICATIONS CORP | 41,925 | 9,094,371.00 | |
| | | SIMON PROPERTY GROUP INC | 130,664 | 14,976,707.68 | |
| | | SUN COMMUNITIES INC | 48,430 | 5,754,936.90 | |
| | | UDR INC | 127,075 | 4,912,719.50 | |
| | | VENTAS INC | 152,201 | 6,450,278.38 | |
| | | VICI PROPERTIES INC | 388,259 | 12,109,798.21 | |
| | | WELLTOWER INC | 193,281 | 15,965,010.60 | |
| | | WEYERHAEUSER CO | 284,150 | 9,121,215.00 | |
| | | WP CAREY INC | 84,740 | 5,408,106.80 | |
| アメリカドル合計 | | | 4,728,367 | 359,159,184.88<br>(52,785,625,401) | |
| カナダドル | 投資証券 | CAN APARTMENT PROP REAL ESTA | 36,100 | 1,770,344.00 | |
| | | RIOCAN REAL ESTATE INVST TR | 58,600 | 1,121,018.00 | |
| カナダドル合計 | | | 94,700 | 2,891,362.00<br>(311,804,478) | |
| オーストラリアドル | 投資証券 | DEXUS/AU | 413,611 | 3,122,763.05 | |
| | | GOODMAN GROUP | 690,685 | 16,016,985.15 | |
| | | GPT GROUP | 891,183 | 3,698,409.45 | |
| | | MIRVAC GROUP | 1,521,680 | 3,575,948.00 | |
| | | SCENTRE GROUP | 2,111,199 | 5,615,789.34 | |
| | | STOCKLAND | 1,030,265 | 4,141,665.30 | |
| | | VICINITY CENTRES | 1,843,215 | 3,354,651.30 | |
| オーストラリアドル合計 | | | 8,501,838 | 39,526,211.59<br>(3,715,463,889) | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| イギリスポンド | 投資証券 | LAND SECURITIES GROUP PLC | 250,833 | 1,448,309.74 | |
| | | SEGRO PLC | 470,753 | 3,419,549.79 | |
| イギリスポンド合計 | | | 721,586 | 4,867,859.53<br>(893,446,938) | |
| 香港ドル | 投資証券 | LINK REIT | 999,200 | 38,519,160.00 | |
| 香港ドル合計 | | | 999,200 | 38,519,160.00<br>(721,849,058) | |
| シンガポールドル | 投資証券 | CAPITALAND ASCENDAS REIT | 1,488,200 | 4,137,196.00 | |
| | | CAPITALAND INTEGRATED COMMER | 2,099,771 | 3,968,567.19 | |
| | | MAPLETREE LOGISTICS TRUST | 1,470,700 | 2,456,069.00 | |
| | | MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST | 764,700 | 1,131,756.00 | |
| シンガポールドル合計 | | | 5,823,371 | 11,693,588.19<br>(1,260,217,999) | |
| ユーロ | 投資証券 | COVIVIO | 26,523 | 1,177,621.20 | |
| | | GECINA SA | 16,340 | 1,598,052.00 | |
| | | KLEPIERRE | 90,686 | 2,205,483.52 | |
| | | UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD | 47,386 | 2,284,005.20 | |
| | | WAREHOUSES DE PAUW SCA | 70,808 | 1,775,864.64 | |
| ユーロ合計 | | | 251,743 | 9,041,026.56<br>(1,423,780,862) | |
| 合計 | | | | 61,112,188,625<br>(61,112,188,625) | |

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

| 種類 | 銘柄数 | | 組入株式<br>時価比率 | 組入投資証券<br>時価比率 | 有価証券の<br>合計金額に<br>対する比率 |
|---|---|---|---|---|---|
| アメリカドル | 株式 | 607銘柄 | 97.69% | — | 73.16% |
| | 投資証券 | 34銘柄 | — | 2.31% | 1.73% |
| カナダドル | 株式 | 87銘柄 | 99.70% | — | 3.34% |
| | 投資証券 | 2銘柄 | — | 0.30% | 0.01% |
| オーストラリアドル | 株式 | 52銘柄 | 94.12% | — | 1.95% |
| | 投資証券 | 7銘柄 | — | 5.88% | 0.12% |
| イギリスポンド | 株式 | 80銘柄 | 99.31% | — | 4.18% |
| | 投資証券 | 2銘柄 | — | 0.69% | 0.03% |
| スイスフラン | 株式 | 44銘柄 | 100.00% | — | 2.86% |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 香港ドル | 株式 | 28銘柄 | 96.31% | — | 0.62% |
| | 投資証券 | 1銘柄 | — | 3.69% | 0.02% |
| シンガポールドル | 株式 | 16銘柄 | 88.70% | — | 0.32% |
| | 投資証券 | 4銘柄 | — | 11.30% | 0.04% |
| ニュージーランドドル | 株式 | 6銘柄 | 100.00% | — | 0.05% |
| スウェーデンクローネ | 株式 | 43銘柄 | 100.00% | — | 0.86% |
| ノルウェークローネ | 株式 | 12銘柄 | 100.00% | — | 0.20% |
| デンマーククローネ | 株式 | 16銘柄 | 100.00% | — | 0.96% |
| イスラエルシェケル | 株式 | 8銘柄 | 100.00% | — | 0.11% |
| ユーロ | 株式 | 223銘柄 | 99.51% | — | 9.38% |
| | 投資証券 | 5銘柄 | — | 0.49% | 0.05% |

## 第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

## 日本債券インデックスマザーファンド

### 貸借対照表

（単位：円）

| | ［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 2,266,431,658 |
| 国債証券 | 633,186,018,480 |
| 地方債証券 | 41,498,835,092 |
| 特殊債券 | 35,271,962,055 |
| 社債券 | 45,497,377,000 |
| 未収入金 | 983,528,000 |
| 未収利息 | 1,833,929,958 |
| 前払費用 | 111,029,168 |
| 差入委託証拠金 | 7,200,000 |
| 流動資産合計 | 760,656,311,411 |
| 資産合計 | 760,656,311,411 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 1,763,740 |
| 前受金 | 960,000 |
| 未払金 | 3,172,818,800 |
| 未払解約金 | 280,515,489 |
| 未払利息 | 4,762 |
| 流動負債合計 | 3,456,062,791 |
| 負債合計 | 3,456,062,791 |

| | |
|---|---|
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 593,936,207,463 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（△） | 163,264,041,157 |
| 元本等合計 | 757,200,248,620 |
| 純資産合計 | 757,200,248,620 |
| 負債純資産合計 | 760,656,311,411 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。 |
| 2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| | ［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|
| 1． 期首 | 2022年 9月 13日 |
| 期首元本額 | 531,920,504,900円 |
| 期中追加設定元本額 | 153,524,013,480円 |
| 期中一部解約元本額 | 91,508,310,917円 |
| 元本の内訳※ | |
| 三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（安定型） | 7,293,241,806円 |
| 三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（安定成長型） | 10,294,963,958円 |
| 三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（成長型） | 2,625,098,167円 |
| 三菱ＵＦＪ プライムバランス（安定型）（確定拠出年金） | 56,005,347,867円 |
| 三菱ＵＦＪ プライムバランス（安定成長型）（確定拠出年金） | 99,717,796,967円 |
| 三菱ＵＦＪ プライムバランス（成長型）（確定拠出年金） | 30,898,712,754円 |
| 三菱ＵＦＪ ６資産バランスファンド（２ヵ月分配型） | 204,821,497円 |
| 三菱ＵＦＪ ６資産バランスファンド（成長型） | 188,955,326円 |
| 三菱ＵＦＪ 国内債券インデックスファンド | 1,993,803,055円 |
| ｅＭＡＸＩＳ 国内債券インデックス | 6,997,417,595円 |
| ｅＭＡＸＩＳ バランス（８資産均等型） | 4,248,953,891円 |
| ｅＭＡＸＩＳ バランス（波乗り型） | 89,302,516円 |
| 三菱ＵＦＪ プライムバランス（８資産）（確定拠出年金） | 16,019,613,428円 |
| 三菱ＵＦＪ 国内債券インデックスファンド（確定拠出年金） | 41,519,481,700円 |
| 三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金） | 10,268,398,582円 |
| 三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド２０４０（確定拠出年金） | 4,437,650,300円 |
| 三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド２０５０（確定拠出年金） | 1,991,993,455円 |
| ｅＭＡＸＩＳ Ｓｌｉｍ 国内債券インデックス | 16,055,220,377円 |
| 国内債券セレクション（ラップ向け） | 9,742,457,758円 |
| ｅＭＡＸＩＳ Ｓｌｉｍ バランス（８資産均等型） | 19,732,602,378円 |
| つみたて８資産均等バランス | 9,548,109,257円 |

| | |
|---|---|
| つみたて４資産均等バランス | 3,446,099,654円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９７０ｓ | 16,484,232円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９８０ｓ | 13,172,659円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９９０ｓ | 334,049円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３５（確定拠出年金） | 5,457,524,538円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０４５（確定拠出年金） | 2,363,834,251円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０５５（確定拠出年金） | 901,482,246円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式１５） | 6,002,007,519円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式４０） | 6,348,226,926円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式６５） | 3,609,938,281円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６０（確定拠出年金） | 654,266,893円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式２５） | 1,184,819,144円 |
| 国内債券インデックスファンド（ラップ向け） | 1,913,753,600円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６５（確定拠出年金） | 282,453,431円 |
| ラップ向けインデックスｆ　国内債券 | 5,787,662,859円 |
| ＭＵＦＧ　ウェルス・インサイト・ファンド（保守型） | 2,225,553,773円 |
| ＭＵＦＧ　ウェルス・インサイト・ファンド（標準型） | 2,457,684,923円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式８０） | 4,522,845円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０７０（確定拠出年金） | 2,093,454円 |
| 三菱ＵＦＪ　アドバンスト・バランス（安定型） | 129,703,024円 |
| 三菱ＵＦＪ　アドバンスト・バランス（安定成長型） | 177,956,270円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　債券バランス（２資産均等型） | 77,035,170円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　バランス（４資産均等型） | 1,418,469,937円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイゴールキーパー） | 1,808,076,595円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイディフェンダー） | 1,037,217,717円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイミッドフィルダー） | 2,078,419,707円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイフォワード） | 106,457,842円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイストライカー） | 42,048,206円 |
| 三菱ＵＦＪ　日本債券ファンドＶＡ（適格機関投資家限定） | 6,259,217,890円 |
| 三菱ＵＦＪ　ライフセレクトファンド（安定成長型）ＶＡ（適格機関投資家限定） | 30,345円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンド４５ＶＡ（適格機関投資家限定） | 26,002,265円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 9,010,602,683円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　２０型（適格機関投資家限定） | 689,840,367円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　４０型（適格機関投資家限定） | 4,493,802,468円 |
| ＭＵＡＭ　日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定） | 119,755,180,595円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　５０型（適格機関投資家限定） | 455,553,100円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定） | 1,520,049円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　３０型（適格機関投資家限定） | 291,679円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 4,340,502,472円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンド２０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 2,525,511,137円 |
| ＭＵＫＡＭ　スマート・クオリティ・セレクション（適格機関投資家転売制限付） | 3,440,738,454円 |
| 世界８資産バランスファンドＶＬ（適格機関投資家限定） | 478,017,924円 |
| ＭＵＫＡＭ　日本債券インデックスファンド２（適格機関投資家限定） | 13,136,006,584円 |

| | |
|---|---|
| ＭＵＫＡＭ　スマート・クオリティ・セレクション２（適格機関投資家限定） | 2,541,239,240円 |
| マルチアセット運用戦略ファンド（適格機関投資家限定） | 2,880,271円 |
| 日本債券インデックスファンドＳ | 3,301,402,583円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２０－０７（適格機関投資家限定） | 429,832,474円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定） | 424,280,144円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２０－１１（適格機関投資家限定） | 424,729,389円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２１－０１（適格機関投資家限定） | 421,626,267円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定） | 419,477,595円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２１－０５（適格機関投資家限定） | 420,955,442円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２１－０７（適格機関投資家限定） | 413,671,752円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定） | 416,234,104円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２１－１１（適格機関投資家限定） | 418,690,273円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２２－０１（適格機関投資家限定） | 416,840,490円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２２－０３（適格機関投資家限定） | 462,440,331円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２２－０５（適格機関投資家限定） | 469,323,041円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２２－０７（適格機関投資家限定） | 477,586,919円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２２－０９（適格機関投資家限定） | 478,244,702円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２２－１１（適格機関投資家限定） | 476,937,873円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２３－０１（適格機関投資家限定） | 490,248,647円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２３－０３（適格機関投資家限定） | 476,919,903円 |
| ＭＵＫＡＭ　アセットアロケーションファンド２０２３－０５（適格機関投資家限定） | 477,769,455円 |
| インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）ＶＡ | 18,078,954円 |
| インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）ＶＡ | 23,188,039円 |
| インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）ＶＡ | 3,111,490円 |
| インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）ＶＡ | 9,293,581円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ３０Ｄ（適格機関投資家限定） | 17,440,972円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ６０Ｄ（適格機関投資家限定） | 47,529,607円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ３０Ｇ（適格機関投資家限定） | 8,790,637円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ６０Ｇ（適格機関投資家限定） | 37,686,773円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞日本債券インデックスファンド | 4,259,580,385円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（安定型） | 2,206,832,309円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（安定成長型） | 4,601,729,044円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（成長型） | 2,852,659,456円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（積極型） | 1,954,894,930円 |
| 合計 | 593,936,207,463円 |
| ２．　受益権の総数 | 593,936,207,463口 |

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自 2022年 9月 13日<br>至 2023年 9月 11日 |
|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。<br>当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。<br>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 |

2　金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | ［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 2.時価の算定方法 | （1）有価証券<br>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>（2）デリバティブ取引<br>デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。<br>（3）上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | ［2023年 9月 11日現在］<br>当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 国債証券 | △20,202,719,280 |
| 地方債証券 | △419,437,418 |
| 特殊債券 | △400,979,354 |
| 社債券 | △220,701,000 |
| 合計 | △21,243,837,052 |

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

債券関連

［2023年 9月11日現在］

| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | うち1年超 | 時価（円） | 評価損益（円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 市場取引 | 債券先物取引 | | | | |
| | 買建 | 584,000,000 | — | 582,240,000 | △1,760,000 |
| 合計 | | 584,000,000 | — | 582,240,000 | △1,760,000 |

（注）時価の算定方法

1　先物取引の時価については、以下のように評価しております。
　原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2　先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

| | ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|
| 1口当たり純資産額 | 1.2749円 |
| (1万口当たり純資産額) | (12,749円) |

附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 国債証券 | 第４４１回利付国債（２年） | 3,700,000,000 | 3,702,701,000 | |
| | 第４４２回利付国債（２年） | 1,770,000,000 | 1,771,203,600 | |
| | 第４４３回利付国債（２年） | 1,300,000,000 | 1,300,780,000 | |
| | 第４４４回利付国債（２年） | 1,650,000,000 | 1,650,858,000 | |
| | 第４４５回利付国債（２年） | 3,590,000,000 | 3,591,471,900 | |
| | 第４４６回利付国債（２年） | 5,100,000,000 | 5,101,479,000 | |
| | 第４４７回利付国債（２年） | 1,020,000,000 | 1,020,153,000 | |
| | 第４４８回利付国債（２年） | 3,550,000,000 | 3,550,000,000 | |
| | 第４４９回利付国債（２年） | 2,220,000,000 | 2,219,600,400 | |
| | 第４５０回利付国債（２年） | 1,300,000,000 | 1,299,532,000 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第４５１回利付国債（２年） | 2,700,000,000 | 2,698,974,000 | |
| 第１４２回利付国債（５年） | 310,000,000 | 310,530,100 | |
| 第１４３回利付国債（５年） | 5,380,000,000 | 5,388,930,800 | |
| 第１４４回利付国債（５年） | 6,380,000,000 | 6,389,570,000 | |
| 第１４５回利付国債（５年） | 6,410,000,000 | 6,419,038,100 | |
| 第１４６回利付国債（５年） | 4,470,000,000 | 4,475,051,100 | |
| 第１４７回利付国債（５年） | 4,530,000,000 | 4,523,159,700 | |
| 第１４８回利付国債（５年） | 3,750,000,000 | 3,741,675,000 | |
| 第１４９回利付国債（５年） | 5,850,000,000 | 5,833,210,500 | |
| 第１５０回利付国債（５年） | 1,480,000,000 | 1,474,450,000 | |
| 第１５１回利付国債（５年） | 750,000,000 | 746,452,500 | |
| 第１５２回利付国債（５年） | 3,930,000,000 | 3,924,458,700 | |
| 第１５３回利付国債（５年） | 6,040,000,000 | 6,003,760,000 | |
| 第１５４回利付国債（５年） | 5,730,000,000 | 5,709,372,000 | |
| 第１５５回利付国債（５年） | 2,850,000,000 | 2,860,231,500 | |
| 第１５６回利付国債（５年） | 4,650,000,000 | 4,647,024,000 | |
| 第１５７回利付国債（５年） | 2,020,000,000 | 2,015,919,600 | |
| 第１５８回利付国債（５年） | 10,950,000,000 | 10,879,044,000 | |
| 第１５９回利付国債（５年） | 1,180,000,000 | 1,170,548,200 | |
| 第１６０回利付国債（５年） | 3,850,000,000 | 3,835,485,500 | |
| 第１回利付国債（４０年） | 1,105,000,000 | 1,297,214,750 | |
| 第２回利付国債（４０年） | 1,335,000,000 | 1,511,633,850 | |
| 第３回利付国債（４０年） | 1,168,000,000 | 1,320,599,200 | |
| 第４回利付国債（４０年） | 1,218,000,000 | 1,376,023,320 | |
| 第５回利付国債（４０年） | 775,000,000 | 841,471,750 | |
| 第６回利付国債（４０年） | 1,230,000,000 | 1,307,908,200 | |
| 第７回利付国債（４０年） | 1,540,000,000 | 1,563,562,000 | |
| 第８回利付国債（４０年） | 1,510,000,000 | 1,419,943,600 | |
| 第９回利付国債（４０年） | 2,880,000,000 | 1,977,897,600 | |
| 第１０回利付国債（４０年） | 2,720,000,000 | 2,192,184,000 | |
| 第１１回利付国債（４０年） | 2,100,000,000 | 1,625,211,000 | |
| 第１２回利付国債（４０年） | 2,490,000,000 | 1,710,804,300 | |
| 第１３回利付国債（４０年） | 2,800,000,000 | 1,899,576,000 | |
| 第１４回利付国債（４０年） | 2,410,000,000 | 1,745,924,500 | |
| 第１５回利付国債（４０年） | 3,500,000,000 | 2,783,900,000 | |
| 第１６回利付国債（４０年） | 1,430,000,000 | 1,243,356,400 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第３３６回利付国債（１０年） | 2,460,000,000 | 2,476,728,000 | |
| 第３３７回利付国債（１０年） | 1,620,000,000 | 1,626,901,200 | |
| 第３３８回利付国債（１０年） | 3,330,000,000 | 3,350,712,600 | |
| 第３３９回利付国債（１０年） | 4,020,000,000 | 4,047,376,200 | |
| 第３４０回利付国債（１０年） | 3,470,000,000 | 3,495,920,900 | |
| 第３４１回利付国債（１０年） | 3,320,000,000 | 3,338,824,400 | |
| 第３４２回利付国債（１０年） | 2,570,000,000 | 2,572,235,900 | |
| 第３４３回利付国債（１０年） | 4,870,000,000 | 4,871,996,700 | |
| 第３４４回利付国債（１０年） | 4,620,000,000 | 4,620,000,000 | |
| 第３４５回利付国債（１０年） | 6,340,000,000 | 6,335,815,600 | |
| 第３４６回利付国債（１０年） | 6,130,000,000 | 6,121,356,700 | |
| 第３４７回利付国債（１０年） | 5,700,000,000 | 5,686,092,000 | |
| 第３４８回利付国債（１０年） | 4,970,000,000 | 4,952,108,000 | |
| 第３４９回利付国債（１０年） | 6,090,000,000 | 6,060,341,700 | |
| 第３５０回利付国債（１０年） | 6,530,000,000 | 6,487,685,600 | |
| 第３５１回利付国債（１０年） | 4,870,000,000 | 4,830,991,300 | |
| 第３５２回利付国債（１０年） | 4,550,000,000 | 4,507,184,500 | |
| 第３５３回利付国債（１０年） | 2,580,000,000 | 2,551,878,000 | |
| 第３５４回利付国債（１０年） | 6,570,000,000 | 6,488,072,100 | |
| 第３５５回利付国債（１０年） | 5,420,000,000 | 5,343,361,200 | |
| 第３５６回利付国債（１０年） | 7,740,000,000 | 7,616,856,600 | |
| 第３５７回利付国債（１０年） | 6,550,000,000 | 6,433,672,000 | |
| 第３５８回利付国債（１０年） | 6,790,000,000 | 6,654,200,000 | |
| 第３５９回利付国債（１０年） | 8,150,000,000 | 7,967,766,000 | |
| 第３６０回利付国債（１０年） | 6,030,000,000 | 5,880,335,400 | |
| 第３６１回利付国債（１０年） | 6,560,000,000 | 6,378,091,200 | |
| 第３６２回利付国債（１０年） | 6,640,000,000 | 6,435,886,400 | |
| 第３６３回利付国債（１０年） | 7,780,000,000 | 7,519,058,800 | |
| 第３６４回利付国債（１０年） | 7,220,000,000 | 6,959,646,800 | |
| 第３６５回利付国債（１０年） | 7,480,000,000 | 7,190,898,000 | |
| 第３６６回利付国債（１０年） | 4,950,000,000 | 4,785,660,000 | |
| 第３６７回利付国債（１０年） | 4,960,000,000 | 4,784,713,600 | |
| 第３６８回利付国債（１０年） | 6,080,000,000 | 5,849,324,800 | |
| 第３６９回利付国債（１０年） | 5,890,000,000 | 5,810,190,500 | |
| 第３７０回利付国債（１０年） | 6,370,000,000 | 6,270,245,800 | |
| 第３７１回利付国債（１０年） | 4,800,000,000 | 4,666,176,000 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第１回利付国債（３０年） | 196,000,000 | 224,384,720 | |
| 第２回利付国債（３０年） | 268,000,000 | 301,939,520 | |
| 第３回利付国債（３０年） | 307,000,000 | 344,751,790 | |
| 第４回利付国債（３０年） | 252,000,000 | 294,993,720 | |
| 第５回利付国債（３０年） | 238,000,000 | 267,842,820 | |
| 第６回利付国債（３０年） | 339,000,000 | 388,446,540 | |
| 第７回利付国債（３０年） | 339,000,000 | 387,368,520 | |
| 第８回利付国債（３０年） | 302,000,000 | 333,142,240 | |
| 第９回利付国債（３０年） | 206,000,000 | 219,892,640 | |
| 第１０回利付国債（３０年） | 398,000,000 | 413,681,200 | |
| 第１１回利付国債（３０年） | 237,000,000 | 259,500,780 | |
| 第１２回利付国債（３０年） | 325,000,000 | 368,472,000 | |
| 第１３回利付国債（３０年） | 595,000,000 | 669,113,200 | |
| 第１４回利付国債（３０年） | 683,000,000 | 795,961,370 | |
| 第１５回利付国債（３０年） | 686,000,000 | 807,634,660 | |
| 第１６回利付国債（３０年） | 547,000,000 | 644,776,250 | |
| 第１７回利付国債（３０年） | 577,000,000 | 674,536,080 | |
| 第１８回利付国債（３０年） | 687,000,000 | 796,514,670 | |
| 第１９回利付国債（３０年） | 593,000,000 | 687,939,300 | |
| 第２０回利付国債（３０年） | 655,000,000 | 775,415,200 | |
| 第２１回利付国債（３０年） | 529,000,000 | 614,576,330 | |
| 第２２回利付国債（３０年） | 975,000,000 | 1,156,350,000 | |
| 第２３回利付国債（３０年） | 194,000,000 | 230,210,100 | |
| 第２４回利付国債（３０年） | 981,000,000 | 1,165,300,470 | |
| 第２５回利付国債（３０年） | 1,287,000,000 | 1,497,051,270 | |
| 第２６回利付国債（３０年） | 1,014,000,000 | 1,192,991,280 | |
| 第２７回利付国債（３０年） | 760,000,000 | 904,080,800 | |
| 第２８回利付国債（３０年） | 1,426,000,000 | 1,698,237,660 | |
| 第２９回利付国債（３０年） | 830,000,000 | 976,652,700 | |
| 第３０回利付国債（３０年） | 1,721,000,000 | 2,000,042,940 | |
| 第３１回利付国債（３０年） | 2,223,000,000 | 2,547,402,390 | |
| 第３２回利付国債（３０年） | 1,989,000,000 | 2,306,504,070 | |
| 第３３回利付国債（３０年） | 1,227,000,000 | 1,364,779,830 | |
| 第３４回利付国債（３０年） | 2,231,000,000 | 2,546,552,640 | |
| 第３５回利付国債（３０年） | 2,379,000,000 | 2,637,549,720 | |
| 第３６回利付国債（３０年） | 1,929,000,000 | 2,133,705,480 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第３７回利付国債（３０年） | 2,717,000,000 | 2,954,329,950 | |
| 第３８回利付国債（３０年） | 1,590,000,000 | 1,696,593,600 | |
| 第３９回利付国債（３０年） | 1,360,000,000 | 1,473,274,400 | |
| 第４０回利付国債（３０年） | 1,720,000,000 | 1,831,886,000 | |
| 第４１回利付国債（３０年） | 1,210,000,000 | 1,266,313,400 | |
| 第４２回利付国債（３０年） | 1,520,000,000 | 1,588,871,200 | |
| 第４３回利付国債（３０年） | 1,480,000,000 | 1,546,466,800 | |
| 第４４回利付国債（３０年） | 1,630,000,000 | 1,701,133,200 | |
| 第４５回利付国債（３０年） | 1,580,000,000 | 1,590,254,200 | |
| 第４６回利付国債（３０年） | 2,380,000,000 | 2,393,613,600 | |
| 第４７回利付国債（３０年） | 2,030,000,000 | 2,076,933,600 | |
| 第４８回利付国債（３０年） | 2,000,000,000 | 1,970,140,000 | |
| 第４９回利付国債（３０年） | 1,960,000,000 | 1,928,875,200 | |
| 第５０回利付国債（３０年） | 2,090,000,000 | 1,816,210,000 | |
| 第５１回利付国債（３０年） | 2,520,000,000 | 1,942,441,200 | |
| 第５２回利付国債（３０年） | 2,020,000,000 | 1,628,342,200 | |
| 第５３回利付国債（３０年） | 1,830,000,000 | 1,505,632,500 | |
| 第５４回利付国債（３０年） | 1,990,000,000 | 1,709,191,100 | |
| 第５５回利付国債（３０年） | 1,940,000,000 | 1,661,280,200 | |
| 第５６回利付国債（３０年） | 1,840,000,000 | 1,570,936,800 | |
| 第５７回利付国債（３０年） | 2,170,000,000 | 1,847,125,700 | |
| 第５８回利付国債（３０年） | 2,280,000,000 | 1,934,944,800 | |
| 第５９回利付国債（３０年） | 1,800,000,000 | 1,486,242,000 | |
| 第６０回利付国債（３０年） | 1,840,000,000 | 1,589,962,400 | |
| 第６１回利付国債（３０年） | 1,820,000,000 | 1,492,982,400 | |
| 第６２回利付国債（３０年） | 1,090,000,000 | 845,916,300 | |
| 第６３回利付国債（３０年） | 1,840,000,000 | 1,382,852,000 | |
| 第６４回利付国債（３０年） | 1,720,000,000 | 1,287,557,600 | |
| 第６５回利付国債（３０年） | 1,660,000,000 | 1,238,841,400 | |
| 第６６回利付国債（３０年） | 2,390,000,000 | 1,775,053,000 | |
| 第６７回利付国債（３０年） | 2,910,000,000 | 2,277,104,100 | |
| 第６８回利付国債（３０年） | 1,810,000,000 | 1,411,275,100 | |
| 第６９回利付国債（３０年） | 1,890,000,000 | 1,511,073,900 | |
| 第７０回利付国債（３０年） | 1,990,000,000 | 1,587,164,300 | |
| 第７１回利付国債（３０年） | 2,400,000,000 | 1,909,416,000 | |
| 第７２回利付国債（３０年） | 1,910,000,000 | 1,517,227,600 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第７３回利付国債（３０年） | 1,930,000,000 | 1,529,351,300 | |
| 第７４回利付国債（３０年） | 2,800,000,000 | 2,402,764,000 | |
| 第７５回利付国債（３０年） | 1,870,000,000 | 1,730,498,000 | |
| 第７６回利付国債（３０年） | 2,070,000,000 | 1,962,649,800 | |
| 第７７回利付国債（３０年） | 2,110,000,000 | 2,095,377,700 | |
| 第７８回利付国債（３０年） | 2,360,000,000 | 2,233,999,600 | |
| 第７９回利付国債（３０年） | 1,670,000,000 | 1,501,981,300 | |
| 第７３回利付国債（２０年） | 520,000,000 | 533,457,600 | |
| 第７４回利付国債（２０年） | 698,000,000 | 716,950,700 | |
| 第７５回利付国債（２０年） | 705,000,000 | 727,581,150 | |
| 第７６回利付国債（２０年） | 410,000,000 | 421,885,900 | |
| 第７７回利付国債（２０年） | 370,000,000 | 381,288,700 | |
| 第７８回利付国債（２０年） | 310,000,000 | 320,338,500 | |
| 第７９回利付国債（２０年） | 150,000,000 | 155,268,000 | |
| 第８０回利付国債（２０年） | 585,000,000 | 606,580,650 | |
| 第８１回利付国債（２０年） | 250,000,000 | 259,950,000 | |
| 第８２回利付国債（２０年） | 1,082,000,000 | 1,127,249,240 | |
| 第８３回利付国債（２０年） | 395,000,000 | 413,367,500 | |
| 第８４回利付国債（２０年） | 880,000,000 | 918,922,400 | |
| 第８５回利付国債（２０年） | 520,000,000 | 546,598,000 | |
| 第８６回利付国債（２０年） | 1,047,000,000 | 1,105,820,460 | |
| 第８７回利付国債（２０年） | 420,000,000 | 442,537,200 | |
| 第８８回利付国債（２０年） | 1,264,000,000 | 1,341,356,800 | |
| 第８９回利付国債（２０年） | 340,000,000 | 359,869,600 | |
| 第９０回利付国債（２０年） | 1,270,000,000 | 1,350,340,200 | |
| 第９１回利付国債（２０年） | 548,000,000 | 584,321,440 | |
| 第９２回利付国債（２０年） | 1,282,000,000 | 1,364,932,580 | |
| 第９３回利付国債（２０年） | 190,000,000 | 202,405,100 | |
| 第９４回利付国債（２０年） | 875,000,000 | 935,191,250 | |
| 第９５回利付国債（２０年） | 1,107,000,000 | 1,195,770,330 | |
| 第９６回利付国債（２０年） | 340,000,000 | 364,714,600 | |
| 第９７回利付国債（２０年） | 573,000,000 | 619,092,120 | |
| 第９８回利付国債（２０年） | 610,000,000 | 656,634,500 | |
| 第９９回利付国債（２０年） | 1,480,000,000 | 1,598,400,000 | |
| 第１００回利付国債（２０年） | 1,030,000,000 | 1,120,475,200 | |
| 第１０１回利付国債（２０年） | 723,000,000 | 792,971,940 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第１０２回利付国債（２０年） | 520,000,000 | 572,426,400 | |
| 第１０３回利付国債（２０年） | 760,000,000 | 833,043,600 | |
| 第１０４回利付国債（２０年） | 610,000,000 | 662,880,900 | |
| 第１０５回利付国債（２０年） | 920,000,000 | 1,002,919,600 | |
| 第１０６回利付国債（２０年） | 571,000,000 | 625,290,680 | |
| 第１０７回利付国債（２０年） | 607,000,000 | 663,863,760 | |
| 第１０８回利付国債（２０年） | 1,000,000,000 | 1,083,300,000 | |
| 第１０９回利付国債（２０年） | 560,000,000 | 608,137,600 | |
| 第１１０回利付国債（２０年） | 876,000,000 | 960,805,560 | |
| 第１１１回利付国債（２０年） | 861,000,000 | 951,887,160 | |
| 第１１２回利付国債（２０年） | 1,050,000,000 | 1,154,895,000 | |
| 第１１３回利付国債（２０年） | 922,000,000 | 1,017,150,400 | |
| 第１１４回利付国債（２０年） | 1,600,000,000 | 1,769,648,000 | |
| 第１１５回利付国債（２０年） | 944,000,000 | 1,049,879,040 | |
| 第１１６回利付国債（２０年） | 461,000,000 | 513,872,090 | |
| 第１１７回利付国債（２０年） | 1,320,000,000 | 1,462,995,600 | |
| 第１１８回利付国債（２０年） | 520,000,000 | 574,272,400 | |
| 第１１９回利付国債（２０年） | 400,000,000 | 436,336,000 | |
| 第１２０回利付国債（２０年） | 780,000,000 | 840,582,600 | |
| 第１２１回利付国債（２０年） | 1,299,000,000 | 1,428,172,560 | |
| 第１２２回利付国債（２０年） | 100,000,000 | 109,263,000 | |
| 第１２３回利付国債（２０年） | 1,318,000,000 | 1,469,556,820 | |
| 第１２４回利付国債（２０年） | 1,240,000,000 | 1,373,870,400 | |
| 第１２５回利付国債（２０年） | 1,844,000,000 | 2,072,619,120 | |
| 第１２６回利付国債（２０年） | 200,000,000 | 221,816,000 | |
| 第１２７回利付国債（２０年） | 440,000,000 | 484,805,200 | |
| 第１２８回利付国債（２０年） | 1,974,000,000 | 2,177,440,440 | |
| 第１２９回利付国債（２０年） | 280,000,000 | 306,765,200 | |
| 第１３０回利付国債（２０年） | 1,862,000,000 | 2,042,371,940 | |
| 第１３１回利付国債（２０年） | 420,000,000 | 457,459,800 | |
| 第１３２回利付国債（２０年） | 187,000,000 | 203,930,980 | |
| 第１３３回利付国債（２０年） | 2,320,000,000 | 2,548,404,000 | |
| 第１３４回利付国債（２０年） | 4,545,000,000 | 4,997,091,150 | |
| 第１３５回利付国債（２０年） | 50,000,000 | 54,567,500 | |
| 第１３６回利付国債（２０年） | 190,000,000 | 205,730,100 | |
| 第１３７回利付国債（２０年） | 4,342,000,000 | 4,743,852,100 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第１３８回利付国債（２０年） | 160,000,000 | 172,068,800 | |
| 第１３９回利付国債（２０年） | 310,000,000 | 336,105,100 | |
| 第１４０回利付国債（２０年） | 2,817,000,000 | 3,079,544,400 | |
| 第１４１回利付国債（２０年） | 1,120,000,000 | 1,225,504,000 | |
| 第１４２回利付国債（２０年） | 3,090,000,000 | 3,409,660,500 | |
| 第１４３回利付国債（２０年） | 1,740,000,000 | 1,888,996,200 | |
| 第１４４回利付国債（２０年） | 1,520,000,000 | 1,635,793,600 | |
| 第１４５回利付国債（２０年） | 3,100,000,000 | 3,394,314,000 | |
| 第１４６回利付国債（２０年） | 3,420,000,000 | 3,745,515,600 | |
| 第１４７回利付国債（２０年） | 3,450,000,000 | 3,743,940,000 | |
| 第１４８回利付国債（２０年） | 3,360,000,000 | 3,610,924,800 | |
| 第１４９回利付国債（２０年） | 3,090,000,000 | 3,319,278,000 | |
| 第１５０回利付国債（２０年） | 3,750,000,000 | 3,985,950,000 | |
| 第１５１回利付国債（２０年） | 3,620,000,000 | 3,765,813,600 | |
| 第１５２回利付国債（２０年） | 3,110,000,000 | 3,230,947,900 | |
| 第１５３回利付国債（２０年） | 3,380,000,000 | 3,544,606,000 | |
| 第１５４回利付国債（２０年） | 3,320,000,000 | 3,439,221,200 | |
| 第１５５回利付国債（２０年） | 4,050,000,000 | 4,094,752,500 | |
| 第１５６回利付国債（２０年） | 3,100,000,000 | 2,909,226,000 | |
| 第１５７回利付国債（２０年） | 3,800,000,000 | 3,461,610,000 | |
| 第１５８回利付国債（２０年） | 3,380,000,000 | 3,188,928,600 | |
| 第１５９回利付国債（２０年） | 2,530,000,000 | 2,410,002,100 | |
| 第１６０回利付国債（２０年） | 3,310,000,000 | 3,184,153,800 | |
| 第１６１回利付国債（２０年） | 2,920,000,000 | 2,761,911,200 | |
| 第１６２回利付国債（２０年） | 3,820,000,000 | 3,601,075,800 | |
| 第１６３回利付国債（２０年） | 3,030,000,000 | 2,846,624,400 | |
| 第１６４回利付国債（２０年） | 3,600,000,000 | 3,321,252,000 | |
| 第１６５回利付国債（２０年） | 3,410,000,000 | 3,132,119,100 | |
| 第１６６回利付国債（２０年） | 3,870,000,000 | 3,646,894,500 | |
| 第１６７回利付国債（２０年） | 2,660,000,000 | 2,422,807,800 | |
| 第１６８回利付国債（２０年） | 2,660,000,000 | 2,375,380,000 | |
| 第１６９回利付国債（２０年） | 2,720,000,000 | 2,378,014,400 | |
| 第１７０回利付国債（２０年） | 2,150,000,000 | 1,871,102,000 | |
| 第１７１回利付国債（２０年） | 2,720,000,000 | 2,354,676,800 | |
| 第１７２回利付国債（２０年） | 2,480,000,000 | 2,173,521,600 | |
| 第１７３回利付国債（２０年） | 2,730,000,000 | 2,380,232,400 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 第１７４回利付国債（２０年） | 4,670,000,000 | 4,053,093,000 | |
| | 第１７５回利付国債（２０年） | 2,920,000,000 | 2,568,753,200 | |
| | 第１７６回利付国債（２０年） | 2,860,000,000 | 2,504,931,000 | |
| | 第１７７回利付国債（２０年） | 3,010,000,000 | 2,578,004,800 | |
| | 第１７８回利付国債（２０年） | 3,420,000,000 | 2,970,612,000 | |
| | 第１７９回利付国債（２０年） | 3,240,000,000 | 2,803,474,800 | |
| | 第１８０回利付国債（２０年） | 3,480,000,000 | 3,168,261,600 | |
| | 第１８１回利付国債（２０年） | 2,730,000,000 | 2,523,339,000 | |
| | 第１８２回利付国債（２０年） | 2,780,000,000 | 2,652,703,800 | |
| | 第１８３回利付国債（２０年） | 2,980,000,000 | 2,984,499,800 | |
| | 第１８４回利付国債（２０年） | 2,640,000,000 | 2,503,221,600 | |
| | 第１８５回利付国債（２０年） | 2,870,000,000 | 2,713,556,300 | |
| | 第１回大韓民国 | 100,000,000 | 100,048,000 | |
| | 第２回大韓民国 | 100,000,000 | 100,323,000 | |
| 国債証券 合計 | | 645,467,000,000 | 633,186,018,480 | |
| 地方債証券 | 第５回東京都公募公債（２０年） | 100,000,000 | 103,054,000 | |
| | 第７回東京都公募公債（２０年） | 100,000,000 | 104,076,000 | |
| | 第７回東京都公募公債（３０年） | 80,000,000 | 93,647,200 | |
| | 第１０回東京都公募公債（３０年） | 100,000,000 | 114,200,000 | |
| | 第１２回東京都公募公債（２０年） | 100,000,000 | 107,945,000 | |
| | 第２０回東京都公募公債（２０年） | 80,000,000 | 87,479,200 | |
| | 第２１回東京都公募公債（２０年） | 80,000,000 | 88,192,800 | |
| | 第２８回東京都公募公債（２０年） | 100,000,000 | 107,099,000 | |
| | 第３３回東京都公募公債（２０年） | 100,000,000 | 89,334,000 | |
| | 第７３８回東京都公募公債 | 100,000,000 | 100,434,000 | |
| | 第７４７回東京都公募公債 | 500,000,000 | 503,335,000 | |
| | 第７５０回東京都公募公債 | 200,000,000 | 201,216,000 | |
| | 第７５１回東京都公募公債 | 500,000,000 | 502,205,000 | |
| | 第７５７回東京都公募公債 | 150,000,000 | 149,254,500 | |
| | 第７５８回東京都公募公債 | 150,000,000 | 149,254,500 | |
| | 第７８２回東京都公募公債 | 100,000,000 | 99,223,000 | |
| | 第７８３回東京都公募公債 | 400,000,000 | 396,704,000 | |
| | 第８０７回東京都公募公債 | 200,000,000 | 193,792,000 | |
| | 第８０９回東京都公募公債 | 100,000,000 | 96,661,000 | |
| | 平成２６年度第９回北海道公募公債 | 100,000,000 | 100,496,000 | |
| | 平成２６年度第１３回北海道公募公債 | 100,000,000 | 100,472,000 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 平成２７年度第１回北海道公募公債 | 300,000,000 | 301,518,000 | |
| 平成２７年度第５回北海道公募公債 | 100,000,000 | 100,797,000 | |
| 平成３０年度第１４回北海道公募公債 | 100,000,000 | 98,680,000 | |
| 令和３年度第１４回北海道公募公債（５年） | 400,000,000 | 396,520,000 | |
| 第３６回２号宮城県公募公債 | 342,000,000 | 330,778,980 | |
| 第２回神奈川県公募公債（３０年） | 180,000,000 | 218,201,400 | |
| 第３回神奈川県公募公債（２０年） | 500,000,000 | 517,565,000 | |
| 第４回神奈川県公募公債（３０年） | 100,000,000 | 118,550,000 | |
| 第２０回神奈川県公募公債（２０年） | 500,000,000 | 540,145,000 | |
| 第２７回神奈川県公募公債（２０年） | 100,000,000 | 104,719,000 | |
| 第２３４回神奈川県公募公債 | 100,000,000 | 99,336,000 | |
| 第２４３回神奈川県公募公債 | 100,000,000 | 97,268,000 | |
| 第２５６回神奈川県公募公債 | 350,000,000 | 336,766,500 | |
| 第７回大阪府公募公債（２０年） | 220,000,000 | 239,329,200 | |
| 第１１回大阪府公募公債（２０年） | 100,000,000 | 107,791,000 | |
| 第１７９回大阪府公募公債（５年） | 100,000,000 | 99,558,000 | |
| 第１８４回大阪府公募公債（５年） | 120,000,000 | 119,266,800 | |
| 第１８６回大阪府公募公債（５年） | 300,000,000 | 297,987,000 | |
| 第１９１回大阪府公募公債（５年） | 160,000,000 | 158,608,000 | |
| 第３９１回大阪府公募公債 | 210,000,000 | 211,129,800 | |
| 第３９３回大阪府公募公債 | 110,000,000 | 110,581,900 | |
| 第４００回大阪府公募公債 | 136,000,000 | 137,047,200 | |
| 第４０７回大阪府公募公債 | 200,000,000 | 199,388,000 | |
| 第４１０回大阪府公募公債 | 200,000,000 | 198,734,000 | |
| 第４１５回大阪府公募公債 | 100,000,000 | 99,630,000 | |
| 第４１７回大阪府公募公債 | 300,000,000 | 299,769,000 | |
| 第４２０回大阪府公募公債 | 100,000,000 | 99,561,000 | |
| 第４２６回大阪府公募公債 | 100,000,000 | 99,308,000 | |
| 第４３５回大阪府公募公債 | 130,000,000 | 128,638,900 | |
| 第４３９回大阪府公募公債 | 100,000,000 | 98,671,000 | |
| 第４５５回大阪府公募公債 | 148,000,000 | 143,702,080 | |
| 第４６０回大阪府公募公債 | 194,000,000 | 187,446,680 | |
| 第４６４回大阪府公募公債 | 800,000,000 | 767,120,000 | |
| 第４６５回大阪府公募公債 | 500,000,000 | 480,610,000 | |
| 第４６７回大阪府公募公債 | 200,000,000 | 192,506,000 | |
| 第４７１回大阪府公募公債 | 97,000,000 | 92,364,370 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第４８３回大阪府公募公債 | 200,000,000 | 199,984,000 | |
| 平成２６年度第２回京都府公募公債（１５年） | 200,000,000 | 206,570,000 | |
| 平成２６年度第５回京都府公募公債（２０年） | 100,000,000 | 105,400,000 | |
| 第１回兵庫県公募公債（１５年） | 400,000,000 | 416,404,000 | |
| 第２回兵庫県公募公債（２０年） | 300,000,000 | 324,420,000 | |
| 第２回兵庫県公募公債（３０年） | 90,000,000 | 103,028,400 | |
| 第４回兵庫県公募公債（１２年） | 100,000,000 | 101,463,000 | |
| 第５回兵庫県公募公債（１２年） | 200,000,000 | 202,930,000 | |
| 第５回兵庫県公募公債（１５年） | 200,000,000 | 208,410,000 | |
| 第６回兵庫県公募公債（１５年） | 100,000,000 | 104,464,000 | |
| 第９回兵庫県公募公債（１５年） | 800,000,000 | 823,640,000 | |
| 第９回兵庫県公募公債（２０年） | 200,000,000 | 220,862,000 | |
| 第２７回兵庫県公募公債（２０年） | 200,000,000 | 183,724,000 | |
| 平成２８年度第２９回兵庫県公募公債 | 100,000,000 | 99,907,000 | |
| 令和５年度第４回兵庫県公募公債（グリーン） | 100,000,000 | 98,343,000 | |
| 第６回静岡県公募公債（１５年） | 300,000,000 | 309,762,000 | |
| 第１１回静岡県公募公債（２０年） | 550,000,000 | 596,827,000 | |
| 第１４回静岡県公募公債（２０年） | 100,000,000 | 108,277,000 | |
| 平成２７年度第１０回静岡県公募公債 | 400,000,000 | 402,556,000 | |
| 令和２年度第１５回静岡県公募公債（５年） | 120,000,000 | 119,457,600 | |
| 令和２年度第１３回静岡県公募公債（５年） | 120,000,000 | 119,457,600 | |
| 平成２０年度第８回愛知県公募公債（２０年） | 200,000,000 | 216,578,000 | |
| 平成２１年度第５回愛知県公募公債（２０年） | 700,000,000 | 771,127,000 | |
| 平成２３年度第１３回愛知県公募公債 | 500,000,000 | 520,335,000 | |
| 平成２４年度第１４回愛知県公募公債（１５年） | 100,000,000 | 104,116,000 | |
| 平成２６年度第１５回愛知県公募公債 | 200,000,000 | 201,006,000 | |
| 平成２７年度第７回愛知県公募公債 | 100,000,000 | 100,775,000 | |
| 平成２９年度第５回愛知県公募公債 | 600,000,000 | 597,984,000 | |
| 平成３０年度第５回愛知県公募公債 | 100,000,000 | 99,055,000 | |
| 平成３０年度第８回愛知県公募公債 | 200,000,000 | 198,538,000 | |
| 令和３年度第１８回愛知県公募公債 | 100,000,000 | 96,209,000 | |
| 令和５年度第８回愛知県公募公債 | 100,000,000 | 99,480,000 | |
| 平成２３年度第１回広島県公募公債（２０年） | 100,000,000 | 108,781,000 | |
| 平成２６年度第７回広島県公募公債 | 260,000,000 | 261,432,600 | |
| 平成２８年度第１回広島県公募公債 | 100,000,000 | 99,667,000 | |
| 平成２８年度第１回広島県公募公債（２０年） | 100,000,000 | 91,741,000 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 平成３０年度第４回広島県公募公債 | 200,000,000 | 198,262,000 | |
| 令和３年度第７回広島県公募公債 | 100,000,000 | 95,973,000 | |
| 第２回埼玉県公募公債（サステナビリティ） | 100,000,000 | 99,445,000 | |
| 第９回埼玉県公募公債（２０年） | 200,000,000 | 220,716,000 | |
| 第１０回埼玉県公募公債（２０年） | 100,000,000 | 109,238,000 | |
| 第１４回埼玉県公募公債（２０年） | 200,000,000 | 212,860,000 | |
| 第１６回埼玉県公募公債（２０年） | 100,000,000 | 102,187,000 | |
| 平成２６年度第８回埼玉県公募公債 | 100,000,000 | 100,338,000 | |
| 平成３０年度第４回埼玉県公募公債 | 100,000,000 | 99,103,000 | |
| 令和２年度第１回埼玉県公募公債 | 100,000,000 | 97,298,000 | |
| 令和３年度第２回埼玉県公募公債（５年） | 110,000,000 | 109,484,100 | |
| 平成１９年度第１回福岡県公募公債（３０年） | 70,000,000 | 82,933,900 | |
| 平成２０年度第１回福岡県公募公債（３０年） | 80,000,000 | 91,115,200 | |
| 平成２２年度第２回福岡県公募公債（２０年） | 800,000,000 | 885,112,000 | |
| 平成２３年度第１回福岡県公募公債（１５年） | 100,000,000 | 103,976,000 | |
| 平成２６年度第８回福岡県公募公債 | 200,000,000 | 200,916,000 | |
| 平成２７年度第７回福岡県公募公債 | 100,000,000 | 100,657,000 | |
| 令和２年度第４回福岡県公募公債 | 200,000,000 | 193,796,000 | |
| 令和５年度第１回福岡県公募公債（グリーン） | 100,000,000 | 98,664,000 | |
| 令和５年度第３回福岡県公募公債 | 100,000,000 | 98,390,000 | |
| 第９回千葉県公募公債（２０年） | 80,000,000 | 86,817,600 | |
| 第１３回千葉県公募公債（２０年） | 300,000,000 | 324,273,000 | |
| 第１４回千葉県公募公債（２０年） | 100,000,000 | 102,921,000 | |
| 平成２７年度第３回千葉県公募公債 | 200,000,000 | 201,408,000 | |
| 平成２７年度第６回千葉県公募公債 | 500,000,000 | 503,345,000 | |
| 平成２８年度第３回千葉県公募公債 | 400,000,000 | 398,152,000 | |
| 平成３０年度第６回千葉県公募公債 | 100,000,000 | 98,423,000 | |
| 令和元年度第６回千葉県公募公債 | 100,000,000 | 97,534,000 | |
| 令和５年度第７回千葉県公募公債（サステナビリティ） | 100,000,000 | 99,387,000 | |
| 平成２７年度第２回新潟県公募公債 | 100,000,000 | 100,076,000 | |
| 令和４年度第１回長野県公募公債 | 300,000,000 | 289,041,000 | |
| 令和５年度第２回長野県公募公債 | 100,000,000 | 99,388,000 | |
| 第２回群馬県公募公債（２０年） | 100,000,000 | 110,142,000 | |
| 第７回群馬県公募公債（２０年） | 100,000,000 | 90,988,000 | |
| 平成２７年度第１回岐阜県公募公債 | 300,000,000 | 302,274,000 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 令和２年度第２回岐阜県公募公債（５年） | 100,000,000 | 99,681,000 | |
| 平成２７年度第１回大分県公募公債 | 203,400,000 | 204,768,882 | |
| 第１４０回共同発行市場公募地方債 | 200,000,000 | 201,026,000 | |
| 第１４２回共同発行市場公募地方債 | 400,000,000 | 401,396,000 | |
| 第１４４回共同発行市場公募地方債 | 200,000,000 | 201,132,000 | |
| 第１４５回共同発行市場公募地方債 | 100,000,000 | 100,479,000 | |
| 第１４８回共同発行市場公募地方債 | 500,000,000 | 503,950,000 | |
| 第１５０回共同発行市場公募地方債 | 200,000,000 | 201,486,000 | |
| 第１５１回共同発行市場公募地方債 | 200,000,000 | 201,294,000 | |
| 第１５２回共同発行市場公募地方債 | 600,000,000 | 604,368,000 | |
| 第１５３回共同発行市場公募地方債 | 200,000,000 | 201,338,000 | |
| 第１５８回共同発行市場公募地方債 | 200,000,000 | 199,334,000 | |
| 第１７３回共同発行市場公募地方債 | 400,000,000 | 398,680,000 | |
| 第１８５回共同発行市場公募地方債 | 300,000,000 | 297,669,000 | |
| 第１９３回共同発行市場公募地方債 | 100,000,000 | 97,985,000 | |
| 第１９８回共同発行市場公募地方債 | 100,000,000 | 97,330,000 | |
| 第２３２回共同発行市場公募地方債 | 450,000,000 | 435,028,500 | |
| 平成２６年度第２回堺市公募公債 | 100,000,000 | 100,457,000 | |
| 令和元年度第３回堺市公募公債 | 100,000,000 | 97,422,000 | |
| 平成２７年度第１回長崎県公募公債 | 300,000,000 | 302,274,000 | |
| 平成２７年度第１回佐賀県公募公債 | 500,000,000 | 503,375,000 | |
| 平成２９年度第１回佐賀県公募公債 | 100,000,000 | 99,424,000 | |
| 平成３０年度第１回福島県公募公債 | 100,000,000 | 99,128,000 | |
| 令和元年度第２回栃木県公募公債 | 100,000,000 | 97,410,000 | |
| 令和２年度第２回栃木県公募公債 | 100,000,000 | 96,616,000 | |
| 令和３年度第１回熊本県公募公債（５年） | 200,000,000 | 198,810,000 | |
| 令和５年度第２回奈良県公募公債 | 200,000,000 | 199,058,000 | |
| 第５回大阪市公募公債（２０年） | 100,000,000 | 110,164,000 | |
| 第１５回大阪市公募公債（２０年） | 100,000,000 | 110,601,000 | |
| 平成２６年度第７回大阪市公募公債 | 100,000,000 | 100,553,000 | |
| 令和２年度第３回大阪市公募公債（５年） | 500,000,000 | 498,810,000 | |
| 第１回名古屋市公募公債（３０年） | 100,000,000 | 116,755,000 | |
| 第９回名古屋市公募公債（２０年） | 100,000,000 | 108,444,000 | |
| 第９回名古屋市公募公債（３０年） | 90,000,000 | 98,935,200 | |
| 第２８回名古屋市公募公債（５年） | 500,000,000 | 498,130,000 | |
| 第４９１回名古屋市公募公債 | 400,000,000 | 403,268,000 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第５１１回名古屋市公募公債 | 100,000,000 | 96,964,000 | |
| 第１回京都市公募公債（１５年） | 100,000,000 | 101,057,000 | |
| 第３回京都市公募公債（２０年） | 100,000,000 | 104,345,000 | |
| 第５回京都市公募公債（２０年） | 50,000,000 | 53,431,500 | |
| 平成１８年度第３回神戸市公募公債（２０年） | 110,000,000 | 117,077,400 | |
| 平成２０年度第２４回神戸市公募公債（２０年） | 200,000,000 | 216,992,000 | |
| 平成２２年度第４回神戸市公募公債 | 100,000,000 | 108,877,000 | |
| 平成２３年度第４回神戸市公募公債（２０年） | 150,000,000 | 164,133,000 | |
| 第５回横浜市公募公債（２０年） | 100,000,000 | 103,619,000 | |
| 第７回横浜市公募公債（２０年） | 450,000,000 | 469,246,500 | |
| 第１９回横浜市公募公債（２０年） | 200,000,000 | 219,876,000 | |
| 平成２７年度第２回横浜市公募公債 | 200,000,000 | 201,560,000 | |
| 平成２７年度第３回横浜市公募公債 | 400,000,000 | 403,008,000 | |
| 平成２７年度第４回横浜市公募公債 | 300,000,000 | 302,058,000 | |
| 第２７回横浜市公募公債（２０年） | 100,000,000 | 107,161,000 | |
| 第３３回横浜市公募公債（２０年） | 100,000,000 | 91,274,000 | |
| 第３５回横浜市公募公債（２０年） | 500,000,000 | 459,840,000 | |
| 第５４回横浜市公募公債（５年） | 300,000,000 | 299,043,000 | |
| 平成２２年度第８回札幌市公募公債（３０年） | 80,000,000 | 90,801,600 | |
| 平成２３年度第３回札幌市公募公債 | 100,000,000 | 109,580,000 | |
| 平成２３年度第９回札幌市公募公債 | 400,000,000 | 416,740,000 | |
| 令和２年度第７回札幌市公募公債 | 200,000,000 | 192,828,000 | |
| 令和３年度第２回札幌市公募公債（５年） | 100,000,000 | 99,448,000 | |
| 第７回川崎市公募公債（２０年） | 100,000,000 | 109,117,000 | |
| 第１２回川崎市公募公債（２０年） | 100,000,000 | 110,200,000 | |
| 第６２回川崎市公募公債（５年） | 490,000,000 | 487,084,500 | |
| 第３回北九州市公募公債（サステナビリティ） | 100,000,000 | 98,918,000 | |
| 第１７回北九州市公募公債（２０年） | 100,000,000 | 106,117,000 | |
| 平成２６年度第２回北九州市公募公債 | 100,000,000 | 100,457,000 | |
| 平成２５年度第４回福岡市公募公債 | 50,000,000 | 50,038,000 | |
| 令和３年度第４回千葉市公募公債 | 100,000,000 | 95,343,000 | |
| 令和５年度第４回千葉市公募公債（サステナビリティ） | 100,000,000 | 99,574,000 | |
| 平成２６年度第４回福井県公募公債 | 100,000,000 | 100,508,000 | |
| 令和２年度第２回徳島県公募公債 | 100,000,000 | 96,616,000 | |
| 平成２８年度第１回山梨県公募公債 | 200,000,000 | 198,926,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 平成３０年度第１回山梨県公募公債 | 100,000,000 | 99,317,000 | |
| | 令和２年度第１回山梨県公募公債 | 700,000,000 | 677,019,000 | |
| | 第９６回愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 | 100,000,000 | 109,049,000 | |
| 地方債証券 合計 | | 40,840,400,000 | 41,498,835,092 | |
| 特殊債券 | 第４回政府保証新関西国際空港債券 | 104,000,000 | 104,691,600 | |
| | 第２１回政府保証原子力損害賠償・廃炉等支援機構債券 | 600,000,000 | 598,830,000 | |
| | 第６回神奈川県住宅供給公社債券 | 100,000,000 | 97,733,000 | |
| | 第２６回政府保証日本政策投資銀行 | 100,000,000 | 100,509,000 | |
| | 第３６回日本政策投資銀行債券（財投機関債） | 30,000,000 | 32,085,300 | |
| | 第５２回政府保証日本政策投資銀行 | 500,000,000 | 499,525,000 | |
| | 第１回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 123,560,000 | |
| | 第８回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債） | 140,000,000 | 147,820,400 | |
| | 第１７回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債） | 300,000,000 | 318,603,000 | |
| | 第１８回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債） | 30,000,000 | 36,531,600 | |
| | 第１９回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債） | 200,000,000 | 239,050,000 | |
| | 第２０回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債） | 200,000,000 | 213,984,000 | |
| | 第２２回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債） | 110,000,000 | 129,857,200 | |
| | 第２３回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債） | 300,000,000 | 323,370,000 | |
| | 第２７回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債） | 200,000,000 | 215,990,000 | |
| | 第２８回道路債券（財投機関債） | 100,000,000 | 118,221,000 | |
| | 第３３回道路債券（財投機関債） | 300,000,000 | 357,894,000 | |
| | 第４２回道路債券（財投機関債） | 200,000,000 | 206,308,000 | |
| | 第８３回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債） | 150,000,000 | 163,455,000 | |
| | 第９５回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 108,077,000 | |
| | 第１０１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 114,242,000 | |
| | 第１０９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 112,635,000 | |
| | 第１１６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 106,445,000 | |
| | 第１１８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 108,932,000 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第１４５回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 98,129,000 | |
| 第１４８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 108,576,000 | |
| 第１５０回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債） | 300,000,000 | 302,529,000 | |
| 第１５３回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 103,771,000 | |
| 第１５８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 108,820,000 | |
| 第１６０回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 102,218,000 | |
| 第１６２回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 108,249,000 | |
| 第１６５回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 105,955,000 | |
| 第２２６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 104,670,000 | |
| 第２３１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 1,183,000,000 | 1,189,269,900 | |
| 第２３４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 100,518,000 | |
| 第２４１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 200,000,000 | 201,146,000 | |
| 第２４７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 650,000,000 | 654,556,500 | |
| 第２４９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 101,000,000 | 101,679,730 | |
| 第２５１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 100,833,000 | |
| 第２５８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 100,546,000 | |
| 第２６３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 200,000,000 | 201,066,000 | |
| 第２６６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 100,410,000 | |
| 第２６９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 200,000,000 | 199,956,000 | |
| 第２７３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 300,000,000 | 298,839,000 | |
| 第２７６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 300,000,000 | 298,752,000 | |
| 第３４８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 98,953,000 | |
| 第４４３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 300,000,000 | 296,877,000 | |
| 第１回地方公共団体金融機構債券（２０年）（財投機関債） | 50,000,000 | 54,904,500 | |
| 第４回公営企業債券（３０年）（財投機関債） | 100,000,000 | 119,866,000 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第１１回地方公共団体金融機構債券（２０年）（財投機関債） | 100,000,000 | 108,169,000 | |
| 第１２回公営企業債券（２０年）（財投機関債） | 300,000,000 | 308,643,000 | |
| 第１３回地方公共団体金融機構債券（２０年）（財投機関債） | 100,000,000 | 110,271,000 | |
| 第１４回地方公共団体金融機構債券（２０年）（財投機関債） | 80,000,000 | 88,636,800 | |
| 第１６回地方公共団体金融機構債券（２０年）（財投機関債） | 80,000,000 | 86,760,800 | |
| 第１７回公営企業債券（２０年）（財投機関債） | 150,000,000 | 158,196,000 | |
| 第２２回公営企業債券（２０年）（財投機関債） | 1,000,000,000 | 1,074,140,000 | |
| 第２３回地方公共団体金融機構債券（２０年）（財投機関債） | 100,000,000 | 107,411,000 | |
| 第２４回公営企業債券（２０年）（財投機関債） | 300,000,000 | 325,446,000 | |
| 第２４回地方公共団体金融機構債券（２０年）（財投機関債） | 200,000,000 | 215,284,000 | |
| 第２７回地方公共団体金融機構債券（２０年）（財投機関債） | 50,000,000 | 54,214,000 | |
| 第２７回地方公共団体金融機構債券（５年）（財投機関債） | 100,000,000 | 99,770,000 | |
| 第４４回地方公共団体金融機構債券（２０年）（財投機関債） | 100,000,000 | 102,544,000 | |
| 第６７回地方公共団体金融機構債券（財投機関債） | 170,000,000 | 170,836,400 | |
| 第７３回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 302,000,000 | 304,008,300 | |
| 第７６回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 400,000,000 | 402,444,000 | |
| 第７７回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 100,000,000 | 100,535,000 | |
| 第７７回地方公共団体金融機構債券（財投機関債） | 300,000,000 | 301,950,000 | |
| 第７８回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 150,000,000 | 150,805,500 | |
| 第８１回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 100,000,000 | 99,979,000 | |
| 第８２回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 674,000,000 | 671,735,360 | |
| 第８３回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 102,000,000 | 101,625,660 | |
| Ｆ９０回地方公共団体金融機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 105,280,000 | |
| 第９１回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 300,000,000 | 298,737,000 | |
| 第１００回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 325,000,000 | 322,487,750 | |
| 第１０２回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 131,000,000 | 130,228,410 | |
| Ｆ１０４回地方公共団体金融機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 101,762,000 | |
| 第１０８回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 223,000,000 | 220,732,090 | |
| 第１１５回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 200,000,000 | 197,374,000 | |
| Ｆ１３１回地方公共団体金融機構債券（財投機関債） | 70,000,000 | 74,281,900 | |
| Ｆ１５１回地方公共団体金融機構債券（財投機関 | 100,000,000 | 104,058,000 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 債） | | | |
| Ｆ２０３回地方公共団体金融機構債券（財投機関債） | 200,000,000 | 205,822,000 | |
| Ｆ２３４回地方公共団体金融機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 105,977,000 | |
| 第２７回首都高速道路 | 100,000,000 | 99,581,000 | |
| 第２４回阪神高速道路 | 200,000,000 | 199,636,000 | |
| 第１０回日本政策金融公庫（財投機関債） | 80,000,000 | 87,933,600 | |
| 第１５回日本政策金融公庫（財投機関債） | 80,000,000 | 86,805,600 | |
| 第５回本州四国連絡橋債券（財投機関債） | 200,000,000 | 205,316,000 | |
| 第４８回福祉医療機構債券（財投機関債） | 400,000,000 | 398,440,000 | |
| 第５４回福祉医療機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 98,921,000 | |
| 第４回中部国際空港（財投機関債） | 200,000,000 | 199,724,000 | |
| 第２３２回政府保証預金保険機構債券 | 400,000,000 | 400,200,000 | |
| 第２回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券 | 33,913,000 | 33,630,504 | |
| 第３回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券 | 34,829,000 | 34,644,406 | |
| 第４回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券 | 40,360,000 | 39,934,202 | |
| 第８回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券 | 58,007,000 | 57,346,300 | |
| 第９回貸付債権担保Ｓ種住宅金融支援機構債券 | 10,461,000 | 10,562,680 | |
| 第２９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 19,127,000 | 20,051,790 | |
| 第３１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 19,151,000 | 20,026,966 | |
| 第３３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 19,563,000 | 20,415,359 | |
| 第３５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 18,758,000 | 19,588,041 | |
| 第３６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 36,004,000 | 37,483,044 | |
| 第３７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 37,362,000 | 38,835,930 | |
| 第３８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 20,244,000 | 21,000,113 | |
| 第４０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 39,356,000 | 40,451,277 | |
| 第４３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 23,228,000 | 24,114,845 | |
| 第４４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 88,652,000 | 92,511,021 | |
| 第４５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 55,077,000 | 57,216,741 | |
| 第４７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 16,035,000 | 16,633,907 | |
| 第４８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 34,038,000 | 35,363,780 | |
| 第４９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 34,656,000 | 35,923,369 | |
| 第５０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 35,984,000 | 37,235,163 | |
| 第５１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 37,842,000 | 39,164,577 | |
| 第５２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 40,716,000 | 42,035,198 | |
| 第５３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 42,690,000 | 44,056,933 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第５６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 24,068,000 | 24,820,125 | |
| 第５７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 24,260,000 | 25,037,290 | |
| 第５９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 51,576,000 | 53,245,515 | |
| 第６０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 52,328,000 | 53,818,301 | |
| 第６１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 52,714,000 | 54,048,718 | |
| 第６２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 29,631,000 | 30,304,808 | |
| 第６３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 29,369,000 | 29,899,404 | |
| 第６６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 97,293,000 | 99,054,003 | |
| 第７０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 30,414,000 | 31,170,092 | |
| 第７４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 34,319,000 | 35,256,251 | |
| 第７６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 29,102,000 | 29,779,494 | |
| 第７７回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債） | 30,000,000 | 31,234,800 | |
| 第７８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 30,341,000 | 30,864,989 | |
| 第８１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 34,232,000 | 34,757,118 | |
| 第８３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 36,778,000 | 37,243,241 | |
| 第８４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 144,212,000 | 145,880,532 | |
| 第８５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 74,844,000 | 75,700,963 | |
| 第８８回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 108,524,000 | |
| 第８９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 40,142,000 | 40,401,718 | |
| 第９０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 123,288,000 | 123,580,192 | |
| 第９２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 43,569,000 | 43,289,287 | |
| 第９３回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債） | 200,000,000 | 208,210,000 | |
| 第９５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 54,903,000 | 54,629,583 | |
| 第９６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 52,432,000 | 51,963,782 | |
| 第９８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 53,656,000 | 53,601,807 | |
| 第１００回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債） | 200,000,000 | 217,878,000 | |
| 第１０２回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 103,956,000 | |
| 第１０３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 57,045,000 | 56,821,954 | |
| 第１０６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 119,500,000 | 116,514,890 | |
| 第１０７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 123,104,000 | 119,415,804 | |
| 第１０９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 261,484,000 | 252,180,399 | |
| 第１１０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 331,570,000 | 317,799,897 | |
| 第１１１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 201,399,000 | 192,247,429 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第１１７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 139,158,000 | 134,600,575 | |
| 第１１８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 484,981,000 | 469,713,798 | |
| 第１２１回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債） | 130,000,000 | 145,263,300 | |
| 第１２２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 215,544,000 | 207,797,348 | |
| 第１２３回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 108,313,000 | |
| 第１２５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 71,591,000 | 68,854,076 | |
| 第１２７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 73,841,000 | 70,820,903 | |
| 第１２８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 72,354,000 | 69,547,388 | |
| 第１２９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 148,230,000 | 142,686,198 | |
| 第１３０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 148,212,000 | 142,314,644 | |
| 第１３１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 74,010,000 | 70,936,364 | |
| 第１３２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 73,437,000 | 70,407,723 | |
| 第１３３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 223,683,000 | 214,688,706 | |
| 第１３４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 75,253,000 | 72,006,585 | |
| 第１３６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 76,119,000 | 73,053,687 | |
| 第１３７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 153,048,000 | 147,174,017 | |
| 第１３８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 151,856,000 | 146,378,554 | |
| 第１４３回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 103,633,000 | |
| 第１４７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 161,152,000 | 151,363,627 | |
| 第１４８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 244,464,000 | 228,336,709 | |
| 第１５０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 248,586,000 | 233,099,092 | |
| 第１５１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 167,788,000 | 157,813,003 | |
| 第１５２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 83,673,000 | 79,157,168 | |
| 第１５３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 167,688,000 | 158,629,494 | |
| 第１６０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 86,879,000 | 82,195,353 | |
| 第１６１回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 101,410,000 | |
| 第１６２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 175,834,000 | 166,040,046 | |
| 第１６４回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 100,647,000 | |
| 第１６５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 88,519,000 | 83,577,869 | |
| 第１６８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 266,529,000 | 252,227,053 | |
| 第１６９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 180,220,000 | 170,300,691 | |
| 第１７０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 181,006,000 | 170,846,133 | |
| 第１７１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 183,118,000 | 171,971,607 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第１７２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 91,127,000 | 85,553,672 | |
| 第１７４回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債） | 180,000,000 | 180,547,200 | |
| 第１７５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 92,996,000 | 87,633,850 | |
| 第１７６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 186,132,000 | 174,604,845 | |
| 第１７７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 186,318,000 | 175,973,624 | |
| 第１７８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 93,107,000 | 88,606,207 | |
| 第１７９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 186,792,000 | 177,245,060 | |
| 第１８０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 93,760,000 | 89,373,907 | |
| 第１８１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 94,498,000 | 90,001,785 | |
| 第１８２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 190,174,000 | 180,973,381 | |
| 第１８３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 191,074,000 | 182,181,416 | |
| 第１８４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 191,658,000 | 182,253,341 | |
| 第１８６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 96,538,000 | 93,831,074 | |
| 第１８８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 194,438,000 | 193,504,697 | |
| 第１９０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 97,843,000 | 97,932,037 | |
| 第１９１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 98,247,000 | 97,826,502 | |
| 第１９２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 394,740,000 | 396,030,799 | |
| 第１９３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 98,642,000 | 98,259,269 | |
| 第１９４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 99,511,000 | 98,941,797 | |
| 第１９４回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 99,362,000 | |
| 第１９５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 199,784,000 | 198,721,149 | |
| 第１９６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 300,000,000 | 300,156,000 | |
| 第２０３回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 99,755,000 | |
| 第６回沖縄振興開発金融公庫債券（財投機関債） | 50,000,000 | 51,658,000 | |
| い第８４３号商工債券 | 200,000,000 | 199,456,000 | |
| い第８４８号商工債券 | 100,000,000 | 99,510,000 | |
| い第８５０号商工債券 | 300,000,000 | 298,257,000 | |
| い第８５２号商工債券 | 100,000,000 | 99,318,000 | |
| い第８５４号商工債券 | 500,000,000 | 496,050,000 | |
| い第８５７号商工債券 | 100,000,000 | 99,127,000 | |
| い第８７１号商工債券 | 200,000,000 | 198,782,000 | |
| い第８７２号商工債券 | 400,000,000 | 399,056,000 | |
| 第３７６回信金中金債 | 100,000,000 | 99,493,000 | |
| 第２８０号商工債券（３年） | 200,000,000 | 199,388,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 第２回信金中金債（１０年） | 100,000,000 | 100,621,000 | |
| | 第７回国際協力機構債券（財投機関債） | 70,000,000 | 76,523,300 | |
| | 第８３回東日本高速道路 | 400,000,000 | 397,468,000 | |
| | 第２９回西日本高速道路 | 200,000,000 | 200,272,000 | |
| | 第５６回西日本高速道路 | 900,000,000 | 897,021,000 | |
| | 第６１回西日本高速道路 | 700,000,000 | 695,373,000 | |
| | 第７２回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（財投機関債） | 100,000,000 | 102,018,000 | |
| 特殊債券 合計 | | 34,902,778,000 | 35,271,962,055 | |
| 社債券 | 第１９回フランス相互信用連合銀行 | 100,000,000 | 100,601,000 | |
| | 第２６回フランス相互信用連合銀行 | 100,000,000 | 100,007,000 | |
| | 第２９回フランス相互信用連合銀行 | 200,000,000 | 199,416,000 | |
| | 第３５回フランス相互信用連合銀行 | 500,000,000 | 490,800,000 | |
| | 第３８回フランス相互信用連合銀行 | 300,000,000 | 300,579,000 | |
| | 第６回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー | 200,000,000 | 200,460,000 | |
| | 第２１回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー | 300,000,000 | 300,009,000 | |
| | 第２５回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー | 100,000,000 | 97,934,000 | |
| | 第３２回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー | 200,000,000 | 198,964,000 | |
| | 第３３回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー | 200,000,000 | 197,496,000 | |
| | 第１回サンタンデール銀行（２０１９） | 500,000,000 | 497,955,000 | |
| | 第１２回新関西国際空港 | 100,000,000 | 102,570,000 | |
| | 第２７回新関西国際空港 | 100,000,000 | 99,474,000 | |
| | 第３２回成田国際空港 | 100,000,000 | 98,167,000 | |
| | 第１７回ナショナル・オーストラリア銀行 | 300,000,000 | 300,120,000 | |
| | 第１回国際石油開発帝石 | 100,000,000 | 99,205,000 | |
| | 第４８回鹿島建設（サステナビリティ） | 100,000,000 | 99,974,000 | |
| | 第１０回明治ホールディングス（サステナビリティ） | 200,000,000 | 198,446,000 | |
| | 第１６回アサヒグループホールディングス | 100,000,000 | 99,306,000 | |
| | 第１９回アサヒグループホールディングス | 400,000,000 | 399,312,000 | |
| | 第９回サントリーホールディングス | 500,000,000 | 497,335,000 | |
| | 第２２回味の素 | 100,000,000 | 100,002,000 | |
| | 第３回　キユーピー | 100,000,000 | 99,712,000 | |
| | 第１３回日本たばこ産業 | 200,000,000 | 197,526,000 | |
| | 第１６回日本たばこ産業 | 300,000,000 | 296,196,000 | |
| | 第６回ヒューリック | 400,000,000 | 394,364,000 | |
| | 第４回トヨタ紡織 | 200,000,000 | 199,836,000 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第２７回東急不動産ホールディングス（グリーン） | 300,000,000 | 299,598,000 | |
| 第９回クラレ | 100,000,000 | 99,305,000 | |
| 第１６回旭化成 | 200,000,000 | 199,482,000 | |
| 第４２回王子ホールディングス | 300,000,000 | 297,780,000 | |
| 第６８回住友化学 | 300,000,000 | 298,698,000 | |
| 第４回野村総合研究所 | 100,000,000 | 98,613,000 | |
| 第６回花王 | 200,000,000 | 199,178,000 | |
| 第１回アステラス製薬 | 400,000,000 | 399,204,000 | |
| 第１９回Ｚホールディングス | 400,000,000 | 394,764,000 | |
| 第２２回Ｚホールディングス | 200,000,000 | 198,300,000 | |
| 第７回住友三井オートサービス（サステナビリティ） | 100,000,000 | 99,001,000 | |
| 第８回住友三井オートサービス（サステナビリティ） | 100,000,000 | 99,976,000 | |
| 第１１回ブリヂストン | 500,000,000 | 496,545,000 | |
| 第１２回日本電気硝子 | 100,000,000 | 98,459,000 | |
| 第４回新日本製鐵 | 200,000,000 | 198,880,000 | |
| 第３６回ジェイ　エフ　イー　ホールディングス | 400,000,000 | 396,848,000 | |
| 第１回住友生命２０２３基金 | 400,000,000 | 396,508,000 | |
| 第１４回ＬＩＸＩＬ | 200,000,000 | 198,690,000 | |
| 第１回日本郵政（グリーン） | 100,000,000 | 99,066,000 | |
| 第３０回ダイキン工業 | 200,000,000 | 196,328,000 | |
| 第５５回日本精工 | 100,000,000 | 99,804,000 | |
| 第１９回日立製作所 | 100,000,000 | 98,930,000 | |
| 第１７回パナソニック | 500,000,000 | 499,545,000 | |
| 第２２回パナソニック | 100,000,000 | 98,232,000 | |
| 第２４回パナソニックホールディングス | 300,000,000 | 299,112,000 | |
| 第２５回パナソニックホールディングス | 400,000,000 | 398,464,000 | |
| 第１８回デンソー | 300,000,000 | 297,012,000 | |
| 第４０回三菱重工業 | 300,000,000 | 297,132,000 | |
| 第２５回ＪＡ三井リース | 300,000,000 | 299,601,000 | |
| 第１０回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス | 100,000,000 | 99,743,000 | |
| 第２６回トヨタ自動車（サステナビリティ） | 800,000,000 | 794,800,000 | |
| 第２７回トヨタ自動車（サステナビリティ） | 100,000,000 | 95,976,000 | |
| 第３１回トヨタ自動車（サステナビリティ） | 200,000,000 | 195,474,000 | |
| 第４回ヤマハ発動機 | 100,000,000 | 99,728,000 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第１回明治安田生命２０１８基金 | 200,000,000 | 199,994,000 | |
| 第１回明治安田生命２０１９基金 | 200,000,000 | 199,704,000 | |
| 第６３回三井物産 | 400,000,000 | 427,028,000 | |
| 第５１回住友商事 | 100,000,000 | 102,758,000 | |
| 第６１回住友商事 | 100,000,000 | 100,127,000 | |
| 第３回三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ | 300,000,000 | 299,769,000 | |
| 第１７回三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ | 500,000,000 | 487,190,000 | |
| 第２３回三菱東京ＵＦＪ銀行劣後特約付 | 200,000,000 | 220,206,000 | |
| 第２６回三菱東京ＵＦＪ銀行劣後特約付 | 200,000,000 | 204,842,000 | |
| 第２９回三菱東京ＵＦＪ銀行劣後特約付 | 200,000,000 | 206,170,000 | |
| 第３０回三菱東京ＵＦＪ銀行（劣後特約付） | 100,000,000 | 107,513,000 | |
| 第８８回三菱東京ＵＦＪ銀行 | 100,000,000 | 106,597,000 | |
| 第１５回みずほフィナンシャルグループ劣後特約付 | 100,000,000 | 97,137,000 | |
| 第１８回みずほ銀行（劣後特約付） | 100,000,000 | 103,395,000 | |
| 第７回みずほリース | 200,000,000 | 197,538,000 | |
| 第２０回みずほリース | 500,000,000 | 499,480,000 | |
| 第２１回みずほリース | 300,000,000 | 299,400,000 | |
| 第１６回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス | 1,200,000,000 | 1,195,272,000 | |
| 第１７回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス | 300,000,000 | 297,117,000 | |
| 第２０回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス（グリーン） | 600,000,000 | 598,638,000 | |
| 第２５回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス（グリーン） | 300,000,000 | 297,264,000 | |
| 第２６回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス（グリーン） | 200,000,000 | 195,812,000 | |
| 第５３回日産フィナンシャルサービス | 300,000,000 | 295,992,000 | |
| 第５６回日産フィナンシャルサービス | 500,000,000 | 498,360,000 | |
| 第５７回日産フィナンシャルサービス | 400,000,000 | 397,508,000 | |
| 第３０回東京センチュリー | 100,000,000 | 98,825,000 | |
| 第３４回東京センチュリー | 300,000,000 | 294,123,000 | |
| 第７２回ホンダファイナンス | 400,000,000 | 398,860,000 | |
| 第９６回トヨタファイナンス | 800,000,000 | 794,312,000 | |
| 第２２回ポケットカード | 100,000,000 | 99,390,000 | |
| 第３１回リコーリース | 100,000,000 | 99,999,000 | |
| 第７９回アコム | 300,000,000 | 299,577,000 | |
| 第８０回アコム | 200,000,000 | 199,028,000 | |
| 第８１回アコム | 100,000,000 | 98,855,000 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第３４回三井住友ファイナンス&リース | 300,000,000 | 300,465,000 | |
| 第１回三菱ＨＣキャピタル | 900,000,000 | 897,282,000 | |
| 第７回三菱ＨＣキャピタル | 300,000,000 | 298,974,000 | |
| 第３回野村ホールディングス | 200,000,000 | 197,484,000 | |
| 第２４回野村ホールディングス | 100,000,000 | 103,068,000 | |
| 第２７回野村ホールディングス | 100,000,000 | 103,023,000 | |
| 第８３回三井不動産（グリーン） | 200,000,000 | 195,332,000 | |
| 第１３７回三菱地所 | 300,000,000 | 299,154,000 | |
| 第１４２回三菱地所（サステナビリティ） | 200,000,000 | 199,050,000 | |
| 第１４３回三菱地所 | 100,000,000 | 98,045,000 | |
| 第１１１回住友不動産（グリーン） | 100,000,000 | 99,617,000 | |
| 第１３回森トラスト総合リート投資法人 | 200,000,000 | 199,918,000 | |
| 第７６回東京急行電鉄 | 200,000,000 | 208,384,000 | |
| 第３６回京王電鉄 | 200,000,000 | 198,704,000 | |
| 第５３回東日本旅客鉄道 | 300,000,000 | 324,729,000 | |
| 第１００回東日本旅客鉄道 | 200,000,000 | 207,750,000 | |
| 第１６３回東日本旅客鉄道 | 600,000,000 | 595,884,000 | |
| 第１７４回東日本旅客鉄道 | 700,000,000 | 698,243,000 | |
| 第７３回西日本旅客鉄道 | 400,000,000 | 397,232,000 | |
| 第４２回東海旅客鉄道 | 100,000,000 | 109,124,000 | |
| 第５３回東海旅客鉄道 | 100,000,000 | 106,915,000 | |
| 第２８回東京地下鉄 | 300,000,000 | 295,929,000 | |
| 第５０回阪急阪神ホールディングス | 200,000,000 | 197,372,000 | |
| 第５８回阪急阪神ホールディングス | 200,000,000 | 198,828,000 | |
| 第６８回名古屋鉄道（サステナビリティ） | 200,000,000 | 197,834,000 | |
| 第１回横浜高速鉄道 | 300,000,000 | 300,801,000 | |
| 第９回九州旅客鉄道 | 200,000,000 | 199,358,000 | |
| 第３１回ＫＤＤＩ（サステナビリティ） | 200,000,000 | 198,914,000 | |
| 第９回ソフトバンク | 300,000,000 | 294,264,000 | |
| 第１４回ソフトバンク | 100,000,000 | 98,478,000 | |
| 第１６回ソフトバンク | 500,000,000 | 463,085,000 | |
| 第２０回ソフトバンク | 400,000,000 | 398,268,000 | |
| 第２１回ソフトバンク | 700,000,000 | 693,686,000 | |
| 第５４８回東京電力 | 100,000,000 | 102,600,000 | |
| 第５６７回東京電力 | 100,000,000 | 99,489,000 | |
| 第５０８回関西電力 | 200,000,000 | 199,396,000 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第５１０回関西電力 | 500,000,000 | 498,590,000 | |
| 第５１１回関西電力 | 100,000,000 | 99,333,000 | |
| 第５１８回関西電力 | 200,000,000 | 197,998,000 | |
| 第５２４回関西電力 | 200,000,000 | 198,010,000 | |
| 第５４３回関西電力 | 200,000,000 | 199,392,000 | |
| 第３９３回中国電力 | 100,000,000 | 99,370,000 | |
| 第４００回中国電力 | 200,000,000 | 198,420,000 | |
| 第４０９回中国電力 | 200,000,000 | 197,462,000 | |
| 第４３３回中国電力 | 400,000,000 | 396,724,000 | |
| 第４４８回中国電力 | 200,000,000 | 195,376,000 | |
| 第３２２回北陸電力 | 100,000,000 | 99,481,000 | |
| 第４８５回東北電力 | 100,000,000 | 99,456,000 | |
| 第４９２回東北電力 | 300,000,000 | 298,773,000 | |
| 第４９４回東北電力 | 200,000,000 | 199,148,000 | |
| 第５２９回東北電力 | 500,000,000 | 495,505,000 | |
| 第５５２回東北電力 | 400,000,000 | 403,040,000 | |
| 第４４９回九州電力 | 300,000,000 | 298,932,000 | |
| 第４６８回九州電力 | 100,000,000 | 98,894,000 | |
| 第４７１回九州電力 | 300,000,000 | 295,932,000 | |
| 第４８４回九州電力 | 400,000,000 | 388,680,000 | |
| 第４９３回九州電力 | 400,000,000 | 396,220,000 | |
| 第５１１回九州電力 | 600,000,000 | 599,886,000 | |
| 第５０回電源開発 | 200,000,000 | 199,020,000 | |
| 第５７回電源開発 | 100,000,000 | 98,632,000 | |
| 第５９回電源開発 | 300,000,000 | 296,184,000 | |
| 第６４回電源開発 | 600,000,000 | 588,678,000 | |
| 第６７回電源開発 | 200,000,000 | 193,324,000 | |
| 第８６回電源開発 | 100,000,000 | 97,741,000 | |
| 第６回東京電力パワーグリッド | 100,000,000 | 100,078,000 | |
| 第１３回東京電力パワーグリッド | 300,000,000 | 298,269,000 | |
| 第１５回東京電力パワーグリッド | 100,000,000 | 97,904,000 | |
| 第２５回東京電力パワーグリッド | 100,000,000 | 99,942,000 | |
| 第２８回東京電力パワーグリッド | 400,000,000 | 398,992,000 | |
| 第３１回東京電力パワーグリッド | 300,000,000 | 298,017,000 | |
| 第３３回東京電力パワーグリッド | 200,000,000 | 199,470,000 | |
| 第３５回東京電力パワーグリッド | 100,000,000 | 100,182,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 第３９回東京電力パワーグリッド | 400,000,000 | 396,700,000 | |
| | 第４１回東京電力パワーグリッド | 100,000,000 | 99,727,000 | |
| | 第４７回東京電力パワーグリッド | 200,000,000 | 190,202,000 | |
| | 第４９回東京電力パワーグリッド | 400,000,000 | 397,252,000 | |
| | 第１６回ＪＥＲＡ | 200,000,000 | 199,910,000 | |
| | 第１７回ＪＥＲＡ | 200,000,000 | 199,438,000 | |
| | 第３回東京電力リニューアブルパワー（グリーン） | 400,000,000 | 400,236,000 | |
| | 第５１回大阪ガス | 100,000,000 | 97,876,000 | |
| | 第１３回広島ガス | 200,000,000 | 196,902,000 | |
| | 第７回ファーストリテイリング | 100,000,000 | 99,078,000 | |
| 社債券 合計 | | 45,700,000,000 | 45,497,377,000 | |
| 合計 | | 766,910,178,000 | 755,454,192,627 | |

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

外国債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

| | ［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 2,122,416,944 |
| コール・ローン | 2,272,861,289 |
| 国債証券 | 465,855,294,714 |
| 派生商品評価勘定 | 39,831,603 |
| 未収入金 | 5,849,352 |
| 未収利息 | 2,982,300,846 |
| 前払費用 | 335,311,056 |
| 流動資産合計 | 473,613,865,804 |
| 資産合計 | 473,613,865,804 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 94,455 |
| 未払解約金 | 713,809,723 |
| 未払利息 | 4,776 |
| 流動負債合計 | 713,908,954 |
| 負債合計 | 713,908,954 |
| 純資産の部 | |

| | |
|---|---|
| 元本等 | |
| 元本 | 191,939,289,426 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（△） | 280,960,667,424 |
| 元本等合計 | 472,899,956,850 |
| 純資産合計 | 472,899,956,850 |
| 負債純資産合計 | 473,613,865,804 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。 |
| 2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 外貨建資産等の会計処理<br>「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| | ［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|
| 1． 期首 | 2022年 9月 13日 |
| 期首元本額 | 138,162,471,246円 |
| 期中追加設定元本額 | 89,229,587,323円 |
| 期中一部解約元本額 | 35,452,769,143円 |
| 元本の内訳※ | |
| 三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（安定型） | 280,481,816円 |
| 三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（安定成長型） | 631,589,758円 |
| 三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（成長型） | 397,883,796円 |
| 三菱ＵＦＪ 外国債券オープン | 909,801,948円 |
| 三菱ＵＦＪ プライムバランス（安定型）（確定拠出年金） | 2,153,833,833円 |
| 三菱ＵＦＪ プライムバランス（安定成長型）（確定拠出年金） | 6,117,598,320円 |
| 三菱ＵＦＪ プライムバランス（成長型）（確定拠出年金） | 4,683,273,036円 |
| 三菱ＵＦＪ ６資産バランスファンド（２ヵ月分配型） | 550,405,383円 |
| 三菱ＵＦＪ ６資産バランスファンド（成長型） | 100,232,515円 |
| ファンド・マネジャー（海外債券） | 857,178,428円 |
| ｅＭＡＸＩＳ 先進国債券インデックス | 5,895,833,624円 |
| ｅＭＡＸＩＳ バランス（８資産均等型） | 2,406,047,625円 |
| ｅＭＡＸＩＳ バランス（波乗り型） | 231,171,695円 |
| 三菱ＵＦＪ プライムバランス（８資産）（確定拠出年金） | 982,790,398円 |
| 三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金） | 409,394,801円 |
| 三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド２０４０（確定拠出年金） | 222,642,243円 |
| 三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド２０５０（確定拠出年金） | 144,883,918円 |
| ｅＭＡＸＩＳ Ｓｌｉｍ 先進国債券インデックス | 32,446,280,639円 |
| 海外債券セレクション（ラップ向け） | 5,624,336,467円 |
| ｅＭＡＸＩＳ Ｓｌｉｍ バランス（８資産均等型） | 11,124,575,159円 |

| | |
|---|---|
| つみたて８資産均等バランス | 5,373,401,894 円 |
| つみたて４資産均等バランス | 1,857,918,521 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９７０ｓ | 4,144,718 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９８０ｓ | 2,274,025 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９９０ｓ | 518,981 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３５（確定拠出年金） | 220,408,960 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０４５（確定拠出年金） | 143,605,470 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０５５（確定拠出年金） | 76,822,814 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式１５） | 692,461,823 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式４０） | 1,168,376,430 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式６５） | 1,641,466,118 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金インデックス（先進国債券） | 1,898,738,299 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６０（確定拠出年金） | 64,371,493 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式２５） | 160,678,066 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６５（確定拠出年金） | 28,137,095 円 |
| ラップ向けインデックスｆ　先進国債券 | 2,618,615,556 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式８０） | 17,480,882 円 |
| ダイナミックアロケーションファンド（ラップ向け） | 2,029,735,939 円 |
| ラップ向けダイナミックアロケーションファンド | 29,937,124 円 |
| ラップ向けアクティブアロケーションファンド | 27,134,693 円 |
| アクティブアロケーションファンド（ラップ向け） | 57,158,539 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０７０（確定拠出年金） | 206,514 円 |
| 三菱ＵＦＪ　外国債券オープン（確定拠出年金） | 3,044,213,268 円 |
| 三菱ＵＦＪ　外国債券オープン（毎月分配型） | 17,618,225,492 円 |
| ワールド・インカムオープン | 1,029,347,676 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ海外債券インデックスファンド | 15,140,199,816 円 |
| 三菱ＵＦＪ　世界国債インデックスファンド（毎月分配型） | 418,343,578 円 |
| 三菱ＵＦＪ　世界国債インデックスファンド（年１回決算型） | 1,979,188,233 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　バランス（４資産均等型） | 765,348,488 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイゴールキーパー） | 516,028,709 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイディフェンダー） | 276,457,419 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイミッドフィルダー） | 313,471,471 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイフォワード） | 165,104,873 円 |
| ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイストライカー） | 65,098,654 円 |
| 三菱ＵＦＪ　外国債券ファンドＶＡ（適格機関投資家限定） | 1,104,626,322 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ライフセレクトファンド（安定成長型）ＶＡ（適格機関投資家限定） | 1,862 円 |
| 三菱ＵＦＪ　外国債券ファンドＶＡ２（適格機関投資家限定） | 10,794,197 円 |
| ＭＵＡＭ　世界債券オープン（適格機関投資家限定） | 523,354,662 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンド４５ＶＡ（適格機関投資家限定） | 11,186,023 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 1,594,066,916 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　４０型（適格機関投資家限定） | 1,176,573,191 円 |
| ＭＵＡＭ　外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定） | 39,298,771,128 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　５０型（適格機関投資家限定） | 484,161,157 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定） | 392,367 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　３０型（適格機関投資家限定） | 103,157 円 |

| | |
|---|---|
| 三菱ＵＦＪ　バランスファンド２０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 1,323,609,155 円 |
| アドバンスト・バランスⅠ（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定） | 65,297,309 円 |
| アドバンスト・バランスⅡ（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定） | 114,207,191 円 |
| ＭＵＫＡＭ　スマート・クオリティ・セレクション（適格機関投資家転売制限付） | 569,923,158 円 |
| 世界８資産バランスファンドＶＬ（適格機関投資家限定） | 29,326,058 円 |
| ＭＵＫＡＭ　外国債券インデックスファンド２（適格機関投資家限定） | 2,738,289,941 円 |
| ＭＵＫＡＭ　スマート・クオリティ・セレクション２（適格機関投資家限定） | 429,654,152 円 |
| 外国債券インデックスファンドＶ（適格機関投資家限定） | 738,009,804 円 |
| 海外債券インデックスファンドＳ | 2,904,153,363 円 |
| インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）ＶＡ | 1,655,547 円 |
| インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）ＶＡ | 2,873,709 円 |
| インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）ＶＡ | 502,403 円 |
| インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）ＶＡ | 889,568 円 |
| 三菱ＵＦＪ　外国債券インデックスファンドＶＡ | 4,663,327 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ３０Ｄ（適格機関投資家限定） | 3,649,335 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ６０Ｄ（適格機関投資家限定） | 8,235,639 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ３０Ｇ（適格機関投資家限定） | 3,458,610 円 |
| 三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ６０Ｇ（適格機関投資家限定） | 11,870,024 円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞外国債券インデックスファンド | 1,755,813,266 円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（安定型） | 200,377,938 円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（安定成長型） | 567,977,085 円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（成長型） | 458,398,615 円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（積極型） | 187,566,214 円 |
| 合計 | 191,939,289,426 円 |
| ２．　受益権の総数 | 191,939,289,426 口 |

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自 2022 年 9 月 13 日<br>至 2023 年 9 月 11 日 |
|---|---|
| １.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| ２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。<br>当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。<br>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。<br>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |
| ３.金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 |

| | |
|---|---|
| | また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 |

2　金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | ［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 2.時価の算定方法 | （1）有価証券<br>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>（2）デリバティブ取引<br>デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。<br>（3）上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | ［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 国債証券 | △15,633,284,102 |
| 合計 | △15,633,284,102 |

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

［2023年 9月 11日現在］

| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | うち1年超 | 時価（円） | 評価損益（円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 1,609,623,200 | — | 1,649,388,098 | 39,764,898 |
| | カナダドル | 5,390,500 | — | 5,390,435 | △65 |
| | イギリスポンド | 18,347,760 | — | 18,349,070 | 1,310 |
| | スウェーデンクローネ | 6,618,850 | — | 6,618,650 | △200 |
| | オフショア元 | 27,492,844 | — | 27,454,686 | △38,158 |
| | ユーロ | 136,971,276 | — | 136,980,639 | 9,363 |
| 合計 | | 1,804,444,430 | — | 1,844,181,578 | 39,737,148 |

（注）時価の算定方法

1　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予

約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

| | ［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|
| 1口当たり純資産額 | 2.4638円 |
| (1万口当たり純資産額) | (24,638円) |

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

| 通貨 | 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| アメリカドル | 国債証券 | 0.25 T-NOTE 250531 | 5,000,000.00 | 4,604,492.20 | |
| | | 0.25 T-NOTE 250630 | 6,650,000.00 | 6,106,050.74 | |
| | | 0.25 T-NOTE 250731 | 5,800,000.00 | 5,307,226.54 | |
| | | 0.25 T-NOTE 250831 | 4,200,000.00 | 3,830,367.19 | |
| | | 0.25 T-NOTE 250930 | 7,600,000.00 | 6,914,218.71 | |
| | | 0.25 T-NOTE 251031 | 10,300,000.00 | 9,336,990.27 | |
| | | 0.375 T-NOTE 240915 | 10,000,000.00 | 9,508,670.60 | |
| | | 0.375 T-NOTE 250430 | 4,670,000.00 | 4,324,766.60 | |
| | | 0.375 T-NOTE 251130 | 10,150,000.00 | 9,197,248.02 | |
| | | 0.375 T-NOTE 251231 | 8,500,000.00 | 7,687,187.50 | |
| | | 0.375 T-NOTE 260131 | 7,700,000.00 | 6,936,316.38 | |
| | | 0.375 T-NOTE 270731 | 7,150,000.00 | 6,100,542.01 | |
| | | 0.375 T-NOTE 270930 | 7,300,000.00 | 6,191,312.50 | |
| | | 0.5 T-NOTE 250331 | 6,500,000.00 | 6,051,474.58 | |
| | | 0.5 T-NOTE 260228 | 9,900,000.00 | 8,920,441.43 | |
| | | 0.5 T-NOTE 270430 | 5,280,000.00 | 4,568,643.76 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 0.5 T-NOTE 270531 | 4,280,000.00 | 3,692,168.75 | |
| | 0.5 T-NOTE 270630 | 4,700,000.00 | 4,043,468.75 | |
| | 0.5 T-NOTE 270831 | 4,950,000.00 | 4,232,250.00 | |
| | 0.5 T-NOTE 271031 | 7,900,000.00 | 6,716,542.94 | |
| | 0.625 T-NOTE 241015 | 7,400,000.00 | 7,030,722.68 | |
| | 0.625 T-NOTE 260731 | 7,930,000.00 | 7,070,710.11 | |
| | 0.625 T-NOTE 270331 | 3,800,000.00 | 3,313,273.42 | |
| | 0.625 T-NOTE 271130 | 7,550,000.00 | 6,436,080.09 | |
| | 0.625 T-NOTE 271231 | 7,630,000.00 | 6,487,884.37 | |
| | 0.625 T-NOTE 300515 | 12,090,000.00 | 9,506,706.97 | |
| | 0.625 T-NOTE 300815 | 15,160,000.00 | 11,835,459.29 | |
| | 0.75 T-NOTE 241115 | 6,700,000.00 | 6,351,259.77 | |
| | 0.75 T-NOTE 260331 | 8,100,000.00 | 7,333,664.02 | |
| | 0.75 T-NOTE 260430 | 9,200,000.00 | 8,299,765.64 | |
| | 0.75 T-NOTE 260531 | 8,200,000.00 | 7,376,476.54 | |
| | 0.75 T-NOTE 260831 | 7,600,000.00 | 6,783,296.85 | |
| | 0.75 T-NOTE 280131 | 8,850,000.00 | 7,547,736.30 | |
| | 0.875 T-NOTE 260630 | 8,300,000.00 | 7,482,320.35 | |
| | 0.875 T-NOTE 260930 | 10,000,000.00 | 8,945,312.50 | |
| | 0.875 T-NOTE 301115 | 16,730,000.00 | 13,259,178.47 | |
| | 1 T-NOTE 241215 | 8,000,000.00 | 7,582,968.72 | |
| | 1 T-NOTE 280731 | 9,150,000.00 | 7,778,572.28 | |
| | 1.125 T-BOND 400515 | 6,020,000.00 | 3,659,383.96 | |
| | 1.125 T-BOND 400815 | 7,350,000.00 | 4,428,662.09 | |
| | 1.125 T-NOTE 250115 | 6,000,000.00 | 5,680,664.04 | |
| | 1.125 T-NOTE 250228 | 4,150,000.00 | 3,912,752.92 | |
| | 1.125 T-NOTE 261031 | 7,600,000.00 | 6,828,125.00 | |
| | 1.125 T-NOTE 270228 | 2,950,000.00 | 2,627,574.20 | |
| | 1.125 T-NOTE 280229 | 8,660,000.00 | 7,496,312.50 | |
| | 1.125 T-NOTE 280831 | 8,500,000.00 | 7,255,878.88 | |
| | 1.125 T-NOTE 310215 | 15,260,000.00 | 12,267,609.37 | |
| | 1.25 T-BOND 500515 | 8,900,000.00 | 4,539,000.00 | |
| | 1.25 T-NOTE 261130 | 8,200,000.00 | 7,380,320.29 | |
| | 1.25 T-NOTE 261231 | 8,200,000.00 | 7,368,789.04 | |
| | 1.25 T-NOTE 280331 | 9,950,000.00 | 8,644,256.82 | |
| | 1.25 T-NOTE 280430 | 8,150,000.00 | 7,064,872.08 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 1.25 T-NOTE 280531 | 9,750,000.00 | 8,434,511.67 | |
| | 1.25 T-NOTE 280630 | 8,480,000.00 | 7,318,306.22 | |
| | 1.25 T-NOTE 280930 | 10,700,000.00 | 9,169,816.43 | |
| | 1.25 T-NOTE 310815 | 17,720,000.00 | 14,151,773.39 | |
| | 1.375 T-BOND 401115 | 8,400,000.00 | 5,264,601.53 | |
| | 1.375 T-BOND 500815 | 10,130,000.00 | 5,340,013.69 | |
| | 1.375 T-NOTE 250131 | 5,320,000.00 | 5,046,622.64 | |
| | 1.375 T-NOTE 260831 | 3,800,000.00 | 3,455,847.64 | |
| | 1.375 T-NOTE 281031 | 8,250,000.00 | 7,100,478.49 | |
| | 1.375 T-NOTE 281231 | 8,700,000.00 | 7,465,007.85 | |
| | 1.375 T-NOTE 311115 | 16,700,000.00 | 13,382,832.07 | |
| | 1.5 T-NOTE 240930 | 6,000,000.00 | 5,762,637.66 | |
| | 1.5 T-NOTE 241031 | 4,100,000.00 | 3,926,390.62 | |
| | 1.5 T-NOTE 241130 | 6,430,000.00 | 6,141,403.53 | |
| | 1.5 T-NOTE 250215 | 6,300,000.00 | 5,978,232.41 | |
| | 1.5 T-NOTE 260815 | 9,740,000.00 | 8,897,642.13 | |
| | 1.5 T-NOTE 270131 | 11,540,000.00 | 10,426,119.50 | |
| | 1.5 T-NOTE 281130 | 7,650,000.00 | 6,615,755.87 | |
| | 1.5 T-NOTE 300215 | 8,740,000.00 | 7,351,159.37 | |
| | 1.625 T-BOND 501115 | 10,140,000.00 | 5,723,554.63 | |
| | 1.625 T-NOTE 260215 | 9,760,000.00 | 9,051,637.54 | |
| | 1.625 T-NOTE 260515 | 7,670,000.00 | 7,074,975.81 | |
| | 1.625 T-NOTE 260930 | 2,100,000.00 | 1,922,648.44 | |
| | 1.625 T-NOTE 261031 | 3,350,000.00 | 3,057,660.17 | |
| | 1.625 T-NOTE 261130 | 3,400,000.00 | 3,097,320.30 | |
| | 1.625 T-NOTE 290815 | 7,050,000.00 | 6,059,419.93 | |
| | 1.625 T-NOTE 310515 | 15,460,000.00 | 12,811,267.26 | |
| | 1.75 T-BOND 410815 | 11,370,000.00 | 7,493,984.73 | |
| | 1.75 T-NOTE 241231 | 3,350,000.00 | 3,201,278.32 | |
| | 1.75 T-NOTE 250315 | 9,030,000.00 | 8,582,556.45 | |
| | 1.75 T-NOTE 261231 | 4,300,000.00 | 3,926,941.41 | |
| | 1.75 T-NOTE 290131 | 8,600,000.00 | 7,509,210.91 | |
| | 1.75 T-NOTE 291115 | 5,150,000.00 | 4,442,880.84 | |
| | 1.875 T-BOND 410215 | 10,100,000.00 | 6,883,781.25 | |
| | 1.875 T-BOND 510215 | 11,210,000.00 | 6,750,084.01 | |
| | 1.875 T-BOND 511115 | 10,450,000.00 | 6,266,326.19 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1.875 T-NOTE 260630 | 3,500,000.00 | 3,245,566.41 | |
| 1.875 T-NOTE 260731 | 2,500,000.00 | 2,312,011.72 | |
| 1.875 T-NOTE 270228 | 7,700,000.00 | 7,035,875.00 | |
| 1.875 T-NOTE 290228 | 7,800,000.00 | 6,847,089.83 | |
| 1.875 T-NOTE 320215 | 16,260,000.00 | 13,511,043.75 | |
| 2 T-BOND 411115 | 9,250,000.00 | 6,351,064.43 | |
| 2 T-BOND 500215 | 7,790,000.00 | 4,876,053.12 | |
| 2 T-BOND 510815 | 11,240,000.00 | 6,967,043.75 | |
| 2 T-NOTE 250215 | 8,110,000.00 | 7,751,861.10 | |
| 2 T-NOTE 250815 | 11,490,000.00 | 10,860,967.42 | |
| 2 T-NOTE 261115 | 9,550,000.00 | 8,813,232.39 | |
| 2.125 T-NOTE 240930 | 6,800,000.00 | 6,574,287.87 | |
| 2.125 T-NOTE 241130 | 1,900,000.00 | 1,828,156.25 | |
| 2.125 T-NOTE 250515 | 6,970,000.00 | 6,637,699.81 | |
| 2.125 T-NOTE 260531 | 5,000,000.00 | 4,672,070.30 | |
| 2.25 T-BOND 410515 | 8,590,000.00 | 6,215,670.30 | |
| 2.25 T-BOND 460815 | 5,040,000.00 | 3,403,575.00 | |
| 2.25 T-BOND 490815 | 6,580,000.00 | 4,379,555.48 | |
| 2.25 T-BOND 520215 | 9,580,000.00 | 6,312,321.87 | |
| 2.25 T-NOTE 241031 | 2,380,000.00 | 2,298,698.81 | |
| 2.25 T-NOTE 241115 | 6,450,000.00 | 6,222,360.34 | |
| 2.25 T-NOTE 241231 | 6,900,000.00 | 6,636,802.74 | |
| 2.25 T-NOTE 251115 | 10,290,000.00 | 9,729,677.39 | |
| 2.25 T-NOTE 260331 | 4,500,000.00 | 4,231,582.02 | |
| 2.25 T-NOTE 270215 | 6,810,000.00 | 6,307,762.50 | |
| 2.25 T-NOTE 270815 | 6,190,000.00 | 5,687,667.01 | |
| 2.25 T-NOTE 271115 | 7,290,000.00 | 6,669,068.56 | |
| 2.375 T-BOND 420215 | 7,780,000.00 | 5,678,792.22 | |
| 2.375 T-BOND 491115 | 6,100,000.00 | 4,172,900.38 | |
| 2.375 T-BOND 510515 | 11,570,000.00 | 7,857,205.03 | |
| 2.375 T-NOTE 260430 | 2,000,000.00 | 1,883,906.24 | |
| 2.375 T-NOTE 270515 | 9,070,000.00 | 8,402,504.68 | |
| 2.375 T-NOTE 290331 | 7,500,000.00 | 6,752,197.27 | |
| 2.375 T-NOTE 290515 | 7,480,000.00 | 6,726,448.41 | |
| 2.5 T-BOND 450215 | 5,050,000.00 | 3,637,874.00 | |
| 2.5 T-BOND 460215 | 4,030,000.00 | 2,874,051.16 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2.5 T-BOND 460515 | 3,610,000.00 | 2,570,714.85 | |
| 2.5 T-NOTE 250131 | 3,350,000.00 | 3,227,711.90 | |
| 2.5 T-NOTE 260228 | 3,450,000.00 | 3,267,257.81 | |
| 2.5 T-NOTE 270331 | 7,700,000.00 | 7,184,761.73 | |
| 2.625 T-NOTE 250331 | 1,960,000.00 | 1,885,849.22 | |
| 2.625 T-NOTE 250415 | 9,000,000.00 | 8,654,941.44 | |
| 2.625 T-NOTE 251231 | 3,200,000.00 | 3,046,000.00 | |
| 2.625 T-NOTE 260131 | 3,900,000.00 | 3,707,437.50 | |
| 2.625 T-NOTE 270531 | 7,900,000.00 | 7,380,636.69 | |
| 2.625 T-NOTE 290215 | 8,420,000.00 | 7,697,392.98 | |
| 2.625 T-NOTE 290731 | 5,600,000.00 | 5,089,328.10 | |
| 2.75 T-BOND 420815 | 2,120,000.00 | 1,636,871.88 | |
| 2.75 T-BOND 421115 | 3,100,000.00 | 2,386,757.82 | |
| 2.75 T-BOND 470815 | 4,860,000.00 | 3,611,777.33 | |
| 2.75 T-BOND 471115 | 5,110,000.00 | 3,792,977.31 | |
| 2.75 T-NOTE 250228 | 3,440,000.00 | 3,321,145.31 | |
| 2.75 T-NOTE 250515 | 6,400,000.00 | 6,158,499.96 | |
| 2.75 T-NOTE 250630 | 2,370,000.00 | 2,276,820.10 | |
| 2.75 T-NOTE 250831 | 4,050,000.00 | 3,880,880.86 | |
| 2.75 T-NOTE 270430 | 6,400,000.00 | 6,013,500.03 | |
| 2.75 T-NOTE 270731 | 7,650,000.00 | 7,165,898.43 | |
| 2.75 T-NOTE 280215 | 9,990,000.00 | 9,303,577.70 | |
| 2.75 T-NOTE 290531 | 5,500,000.00 | 5,042,060.54 | |
| 2.75 T-NOTE 320815 | 14,810,000.00 | 13,134,040.27 | |
| 2.875 T-BOND 430515 | 4,680,000.00 | 3,659,723.44 | |
| 2.875 T-BOND 450815 | 3,500,000.00 | 2,687,343.75 | |
| 2.875 T-BOND 461115 | 2,340,000.00 | 1,785,529.69 | |
| 2.875 T-BOND 490515 | 7,170,000.00 | 5,447,379.46 | |
| 2.875 T-BOND 520515 | 8,920,000.00 | 6,766,307.83 | |
| 2.875 T-NOTE 250430 | 6,000,000.00 | 5,788,242.18 | |
| 2.875 T-NOTE 250531 | 4,230,000.00 | 4,075,671.07 | |
| 2.875 T-NOTE 250615 | 7,800,000.00 | 7,512,375.00 | |
| 2.875 T-NOTE 250731 | 6,100,000.00 | 5,866,126.97 | |
| 2.875 T-NOTE 251130 | 3,800,000.00 | 3,640,726.57 | |
| 2.875 T-NOTE 280515 | 10,090,000.00 | 9,425,084.73 | |
| 2.875 T-NOTE 280815 | 10,310,000.00 | 9,602,395.72 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2.875 T-NOTE 290430 | 7,000,000.00 | 6,466,386.71 | |
| 2.875 T-NOTE 320515 | 15,480,000.00 | 13,904,789.09 | |
| 3 T-BOND 420515 | 1,920,000.00 | 1,547,174.99 | |
| 3 T-BOND 441115 | 3,560,000.00 | 2,812,121.89 | |
| 3 T-BOND 450515 | 2,190,000.00 | 1,722,315.22 | |
| 3 T-BOND 451115 | 2,000,000.00 | 1,568,281.23 | |
| 3 T-BOND 470215 | 4,310,000.00 | 3,361,715.82 | |
| 3 T-BOND 470515 | 3,390,000.00 | 2,642,478.52 | |
| 3 T-BOND 480215 | 5,800,000.00 | 4,514,597.67 | |
| 3 T-BOND 480815 | 6,470,000.00 | 5,032,446.87 | |
| 3 T-BOND 490215 | 7,090,000.00 | 5,516,213.84 | |
| 3 T-BOND 520815 | 8,670,000.00 | 6,754,810.52 | |
| 3 T-NOTE 250715 | 6,700,000.00 | 6,461,443.35 | |
| 3 T-NOTE 250930 | 5,400,000.00 | 5,195,496.11 | |
| 3 T-NOTE 251031 | 3,300,000.00 | 3,171,996.10 | |
| 3.125 T-BOND 411115 | 1,990,000.00 | 1,649,601.16 | |
| 3.125 T-BOND 420215 | 2,200,000.00 | 1,815,730.46 | |
| 3.125 T-BOND 430215 | 2,850,000.00 | 2,325,366.21 | |
| 3.125 T-BOND 440815 | 4,130,000.00 | 3,336,265.62 | |
| 3.125 T-BOND 480515 | 6,010,000.00 | 4,786,401.56 | |
| 3.125 T-NOTE 250815 | 5,000,000.00 | 4,828,125.00 | |
| 3.125 T-NOTE 270831 | 7,300,000.00 | 6,930,437.50 | |
| 3.125 T-NOTE 281115 | 8,280,000.00 | 7,784,493.75 | |
| 3.125 T-NOTE 290831 | 5,900,000.00 | 5,509,240.22 | |
| 3.25 T-BOND 420515 | 6,580,000.00 | 5,514,733.99 | |
| 3.25 T-NOTE 240831 | 1,400,000.00 | 1,371,243.94 | |
| 3.25 T-NOTE 270630 | 6,300,000.00 | 6,019,699.20 | |
| 3.25 T-NOTE 290630 | 6,700,000.00 | 6,305,589.82 | |
| 3.375 T-BOND 420815 | 6,300,000.00 | 5,368,658.21 | |
| 3.375 T-BOND 440515 | 3,380,000.00 | 2,846,989.85 | |
| 3.375 T-BOND 481115 | 6,920,000.00 | 5,766,306.24 | |
| 3.375 T-NOTE 330515 | 14,900,000.00 | 13,860,492.23 | |
| 3.5 T-BOND 390215 | 1,360,000.00 | 1,232,234.37 | |
| 3.5 T-NOTE 250915 | 5,100,000.00 | 4,957,160.16 | |
| 3.5 T-NOTE 280131 | 6,100,000.00 | 5,864,339.85 | |
| 3.5 T-NOTE 280430 | 6,900,000.00 | 6,628,851.52 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3.5 T-NOTE 300131 | 5,100,000.00 | 4,850,976.58 | |
| 3.5 T-NOTE 300430 | 4,400,000.00 | 4,182,406.26 | |
| 3.5 T-NOTE 330215 | 15,100,000.00 | 14,203,437.50 | |
| 3.625 T-BOND 430815 | 3,400,000.00 | 2,986,687.50 | |
| 3.625 T-BOND 440215 | 3,770,000.00 | 3,303,757.01 | |
| 3.625 T-BOND 530215 | 8,690,000.00 | 7,658,741.36 | |
| 3.625 T-BOND 530515 | 8,600,000.00 | 7,585,468.73 | |
| 3.625 T-NOTE 260515 | 7,000,000.00 | 6,804,492.17 | |
| 3.625 T-NOTE 280331 | 6,000,000.00 | 5,796,328.13 | |
| 3.625 T-NOTE 280531 | 6,600,000.00 | 6,377,250.00 | |
| 3.625 T-NOTE 300331 | 5,500,000.00 | 5,267,324.20 | |
| 3.75 T-BOND 410815 | 2,060,000.00 | 1,875,726.57 | |
| 3.75 T-BOND 431115 | 3,450,000.00 | 3,083,841.80 | |
| 3.75 T-NOTE 260415 | 7,000,000.00 | 6,827,460.92 | |
| 3.75 T-NOTE 300531 | 5,600,000.00 | 5,400,718.73 | |
| 3.75 T-NOTE 300630 | 5,400,000.00 | 5,207,625.00 | |
| 3.875 T-BOND 400815 | 1,870,000.00 | 1,746,660.35 | |
| 3.875 T-BOND 430215 | 5,640,000.00 | 5,154,431.25 | |
| 3.875 T-BOND 430515 | 6,200,000.00 | 5,662,343.74 | |
| 3.875 T-NOTE 250331 | 5,000,000.00 | 4,903,222.65 | |
| 3.875 T-NOTE 250430 | 4,000,000.00 | 3,921,015.64 | |
| 3.875 T-NOTE 260115 | 6,700,000.00 | 6,556,054.65 | |
| 3.875 T-NOTE 271130 | 6,900,000.00 | 6,734,238.26 | |
| 3.875 T-NOTE 271231 | 7,000,000.00 | 6,832,929.67 | |
| 3.875 T-NOTE 290930 | 5,100,000.00 | 4,957,757.83 | |
| 3.875 T-NOTE 291130 | 5,100,000.00 | 4,957,259.77 | |
| 3.875 T-NOTE 291231 | 5,700,000.00 | 5,539,242.21 | |
| 3.875 T-NOTE 330815 | 5,500,000.00 | 5,331,132.84 | |
| 4 T-BOND 421115 | 5,870,000.00 | 5,471,825.98 | |
| 4 T-BOND 521115 | 8,650,000.00 | 8,167,154.31 | |
| 4 T-NOTE 251215 | 5,700,000.00 | 5,594,015.62 | |
| 4 T-NOTE 260215 | 8,000,000.00 | 7,850,000.00 | |
| 4 T-NOTE 280229 | 6,000,000.00 | 5,889,375.00 | |
| 4 T-NOTE 280630 | 6,000,000.00 | 5,889,375.00 | |
| 4 T-NOTE 291031 | 5,500,000.00 | 5,383,554.66 | |
| 4 T-NOTE 300228 | 5,700,000.00 | 5,578,875.00 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4 T-NOTE 300731 | 4,600,000.00 | 4,503,687.50 | |
| 4.125 T-BOND 530815 | 3,300,000.00 | 3,186,046.87 | |
| 4.125 T-NOTE 250131 | 5,000,000.00 | 4,924,218.75 | |
| 4.125 T-NOTE 260615 | 7,000,000.00 | 6,895,000.00 | |
| 4.125 T-NOTE 270930 | 5,900,000.00 | 5,814,496.07 | |
| 4.125 T-NOTE 271031 | 6,500,000.00 | 6,404,531.25 | |
| 4.125 T-NOTE 280731 | 6,500,000.00 | 6,415,703.12 | |
| 4.125 T-NOTE 321115 | 15,100,000.00 | 14,916,558.54 | |
| 4.25 T-BOND 390515 | 1,770,000.00 | 1,748,773.82 | |
| 4.25 T-BOND 401115 | 2,180,000.00 | 2,135,803.90 | |
| 4.25 T-NOTE 240930 | 2,200,000.00 | 2,172,781.88 | |
| 4.25 T-NOTE 241231 | 5,200,000.00 | 5,130,734.38 | |
| 4.25 T-NOTE 250531 | 9,000,000.00 | 8,873,085.96 | |
| 4.25 T-NOTE 251015 | 6,000,000.00 | 5,918,203.14 | |
| 4.375 T-BOND 380215 | 1,000,000.00 | 1,010,625.00 | |
| 4.375 T-BOND 391115 | 1,930,000.00 | 1,927,662.88 | |
| 4.375 T-BOND 400515 | 2,080,000.00 | 2,072,443.75 | |
| 4.375 T-BOND 410515 | 1,760,000.00 | 1,744,015.62 | |
| 4.375 T-BOND 430815 | 2,300,000.00 | 2,255,078.12 | |
| 4.375 T-NOTE 241031 | 4,000,000.00 | 3,956,484.36 | |
| 4.375 T-NOTE 260815 | 5,500,000.00 | 5,452,949.20 | |
| 4.5 T-BOND 360215 | 1,160,000.00 | 1,200,328.11 | |
| 4.5 T-BOND 380515 | 1,330,000.00 | 1,358,730.07 | |
| 4.5 T-BOND 390815 | 1,880,000.00 | 1,907,832.81 | |
| 4.5 T-NOTE 241130 | 6,000,000.00 | 5,939,882.82 | |
| 4.5 T-NOTE 251115 | 4,700,000.00 | 4,659,609.37 | |
| 4.5 T-NOTE 260715 | 6,500,000.00 | 6,463,945.28 | |
| 4.625 T-BOND 400215 | 2,100,000.00 | 2,159,349.61 | |
| 4.625 T-NOTE 250228 | 8,000,000.00 | 7,933,281.28 | |
| 4.625 T-NOTE 250630 | 5,000,000.00 | 4,962,304.70 | |
| 4.625 T-NOTE 260315 | 6,000,000.00 | 5,976,093.72 | |
| 4.75 T-BOND 410215 | 2,010,000.00 | 2,089,143.75 | |
| 4.75 T-NOTE 250731 | 2,000,000.00 | 1,989,921.88 | |
| 5 T-BOND 370515 | 1,020,000.00 | 1,101,360.93 | |
| 5.25 T-BOND 281115 | 2,690,000.00 | 2,789,508.99 | |
| 5.375 T-BOND 310215 | 1,300,000.00 | 1,388,105.47 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 6 T-BOND 260215 | 1,200,000.00 | 1,231,218.74 | |
| | | 6.125 T-BOND 271115 | 1,160,000.00 | 1,231,321.88 | |
| | | 6.25 T-BOND 300515 | 1,150,000.00 | 1,274,208.98 | |
| アメリカドル合計 | | | 1,744,320,000.00 | 1,533,011,008.84<br>(225,306,627,969) | |
| カナダドル | 国債証券 | 0.25 CAN GOVT 260301 | 2,200,000.00 | 1,988,450.24 | |
| | | 0.5 CAN GOVT 250901 | 2,900,000.00 | 2,676,764.75 | |
| | | 0.5 CAN GOVT 301201 | 4,500,000.00 | 3,580,468.02 | |
| | | 0.75 CAN GOVT 241001 | 3,500,000.00 | 3,350,827.20 | |
| | | 1 CAN GOVT 260901 | 2,500,000.00 | 2,274,517.20 | |
| | | 1 CAN GOVT 270601 | 1,930,000.00 | 1,730,292.84 | |
| | | 1.25 CAN GOVT 250301 | 2,100,000.00 | 1,995,404.31 | |
| | | 1.25 CAN GOVT 270301 | 2,500,000.00 | 2,265,289.40 | |
| | | 1.25 CAN GOVT 300601 | 4,410,000.00 | 3,756,319.32 | |
| | | 1.5 CAN GOVT 240901 | 2,000,000.00 | 1,933,918.96 | |
| | | 1.5 CAN GOVT 250401 | 1,000,000.00 | 950,434.71 | |
| | | 1.5 CAN GOVT 260601 | 4,070,000.00 | 3,781,437.56 | |
| | | 1.5 CAN GOVT 310601 | 5,900,000.00 | 5,020,882.77 | |
| | | 1.5 CAN GOVT 311201 | 4,270,000.00 | 3,604,264.68 | |
| | | 1.75 CAN GOVT 531201 | 4,500,000.00 | 3,053,167.74 | |
| | | 2 CAN GOVT 280601 | 670,000.00 | 616,217.44 | |
| | | 2 CAN GOVT 320601 | 3,750,000.00 | 3,276,146.02 | |
| | | 2 CAN GOVT 511201 | 6,060,000.00 | 4,437,364.94 | |
| | | 2.25 CAN GOVT 250601 | 4,360,000.00 | 4,187,344.34 | |
| | | 2.25 CAN GOVT 290601 | 2,210,000.00 | 2,039,479.09 | |
| | | 2.25 CAN GOVT 291201 | 1,000,000.00 | 917,459.76 | |
| | | 2.5 CAN GOVT 321201 | 3,500,000.00 | 3,177,184.95 | |
| | | 2.75 CAN GOVT 270901 | 2,000,000.00 | 1,902,391.12 | |
| | | 2.75 CAN GOVT 330601 | 3,000,000.00 | 2,776,309.07 | |
| | | 2.75 CAN GOVT 481201 | 1,680,000.00 | 1,464,524.54 | |
| | | 2.75 CAN GOVT 551201 | 950,000.00 | 813,651.19 | |
| | | 2.75 CANADA GOVER 641201 | 1,250,000.00 | 1,048,493.28 | |
| | | 3 CAN GOVT 251001 | 3,000,000.00 | 2,906,541.63 | |
| | | 3.25 CAN GOVT 280901 | 1,600,000.00 | 1,549,127.66 | |
| | | 3.25 CAN GOVT 331201 | 500,000.00 | 482,422.85 | |
| | | 3.5 CAN GOVT 280301 | 2,000,000.00 | 1,957,420.94 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 3.5 CAN GOVT 451201 | 1,650,000.00 | 1,631,886.38 | |
| | | 3.75 CAN GOVT 250501 | 3,500,000.00 | 3,443,408.78 | |
| | | 4 CAN GOVT 410601 | 1,200,000.00 | 1,258,562.70 | |
| | | 5 CAN GOVT 370601 | 830,000.00 | 946,811.51 | |
| | | 5.75 CAN GOVT 290601 | 950,000.00 | 1,044,555.15 | |
| | | 5.75 CAN GOVT 330601 | 1,430,000.00 | 1,668,154.00 | |
| カナダドル合計 | | | 95,370,000.00 | 85,507,897.04<br>(9,221,171,616) | |
| オーストラリアドル | 国債証券 | 0.25 AUST GOVT 251121 | 5,450,000.00 | 5,044,909.40 | |
| | | 0.5 AUST GOVT 260921 | 4,100,000.00 | 3,718,641.94 | |
| | | 1 AUST GOVT 301221 | 3,010,000.00 | 2,449,220.65 | |
| | | 1 AUST GOVT 311121 | 4,250,000.00 | 3,359,771.03 | |
| | | 1.25 AUST GOVT 320521 | 4,530,000.00 | 3,607,747.62 | |
| | | 1.5 AUST GOVT 310621 | 3,740,000.00 | 3,119,677.95 | |
| | | 1.75 AUST GOVT 321121 | 3,980,000.00 | 3,276,851.72 | |
| | | 1.75 AUST GOVT 510621 | 3,070,000.00 | 1,745,852.51 | |
| | | 2.25 AUST GOVT 280521 | 2,900,000.00 | 2,708,566.36 | |
| | | 2.5 AUST GOVT 300521 | 3,940,000.00 | 3,611,606.43 | |
| | | 2.75 AUST GOVT 271121 | 2,490,000.00 | 2,390,679.30 | |
| | | 2.75 AUST GOVT 281121 | 1,940,000.00 | 1,842,813.23 | |
| | | 2.75 AUST GOVT 291121 | 2,980,000.00 | 2,794,140.91 | |
| | | 2.75 AUST GOVT 350621 | 1,520,000.00 | 1,324,438.66 | |
| | | 2.75 AUST GOVT 410521 | 1,370,000.00 | 1,093,480.03 | |
| | | 3 AUST GOVT 331121 | 4,100,000.00 | 3,732,893.91 | |
| | | 3 AUST GOVT 470321 | 2,020,000.00 | 1,590,966.24 | |
| | | 3.25 AUST GOVT 250421 | 4,960,000.00 | 4,910,397.47 | |
| | | 3.25 AUST GOVT 290421 | 2,660,000.00 | 2,579,340.07 | |
| | | 3.25 AUST GOVT 390621 | 2,130,000.00 | 1,868,249.66 | |
| | | 3.5 AUST GOVT 341221 | 2,300,000.00 | 2,173,268.09 | |
| | | 3.75 AUST GOVT 340521 | 2,300,000.00 | 2,231,856.42 | |
| | | 3.75 AUST GOVT 370421 | 2,150,000.00 | 2,043,695.61 | |
| | | 4.25 AUST GOVT 260421 | 2,490,000.00 | 2,518,686.29 | |
| | | 4.5 AUST GOVT 330421 | 3,900,000.00 | 4,032,814.11 | |
| | | 4.75 AUST GOVT 270421 | 3,050,000.00 | 3,148,383.54 | |
| オーストラリアドル合計 | | | 81,330,000.00 | 72,918,949.15<br>(6,854,381,220) | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| イギリス ポンド | 国債証券 | 0.125 GILT 260130 | 2,600,000.00 | 2,341,942.72 | |
| | | 0.125 GILT 280131 | 2,300,000.00 | 1,908,536.32 | |
| | | 0.25 GILT 250131 | 6,100,000.00 | 5,726,509.20 | |
| | | 0.25 GILT 310731 | 4,460,000.00 | 3,251,326.62 | |
| | | 0.375 GILT 261022 | 3,750,000.00 | 3,295,200.97 | |
| | | 0.375 GILT 301022 | 2,390,000.00 | 1,817,332.10 | |
| | | 0.5 GILT 290131 | 4,900,000.00 | 3,979,780.00 | |
| | | 0.5 GILT 611022 | 2,950,000.00 | 852,804.29 | |
| | | 0.625 GILT 250607 | 2,880,000.00 | 2,683,128.96 | |
| | | 0.625 GILT 350731 | 4,030,000.00 | 2,605,781.88 | |
| | | 0.625 GILT 501022 | 2,190,000.00 | 842,633.16 | |
| | | 0.875 GILT 291022 | 2,320,000.00 | 1,894,414.56 | |
| | | 0.875 GILT 330731 | 3,150,000.00 | 2,264,629.50 | |
| | | 0.875 GILT 460131 | 2,420,000.00 | 1,148,120.60 | |
| | | 1 GILT 320131 | 5,100,000.00 | 3,901,147.08 | |
| | | 1.125 GILT 390131 | 3,000,000.00 | 1,848,159.60 | |
| | | 1.125 GILT 731022 | 1,500,000.00 | 534,422.40 | |
| | | 1.25 GILT 270722 | 2,100,000.00 | 1,863,023.40 | |
| | | 1.25 GILT 411022 | 3,750,000.00 | 2,196,337.50 | |
| | | 1.25 GILT 510731 | 4,180,000.00 | 1,971,458.00 | |
| | | 1.5 GILT 260722 | 2,490,000.00 | 2,288,011.20 | |
| | | 1.5 GILT 470722 | 3,160,000.00 | 1,716,600.48 | |
| | | 1.5 GILT 530731 | 2,350,000.00 | 1,163,320.50 | |
| | | 1.625 GILT 281022 | 1,790,000.00 | 1,567,803.72 | |
| | | 1.625 GILT 541022 | 2,060,000.00 | 1,048,334.00 | |
| | | 1.625 GILT 711022 | 2,530,000.00 | 1,151,909.00 | |
| | | 1.75 GILT 370907 | 3,340,000.00 | 2,366,617.12 | |
| | | 1.75 GILT 490122 | 1,780,000.00 | 1,009,438.00 | |
| | | 1.75 GILT 570722 | 2,830,000.00 | 1,471,401.90 | |
| | | 2 GILT 250907 | 2,100,000.00 | 1,988,469.00 | |
| | | 2.5 GILT 650722 | 2,480,000.00 | 1,554,811.20 | |
| | | 3.25 GILT 330131 | 4,000,000.00 | 3,644,835.20 | |
| | | 3.25 GILT 440122 | 3,060,000.00 | 2,472,480.00 | |
| | | 3.5 GILT 251022 | 2,500,000.00 | 2,423,189.50 | |
| | | 3.5 GILT 450122 | 3,190,000.00 | 2,661,091.62 | |
| | | 3.5 GILT 680722 | 2,250,000.00 | 1,824,221.25 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 3.75 GILT 380129 | 1,950,000.00 | 1,767,012.00 | |
| | | 3.75 GILT 520722 | 1,810,000.00 | 1,543,576.68 | |
| | | 3.75 GILT 531022 | 2,450,000.00 | 2,079,907.90 | |
| | | 4 GILT 600122 | 1,980,000.00 | 1,779,336.90 | |
| | | 4 GILT 631022 | 1,050,000.00 | 942,690.00 | |
| | | 4.125 GILT 270129 | 4,900,000.00 | 4,804,326.52 | |
| | | 4.25 GILT 271207 | 2,450,000.00 | 2,428,309.66 | |
| | | 4.25 GILT 320607 | 3,370,000.00 | 3,353,925.10 | |
| | | 4.25 GILT 360307 | 2,410,000.00 | 2,349,484.90 | |
| | | 4.25 GILT 390907 | 2,320,000.00 | 2,212,782.59 | |
| | | 4.25 GILT 401207 | 2,120,000.00 | 2,012,934.91 | |
| | | 4.25 GILT 461207 | 2,680,000.00 | 2,496,446.80 | |
| | | 4.25 GILT 491207 | 1,990,000.00 | 1,850,296.03 | |
| | | 4.25 GILT 551207 | 2,770,000.00 | 2,591,399.81 | |
| | | 4.5 GILT 280607 | 1,500,000.00 | 1,491,092.86 | |
| | | 4.5 GILT 340907 | 1,990,000.00 | 1,995,524.24 | |
| | | 4.5 GILT 421207 | 2,790,000.00 | 2,719,343.80 | |
| | | 4.75 GILT 301207 | 3,650,000.00 | 3,746,308.90 | |
| | | 4.75 GILT 381207 | 2,310,000.00 | 2,342,434.24 | |
| | | 5 GILT 250307 | 2,490,000.00 | 2,493,426.24 | |
| | | 6 GILT 281207 | 1,890,000.00 | 2,026,834.86 | |
| イギリスポンド合計 | | | 158,850,000.00 | 126,306,617.49<br>(23,182,316,574) | |
| シンガポールドル | 国債証券 | 1.25 SINGAPORGOVT 261101 | 700,000.00 | 656,740.00 | |
| | | 1.625 SINGAPORGOV 310701 | 1,050,000.00 | 935,865.00 | |
| | | 1.875 SINGAPORGOV 500301 | 700,000.00 | 549,500.00 | |
| | | 1.875 SINGAPORGOV 511001 | 950,000.00 | 740,187.75 | |
| | | 2.125 SINGAPORGOV 260601 | 1,530,000.00 | 1,479,051.00 | |
| | | 2.25 SINGAPORGOVT 360801 | 1,300,000.00 | 1,173,900.00 | |
| | | 2.375 SINGAPORGOV 250601 | 1,560,000.00 | 1,531,264.80 | |
| | | 2.375 SINGAPORGOV 390701 | 380,000.00 | 344,215.40 | |
| | | 2.625 SINGAPORGOV 280501 | 800,000.00 | 782,240.00 | |
| | | 2.625 SINGAPORGOV 320801 | 700,000.00 | 668,150.00 | |
| | | 2.75 SINGAPORGOVT 420401 | 980,000.00 | 931,872.20 | |
| | | 2.75 SINGAPORGOVT 460301 | 1,140,000.00 | 1,080,720.00 | |
| | | 2.875 SINGAPORGOV 270901 | 1,000,000.00 | 988,400.00 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 2.875 SINGAPORGOV 290701 | 920,000.00 | 904,544.00 | |
| | | 2.875SINGAPORGOVT 300901 | 1,340,000.00 | 1,312,530.00 | |
| | | 3 SINGAPORGOVT 240901 | 1,500,000.00 | 1,491,000.00 | |
| | | 3 SINGAPORGOVT 720801 | 560,000.00 | 559,160.00 | |
| | | 3.375 SINGAPORGOV 330901 | 1,280,000.00 | 1,297,894.40 | |
| | | 3.5 SINGAPORGOVT 270301 | 1,000,000.00 | 1,007,800.00 | |
| シンガポールドル合計 | | | 19,390,000.00 | 18,435,034.55<br>(1,986,743,673) | |
| マレーシアリンギット | 国債証券 | 2.632 MALAYSIAGOV 310415 | 2,800,000.00 | 2,576,268.66 | |
| | | 3.502MALAYSIAGOVT 270531 | 3,000,000.00 | 2,988,384.03 | |
| | | 3.582 MALAYSIAGOV 320715 | 2,100,000.00 | 2,056,359.90 | |
| | | 3.733 MALAYSIAGO 280615 | 2,800,000.00 | 2,808,027.60 | |
| | | 3.757 MALAYSIAGOV 400522 | 3,630,000.00 | 3,466,900.76 | |
| | | 3.828 MALAYSIAGOV 340705 | 2,300,000.00 | 2,265,678.84 | |
| | | 3.844 MALAYSIAGOV 330415 | 2,400,000.00 | 2,386,034.35 | |
| | | 3.882 MALAYSIAGOV 250314 | 2,410,000.00 | 2,429,725.12 | |
| | | 3.885 MALAYSIAGOV 290815 | 3,600,000.00 | 3,624,558.48 | |
| | | 3.892 MALAYSIAGOV 270315 | 5,100,000.00 | 5,150,152.38 | |
| | | 3.899 MALAYSIAGOV 271116 | 5,640,000.00 | 5,706,378.28 | |
| | | 3.9 MALAYSIAGOVT 261130 | 1,100,000.00 | 1,112,333.75 | |
| | | 3.906 MALAYSIAGOV 260715 | 1,650,000.00 | 1,668,810.00 | |
| | | 3.955 MALAYSIAGOV 250915 | 4,270,000.00 | 4,311,103.02 | |
| | | 4.059 MALAYSIAGOV 240930 | 2,000,000.00 | 2,013,668.60 | |
| | | 4.065 MALAYSIAGOV 500615 | 5,250,000.00 | 5,061,806.08 | |
| | | 4.232MALAYSIAGOVT 310630 | 2,550,000.00 | 2,612,623.66 | |
| | | 4.254 MALAYSIAGOV 350531 | 2,150,000.00 | 2,188,073.06 | |
| | | 4.392 MALAYSIAGOV 260415 | 900,000.00 | 919,375.20 | |
| | | 4.457 MALAYSIAGOV 530331 | 600,000.00 | 619,234.02 | |
| | | 4.498 MALAYSIAGOV 300415 | 2,540,000.00 | 2,651,490.50 | |
| | | 4.504 MALAYSIAGOV 290430 | 1,500,000.00 | 1,557,251.40 | |
| | | 4.642 MALAYSIAGOV 331107 | 2,200,000.00 | 2,342,350.12 | |
| | | 4.696 MALAYSIAGOV 421015 | 3,400,000.00 | 3,636,045.34 | |
| | | 4.736 MALAYSIAGOV 460315 | 1,650,000.00 | 1,759,455.55 | |
| | | 4.762 MALAYSIAGOV 370407 | 4,440,000.00 | 4,759,146.31 | |
| | | 4.893 MALAYSIAGOV 380608 | 2,750,000.00 | 3,003,668.25 | |
| | | 4.921 MALAYSIAGOV 480706 | 2,020,000.00 | 2,202,180.36 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 4.935 MALAYSIAGOV 430930 | 1,000,000.00 | 1,090,864.40 | |
| マレーシアリンギット合計 | | | 77,750,000.00 | 78,967,948.02<br>(2,483,297,164) | |
| ニュージーランドドル | 国債証券 | 0.25 NZ GOVT 280515 | 2,000,000.00 | 1,610,850.12 | |
| | | 1.75 NZ GOVT 410515 | 600,000.00 | 366,364.22 | |
| | | 2 NZ GOVT 320515 | 2,300,000.00 | 1,827,125.49 | |
| | | 2.75 NZ GOVT 250415 | 1,400,000.00 | 1,342,328.68 | |
| | | 2.75 NZ GOVT 370415 | 1,450,000.00 | 1,122,945.46 | |
| | | 2.75 NZ GOVT 510515 | 1,180,000.00 | 768,826.31 | |
| | | 3 NZ GOVT 290420 | 1,700,000.00 | 1,539,906.46 | |
| | | 3.5 NZ GOVT 330414 | 1,900,000.00 | 1,693,254.54 | |
| | | 4.5 NZ GOVT 270415 | 1,800,000.00 | 1,766,395.58 | |
| ニュージーランドドル合計 | | | 14,330,000.00 | 12,037,996.86<br>(1,044,898,127) | |
| スウェーデンクローネ | 国債証券 | 0.125 SWD GOVT 310512 | 9,450,000.00 | 7,701,995.70 | |
| | | 0.75 SWD GOVT 280512 | 8,000,000.00 | 7,241,741.76 | |
| | | 0.75 SWD GOVT 291112 | 12,200,000.00 | 10,763,867.97 | |
| | | 1 SWD GOVT 261112 | 11,960,000.00 | 11,189,894.52 | |
| | | 1.75 SWD GOVT 331111 | 8,000,000.00 | 7,259,289.99 | |
| | | 2.25 SWD GOVT 320601 | 6,750,000.00 | 6,446,416.32 | |
| | | 2.5 SWD GOVT 250512 | 8,840,000.00 | 8,702,682.00 | |
| | | 3.5 SWD GOVT 390330 | 6,470,000.00 | 6,912,159.80 | |
| スウェーデンクローネ合計 | | | 71,670,000.00 | 66,218,048.06<br>(876,726,956) | |
| ノルウェークローネ | 国債証券 | 1.25 NORWE GOVT 310917 | 4,700,000.00 | 3,839,101.00 | |
| | | 1.375 NORWE GOVT 300819 | 8,770,000.00 | 7,410,650.00 | |
| | | 1.5 NORWE GOVT 260219 | 6,040,000.00 | 5,663,895.24 | |
| | | 1.75 NORWE GOVT 250313 | 10,200,000.00 | 9,825,240.78 | |
| | | 1.75 NORWE GOVT 270217 | 5,120,000.00 | 4,730,009.60 | |
| | | 1.75 NORWE GOVT 290906 | 4,600,000.00 | 4,056,740.00 | |
| | | 2 NORWE GOVT 280426 | 6,900,000.00 | 6,307,596.36 | |
| | | 2.125 NORWE GOVT 320518 | 5,500,000.00 | 4,772,377.50 | |
| | | 3 NORWE GOVT 330815 | 4,500,000.00 | 4,170,712.50 | |
| ノルウェークローネ合計 | | | 56,330,000.00 | 50,776,322.98<br>(699,189,967) | |
| デンマー | 国債証券 | 0 DMK GOVT 241115 | 4,800,000.00 | 4,619,345.37 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ククローネ | | 0 DMK GOVT 311115 | 14,550,000.00 | 11,647,987.95 | |
| | | 0.25 DMK GOVT 521115 | 8,900,000.00 | 4,402,043.95 | |
| | | 0.5 DMK GOVT 271115 | 10,200,000.00 | 9,293,955.42 | |
| | | 0.5 DMK GOVT 291115 | 10,550,000.00 | 9,222,088.38 | |
| | | 1.75 DMK GOVT 251115 | 7,490,000.00 | 7,284,727.56 | |
| | | 2.25 DMK GOVT 331115 | 3,500,000.00 | 3,315,885.30 | |
| | | 4.5 DMK GOVT 391115 | 15,650,000.00 | 18,825,475.77 | |
| デンマーククローネ合計 | | | 75,640,000.00 | 68,611,509.70<br>(1,449,075,084) | |
| メキシコペソ | 国債証券 | 10 MEXICAN BONOS 241205 | 58,650,000.00 | 57,982,926.63 | |
| | | 10 MEXICAN BONOS 361120 | 12,350,000.00 | 12,811,828.25 | |
| | | 5 MEXICAN BONOS 250306 | 49,000,000.00 | 45,375,470.00 | |
| | | 5.5 MEXICAN BONOS 270304 | 34,000,000.00 | 29,608,560.00 | |
| | | 5.75 MEXICAN BONO 260305 | 65,500,000.00 | 59,134,440.14 | |
| | | 7 MEXICAN BONOS 260903 | 20,000,000.00 | 18,373,800.00 | |
| | | 7.5 MEXICAN BONOS 270603 | 48,750,000.00 | 45,295,087.50 | |
| | | 7.5 MEXICAN BONOS 330526 | 34,000,000.00 | 29,701,890.00 | |
| | | 7.75 MEXICAN BONO 310529 | 68,050,000.00 | 61,340,950.50 | |
| | | 7.75 MEXICAN BONO 341123 | 13,400,000.00 | 11,794,680.00 | |
| | | 7.75 MEXICAN BONO 421113 | 35,190,000.00 | 29,546,755.65 | |
| | | 8 MEXICAN BONOS 240905 | 9,000,000.00 | 8,725,766.94 | |
| | | 8 MEXICAN BONOS 471107 | 39,100,000.00 | 33,427,958.50 | |
| | | 8 MEXICAN BONOS 530731 | 26,500,000.00 | 22,455,570.00 | |
| | | 8.5 MEXICAN BONOS 290531 | 39,150,000.00 | 37,300,554.00 | |
| | | 8.5 MEXICAN BONOS 381118 | 39,700,000.00 | 36,273,294.50 | |
| メキシコペソ合計 | | | 592,340,000.00 | 539,149,532.61<br>(4,513,652,057) | |
| イスラエルシェケル | 国債証券 | 0.5 ISRAEL FIXED 250430 | 6,500,000.00 | 6,121,050.00 | |
| | | 0.5 ISRAEL FIXED 260227 | 6,500,000.00 | 5,988,450.00 | |
| | | 1 ISRAEL FIXED BO 300331 | 3,370,000.00 | 2,821,195.50 | |
| | | 1.3 ISRAEL FIXED 320430 | 1,300,000.00 | 1,055,665.00 | |
| | | 1.5 ISRAEL FIXED 370531 | 4,900,000.00 | 3,592,435.00 | |
| | | 2.25 ISRAEL FIXED 280928 | 3,080,000.00 | 2,926,924.00 | |
| | | 2.8 ISRAEL FIXED 521129 | 800,000.00 | 614,880.00 | |
| | | 3.75 ISRAEL FIXED 470331 | 3,790,000.00 | 3,553,693.50 | |
| | | 5.5 ISRAEL FIXED 420131 | 3,130,000.00 | 3,747,236.00 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 6.25 ISRAEL FIXED 261030 | 5,000,000.00 | 5,587,250.00 | |
| イスラエルシェケル合計 | | | 38,370,000.00 | 36,008,779.00<br>(1,373,605,287) | |
| ポーランドズロチ | 国債証券 | 0.25 POLAND 261025 | 3,000,000.00 | 2,602,659.00 | |
| | | 0.75 POLAND 250425 | 3,500,000.00 | 3,286,325.00 | |
| | | 1.25 POLAND 301025 | 5,890,000.00 | 4,487,808.93 | |
| | | 1.75 POLAND 320425 | 7,600,000.00 | 5,679,480.00 | |
| | | 2.25 POLAND 241025 | 4,000,000.00 | 3,887,728.00 | |
| | | 2.5 POLAND 260725 | 7,840,000.00 | 7,340,474.40 | |
| | | 2.5 POLAND 270725 | 6,110,000.00 | 5,582,707.00 | |
| | | 2.75 POLAND 280425 | 5,760,000.00 | 5,222,206.08 | |
| | | 2.75 POLAND 291025 | 7,900,000.00 | 6,896,455.10 | |
| | | 3.25 POLAND 250725 | 8,700,000.00 | 8,465,796.00 | |
| | | 3.75 POLAND 270525 | 4,000,000.00 | 3,834,040.00 | |
| | | 5.75 POLAND 290425 | 1,450,000.00 | 1,486,467.50 | |
| | | 6 POLAND 331025 | 2,000,000.00 | 2,074,900.00 | |
| | | 7.5 POLAND 280725 | 6,000,000.00 | 6,607,462.80 | |
| ポーランドズロチ合計 | | | 73,750,000.00 | 67,454,509.81<br>(2,300,353,929) | |
| 中国元 | 国債証券 | 1.99 CHINA GOVT 240915 | 14,000,000.00 | 13,975,782.10 | |
| | | 1.99 CHINA GOVT 250409 | 35,000,000.00 | 34,829,701.20 | |
| | | 2 CHINA GOVT 250615 | 42,000,000.00 | 41,830,031.46 | |
| | | 2.18 CHINA GOVT 250825 | 16,000,000.00 | 15,982,978.24 | |
| | | 2.18 CHINA GOVT 260815 | 12,000,000.00 | 11,946,068.04 | |
| | | 2.24 CHINA GOVT 250525 | 9,000,000.00 | 8,998,753.95 | |
| | | 2.26 CHINA GOVT 250224 | 14,000,000.00 | 14,000,249.20 | |
| | | 2.28 CHINA GOVT 251125 | 22,000,000.00 | 21,965,772.62 | |
| | | 2.29 CHINA GOVT 241225 | 33,000,000.00 | 33,060,746.40 | |
| | | 2.3 CHINA GOVT 260515 | 30,000,000.00 | 29,984,722.50 | |
| | | 2.35 CHINA GOVT 250315 | 22,000,000.00 | 22,037,400.00 | |
| | | 2.37 CHINA GOVT 270120 | 21,000,000.00 | 20,970,152.28 | |
| | | 2.4 CHINA GOVT 280715 | 10,000,000.00 | 9,968,030.60 | |
| | | 2.44 CHINA GOVT 271015 | 15,000,000.00 | 14,976,842.10 | |
| | | 2.46 CHINA GOVT 260215 | 20,000,000.00 | 20,056,910.00 | |
| | | 2.47 CHINA GOVT 240902 | 26,000,000.00 | 26,095,399.20 | |
| | | 2.48 CHINA GOVT 270415 | 13,000,000.00 | 13,019,315.40 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2.5 CHINA GOVT 270725 | 25,000,000.00 | 25,037,347.50 | |
| 2.52 CHINA GOVT 330825 | 16,000,000.00 | 15,865,275.68 | |
| 2.6 CHINA GOVT 320901 | 17,000,000.00 | 16,823,473.87 | |
| 2.62 CHINA GOVT 280415 | 33,000,000.00 | 33,204,949.80 | |
| 2.62 CHINA GOVT 290925 | 21,000,000.00 | 21,002,257.50 | |
| 2.62 CHINA GOVT 300625 | 26,000,000.00 | 25,954,674.20 | |
| 2.64 CHINA GOVT 280115 | 41,000,000.00 | 41,250,600.20 | |
| 2.67 CHINA GOVT 330525 | 28,000,000.00 | 27,991,922.28 | |
| 2.68 CHINA GOVT 300521 | 27,000,000.00 | 27,044,795.70 | |
| 2.69 CHINA GOVT 260812 | 34,000,000.00 | 34,357,683.40 | |
| 2.69 CHINA GOVT 320815 | 23,000,000.00 | 22,958,594.25 | |
| 2.74 CHINA GOVT 260804 | 5,000,000.00 | 5,055,361.50 | |
| 2.75 CHINA GOVT 290615 | 20,000,000.00 | 20,165,284.00 | |
| 2.75 CHINA GOVT 320217 | 20,000,000.00 | 20,110,368.00 | |
| 2.76 CHINA GOVT 320515 | 16,000,000.00 | 16,011,577.60 | |
| 2.79 CHINA GOVT 291215 | 31,000,000.00 | 31,261,305.20 | |
| 2.8 CHINA GOVT 290324 | 21,000,000.00 | 21,222,784.80 | |
| 2.8 CHINA GOVT 300325 | 25,000,000.00 | 25,221,210.00 | |
| 2.8 CHINA GOVT 321115 | 20,000,000.00 | 20,108,038.00 | |
| 2.85 CHINA GOVT 270604 | 32,000,000.00 | 32,467,324.80 | |
| 2.88 CHINA GOVT 330225 | 20,000,000.00 | 20,343,664.00 | |
| 2.89 CHINA GOVT 311118 | 18,000,000.00 | 18,289,549.80 | |
| 2.9 CHINA GOVT 260505 | 17,000,000.00 | 17,261,939.40 | |
| 2.91 CHINA GOVT 281014 | 32,000,000.00 | 32,587,270.40 | |
| 2.94 CHINA GOVT 241017 | 24,000,000.00 | 24,242,323.20 | |
| 2.99 CHINA GOVT 251015 | 9,000,000.00 | 9,149,507.10 | |
| 3.01 CHINA GOVT 280513 | 21,000,000.00 | 21,482,876.10 | |
| 3.02 CHINA GOVT 251022 | 27,000,000.00 | 27,451,132.20 | |
| 3.02 CHINA GOVT 310527 | 30,000,000.00 | 30,862,311.00 | |
| 3.03 CHINA GOVT 260311 | 28,000,000.00 | 28,519,688.40 | |
| 3.12 CHINA GOVT 261205 | 19,000,000.00 | 19,493,390.10 | |
| 3.12 CHINA GOVT 521025 | 12,000,000.00 | 12,266,070.00 | |
| 3.13 CHINA GOVT 291121 | 21,000,000.00 | 21,690,366.60 | |
| 3.19 CHINA GOVT 530415 | 13,000,000.00 | 13,573,433.90 | |
| 3.22 CHINA GOVT 251206 | 18,000,000.00 | 18,414,340.20 | |
| 3.25 CHINA GOVT 260606 | 28,000,000.00 | 28,796,770.80 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 3.25 CHINA GOVT 281122 | 17,000,000.00 | 17,654,374.20 | |
| | | 3.27 CHINA GOVT 301119 | 32,000,000.00 | 33,555,612.80 | |
| | | 3.28 CHINA GOVT 271203 | 24,000,000.00 | 24,870,609.60 | |
| | | 3.29 CHINA GOVT 290523 | 25,000,000.00 | 26,023,655.00 | |
| | | 3.32 CHINA GOVT 520415 | 13,000,000.00 | 13,766,600.90 | |
| | | 3.39 CHINA GOVT 500316 | 26,000,000.00 | 27,770,020.20 | |
| | | 3.52 CHINA GOVT 270504 | 19,000,000.00 | 19,852,030.30 | |
| | | 3.53 CHINA GOVT 511018 | 14,000,000.00 | 15,365,999.60 | |
| | | 3.54 CHINA GOVT 280816 | 13,000,000.00 | 13,685,794.20 | |
| | | 3.59 CHINA GOVT 270803 | 7,000,000.00 | 7,344,952.30 | |
| | | 3.6 CHINA GOVT 250906 | 8,000,000.00 | 8,237,761.60 | |
| | | 3.61 CHINA GOVT 250607 | 10,000,000.00 | 10,283,020.00 | |
| | | 3.69 CHINA GOVT 240921 | 15,000,000.00 | 15,274,407.00 | |
| | | 3.69 CHINA GOVT 280517 | 15,000,000.00 | 15,939,630.00 | |
| | | 3.72 CHINA GOVT 510412 | 15,000,000.00 | 16,896,937.50 | |
| | | 3.77 CHINA GOVT 250308 | 11,000,000.00 | 11,302,489.00 | |
| | | 3.81 CHINA GOVT 500914 | 29,000,000.00 | 33,141,162.30 | |
| | | 3.86 CHINA GOVT 490722 | 20,000,000.00 | 23,037,818.00 | |
| | | 4.08 CHINA GOVT 481022 | 19,000,000.00 | 22,526,565.30 | |
| 中国元合計 | | | 1,504,000,000.00 | 1,537,767,756.57<br>(30,760,275,988) | |
| ユーロ | 国債証券 | 0 AUSTRIA GOVT 250420 | 800,000.00 | 759,914.40 | |
| | | 0 AUSTRIA GOVT 281020 | 900,000.00 | 772,627.50 | |
| | | 0 AUSTRIA GOVT 300220 | 2,150,000.00 | 1,769,703.70 | |
| | | 0 AUSTRIA GOVT 310220 | 2,130,000.00 | 1,697,837.91 | |
| | | 0 AUSTRIA GOVT 401020 | 810,000.00 | 462,084.75 | |
| | | 0 BEL GOVT 271022 | 1,800,000.00 | 1,595,482.20 | |
| | | 0 BEL GOVT 311022 | 1,700,000.00 | 1,325,729.70 | |
| | | 0 BUND 260815 | 5,930,000.00 | 5,473,633.13 | |
| | | 0 BUND 271115 | 3,100,000.00 | 2,782,640.60 | |
| | | 0 BUND 281115 | 4,400,000.00 | 3,859,706.40 | |
| | | 0 BUND 290815 | 4,550,000.00 | 3,924,265.80 | |
| | | 0 BUND 300215 | 4,120,000.00 | 3,511,476.00 | |
| | | 0 BUND 300815 | 4,960,000.00 | 4,177,341.76 | |
| | | 0 BUND 300815 | 1,550,000.00 | 1,307,136.72 | |
| | | 0 BUND 310215 | 3,700,000.00 | 3,077,867.20 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 0 BUND 310815 | 5,400,000.00 | 4,435,927.20 | |
| 0 BUND 310815 | 1,900,000.00 | 1,562,364.30 | |
| 0 BUND 320215 | 4,690,000.00 | 3,801,986.02 | |
| 0 BUND 350515 | 3,630,000.00 | 2,671,652.92 | |
| 0 BUND 360515 | 3,800,000.00 | 2,714,081.60 | |
| 0 BUND 500815 | 5,650,000.00 | 2,792,359.95 | |
| 0 BUND 500815 | 1,560,000.00 | 774,834.84 | |
| 0 BUND 520815 | 3,590,000.00 | 1,680,561.57 | |
| 0 FINNISH GOVT 240915 | 850,000.00 | 820,994.60 | |
| 0 FINNISH GOVT 300915 | 750,000.00 | 608,508.00 | |
| 0 IRISH GOVT 311018 | 1,350,000.00 | 1,066,278.60 | |
| 0 ITALY GOVT 241215 | 2,000,000.00 | 1,909,300.00 | |
| 0 ITALY GOVT 260401 | 3,300,000.00 | 3,007,667.52 | |
| 0 ITALY GOVT 260801 | 2,500,000.00 | 2,252,230.00 | |
| 0 NETH GOVT 260115 | 2,200,000.00 | 2,051,062.42 | |
| 0 NETH GOVT 270115 | 1,950,000.00 | 1,772,335.50 | |
| 0 NETH GOVT 290115 | 1,300,000.00 | 1,119,290.38 | |
| 0 NETH GOVT 300715 | 2,650,000.00 | 2,190,815.95 | |
| 0 NETH GOVT 310715 | 2,220,000.00 | 1,783,388.49 | |
| 0 NETH GOVT 380115 | 1,540,000.00 | 1,001,865.78 | |
| 0 NETH GOVT 520115 | 2,830,000.00 | 1,264,161.00 | |
| 0 O.A.T 250225 | 2,900,000.00 | 2,765,222.50 | |
| 0 O.A.T 250325 | 7,380,000.00 | 7,021,701.00 | |
| 0 O.A.T 260225 | 6,600,000.00 | 6,124,186.20 | |
| 0 O.A.T 270225 | 6,130,000.00 | 5,535,511.00 | |
| 0 O.A.T 291125 | 7,180,000.00 | 5,999,722.88 | |
| 0 O.A.T 301125 | 8,390,000.00 | 6,793,198.42 | |
| 0 O.A.T 311125 | 7,900,000.00 | 6,192,170.10 | |
| 0 O.A.T 320525 | 5,430,000.00 | 4,182,859.32 | |
| 0 OBL 241018 | 4,400,000.00 | 4,242,329.43 | |
| 0 OBL 250411 | 2,800,000.00 | 2,665,219.20 | |
| 0 OBL 251010 | 4,000,000.00 | 3,760,748.00 | |
| 0 OBL 251010 | 1,000,000.00 | 941,358.65 | |
| 0 OBL 260410 | 1,200,000.00 | 1,115,924.77 | |
| 0 OBL 261009 | 2,900,000.00 | 2,666,059.90 | |
| 0 OBL 270416 | 3,050,000.00 | 2,772,700.10 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 0 SPAIN GOVT 250131 | 3,630,000.00 | 3,462,551.43 | |
| 0 SPAIN GOVT 250531 | 2,500,000.00 | 2,358,415.50 | |
| 0 SPAIN GOVT 260131 | 6,500,000.00 | 6,007,956.50 | |
| 0 SPAIN GOVT 270131 | 3,800,000.00 | 3,404,155.52 | |
| 0 SPAIN GOVT 280131 | 3,800,000.00 | 3,299,597.00 | |
| 0.1 BEL GOVT 300622 | 2,520,000.00 | 2,074,867.20 | |
| 0.1 SPAIN GOVT 310430 | 4,360,000.00 | 3,404,427.52 | |
| 0.125 FINNISH GOV 310915 | 1,070,000.00 | 849,601.40 | |
| 0.125 FINNISH GOV 360415 | 510,000.00 | 344,768.67 | |
| 0.125 FINNISH GOV 520415 | 750,000.00 | 324,719.85 | |
| 0.2 IRISH GOVT 270515 | 500,000.00 | 451,705.66 | |
| 0.2 IRISH GOVT 301018 | 1,220,000.00 | 1,006,556.12 | |
| 0.25 AUSTRIA GOVT 361020 | 1,050,000.00 | 712,522.65 | |
| 0.25 BUND 270215 | 4,490,000.00 | 4,133,350.32 | |
| 0.25 BUND 280815 | 4,170,000.00 | 3,729,477.03 | |
| 0.25 BUND 290215 | 4,850,000.00 | 4,292,754.40 | |
| 0.25 FINNISH GOVT 400915 | 540,000.00 | 325,894.32 | |
| 0.25 ITALY GOVT 280315 | 2,700,000.00 | 2,313,592.20 | |
| 0.25 NETH GOVT 250715 | 1,930,000.00 | 1,832,264.80 | |
| 0.25 NETH GOVT 290715 | 2,950,000.00 | 2,546,186.30 | |
| 0.25 O.A.T 261125 | 5,680,000.00 | 5,204,958.59 | |
| 0.35 BEL GOVT 320622 | 2,450,000.00 | 1,928,990.84 | |
| 0.35 IRISH GOVT 321018 | 800,000.00 | 634,149.00 | |
| 0.35 ITALY GOVT 250201 | 3,060,000.00 | 2,922,905.88 | |
| 0.4 BEL GOVT 400622 | 1,300,000.00 | 790,843.72 | |
| 0.4 IRISH GOVT 350515 | 700,000.00 | 513,446.85 | |
| 0.45 ITALY GOVT 290215 | 2,300,000.00 | 1,921,636.20 | |
| 0.5 AUSTRIA GOVT 270420 | 2,100,000.00 | 1,920,712.50 | |
| 0.5 AUSTRIA GOVT 290220 | 2,050,000.00 | 1,794,410.10 | |
| 0.5 BEL GOVT 241022 | 2,190,000.00 | 2,120,662.41 | |
| 0.5 BUND 250215 | 7,110,000.00 | 6,843,943.80 | |
| 0.5 BUND 260215 | 3,160,000.00 | 2,984,795.00 | |
| 0.5 BUND 270815 | 5,120,000.00 | 4,716,530.73 | |
| 0.5 BUND 280215 | 4,280,000.00 | 3,910,297.88 | |
| 0.5 FINNISH GOVT 260415 | 1,670,000.00 | 1,567,295.00 | |
| 0.5 FINNISH GOVT 270915 | 700,000.00 | 635,828.90 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 0.5 FINNISH GOVT 280915 | 1,480,000.00 | 1,311,611.52 | |
| 0.5 FINNISH GOVT 290915 | 720,000.00 | 622,648.80 | |
| 0.5 FINNISH GOVT 430415 | 780,000.00 | 465,347.87 | |
| 0.5 ITALY GOVT 260201 | 2,450,000.00 | 2,273,951.01 | |
| 0.5 ITALY GOVT 280715 | 2,400,000.00 | 2,055,957.60 | |
| 0.5 NETH GOVT 260715 | 3,970,000.00 | 3,708,421.46 | |
| 0.5 NETH GOVT 320715 | 2,300,000.00 | 1,879,918.15 | |
| 0.5 NETH GOVT 400115 | 2,630,000.00 | 1,785,775.26 | |
| 0.5 O.A.T 250525 | 6,490,000.00 | 6,196,587.10 | |
| 0.5 O.A.T 260525 | 7,530,000.00 | 7,034,428.56 | |
| 0.5 O.A.T 290525 | 8,370,000.00 | 7,316,242.11 | |
| 0.5 O.A.T 400525 | 4,390,000.00 | 2,767,508.68 | |
| 0.5 O.A.T 440625 | 2,730,000.00 | 1,548,707.16 | |
| 0.5 O.A.T 720525 | 1,750,000.00 | 606,039.52 | |
| 0.5 SPAIN GOVT 300430 | 3,580,000.00 | 2,982,995.62 | |
| 0.5 SPAIN GOVT 311031 | 3,190,000.00 | 2,532,708.72 | |
| 0.55 IRISH GOVT 410422 | 1,000,000.00 | 625,790.00 | |
| 0.6 ITALY GOVT 310801 | 3,100,000.00 | 2,383,289.30 | |
| 0.6 SPAIN GOVT 291031 | 3,680,000.00 | 3,133,078.40 | |
| 0.65 BEL GOVT 710622 | 910,000.00 | 342,654.58 | |
| 0.7 AUSTRIA GOVT 710420 | 680,000.00 | 278,819.04 | |
| 0.7 SPAIN GOVT 320430 | 3,800,000.00 | 3,024,374.40 | |
| 0.75 AUSTRIA GOVT 261020 | 2,480,000.00 | 2,315,119.68 | |
| 0.75 AUSTRIA GOVT 280220 | 1,690,000.00 | 1,532,526.07 | |
| 0.75 AUSTRIA GOVT 510320 | 1,180,000.00 | 641,692.26 | |
| 0.75 FINNISH GOVT 310415 | 1,050,000.00 | 889,194.60 | |
| 0.75 NETH GOVT 270715 | 2,670,000.00 | 2,466,735.57 | |
| 0.75 NETH GOVT 280715 | 3,020,000.00 | 2,738,580.69 | |
| 0.75 O.A.T 280225 | 7,400,000.00 | 6,726,918.20 | |
| 0.75 O.A.T 280525 | 8,850,000.00 | 8,005,506.45 | |
| 0.75 O.A.T 281125 | 9,060,000.00 | 8,115,821.16 | |
| 0.75 O.A.T 520525 | 4,960,000.00 | 2,518,564.00 | |
| 0.75 O.A.T 530525 | 4,590,000.00 | 2,270,902.50 | |
| 0.8 BEL GOVT 250622 | 2,970,000.00 | 2,846,753.91 | |
| 0.8 BEL GOVT 270622 | 2,880,000.00 | 2,657,790.72 | |
| 0.8 BEL GOVT 280622 | 2,250,000.00 | 2,039,917.50 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 0.8 SPAIN GOVT 270730 | 3,350,000.00 | 3,052,171.60 | |
| 0.8 SPAIN GOVT 290730 | 3,530,000.00 | 3,058,593.21 | |
| 0.85 AUSTRIA GOVT 200630 | 650,000.00 | 251,050.15 | |
| 0.85 ITALY GOVT 270115 | 3,060,000.00 | 2,793,045.60 | |
| 0.85 SPAIN GOVT 370730 | 2,150,000.00 | 1,464,885.30 | |
| 0.875 FINNISH GOV 250915 | 630,000.00 | 602,516.25 | |
| 0.9 AUSTRIA GOVT 320220 | 2,120,000.00 | 1,773,592.00 | |
| 0.9 BEL GOVT 290622 | 3,090,000.00 | 2,757,973.32 | |
| 0.9 IRISH GOVT 280515 | 1,640,000.00 | 1,497,762.80 | |
| 0.9 ITALY GOVT 310401 | 3,530,000.00 | 2,816,961.18 | |
| 0.95 ITALY GOVT 270915 | 4,000,000.00 | 3,595,864.64 | |
| 0.95 ITALY GOVT 300801 | 2,500,000.00 | 2,046,862.50 | |
| 0.95 ITALY GOVT 311201 | 2,730,000.00 | 2,138,676.54 | |
| 0.95 ITALY GOVT 320601 | 2,600,000.00 | 2,002,093.60 | |
| 0.95 ITALY GOVT 370301 | 2,560,000.00 | 1,668,014.08 | |
| 1 BEL GOVT 260622 | 2,760,000.00 | 2,610,274.14 | |
| 1 BEL GOVT 310622 | 2,850,000.00 | 2,444,673.00 | |
| 1 BUND 250815 | 5,580,000.00 | 5,367,736.80 | |
| 1 BUND 380515 | 2,860,000.00 | 2,264,447.90 | |
| 1 IRISH GOVT 260515 | 1,850,000.00 | 1,756,671.94 | |
| 1 O.A.T 251125 | 6,580,000.00 | 6,286,782.04 | |
| 1 O.A.T 270525 | 6,260,000.00 | 5,828,953.86 | |
| 1 SPAIN GOVT 420730 | 1,350,000.00 | 822,390.30 | |
| 1 SPAIN GOVT 501031 | 3,100,000.00 | 1,558,295.60 | |
| 1.1 IRISH GOVT 290515 | 1,610,000.00 | 1,458,265.55 | |
| 1.1 ITALY GOVT 270401 | 3,300,000.00 | 3,021,054.30 | |
| 1.125 FINNISH GOV 340415 | 730,000.00 | 596,840.70 | |
| 1.2 AUSTRIA GOVT 251020 | 2,710,000.00 | 2,606,824.88 | |
| 1.2 ITALY GOVT 250815 | 2,100,000.00 | 2,004,151.80 | |
| 1.2 SPAIN GOVT 401031 | 3,030,000.00 | 1,997,224.50 | |
| 1.25 BEL GOVT 330422 | 1,770,000.00 | 1,498,416.51 | |
| 1.25 BUND 480815 | 5,740,000.00 | 4,263,316.12 | |
| 1.25 ITALY GOVT 261201 | 2,680,000.00 | 2,486,472.24 | |
| 1.25 O.A.T 340525 | 6,790,000.00 | 5,606,265.35 | |
| 1.25 O.A.T 360525 | 7,070,000.00 | 5,575,006.08 | |
| 1.25 O.A.T 380525 | 2,000,000.00 | 1,506,560.00 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1.25 SPAIN GOVT 301031 | 3,230,000.00 | 2,798,464.82 | |
| 1.3 IRISH GOVT 330515 | 860,000.00 | 734,237.04 | |
| 1.3 OBL 271015 | 5,750,000.00 | 5,455,793.20 | |
| 1.3 OBL 271015 | 800,000.00 | 760,195.20 | |
| 1.3 SPAIN GOVT 261031 | 3,650,000.00 | 3,437,448.34 | |
| 1.35 IRISH GOVT 310318 | 1,070,000.00 | 954,864.57 | |
| 1.35 ITALY GOVT 300401 | 3,610,000.00 | 3,073,673.13 | |
| 1.375 FINNISH GOV 270415 | 800,000.00 | 756,244.80 | |
| 1.375 FINNISH GOV 470415 | 840,000.00 | 582,825.88 | |
| 1.4 BEL GOVT 530622 | 1,720,000.00 | 1,033,604.76 | |
| 1.4 SPAIN GOVT 280430 | 3,740,000.00 | 3,444,287.36 | |
| 1.4 SPAIN GOVT 280730 | 4,240,000.00 | 3,887,028.48 | |
| 1.45 BEL GOVT 370622 | 1,220,000.00 | 957,694.58 | |
| 1.45 ITALY GOVT 241115 | 2,400,000.00 | 2,337,902.40 | |
| 1.45 ITALY GOVT 250515 | 2,300,000.00 | 2,218,281.00 | |
| 1.45 ITALY GOVT 360301 | 2,140,000.00 | 1,538,154.96 | |
| 1.45 SPAIN GOVT 271031 | 4,330,000.00 | 4,029,272.84 | |
| 1.45 SPAIN GOVT 290430 | 3,300,000.00 | 2,990,092.61 | |
| 1.45 SPAIN GOVT 711031 | 1,300,000.00 | 582,886.04 | |
| 1.5 AUSTRIA GOVT 470220 | 1,810,000.00 | 1,271,425.98 | |
| 1.5 AUSTRIA GOVT 861102 | 460,000.00 | 252,378.54 | |
| 1.5 FINNISH GOVT 320915 | 750,000.00 | 656,877.60 | |
| 1.5 IRISH GOVT 500515 | 1,160,000.00 | 770,533.48 | |
| 1.5 ITALY GOVT 250601 | 3,300,000.00 | 3,180,358.50 | |
| 1.5 ITALY GOVT 450430 | 2,010,000.00 | 1,179,377.55 | |
| 1.5 O.A.T 310525 | 9,560,000.00 | 8,603,343.13 | |
| 1.5 O.A.T 500525 | 5,230,000.00 | 3,424,609.23 | |
| 1.5 SPAIN GOVT 270430 | 3,290,000.00 | 3,092,751.34 | |
| 1.6 BEL GOVT 470622 | 1,570,000.00 | 1,076,413.98 | |
| 1.6 ITALY GOVT 260601 | 4,120,000.00 | 3,903,020.20 | |
| 1.6 SPAIN GOVT 250430 | 3,510,000.00 | 3,408,715.44 | |
| 1.65 AUSTRIA GOVT 241021 | 2,510,000.00 | 2,461,159.79 | |
| 1.65 ITALY GOVT 301201 | 3,870,000.00 | 3,298,751.73 | |
| 1.65 ITALY GOVT 320301 | 4,450,000.00 | 3,678,877.30 | |
| 1.7 BEL GOVT 500622 | 1,840,000.00 | 1,242,901.60 | |
| 1.7 BUND 320815 | 4,350,000.00 | 4,060,253.46 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1.7 IRISH GOVT 370515 | 1,190,000.00 | 979,155.80 | |
| 1.7 ITALY GOVT 510901 | 2,390,000.00 | 1,341,621.72 | |
| 1.75 O.A.T 241125 | 5,020,000.00 | 4,922,742.52 | |
| 1.75 O.A.T 390625 | 5,050,000.00 | 4,065,199.50 | |
| 1.75 O.A.T 660525 | 2,590,000.00 | 1,624,815.78 | |
| 1.8 BUND 530815 | 2,600,000.00 | 2,115,362.60 | |
| 1.8 BUND 530815 | 1,200,000.00 | 978,333.60 | |
| 1.8 ITALY GOVT 410301 | 2,240,000.00 | 1,501,158.40 | |
| 1.85 AUSTRIA GOVT 490523 | 870,000.00 | 649,338.42 | |
| 1.85 ITALY GOVT 250701 | 2,400,000.00 | 2,325,076.80 | |
| 1.85 SPAIN GOVT 350730 | 4,200,000.00 | 3,458,049.00 | |
| 1.9 BEL GOVT 380622 | 1,360,000.00 | 1,114,840.51 | |
| 1.9 SPAIN GOVT 521031 | 2,400,000.00 | 1,498,209.60 | |
| 1.95 SPAIN GOVT 260430 | 3,520,000.00 | 3,399,767.36 | |
| 1.95 SPAIN GOVT 300730 | 3,790,000.00 | 3,464,440.81 | |
| 2 AUSTRIA GOVT 260715 | 1,000,000.00 | 971,900.00 | |
| 2 IRISH GOVT 450218 | 1,640,000.00 | 1,282,275.00 | |
| 2 ITALY GOVT 251201 | 3,530,000.00 | 3,406,976.85 | |
| 2 ITALY GOVT 280201 | 4,580,000.00 | 4,263,531.16 | |
| 2 NETH GOVT 540115 | 1,310,000.00 | 1,060,542.20 | |
| 2 O.A.T 321125 | 7,450,000.00 | 6,809,598.00 | |
| 2 O.A.T 480525 | 4,650,000.00 | 3,496,362.90 | |
| 2.05 ITALY GOVT 270801 | 2,650,000.00 | 2,495,107.36 | |
| 2.1 AUSTRIA GOVT 170920 | 810,000.00 | 548,995.33 | |
| 2.1 BUND 291115 | 3,800,000.00 | 3,700,321.44 | |
| 2.1 ITALY GOVT 260715 | 2,350,000.00 | 2,252,257.62 | |
| 2.15 BEL GOVT 660622 | 1,240,000.00 | 868,869.24 | |
| 2.15 ITALY GOVT 520901 | 1,550,000.00 | 951,365.20 | |
| 2.15 ITALY GOVT 720301 | 850,000.00 | 469,320.70 | |
| 2.15 SPAIN GOVT 251031 | 3,000,000.00 | 2,929,485.00 | |
| 2.2 ITALY GOVT 270601 | 2,000,000.00 | 1,898,897.28 | |
| 2.2 OBL 280413 | 3,450,000.00 | 3,387,641.25 | |
| 2.25 BEL GOVT 570622 | 1,020,000.00 | 755,148.84 | |
| 2.25 ITALY GOVT 360901 | 2,720,000.00 | 2,139,073.28 | |
| 2.3 BUND 330215 | 5,650,000.00 | 5,523,858.10 | |
| 2.3 BUND 330215 | 700,000.00 | 685,095.60 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2.35 SPAIN GOVT 330730 | 3,110,000.00 | 2,794,129.24 | |
| 2.4 AUSTRIA GOVT 340523 | 1,300,000.00 | 1,206,540.40 | |
| 2.4 IRISH GOVT 300515 | 1,490,000.00 | 1,443,619.28 | |
| 2.4 OBL 281019 | 1,500,000.00 | 1,485,570.43 | |
| 2.45 ITALY GOVT 330901 | 2,870,000.00 | 2,458,838.06 | |
| 2.45 ITALY GOVT 500901 | 2,490,000.00 | 1,674,350.70 | |
| 2.5 BUND 440704 | 4,730,000.00 | 4,555,297.45 | |
| 2.5 BUND 460815 | 4,600,000.00 | 4,435,140.60 | |
| 2.5 ITALY GOVT 241201 | 3,360,000.00 | 3,311,811.72 | |
| 2.5 ITALY GOVT 251115 | 2,330,000.00 | 2,274,305.45 | |
| 2.5 ITALY GOVT 321201 | 2,850,000.00 | 2,489,801.04 | |
| 2.5 NETH GOVT 300115 | 600,000.00 | 587,196.00 | |
| 2.5 NETH GOVT 330115 | 2,250,000.00 | 2,180,576.25 | |
| 2.5 NETH GOVT 330715 | 1,050,000.00 | 1,016,505.00 | |
| 2.5 O.A.T 260924 | 5,300,000.00 | 5,211,426.40 | |
| 2.5 O.A.T 300525 | 9,590,000.00 | 9,334,242.37 | |
| 2.5 O.A.T 430525 | 1,730,000.00 | 1,484,706.76 | |
| 2.5 SCHATS 250313 | 1,000,000.00 | 989,440.00 | |
| 2.55 SPAIN GOVT 321031 | 4,190,000.00 | 3,874,289.36 | |
| 2.6 BUND 330815 | 1,500,000.00 | 1,500,355.95 | |
| 2.625 FINNISH GOV 420704 | 940,000.00 | 851,226.40 | |
| 2.65 ITALY GOVT 271201 | 2,800,000.00 | 2,684,239.60 | |
| 2.7 ITALY GOVT 470301 | 3,130,000.00 | 2,298,240.06 | |
| 2.7 SPAIN GOVT 481031 | 2,910,000.00 | 2,288,179.56 | |
| 2.75 BEL GOVT 390422 | 950,000.00 | 866,198.12 | |
| 2.75 FINNISH GOVT 280704 | 1,110,000.00 | 1,099,578.32 | |
| 2.75 FINNISH GOVT 380415 | 680,000.00 | 633,314.70 | |
| 2.75 NETH GOVT 470115 | 2,970,000.00 | 2,858,022.98 | |
| 2.75 O.A.T 271025 | 8,490,000.00 | 8,418,800.81 | |
| 2.75 O.A.T 290225 | 2,800,000.00 | 2,768,626.00 | |
| 2.75 SPAIN GOVT 241031 | 5,400,000.00 | 5,350,417.20 | |
| 2.8 ITALY GOVT 281201 | 3,680,000.00 | 3,508,383.20 | |
| 2.8 ITALY GOVT 290615 | 3,200,000.00 | 3,024,140.80 | |
| 2.8 ITALY GOVT 670301 | 1,620,000.00 | 1,084,781.16 | |
| 2.8 SPAIN GOVT 260531 | 7,500,000.00 | 7,392,847.50 | |
| 2.9 AUSTRIA GOVT 290523 | 700,000.00 | 696,101.70 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2.9 AUSTRIA GOVT 330220 | 1,500,000.00 | 1,466,323.50 | |
| 2.9 SPAIN GOVT 461031 | 2,990,000.00 | 2,479,595.04 | |
| 2.95 ITALY GOVT 380901 | 2,380,000.00 | 1,979,731.60 | |
| 3 BEL GOVT 330622 | 1,800,000.00 | 1,765,238.04 | |
| 3 BEL GOVT 340622 | 1,230,000.00 | 1,196,872.42 | |
| 3 FINNISH GOVT 330915 | 550,000.00 | 543,510.62 | |
| 3 IRISH GOVT 431018 | 450,000.00 | 426,438.02 | |
| 3 ITALY GOVT 290801 | 3,400,000.00 | 3,246,989.80 | |
| 3 O.A.T 330525 | 4,000,000.00 | 3,956,828.00 | |
| 3 O.A.T 540525 | 2,080,000.00 | 1,854,228.48 | |
| 3.1 ITALY GOVT 400301 | 1,890,000.00 | 1,572,102.00 | |
| 3.15 AUSTRIA GOVT 440620 | 1,250,000.00 | 1,214,730.00 | |
| 3.15 AUSTRIA GOVT 531020 | 300,000.00 | 287,613.00 | |
| 3.15 SPAIN GOVT 330430 | 3,000,000.00 | 2,896,075.40 | |
| 3.25 BUND 420704 | 2,880,000.00 | 3,082,991.04 | |
| 3.25 ITALY GOVT 380301 | 1,340,000.00 | 1,157,581.57 | |
| 3.25 ITALY GOVT 460901 | 2,740,000.00 | 2,222,123.56 | |
| 3.25 O.A.T 450525 | 4,710,000.00 | 4,531,462.74 | |
| 3.3 BEL GOVT 540622 | 1,400,000.00 | 1,301,507.20 | |
| 3.35 ITALY GOVT 350301 | 3,110,000.00 | 2,821,112.10 | |
| 3.4 ITALY GOVT 250328 | 2,300,000.00 | 2,288,257.35 | |
| 3.4 ITALY GOVT 280401 | 3,000,000.00 | 2,955,045.00 | |
| 3.45 BEL GOVT 430622 | 800,000.00 | 783,720.00 | |
| 3.45 ITALY GOVT 480301 | 2,820,000.00 | 2,345,362.98 | |
| 3.45 SPAIN GOVT 430730 | 1,420,000.00 | 1,303,219.64 | |
| 3.45 SPAIN GOVT 660730 | 2,230,000.00 | 1,903,408.22 | |
| 3.5 ITALY GOVT 260115 | 2,500,000.00 | 2,491,180.00 | |
| 3.5 ITALY GOVT 300301 | 4,470,000.00 | 4,365,625.50 | |
| 3.5 O.A.T 260425 | 6,690,000.00 | 6,756,471.84 | |
| 3.55 SPAIN GOVT 331031 | 1,900,000.00 | 1,886,765.36 | |
| 3.7 ITALY GOVT 300615 | 2,350,000.00 | 2,309,406.10 | |
| 3.75 BEL GOVT 450622 | 1,620,000.00 | 1,667,375.60 | |
| 3.75 ITALY GOVT 240901 | 4,230,000.00 | 4,227,644.39 | |
| 3.75 NETH GOVT 420115 | 2,690,000.00 | 2,958,878.95 | |
| 3.8 AUSTRIA GOVT 620126 | 700,000.00 | 765,658.60 | |
| 3.8 ITALY GOVT 260415 | 2,700,000.00 | 2,708,302.50 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3.8 ITALY GOVT 280801 | 1,000,000.00 | 999,650.00 | |
| 3.85 ITALY GOVT 291215 | 2,600,000.00 | 2,587,689.00 | |
| 3.85 ITALY GOVT 490901 | 1,950,000.00 | 1,718,597.40 | |
| 3.9 SPAIN GOVT 390730 | 1,050,000.00 | 1,040,766.82 | |
| 4 BEL GOVT 320328 | 1,250,000.00 | 1,332,078.50 | |
| 4 BUND 370104 | 4,440,000.00 | 5,068,872.72 | |
| 4 FINNISH GOVT 250704 | 240,000.00 | 243,159.60 | |
| 4 ITALY GOVT 311030 | 1,650,000.00 | 1,642,278.66 | |
| 4 ITALY GOVT 350430 | 1,150,000.00 | 1,112,210.43 | |
| 4 ITALY GOVT 370201 | 4,600,000.00 | 4,398,306.19 | |
| 4 NETH GOVT 370115 | 2,700,000.00 | 2,989,102.50 | |
| 4 O.A.T 381025 | 4,020,000.00 | 4,312,950.25 | |
| 4 O.A.T 550425 | 3,090,000.00 | 3,336,483.12 | |
| 4 O.A.T 600425 | 3,040,000.00 | 3,298,160.44 | |
| 4.15 AUSTRIA GOVT 370315 | 2,190,000.00 | 2,378,453.88 | |
| 4.2 SPAIN GOVT 370131 | 3,460,000.00 | 3,602,148.21 | |
| 4.25 BEL GOVT 410328 | 2,380,000.00 | 2,605,133.24 | |
| 4.25 BUND 390704 | 3,010,000.00 | 3,581,945.15 | |
| 4.35 ITALY GOVT 331101 | 2,800,000.00 | 2,814,728.00 | |
| 4.4 ITALY GOVT 330501 | 2,900,000.00 | 2,941,470.00 | |
| 4.45 ITALY GOVT 430901 | 1,200,000.00 | 1,167,295.44 | |
| 4.5 BEL GOVT 260328 | 1,610,000.00 | 1,663,482.59 | |
| 4.5 ITALY GOVT 260301 | 3,740,000.00 | 3,812,683.16 | |
| 4.5 ITALY GOVT 531001 | 950,000.00 | 913,284.40 | |
| 4.5 O.A.T 410425 | 5,580,000.00 | 6,347,517.84 | |
| 4.65 SPAIN GOVT 250730 | 2,890,000.00 | 2,954,984.54 | |
| 4.7 SPAIN GOVT 410730 | 3,300,000.00 | 3,601,610.10 | |
| 4.75 BUND 280704 | 2,340,000.00 | 2,568,529.78 | |
| 4.75 BUND 340704 | 3,650,000.00 | 4,371,207.15 | |
| 4.75 BUND 400704 | 3,130,000.00 | 3,963,334.33 | |
| 4.75 ITALY GOVT 280901 | 3,930,000.00 | 4,101,041.46 | |
| 4.75 ITALY GOVT 440901 | 2,900,000.00 | 2,942,009.40 | |
| 4.75 O.A.T 350425 | 4,450,000.00 | 5,086,430.10 | |
| 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 | 1,370,000.00 | 1,425,520.62 | |
| 4.9 SPAIN GOVT 400730 | 3,360,000.00 | 3,738,588.00 | |
| 5 BEL GOVT 350328 | 2,950,000.00 | 3,412,499.52 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 5 ITALY GOVT 250301 | 4,280,000.00 | 4,356,873.50 | |
| | | 5 ITALY GOVT 340801 | 3,850,000.00 | 4,066,181.35 | |
| | | 5 ITALY GOVT 390801 | 3,980,000.00 | 4,174,789.16 | |
| | | 5 ITALY GOVT 400901 | 3,600,000.00 | 3,776,630.40 | |
| | | 5.15 SPAIN GOVT 281031 | 3,250,000.00 | 3,531,901.75 | |
| | | 5.15 SPAIN GOVT 441031 | 2,390,000.00 | 2,769,739.93 | |
| | | 5.25 ITALY GOVT 291101 | 4,110,000.00 | 4,425,985.02 | |
| | | 5.4 IRISH GOVT 250313 | 2,100,000.00 | 2,165,017.26 | |
| | | 5.5 BEL GOVT 280328 | 3,380,000.00 | 3,742,772.02 | |
| | | 5.5 BUND 310104 | 4,280,000.00 | 5,119,539.12 | |
| | | 5.5 NETH GOVT 280115 | 1,480,000.00 | 1,636,433.04 | |
| | | 5.5 O.A.T 290425 | 5,820,000.00 | 6,572,805.36 | |
| | | 5.625 BUND 280104 | 2,540,000.00 | 2,848,532.78 | |
| | | 5.75 ITALY GOVT 330201 | 3,820,000.00 | 4,276,451.80 | |
| | | 5.75 O.A.T 321025 | 5,690,000.00 | 6,883,153.17 | |
| | | 5.75 SPAIN GOVT 320730 | 3,480,000.00 | 4,076,569.44 | |
| | | 5.9 SPAIN GOVT 260730 | 4,650,000.00 | 4,971,668.40 | |
| | | 6 ITALY GOVT 310501 | 5,030,000.00 | 5,690,861.52 | |
| | | 6 O.A.T 251025 | 5,760,000.00 | 6,087,582.72 | |
| | | 6 SPAIN GOVT 290131 | 4,230,000.00 | 4,786,752.60 | |
| | | 6.25 AUSTRIA GOVT 270715 | 1,630,000.00 | 1,816,910.47 | |
| | | 6.25 BUND 300104 | 1,700,000.00 | 2,064,589.48 | |
| | | 6.5 BUND 270704 | 1,750,000.00 | 1,985,757.20 | |
| | | 6.5 ITALY GOVT 271101 | 3,900,000.00 | 4,319,601.00 | |
| | | 7.25 ITALY GOVT 261101 | 2,300,000.00 | 2,541,155.00 | |
| ユーロ合計 | | | 1,077,740,000.00 | 976,650,870.61<br>(153,802,979,103) | |
| 合計 | | | | 465,855,294,714<br>(465,855,294,714) | |

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

| 種類 | 銘柄数 | 組入債券<br>時価比率 | 有価証券の<br>合計金額に<br>対する比率 |
|---|---|---|---|
| アメリカドル | 国債証券 271銘柄 | 100.00% | 48.36% |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| カナダドル | 国債証券 | 37 銘柄 | 100.00% | 1.98% |
| オーストラリアドル | 国債証券 | 26 銘柄 | 100.00% | 1.47% |
| イギリスポンド | 国債証券 | 57 銘柄 | 100.00% | 4.98% |
| シンガポールドル | 国債証券 | 19 銘柄 | 100.00% | 0.43% |
| マレーシアリンギット | 国債証券 | 29 銘柄 | 100.00% | 0.53% |
| ニュージーランドドル | 国債証券 | 9 銘柄 | 100.00% | 0.22% |
| スウェーデンクローネ | 国債証券 | 8 銘柄 | 100.00% | 0.19% |
| ノルウェークローネ | 国債証券 | 9 銘柄 | 100.00% | 0.15% |
| デンマーククローネ | 国債証券 | 8 銘柄 | 100.00% | 0.31% |
| メキシコペソ | 国債証券 | 16 銘柄 | 100.00% | 0.97% |
| イスラエルシェケル | 国債証券 | 10 銘柄 | 100.00% | 0.29% |
| ポーランドズロチ | 国債証券 | 14 銘柄 | 100.00% | 0.49% |
| 中国元 | 国債証券 | 72 銘柄 | 100.00% | 6.60% |
| ユーロ | 国債証券 | 364 銘柄 | 100.00% | 33.02% |

## 第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

## マネー・マーケット・マザーファンド

### 貸借対照表

（単位：円）

| | ［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 674,990,326 |
| 現先取引勘定 | 2,499,998,987 |
| 流動資産合計 | 3,174,989,313 |
| 資産合計 | 3,174,989,313 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 1,961,230 |
| 未払利息 | 1,418 |
| 流動負債合計 | 1,962,648 |
| 負債合計 | 1,962,648 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 3,116,735,424 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（△） | 56,291,241 |
| 元本等合計 | 3,173,026,665 |

| | |
|---|---|
| 純資産合計 | 3,173,026,665 |
| 負債純資産合計 | 3,174,989,313 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| | ［2023年 9月 11日現在］ |
|---|---|
| 1． 期首 | 2022年 9月 13日 |
| 期首元本額 | 1,932,804,244円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,278,546,115円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,094,614,935円 |
| 元本の内訳※ | |
| 三菱ＵＦＪ　ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド | 576,866,612円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型） | 2,210,674円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型） | 2,590,474円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜ユーロコース＞（毎月分配型） | 111,354円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型） | 9,893,887円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型） | 24,765,135円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜南アフリカランドコース＞（毎月分配型） | 282,290円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型） | 1,074,934円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞ | 38,741,190円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜中国元コース＞（毎月分配型） | 89,620円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜インドネシアルピアコース＞（毎月分配型） | 669,935円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型） | 212,322円 |
| ＰＩＭＣＯ　ニューワールド円インカムファンド（毎月分配型） | 6,895,341円 |
| ＰＩＭＣＯ　ニューワールド米ドルインカムファンド（毎月分配型） | 907,086円 |
| ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型） | 5,548,198円 |
| ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型） | 74,308円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型） | 3,857,128円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型） | 1,339,040円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型） | 1,145,161円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型） | 10,743,284円 |

| | |
|---|---|
| 三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型） | 629,892 円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型） | 416,840 円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞ | 72,678,611 円 |
| 三菱ＵＦＪ　欧州ハイイールド債券ファンド　ユーロ円プレミアム（毎月分配型） | 7,489,236 円 |
| 欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり） | 2,515,903 円 |
| 欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし） | 4,289,171 円 |
| ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型） | 4,489,124 円 |
| ＰＩＭＣＯ　ニューワールド円インカムファンド（年２回分配型） | 30,651 円 |
| ＰＩＭＣＯ　ニューワールド米ドルインカムファンド（年２回分配型） | 60,179 円 |
| ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（年２回分配型） | 50,114 円 |
| ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜ブラジルレアルコース＞（年２回分配型） | 20,635 円 |
| ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年２回分配型） | 278,281 円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型） | 665,580 円 |
| 三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型） | 1,149,232 円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国高配当株式プラス＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型） | 491,449 円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国高配当株式プラス＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型） | 9,828,976 円 |
| ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型） | 2,119,621 円 |
| ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型） | 44,142 円 |
| バリュー・ボンド・ファンド＜為替リスク軽減型＞（毎月決算型） | 9,822 円 |
| バリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型） | 9,829 円 |
| バリュー・ボンド・ファンド＜為替リスク軽減型＞（年１回決算型） | 9,829 円 |
| バリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型） | 9,829 円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型） | 2,007,890 円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型） | 7,196,270 円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型） | 1,491,640 円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型） | 2,299,085 円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型） | 845,131 円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型） | 1,016,827 円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜ロシアルーブルコース＞（毎月分配型） | 2,895,129 円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（年２回分配型） | 870,254 円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（年２回分配型） | 1,721,384 円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（年２回分配型） | 136,856 円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（年２回分配型） | 323,246 円 |

| | |
|---|---|
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（年２回分配型） | 382,241円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（年２回分配型） | 125,118円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜ロシアルーブルコース＞（年２回分配型） | 110,207円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞ | 61,992,695円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＢ＞ | 1,355,151円 |
| 三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜米ドルヘッジ型＞（毎月決算型） | 1,412,860円 |
| 三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型） | 5,411,821円 |
| 三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜米ドルヘッジ型＞（年１回決算型） | 1,020,693円 |
| 三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型） | 2,065,331円 |
| ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ｃコース（為替ヘッジなし）（年１回決算型） | 521,457円 |
| ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ｄコース（為替ヘッジあり）（年１回決算型） | 217,015円 |
| 米国バンクローンファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型） | 1,628,892円 |
| 米国バンクローンファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型） | 5,812,610円 |
| 米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型） | 3,545,187円 |
| 米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型） | 8,124,755円 |
| 米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジあり＞（年１回決算型） | 2,990,177円 |
| 米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型） | 3,377,211円 |
| ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（毎月分配型） | 5,541,524円 |
| ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（年２回分配型） | 2,711,846円 |
| ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型） | 18,468,833円 |
| ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（年２回分配型） | 3,319,056円 |
| ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型） | 13,122,469円 |
| ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型） | 1,616,484円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　米ドル円プレミアム（毎月分配型） | 2,724,520円 |
| 三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　米ドル円プレミアム（年２回分配型） | 1,171,788円 |
| ＰＩＭＣＯ　米国バンクローンファンド＜円インカム＞（毎月分配型） | 10,787円 |
| ＰＩＭＣＯ　米国バンクローンファンド＜円インカム＞（年２回分配型） | 10,795円 |
| ＰＩＭＣＯ　米国バンクローンファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型） | 334,809円 |
| ＰＩＭＣＯ　米国バンクローンファンド＜米ドルインカム＞（年２回分配型） | 177,761円 |
| ＰＩＭＣＯ　米国バンクローンファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型） | 230,764円 |
| ＰＩＭＣＯ　米国バンクローンファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型） | 30,437円 |
| 三菱ＵＦＪ　Ｊリート不動産株ファンド＜米ドル投資型＞（３ヵ月決算型） | 3,063,931円 |
| 三菱ＵＦＪ　Ｊリート不動産株ファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型） | 6,324,266円 |

| | |
|---|---|
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金） | 1,989,374,359 円 |
| マクロ・トータル・リターン・ファンド | 9,820 円 |
| 米国バンクローンファンド＜為替ヘッジあり＞（資産成長型） | 89,287 円 |
| 米国バンクローンファンド＜為替ヘッジなし＞（資産成長型） | 138,420 円 |
| テンプルトン新興国小型株ファンド | 49,097 円 |
| ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（毎月決算型） | 2,966,566 円 |
| ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（年２回決算型） | 6,675,966 円 |
| ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型） | 13,053,165 円 |
| ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年２回決算型） | 9,376,245 円 |
| 欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）（年１回決算型） | 169,198 円 |
| 欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）（年１回決算型） | 87,384 円 |
| わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配コース） | 9,820 円 |
| わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配抑制コース） | 9,820 円 |
| わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配コース） | 9,820 円 |
| わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配抑制コース） | 9,820 円 |
| ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド | 9,821 円 |
| グローバル・インカム・フルコース（為替リスク軽減型） | 983 円 |
| グローバル・インカム・フルコース（為替ヘッジなし） | 983 円 |
| ＜ＤＣ＞ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド | 9,821 円 |
| ベイリー・ギフォード　インパクト投資ファンド | 9,821 円 |
| ＜ＤＣ＞ベイリー・ギフォード　ＥＳＧ世界株ファンド | 9,822 円 |
| ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド（予想分配金提示型） | 9,822 円 |
| ベイリー・ギフォード　インパクト投資ファンド（予想分配金提示型） | 9,822 円 |
| 米国株式トレンド・ウォッチ戦略ファンド | 983 円 |
| 三菱ＵＦＪ　インド債券オープン（毎月決算型） | 39,351 円 |
| 三菱ＵＦＪ／マッコーリー　オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型） | 97,104 円 |
| マネープールファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定） | 9,871,777 円 |
| ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型） | 11,784,347 円 |
| ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ａコース（為替ヘッジなし） | 6,887,212 円 |
| ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ｂコース（為替ヘッジあり） | 5,484,593 円 |
| 三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤーファンド　２０３０ | 7,719,773 円 |
| 三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー　ファンド　２０３０ | 77,698,480 円 |
| 合計 | 3,116,735,424 円 |
| ２．　受益権の総数 | 3,116,735,424 口 |

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自 2022 年 9 月 13 日<br>至 2023 年 9 月 11 日 |
|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、 |

| | |
|---|---|
| | 運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 |

２　金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 2.時価の算定方法 | （1）有価証券<br>売買目的有価証券は、該当事項はありません。<br>（2）デリバティブ取引<br>デリバティブ取引は、該当事項はありません。<br>（3）上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

| | ［2023年 9月11日現在］ |
|---|---|
| 1口当たり純資産額 | 1.0181円 |
| (1万口当たり純資産額) | (10,181円) |

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金）】

【純資産額計算書】

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 20,491,363,341 |
| Ⅱ　負債総額 | 34,957,500 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 20,456,405,841 |
| Ⅳ　発行済口数 | 17,506,047,038口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.1685 |
| （10,000口当たり） | （11,685） |

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３５（確定拠出年金）】

【純資産額計算書】

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 11,012,699,947 |
| Ⅱ　負債総額 | 5,009,235 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 11,007,690,712 |
| Ⅳ　発行済口数 | 9,432,254,288口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.1670 |
| （10,000口当たり） | （11,670） |

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０４０（確定拠出年金）】

【純資産額計算書】

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 11,198,822,990 |
| Ⅱ　負債総額 | 5,316,155 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 11,193,506,835 |
| Ⅳ　発行済口数 | 8,038,502,740口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.3925 |
| （10,000口当たり） | （13,925） |

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０４５（確定拠出年金）】

【純資産額計算書】

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 7,277,181,196 |
| Ⅱ　負債総額 | 9,505,187 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 7,267,676,009 |
| Ⅳ　発行済口数 | 5,551,554,907口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.3091 |
| （10,000口当たり） | （13,091） |

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０５０（確定拠出年金）】

【純資産額計算書】

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 7,339,100,558 |
| Ⅱ　負債総額 | 6,578,278 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 7,332,522,280 |
| Ⅳ　発行済口数 | 4,790,988,738口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.5305 |
| （10,000口当たり） | （15,305） |

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０５５（確定拠出年金）】

【純資産額計算書】

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 3,910,974,378 |
| Ⅱ　負債総額 | 3,076,868 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 3,907,897,510 |
| Ⅳ　発行済口数 | 2,813,269,966口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.3891 |
| （10,000口当たり） | （13,891） |

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６０（確定拠出年金）】

【純資産額計算書】

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 3,290,676,299 |

| | |
|---|---|
| Ⅱ　負債総額 | 2,970,323 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 3,287,705,976 |
| Ⅳ　発行済口数 | 2,199,162,615口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.4950 |
| （10,000口当たり） | （14,950） |

【三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６５（確定拠出年金）】

【純資産額計算書】

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 1,430,493,197 |
| Ⅱ　負債総額 | 613,988 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 1,429,879,209 |
| Ⅳ　発行済口数 | 1,046,469,504口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.3664 |
| （10,000口当たり） | （13,664） |

（参考）

ＴＯＰＩＸマザーファンド

純資産額計算書

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 1,196,728,859,419 |
| Ⅱ　負債総額 | 35,506,075,695 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 1,161,222,783,724 |
| Ⅳ　発行済口数 | 412,578,708,183口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ） | 2.8145 |
| （10,000口当たり） | （28,145） |

外国株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 3,137,957,106,534 |
| Ⅱ　負債総額 | 5,804,925,754 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 3,132,152,180,780 |

| | |
|---|---|
| Ⅳ　発行済口数 | 561,380,798,153口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ） | 5.5794 |
| （10,000口当たり） | （55,794） |

日本債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 768,203,010,710 |
| Ⅱ　負債総額 | 7,086,151,949 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 761,116,858,761 |
| Ⅳ　発行済口数 | 598,644,188,220口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.2714 |
| （10,000口当たり） | （12,714） |

外国債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 478,592,166,565 |
| Ⅱ　負債総額 | 2,308,190,159 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 476,283,976,406 |
| Ⅳ　発行済口数 | 194,537,189,911口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ） | 2.4483 |
| （10,000口当たり） | （24,483） |

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

2023年 9月 29日現在

（単位：円）

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 3,513,469,803 |
| Ⅱ　負債総額 | 71,421,961 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 3,442,047,842 |
| Ⅳ　発行済口数 | 3,380,992,280口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.0181 |
| （10,000口当たり） | （10,181） |

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2023年10月1日現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を

行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

委託会社は 2023 年 10 月１日にエム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更しました。

2023 年 9 月 29 日現在における三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 商品分類 | 本　数<br>（本） | 純資産総額<br>（百万円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 862 | 26,640,348 |
| 追加型公社債投資信託 | 16 | 1,581,558 |
| 単位型株式投資信託 | 89 | 403,864 |
| 単位型公社債投資信託 | 49 | 98,372 |
| 合　計 | 1,016 | 28,724,142 |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

（ご参考）2023 年９月 29 日現在におけるエム・ユー投資顧問株式会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 商品分類 | 本　数<br>（本） | 純資産総額<br>（百万円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 35 | 233,496 |
| 追加型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 単位型株式投資信託 | 12 | 32,898 |
| 単位型公社債投資信託 | 1 | 6,688 |
| 合　計 | 48 | 273,081 |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 38 期事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 青　木　裕　晃 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊　藤　鉄　也 |

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行

を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

| | | 第37期<br>（2022年3月31日現在） | | 第38期<br>（2023年3月31日現在） |
|---|---|---|---|---|
| （資産の部） | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | ※2 | 51,593,362 | ※2 | 51,733,041 |
| 有価証券 | | 293,326 | | 1,579,691 |
| 前払費用 | | 645,109 | | 770,747 |
| 未収入金 | | 61,092 | | 81,854 |
| 未収委託者報酬 | | 15,750,264 | | 16,753,855 |
| 未収収益 | ※2 | 783,790 | ※2 | 688,142 |
| 金銭の信託 | | 8,401,300 | | 10,400,000 |
| その他 | | 295,584 | | 745,576 |
| 流動資産合計 | | 77,823,830 | | 82,752,908 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | ※1 | 391,042 | ※1 | 181,551 |
| 器具備品 | ※1 | 1,079,023 | ※1 | 730,357 |
| 土地 | | 628,433 | | 628,433 |
| 建設仮勘定 | | － | | 1,111,177 |
| 有形固定資産合計 | | 2,098,499 | | 2,651,520 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 電話加入権 | | 15,822 | | 15,822 |
| ソフトウェア | | 4,381,293 | | 4,183,644 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 1,581,652 | | 1,907,739 |
| 無形固定資産合計 | | 5,978,768 | | 6,107,206 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 16,803,642 | | 12,022,365 |
| 関係会社株式 | | 159,536 | | 159,536 |
| 投資不動産 | ※1 | 810,684 | ※1 | 807,066 |
| 長期差入保証金 | | 524,244 | | 689,492 |
| 前払年金費用 | | 189,708 | | 118,832 |
| 繰延税金資産 | | 982,406 | | 1,675,132 |
| その他 | | 45,230 | | 45,230 |
| 貸倒引当金 | | △23,600 | | △23,600 |
| 投資その他の資産合計 | | 19,491,852 | | 15,494,056 |
| 固定資産合計 | | 27,569,120 | | 24,252,782 |
| 資産合計 | | 105,392,950 | | 107,005,691 |

（単位：千円）

| | | 第37期<br>（2022年3月31日現在） | | 第38期<br>（2023年3月31日現在） |
|---|---|---|---|---|
| （負債の部） | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 565,222 | | 507,559 |
| 未払金 | | | | |
| 未払収益分配金 | | 197,334 | | 114,094 |
| 未払償還金 | | 7,418 | | 7,418 |
| 未払手数料 | ※2 | 6,423,139 | ※2 | 6,139,595 |
| その他未払金 | ※2 | 4,565,457 | ※2 | 955,697 |
| 未払費用 | ※2 | 4,328,968 | ※2 | 5,778,896 |
| 未払消費税等 | | 1,112,923 | | 439,657 |
| 未払法人税等 | | 769,692 | | 2,375,281 |
| 賞与引当金 | | 942,287 | | 849,840 |
| 役員賞与引当金 | | 149,028 | | 154,872 |
| その他 | | 5,517 | | 5,517 |
| 流動負債合計 | | 19,066,990 | | 17,328,431 |
| 固定負債 | | | | |
| 長期未払金 | | 10,800 | | － |
| 退職給付引当金 | | 1,246,300 | | 1,333,882 |
| 役員退職慰労引当金 | | 117,938 | | 75,667 |
| 時効後支払損引当金 | | 250,214 | | 254,296 |
| 固定負債合計 | | 1,625,252 | | 1,663,846 |
| 負債合計 | | 20,692,243 | | 18,992,277 |
| （純資産の部） | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 2,000,131 | | 2,000,131 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 3,572,096 | | 3,572,096 |
| その他資本剰余金 | | 41,160,616 | | 41,160,616 |
| 資本剰余金合計 | | 44,732,712 | | 44,732,712 |
| 利益剰余金 | | | | |
| 利益準備金 | | 342,589 | | 342,589 |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 別途積立金 | | 6,998,000 | | 6,998,000 |
| 繰越利益剰余金 | | 29,000,498 | | 33,267,700 |
| 利益剰余金合計 | | 36,341,088 | | 40,608,289 |
| 株主資本合計 | | 83,073,932 | | 87,341,133 |

（単位：千円）

| | 第37期<br>（2022年3月31日現在） | 第38期<br>（2023年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,626,775 | 672,279 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,626,775 | 672,279 |
| 純資産合計 | 84,700,707 | 88,013,413 |
| 負債純資産合計 | 105,392,950 | 107,005,691 |

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

| | 第37期<br>（自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日） | | 第38期<br>（自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） | |
|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 79,977,953 | | 84,121,445 |
| 投資顧問料 | | 2,711,169 | | 2,750,601 |
| その他営業収益 | | 13,459 | | 10,412 |
| 営業収益合計 | | 82,702,582 | | 86,882,459 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | ※2 | 31,644,834 | ※2 | 31,461,274 |
| 広告宣伝費 | | 720,785 | | 798,894 |
| 公告費 | | 500 | | 375 |
| 調査費 | | | | |
| 調査費 | | 2,430,158 | | 2,849,042 |
| 委託調査費 | | 14,557,009 | | 19,236,505 |
| 事務委託費 | | 1,450,062 | | 1,751,807 |
| 営業雑経費 | | | | |
| 通信費 | | 138,868 | | 113,480 |
| 印刷費 | | 379,428 | | 367,379 |
| 協会費 | | 49,590 | | 58,128 |
| 諸会費 | | 17,729 | | 18,447 |
| 事務機器関連費 | | 2,172,978 | | 2,238,382 |
| その他営業雑経費 | | 649 | | － |
| 営業費用合計 | | 53,562,596 | | 58,893,717 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | | | |
| 役員報酬 | | 414,260 | | 416,461 |
| 給料・手当 | | 6,496,233 | | 6,565,766 |
| 賞与引当金繰入 | | 942,287 | | 849,840 |
| 役員賞与引当金繰入 | | 149,028 | | 154,872 |
| 福利厚生費 | | 1,282,310 | | 1,279,885 |
| 交際費 | | 4,874 | | 8,942 |
| 旅費交通費 | | 21,698 | | 75,274 |
| 租税公課 | | 430,233 | | 403,955 |
| 不動産賃借料 | | 724,961 | | 719,707 |
| 退職給付費用 | | 494,615 | | 388,176 |
| 固定資産減価償却費 | | 2,249,287 | | 2,418,341 |
| 諸経費 | | 379,054 | | 444,313 |
| 一般管理費合計 | | 13,588,846 | | 13,725,534 |
| 営業利益 | | 15,551,139 | | 14,263,207 |

（単位：千円）

| | 第37期<br>（自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日） | | 第38期<br>（自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） | |
|---|---|---|---|---|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 243,133 | | 47,353 |
| 受取利息 | ※2 | 7,408 | ※2 | 10,279 |
| 投資有価証券償還益 | | 1,089,101 | | 609,102 |
| 収益分配金等時効完成分 | | 137,485 | | 94,351 |
| 受取賃貸料 | ※2 | 65,808 | ※2 | 65,808 |
| その他 | | 36,211 | | 36,894 |
| 営業外収益合計 | | 1,579,148 | | 863,788 |
| 営業外費用 | | | | |
| 投資有価証券償還損 | | 3,074 | | 32,995 |
| 時効後支払損引当金繰入 | | 16,548 | | 31,951 |
| 事務過誤費 | | 76,076 | | 2,680 |
| 賃貸関連費用 | | 15,780 | | 14,262 |
| その他 | | 7,585 | | 32,394 |
| 営業外費用合計 | | 119,066 | | 114,284 |
| 経常利益 | | 17,011,221 | | 15,012,711 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 605,706 | | 387,113 |
| 特別利益合計 | | 605,706 | | 387,113 |
| 特別損失 | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 28,188 | | 15,828 |
| 投資有価証券評価損 | | 36,558 | | 104,554 |
| 固定資産除却損 | ※1 | 13,094 | ※1 | 32,791 |
| 減損損失 | | － | ※3 | 315,350 |
| 特別損失合計 | | 77,840 | | 468,524 |
| 税引前当期純利益 | | 17,539,087 | | 14,931,300 |
| 法人税、住民税及び事業税 | ※2 | 5,366,608 | ※2 | 4,860,444 |
| 法人税等調整額 | | 22,446 | | △271,471 |
| 法人税等合計 | | 5,389,054 | | 4,588,973 |
| 当期純利益 | | 12,150,032 | | 10,342,327 |

（3）【株主資本等変動計算書】

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | ― | ― | ― |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 342,589 | 6,998,000 | 26,951,289 | 34,291,879 | 81,024,723 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 475,687 | 475,687 | 475,687 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 342,589 | 6,998,000 | 27,426,976 | 34,767,566 | 81,500,410 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △10,576,511 | △10,576,511 | △10,576,511 |
| 当期純利益 | | | 12,150,032 | 12,150,032 | 12,150,032 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | ― | 1,573,521 | 1,573,521 | 1,573,521 |
| 当期末残高 | 342,589 | 6,998,000 | 29,000,498 | 36,341,088 | 83,073,932 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 | |
| 当期首残高 | 2,301,606 | 2,301,606 | 83,326,329 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 475,687 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 2,301,606 | 2,301,606 | 83,802,017 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △10,576,511 |
| 当期純利益 | | | 12,150,032 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △674,831 | △674,831 | △674,831 |
| 当期変動額合計 | △674,831 | △674,831 | 898,690 |
| 当期末残高 | 1,626,775 | 1,626,775 | 84,700,707 |

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | ― | ― | ― |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 342,589 | 6,998,000 | 29,000,498 | 36,341,088 | 83,073,932 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △6,075,125 | △6,075,125 | △6,075,125 |
| 当期純利益 | | | 10,342,327 | 10,342,327 | 10,342,327 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | ― | 4,267,201 | 4,267,201 | 4,267,201 |
| 当期末残高 | 342,589 | 6,998,000 | 33,267,700 | 40,608,289 | 87,341,133 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,626,775 | 1,626,775 | 84,700,707 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △6,075,125 |
| 当期純利益 | | | 10,342,327 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △954,495 | △954,495 | △954,495 |
| 当期変動額合計 | △954,495 | △954,495 | 3,312,705 |
| 当期末残高 | 672,279 | 672,279 | 88,013,413 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2.金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | 5 年～50 年 |
| 器具備品 | 2 年～20 年 |
| 投資不動産 | 5 年～47 年 |

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるた

め、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、財務諸表への影響はありません。

（貸借対照表関係）

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

| | 第 37 期<br>（2022 年 3 月 31 日現在） | 第 38 期<br>（2023 年 3 月 31 日現在） |
|---|---|---|
| 建物 | 805,250 千円 | 1,006,606 千円 |
| 器具備品 | 2,054,366 千円 | 1,985,072 千円 |
| 投資不動産 | 157,995 千円 | 163,978 千円 |

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第 37 期<br>（2022 年 3 月 31 日現在） | 第 38 期<br>（2023 年 3 月 31 日現在） |
|---|---|---|
| 預金 | 43,782,913 千円 | 40,165,058 千円 |
| 未収収益 | 13,741 千円 | 15,046 千円 |
| 未払手数料 | 836,105 千円 | 790,279 千円 |
| その他未払金 | 3,887,520 千円 | 77,007 千円 |
| 未払費用 | 337,847 千円 | 277,358 千円 |

（損益計算書関係）

※1. 固定資産除却損の内訳

| | 第 37 期<br>（自 2021 年 4 月 1 日<br>至 2022 年 3 月 31 日） | 第 38 期<br>（自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日） |
|---|---|---|
| 建物 | 2,599 千円 | 1,047 千円 |
| 器具備品 | 10,495 千円 | 29,762 千円 |
| ソフトウェア | － | 1,981 千円 |
| 計 | 13,094 千円 | 32,791 千円 |

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第 37 期<br>（自 2021 年 4 月 1 日<br>至 2022 年 3 月 31 日） | 第 38 期<br>（自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日） |
|---|---|---|
| 支払手数料 | 5,153,589 千円 | 4,893,312 千円 |
| 受取利息 | 7,377 千円 | 10,236 千円 |
| 受取賃貸料 | 65,808 千円 | 68,168 千円 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,062,765 千円 | 3,947,200 千円 |

※3. 減損損失

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 東京都千代田区（本社） | ホームページ | ソフトウェア | 315,350 千円 |

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

翌期において、ホームページのリニューアルを予定しており、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

（株主資本等変動計算書関係）
第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首株式数 （株） | 当事業年度増加株式数 （株） | 当事業年度減少株式数 （株） | 当事業年度末株式数 （株） |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | － | － | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | － | － | 211,581 |

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額
2021年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 10,576,511千円
② １株当たり配当額 49,988円
③ 基準日 2021年3月31日
④ 効力発生日 2021年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 6,075,125千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 28,713円
④ 基準日 2022年3月31日
⑤ 効力発生日 2022年6月29日

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首株式数 （株） | 当事業年度増加株式数 （株） | 当事業年度減少株式数 （株） | 当事業年度末株式数 （株） |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | － | － | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | － | － | 211,581 |

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額
2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 6,075,125千円
② １株当たり配当額 28,713円
③ 基準日 2022年3月31日
④ 効力発生日 2022年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2023年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
① 配当金の総額 5,171,039千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 24,440円
④ 基準日 2023年3月31日
⑤ 効力発生日 2023年6月29日

（リース取引関係）
〈借主側〉
オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 第37期<br>(2022年3月31日現在) | 第38期<br>(2023年3月31日現在) |
|---|---|---|
| 1年内 | 709,808千円 | 962,809千円 |
| 1年超 | 414,054千円 | 1,532,728千円 |
| 合計 | 1,123,863千円 | 2,495,537千円 |

（金融商品関係）
1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注２）参照)。

第37期(2022年3月31日現在)

| | 貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| (1) 有価証券 | 293,326 | 293,326 | － |
| (2) 金銭の信託 | 8,401,300 | 8,401,300 | － |
| (3) 投資有価証券 | 16,772,282 | 16,772,282 | － |
| 資産計 | 25,466,909 | 25,466,909 | － |

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
(注 2) 市場価格のない株式等
非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。また、関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。
(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(2022年3月31日現在) （単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 51,593,362 | － | － | － |
| 金銭の信託 | 8,401,300 | － | － | － |
| 未収委託者報酬 | 15,750,264 | － | － | － |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 293,326 | 6,911,464 | 3,695,585 | － |
| 合計 | 76,038,253 | 6,911,464 | 3,695,585 | － |

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

| | 貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| (1)　有価証券 | 1,579,691 | 1,579,691 | － |
| (2)　金銭の信託 | 10,400,000 | 10,400,000 | － |
| (3)　投資有価証券 | 12,022,365 | 12,022,365 | － |
| 資産計 | 24,002,056 | 24,002,056 | － |

(注 1)　「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2)　市場価格のない株式等

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4)　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)　（単位：千円）

| | 1 年以内 | 1 年超<br>5 年以内 | 5 年超<br>10 年以内 | 10 年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 51,733,041 | － | － | － |
| 金銭の信託 | 10,400,000 | － | － | － |
| 未収委託者報酬 | 16,753,855 | － | － | － |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 1,579,691 | 4,859,714 | 1,433,213 | － |
| 合計 | 80,466,587 | 4,859,714 | 1,433,213 | － |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第 37 期(2022 年 3 月 31 日現在)

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 | 合計 |
| 金銭の信託 | － | 8,401,300 | － | 8,401,300 |
| 資産計 | － | 8,401,300 | － | 8,401,300 |

※財務諸表等規則附則（2021 年 9 月 24 日内閣府令第 9 号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326 千円、投資有価証券 16,772,282 千円）は、表には含めておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 | 合計 |
| 有価証券 | － | 1,579,691 | － | 1,579,691 |
| 金銭の信託 | － | 10,400,000 | － | 10,400,000 |
| 投資有価証券 | 1,794,704 | 10,227,661 | － | 12,022,365 |
| 資産計 | 1,794,704 | 22,207,352 | － | 24,002,056 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

第 37 期（2022 年 3 月 31 日現在）及び第 38 期（2023 年 3 月 31 日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第37期(2022年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額（千円） | 取得原価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | － | － | － |
| | 債券 | － | － | － |
| | その他 | 19,193,250 | 16,560,340 | 2,632,910 |
| | 小計 | 19,193,250 | 16,560,340 | 2,632,910 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | － | － | － |
| | 債券 | － | － | － |
| | その他 | 6,273,658 | 6,561,836 | △288,177 |
| | 小計 | 6,273,658 | 6,561,836 | △288,177 |
| 合計 | | 25,466,909 | 23,122,176 | 2,344,732 |

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は 8,401,300 千円、取得原価は 8,400,000 千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

第38期(2023年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額（千円） | 取得原価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | － | － | － |
| | 債券 | － | － | － |
| | その他 | 8,983,713 | 7,558,314 | 1,425,399 |
| | 小計 | 8,983,713 | 7,558,314 | 1,425,399 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | － | － | － |
| | 債券 | － | － | － |
| | その他 | 15,018,343 | 15,474,760 | △456,417 |
| | 小計 | 15,018,343 | 15,474,760 | △456,417 |
| 合計 | | 24,002,056 | 23,033,074 | 968,982 |

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は 10,400,000 千円、取得原価は 10,400,000 千円）を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

| 種類 | 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|---|---|---|---|
| 株式 | － | － | － |
| 債券 | － | － | － |
| その他 | 4,164,921 | 605,706 | 28,188 |
| 合計 | 4,164,921 | 605,706 | 28,188 |

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 種類 | 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|---|---|---|---|
| 株式 | 17,240 | － | 14,120 |
| 債券 | － | － | － |
| その他 | 1,551,405 | 387,113 | 1,708 |
| 合計 | 1,568,645 | 387,113 | 15,828 |

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 第 37 期<br>（自 2021 年 4 月 1 日<br>至 2022 年 3 月 31 日） | 第 38 期<br>（自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日） |
|---|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 3,729,235 千円 | 3,723,521 千円 |
| 勤務費用 | 198,457 | 196,190 |
| 利息費用 | 21,549 | 25,925 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △46,069 | △186,130 |
| 退職給付の支払額 | △179,650 | △176,727 |
| 過去勤務費用の発生額 | － | － |
| 退職給付債務の期末残高 | 3,723,521 | 3,582,778 |

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 第 37 期<br>（自 2021 年 4 月 1 日<br>至 2022 年 3 月 31 日） | 第 38 期<br>（自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日） |
|---|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 2,649,846 千円 | 2,583,927 千円 |
| 期待運用収益 | 47,588 | 46,453 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,824 | △103,934 |
| 事業主からの拠出額 | － | － |
| 退職給付の支払額 | △115,331 | △100,694 |
| 年金資産の期末残高 | 2,583,927 | 2,425,752 |

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | 第37期<br>(2022年3月31日現在) | 第38期<br>(2023年3月31日現在) |
|---|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,675,015　千円 | 2,468,195　千円 |
| 年金資産 | △2,583,927 | △2,425,752 |
| | 91,087 | 42,442 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 1,048,506 | 1,114,583 |
| 未積立退職給付債務 | 1,139,593 | 1,157,025 |
| 未認識数理計算上の差異 | 205,679 | 281,343 |
| 未認識過去勤務費用 | △288,681 | △223,319 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,056,591 | 1,215,049 |
| | | |
| 退職給付引当金 | 1,246,300 | 1,333,882 |
| 前払年金費用 | △189,708 | △118,832 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,056,591 | 1,215,049 |

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 第37期<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日) | 第38期<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) |
|---|---|---|
| 勤務費用 | 198,457　千円 | 196,190　千円 |
| 利息費用 | 21,549 | 25,925 |
| 期待運用収益 | △47,588 | △46,453 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △3,547 | △6,532 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 65,361 | 65,361 |
| その他 | 109,013 | 1,600 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 343,245 | 236,091 |

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 第37期<br>(2022年3月31日現在) | 第38期<br>(2023年3月31日現在) |
|---|---|---|
| 債券 | 62.0　% | 63.6　% |
| 株式 | 36.3 | 34.2 |
| その他 | 1.7 | 2.2 |
| 合計 | 100 | 100 |

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第37期<br>(2022年3月31日現在) | 第38期<br>(2023年3月31日現在) |
|---|---|---|
| 割引率 | 0.078～0.72% | 0.066～1.13% |
| 長期期待運用収益率 | 1.5～1.8% | 1.5～1.8% |

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,370千円、当事業年度152,084千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第37期<br>(2022年3月31日現在) | 第38期<br>(2023年3月31日現在) |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | 410,082千円 | 499,742千円 |
| 投資有価証券評価損 | 65,490 | 47,876 |
| 未払事業税 | 165,702 | 169,997 |
| 賞与引当金 | 288,528 | 260,221 |
| 役員賞与引当金 | 25,799 | 29,828 |
| 役員退職慰労引当金 | 36,112 | 23,169 |
| 退職給付引当金 | 381,617 | 408,434 |
| 減価償却超過額 | 145,316 | 227,100 |
| 差入保証金 | － | 52,869 |
| 長期差入保証金 | 52,869 | － |
| 時効後支払損引当金 | 76,615 | 77,865 |
| 連結納税適用による時価評価 | 35,311 | 35,311 |
| その他 | 76,257 | 177,003 |
| 繰延税金資産　小計 | 1,759,702 | 2,009,420 |
| 評価性引当額 | ― | ― |
| 繰延税金資産　合計 | 1,759,702 | 2,009,420 |
| | | |
| 繰延税金負債 | | |
| 前払年金費用 | △58,088 | △36,386 |
| 連結納税適用による時価評価 | △1,149 | △1,098 |
| その他有価証券評価差額金 | △717,957 | △296,702 |
| その他 | △101 | △101 |
| 繰延税金負債　合計 | △777,296 | △334,288 |
| | | |
| 繰延税金資産の純額 | 982,406 | 1,675,132 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第 37 期（2022 年 3 月 31 日現在）及び第 38 期（2023 年 3 月 31 日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（収益認識関係）
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の 6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）
[セグメント情報]
第 37 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）及び第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]
第 37 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）及び第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）
1. 製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報
(1) 営業収益
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。
(2) 有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注5) | 科目 | 期末残高(注5) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区 | 2,141,513百万円 | 銀行持株会社業 | 被所有間接100.0% | 連結納税 | 連結納税に伴う支払(注1) | 4,062,765千円 | その他未払金 | 3,887,520千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ信託銀行㈱ | 東京都千代田区 | 324,279百万円 | 信託業、銀行業 | 被所有直接100.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等<br>投資の助言<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)<br>投資助言料(注3) | 5,153,589千円<br>499,388千円 | 未払手数料<br>未払費用 | 836,105千円<br>272,264千円 |

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注5) | 科目 | 期末残高(注5) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区 | 2,141,513百万円 | 銀行持株会社業 | 被所有間接100.0% | 連結納税等 | 連結納税等に伴う支払(注4) | 3,947,200千円 | その他未払金 | 77,007千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ信託銀行㈱ | 東京都千代田区 | 324,279百万円 | 信託業、銀行業 | 被所有直接100.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等<br>投資の助言<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)<br>投資助言料(注3) | 4,893,312千円<br>463,416千円 | 未払手数料<br>未払費用 | 790,279千円<br>253,093千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。

5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（注2） | 科目 | 期末残高（注2） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | ㈱三菱UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958百万円 | 銀行業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） | 4,097,951千円 | 未払手数料 | 838,058千円 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） | 7,025,984千円 | 未払手数料 | 1,319,958千円 |

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（注2） | 科目 | 期末残高（注2） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | ㈱三菱UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958百万円 | 銀行業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） | 4,052,979千円 | 未払手数料 | 868,785千円 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） | 6,661,991千円 | 未払手数料 | 1,218,051千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

| | 第37期<br>（自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日） | 第38期<br>（自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） |
|---|---|---|
| １株当たり純資産額 | 400,322.84円 | 415,979.76円 |
| １株当たり当期純利益金額 | 57,424.97円 | 48,881.17円 |

（注）1. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第37期<br>（自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日） | 第38期<br>（自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） |
|---|---|---|
| 当期純利益金額　（千円） | 12,150,032 | 10,342,327 |
| 普通株主に帰属しない金額　（千円） | － | － |
| 普通株式に係る当期純利益金額（千円） | 12,150,032 | 10,342,327 |
| 普通株式の期中平均株式数　（株） | 211,581 | 211,581 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

委託会社は 2023 年 10 月 1 日にエム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更しました。

上記以外、該当事項はありません。

# 約款

追加型証券投資信託

三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）

約　　款

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

# 三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）

## 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

②2030 年の決算日（第 15 計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③当初設定時の基本資産配分は、国内株式 24%、外国株式 12%、国内債券 59%および外国債券５％とします。

④2030 年の決算日の翌日（第 16 計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）投資制限

①株式への実質投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

３．収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第１項および第２項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から2050年９月９日まで、または第47条第８項、第48条第１項、第49条第１項、第50条第１項および第52条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とするＴＯＰＩＸマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定めるものをいいます。）

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
23．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第１号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．信託の受益権（金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
７．投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第２条第２項第５号に該当するものをいいます。）
８．外国の者に対する権利で前３号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行

うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

③　この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限ります。）において投資するモルガン・スタンレー株式については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。

④　前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第２項から第６項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ま

たは信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第29条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④　第２項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第30条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からそ

の翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第37条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条　この信託の計算期間は、毎年９月11日から翌年９月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2016年９月12日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第39条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第40条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第２計算期間以降の毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第41条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

| 計算期間 | 信託報酬率 |
|---|---|
| 第１計算期間から第10計算期間の場合 | 年10,000分の34の率 |
| 第11計算期間から第15計算期間の場合 | 年10,000分の28の率 |

第16計算期間以降の場合　　年10,000分の22の率

② 前項の信託報酬は、第２計算期間以降の毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第１項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第２項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金の再投資）

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金および一部解約金の支払い）

第45条 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同

口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 一部解約金は、第47条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第１項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④ 受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第２項から第５項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を

行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該

当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条　第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

②　前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第57条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第58条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第44条第３項および第45条第４項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第４条　第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日　2015年12月18日

（付表）

１．約款第13条第２項および第47条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日
ロンドン証券取引所の休業日
ロンドンの銀行の休業日
その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）

約　　款

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

# 三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）

## 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

②2035 年の決算日（第 18 計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③当初設定時の基本資産配分は、国内株式 29％、外国株式 14％、国内債券 52％および外国債券５％とします。

④2035 年の決算日の翌日（第 19 計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）投資制限

①株式への実質投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑤外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

３．収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第１項および第２項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から2055年９月10日まで、または第47条第８項、第48条第１項、第49条第１項、第50条第１項および第52条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とするＴＯＰＩＸマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定めるものをいいます。）

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
23．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第１号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
７．信託の受益権（金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
８．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
９．合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第２条第２項第３号で定めるものをいいます。）
10．外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの
11．投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第２条第２項第５号で定めるものをいいます。）
12．外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお

ける他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限ります。）において投資するモルガン・スタンレー株式については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。

④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第２項から第６項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④ 第２項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第37条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条　この信託の計算期間は、毎年９月11日から翌年９月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2018年９月10日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第39条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第40条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第２計算期間以降の毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第41条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

| 計算期間 | 信託報酬率 |
|---|---|
| 第１計算期間から第３計算期間の場合 | 年10,000分の36の率 |
| 第４計算期間から第13計算期間の場合 | 年10,000分の34の率 |
| 第14計算期間から第18計算期間の場合 | 年10,000分の28の率 |
| 第19計算期間以降の場合 | 年10,000分の22の率 |

②　前項の信託報酬は、第２計算期間以降の毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第42条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条　受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第１項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第２項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金の再投資）

第44条　収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金および一部解約金の支払い）

第45条　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振

替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 一部解約金は、第47条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第１項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④ 受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第２項から第５項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）
第48条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。
（信託契約に関する監督官庁の命令）
第49条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。
（委託者の登録取消等に伴う取扱い）
第50条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）
第51条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）
第52条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
（信託約款の変更等）
第53条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した

ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第58条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第44条第３項および第45条第４項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第４条　第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日　2017年12月11日

（付表）

１．約款第13条第２項および第47条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日
ロンドン証券取引所の休業日
ロンドンの銀行の休業日
その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）

# 約　　款

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

# 三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）

## 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

②2040 年の決算日（第 25 計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③当初設定時の基本資産配分は、国内株式 37%、外国株式 18%、国内債券 40%および外国債券５％とします。

④2040 年の決算日の翌日（第 26 計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）投資制限

①株式への実質投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

３．収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第１項および第２項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から2060年９月10日まで、または第47条第８項、第48条第１項、第49条第１項、第50条第１項および第52条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とするＴＯＰＩＸマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定めるものをいいます。）

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
23．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第１号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．信託の受益権（金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
７．投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第２条第２項第５号に該当するものをいいます。）
８．外国の者に対する権利で前３号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行

うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

③　この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限ります。）において投資するモルガン・スタンレー株式については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。

④　前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第２項から第６項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ま

たは信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第29条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④　第２項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第30条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からそ

の翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第37条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条　この信託の計算期間は、毎年９月11日から翌年９月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2016年９月12日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第39条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第40条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第２計算期間以降の毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第41条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

| 計算期間 | 信託報酬率 |
|---|---|
| 第１計算期間から第10計算期間の場合 | 年10,000分の36の率 |
| 第11計算期間から第20計算期間の場合 | 年10,000分の34の率 |

第21計算期間から第25計算期間の場合　　年10,000分の28の率
第26計算期間以降の場合　　年10,000分の22の率

② 前項の信託報酬は、第２計算期間以降の毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第１項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第２項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金の再投資）

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金および一部解約金の支払い）

第45条 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等

に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 一部解約金は、第47条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第１項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④ 受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第２項から第５項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第44条第３項および第45条第４項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第４条　第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日　2015年12月18日

（付表）

１．約款第13条第２項および第47条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）

# 約　　款

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

# 三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）

## 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

②2045 年の決算日（第 28 計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③当初設定時の基本資産配分は、国内株式 39％、外国株式 20％、国内債券 36％および外国債券５％とします。

④2045 年の決算日の翌日（第 29 計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）投資制限

①株式への実質投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑤外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

３．収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第１項および第２項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から2065年９月10日まで、または第47条第８項、第48条第１項、第49条第１項、第50条第１項および第52条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とするＴＯＰＩＸマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定めるものをいいます。）

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
23．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第１号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
７．信託の受益権（金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
８．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
９．合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第２条第２項第３号で定めるものをいいます。）
10．外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの
11．投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第２条第２項第５号で定めるものをいいます。）
12．外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお

ける他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限ります。）において投資するモルガン・スタンレー株式については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。

④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第２項から第６項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④ 第２項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第37条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条　この信託の計算期間は、毎年９月11日から翌年９月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2018年９月10日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第39条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第40条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第２計算期間以降の毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第41条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

| 計算期間 | 信託報酬率 |
|---|---|
| 第１計算期間から第13計算期間の場合 | 年10,000分の36の率 |
| 第14計算期間から第23計算期間の場合 | 年10,000分の34の率 |
| 第24計算期間から第28計算期間の場合 | 年10,000分の28の率 |
| 第29計算期間以降の場合 | 年10,000分の22の率 |

②　前項の信託報酬は、第２計算期間以降の毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第42条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条　受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第１項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第２項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金の再投資）

第44条　収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金および一部解約金の支払い）

第45条　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振

替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 一部解約金は、第47条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第１項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④ 受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第２項から第５項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）
第48条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。
（信託契約に関する監督官庁の命令）
第49条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。
（委託者の登録取消等に伴う取扱い）
第50条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）
第51条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）
第52条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
（信託約款の変更等）
第53条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した

ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第58条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第44条第３項および第45条第４項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第４条　第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日　2017年12月11日

（付表）

１．約款第13条第２項および第47条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日
ロンドン証券取引所の休業日
ロンドンの銀行の休業日
その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

# 三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）

約　　款

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

# 三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）

## 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

②2050 年の決算日（第 35 計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③当初設定時の基本資産配分は、国内株式 44%、外国株式 22%、国内債券 29%および外国債券５％とします。

④2050 年の決算日の翌日（第 36 計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）投資制限

①株式への実質投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

３．収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第１項および第２項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から2070年９月10日まで、または第47条第８項、第48条第１項、第49条第１項、第50条第１項および第52条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とするＴＯＰＩＸマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定めるものをいいます。）

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
23．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第１号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．信託の受益権（金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
７．投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第２条第２項第５号に該当するものをいいます。）
８．外国の者に対する権利で前３号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行

うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

③　この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限ります。）において投資するモルガン・スタンレー株式については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。

④　前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第２項から第６項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ま

たは信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第29条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④　第２項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第30条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からそ

の翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第37条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条　この信託の計算期間は、毎年９月11日から翌年９月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2016年９月12日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第39条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第40条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第２計算期間以降の毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第41条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

| 計算期間 | 信託報酬率 |
|---|---|
| 第１計算期間から第20計算期間の場合 | 年10,000分の36の率 |
| 第21計算期間から第30計算期間の場合 | 年10,000分の34の率 |

第31計算期間から第35計算期間の場合　　年10,000分の28の率
第36計算期間以降の場合　　年10,000分の22の率

② 前項の信託報酬は、第２計算期間以降の毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第１項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第２項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金の再投資）

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金および一部解約金の支払い）

第45条 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等

に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 一部解約金は、第47条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第１項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④ 受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第２項から第５項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第44条第３項および第45条第４項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第４条　第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日　2015年12月18日

（付表）

１．約款第13条第２項および第47条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）

約　　款

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

# 三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）

## 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

②2055 年の決算日（第 38 計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③当初設定時の基本資産配分は、国内株式 45%、外国株式 23%、国内債券 27%および外国債券５％とします。

④2055 年の決算日の翌日（第 39 計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）投資制限

①株式への実質投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

３．収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第１項および第２項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から2075年９月10日まで、または第47条第８項、第48条第１項、第49条第１項、第50条第１項および第52条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とするＴＯＰＩＸマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定めるものをいいます。）

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
23．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第１号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
７．信託の受益権（金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
８．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
９．合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第２条第２項第３号で定めるものをいいます。）
10．外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの
11．投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第２条第２項第５号で定めるものをいいます。）
12．外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお

ける他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限ります。）において投資するモルガン・スタンレー株式については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。

④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第２項から第６項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④ 第２項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第37条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条　この信託の計算期間は、毎年９月11日から翌年９月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2018年９月10日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第39条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第40条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第２計算期間以降の毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第41条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

| 計算期間 | 信託報酬率 |
|---|---|
| 第１計算期間から第23計算期間の場合 | 年10,000分の36の率 |
| 第24計算期間から第33計算期間の場合 | 年10,000分の34の率 |
| 第34計算期間から第38計算期間の場合 | 年10,000分の28の率 |
| 第39計算期間以降の場合 | 年10,000分の22の率 |

②　前項の信託報酬は、第２計算期間以降の毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第42条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条　受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第１項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第２項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金の再投資）

第44条　収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金および一部解約金の支払い）

第45条　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振

替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 一部解約金は、第47条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第１項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④ 受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第２項から第５項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）
第48条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。
（信託契約に関する監督官庁の命令）
第49条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。
（委託者の登録取消等に伴う取扱い）
第50条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）
第51条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）
第52条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
（信託約款の変更等）
第53条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した

ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第58条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第44条第３項および第45条第４項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第４条　第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日　2017年12月11日

（付表）

１．約款第13条第２項および第47条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日
ロンドン証券取引所の休業日
ロンドンの銀行の休業日
その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）

# 約　　款

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

# 三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）

## 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

②2060 年の決算日（第 42 計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③当初設定時の基本資産配分は、国内株式 45%、外国株式 23%、国内債券 27%および外国債券５％とします。

④2060 年の決算日の翌日（第 43 計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）投資制限

①株式への実質投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

３．収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第１項および第２項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から2080年９月10日まで、または第47条第８項、第48条第１項、第49条第１項、第50条第１項および第52条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とするＴＯＰＩＸマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定めるものをいいます。）

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
23．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第１号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
７．信託の受益権（金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
８．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
９．合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第２条第２項第３号で定めるものをいいます。）
10．外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの
11．投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第２条第２項第５号で定めるものをいいます。）
12．外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお

ける他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限ります。）において投資するモルガン・スタンレー株式については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。

④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第２項から第６項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④ 第２項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第37条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条　この信託の計算期間は、毎年９月11日から翌年９月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2019年９月10日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第39条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第40条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第２計算期間以降の毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第41条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

| 計算期間 | 信託報酬率 |
|---|---|
| 第１計算期間から第27計算期間の場合 | 年10,000分の36の率 |
| 第28計算期間から第37計算期間の場合 | 年10,000分の34の率 |
| 第38計算期間から第42計算期間の場合 | 年10,000分の28の率 |
| 第43計算期間以降の場合 | 年10,000分の22の率 |

②　前項の信託報酬は、第２計算期間以降の毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第42条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条　受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第１項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第２項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金の再投資）

第44条　収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金および一部解約金の支払い）

第45条　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振

替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 一部解約金は、第47条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第１項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④ 受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第２項から第５項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）
第48条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。
（信託契約に関する監督官庁の命令）
第49条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。
（委託者の登録取消等に伴う取扱い）
第50条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）
第51条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）
第52条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
（信託約款の変更等）
第53条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した

ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第58条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第44条第３項および第45条第４項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第４条　第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日　2018年12月11日

（付表）

１．約款第13条第２項および第47条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日
ロンドン証券取引所の休業日
ロンドンの銀行の休業日
その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）

# 約　　款

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

# 三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）

## 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

②2065 年の決算日（第 45 計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③当初設定時の基本資産配分は、国内株式 45%、外国株式 23%、国内債券 27%および外国債券５％とします。

④2065 年の決算日の翌日（第 46 計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）投資制限

①株式への実質投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

３．収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第１項および第２項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から2085年９月10日まで、または第47条第８項、第48条第１項、第49条第１項、第50条第１項および第52条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とするＴＯＰＩＸマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定めるものをいいます。）

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
23．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第１号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
７．信託の受益権（金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
８．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
９．合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第２条第２項第３号で定めるものをいいます。）
10．外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの
11．投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第２条第２項第５号で定めるものをいいます。）
12．外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお

ける他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限ります。）において投資するモルガン・スタンレー株式については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。

④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第２項から第６項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④ 第２項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第37条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条　この信託の計算期間は、毎年９月11日から翌年９月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2021年９月10日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第39条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第40条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第41条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信

託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

| 計算期間 | 信託報酬率 |
|---|---|
| 第１計算期間から第30計算期間の場合 | 年10,000分の36の率 |
| 第31計算期間から第40計算期間の場合 | 年10,000分の34の率 |
| 第41計算期間から第45計算期間の場合 | 年10,000分の28の率 |
| 第46計算期間以降の場合 | 年10,000分の22の率 |

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第１項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第２項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金の再投資）

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金および一部解約金の支払い）

第45条 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 一部解約金は、第47条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第１項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④ 受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第２項から第５項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利で

あると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資

信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金

の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第44条第３項および第45条第４項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第４条　第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日　2020年９月30日

（付表）

１．約款第13条第２項および第47条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日
ロンドン証券取引所の休業日
ロンドンの銀行の休業日
その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

MUFG
三菱UFJアセットマネジメント